第54集

日本労働年鑑

1984年版

THE LABOUR YEAR BOOK OF JAPAN 1984
VOL. XXXXXIV

法政大学大原社会問題研究所

COMPILED BY

OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH
HOSEI UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN

労働旬報社

労働人口のうごき

〔A〕就業者構成

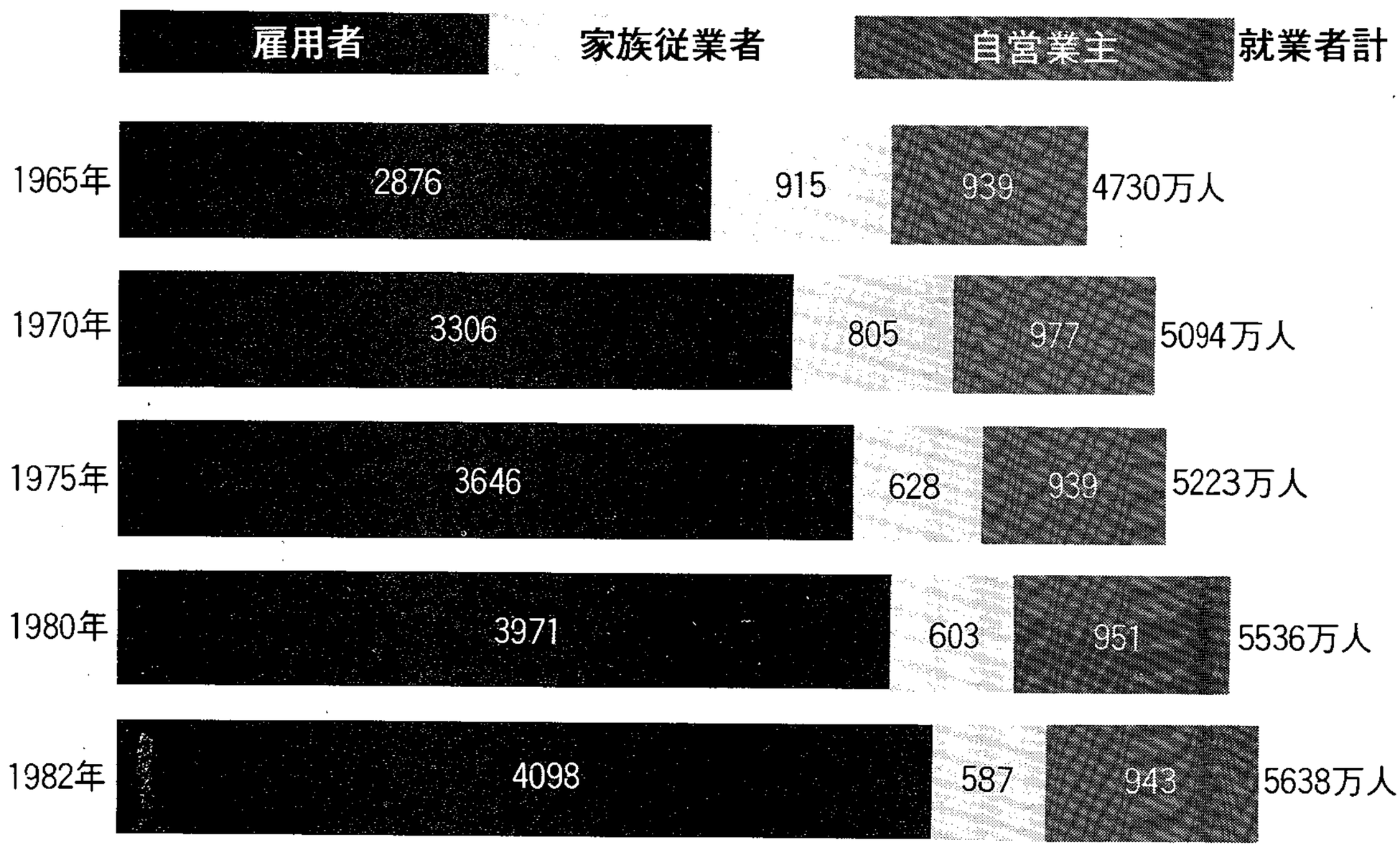

〔B〕第1次、第2次、第3次産業別就業者数

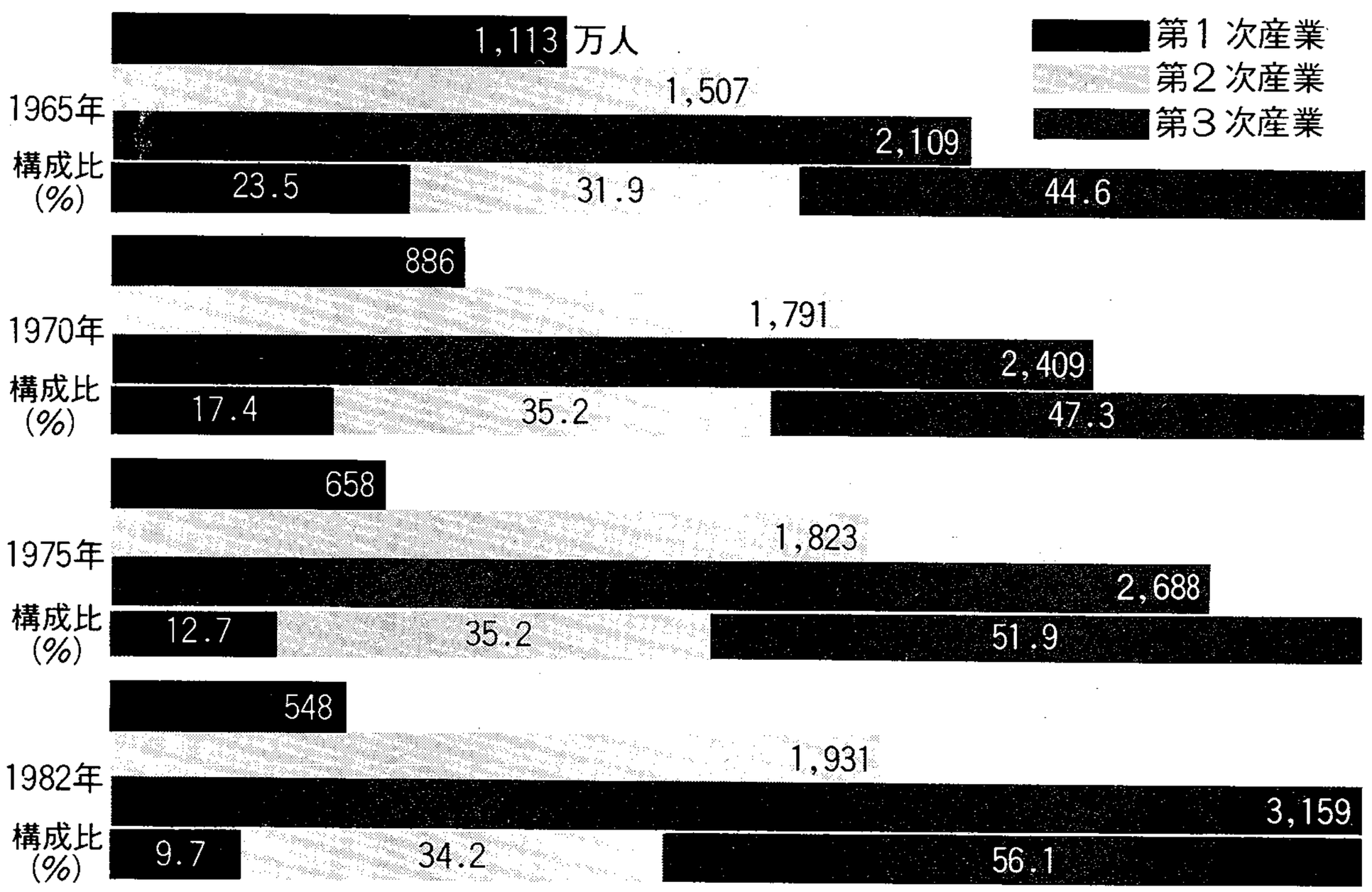

〔備考〕 1）総理府統計局「労働力調査年報」各年による
2）第1次産業：農業、林業、狩猟業、漁業水産養殖業
3）第2次産業：鉱業、建設業、製造業
4）第3次産業：上記以外の産業

日本の雇用者数は1965年の2876万人から、1982年には4098万人へと増加した。この間、第一次産業の就業者は、65年1113万人から、82年548万人へと減少した。また近年、第三次産業の就業者の増加が、顕著である。

雇用・失業情勢の動向

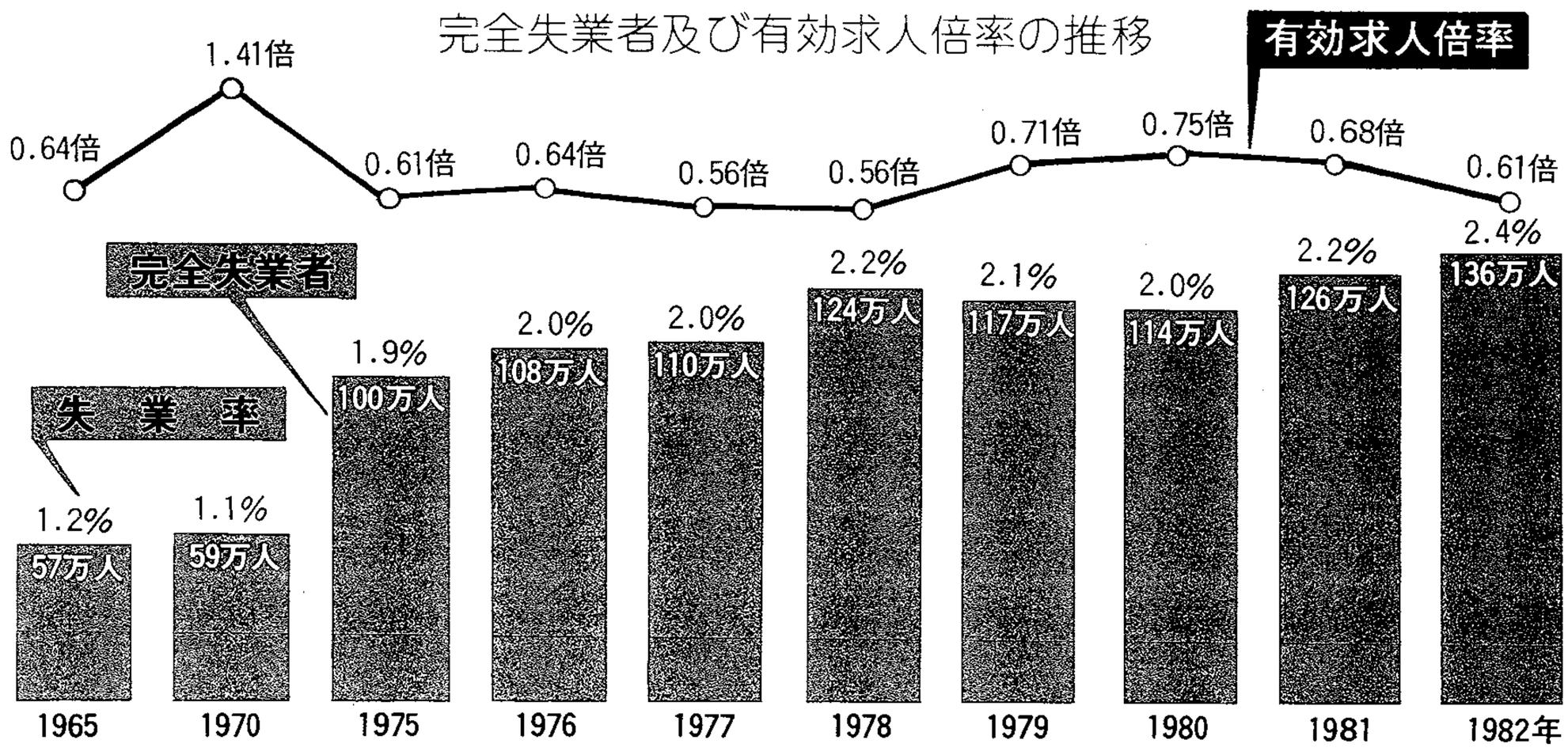

〔備考〕 1) 総理府統計局「労働力調査報告」、労働省「職業安定業務統計」による
2) ここにいう完全失業者とは、就業能力及び就業希望があるものの調査期間中(毎月末1週間)に仕事につけなかったものをいう

高度経済成長期、完全失業者は100万人を割り(失業率1%台)、有効求人倍率も1967年からは1倍を上回っていた。だが1975年以降、完全失業者は100万人台に達し、有効求人倍率も、0.5～0.6倍台に低下している。79～80年の有効求人倍率は0.71倍、0.75倍とやや改善の兆しをみせたが、再び81年以降有効求人倍率は低下し、82年は0.61倍と低下した。また、82年の完全失業者数は、136万人に達した。

製造業における雇用・生産性・労働時間

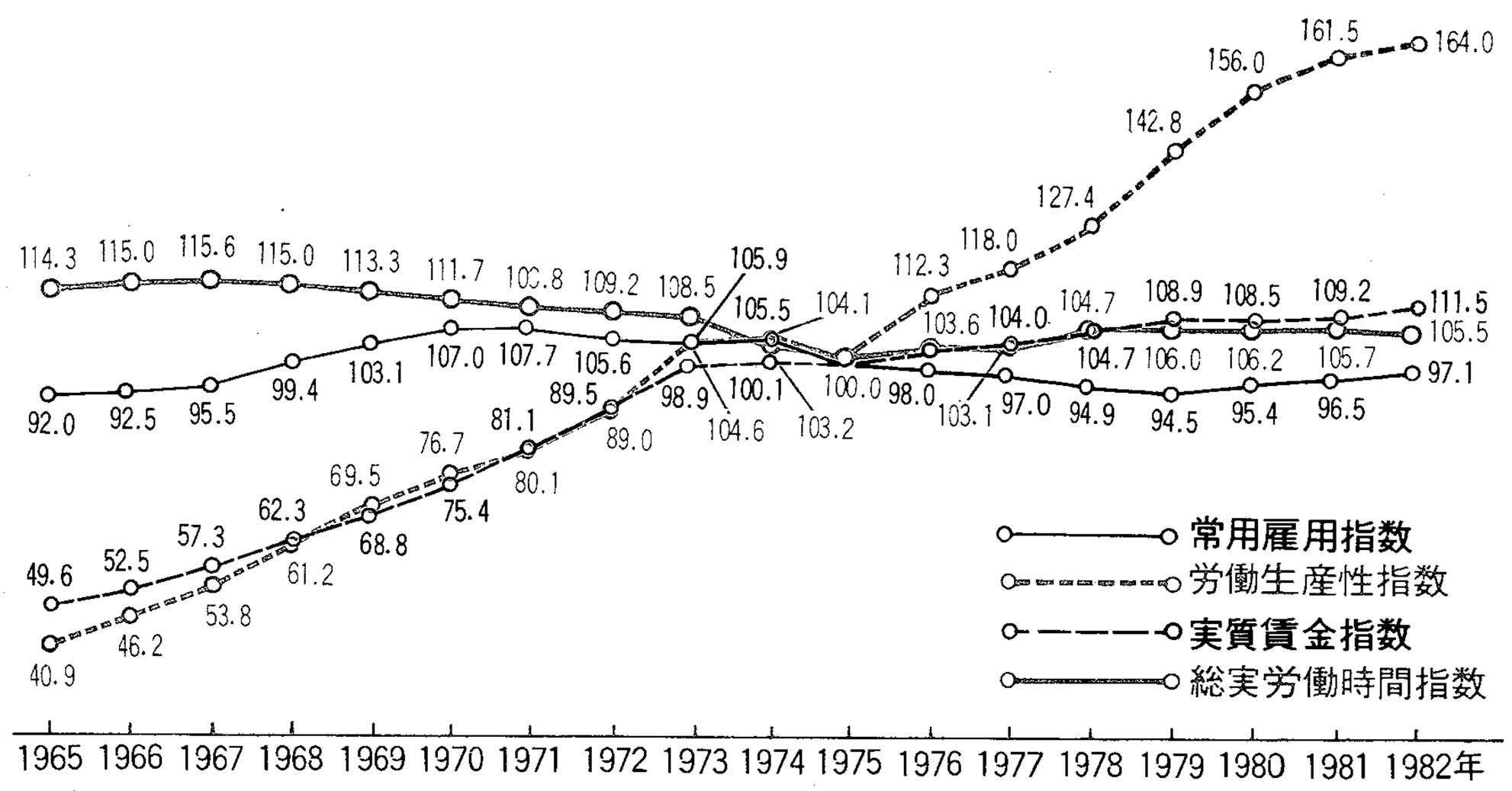

〔備考〕 1) 雇用指数は常用労働者30人以上を雇用する「毎月勤労統計」対象事業所の常用労働者の指数。
2) 労働生産性指数は各業種別労働生産性指数を付加価値ウエイトで総合したもの。
3) 実質賃金指数は「毎月勤労統計」の常用労働者1人平均月間現金給与総額を指数化し、それを消費者物価指数で除したもの
4) 労働時間指数は「毎月勤労統計」の常用労働者の総実労働時間を指数化したもの。

製造業における生産性・実質賃金・雇用・労働時間とも、1974年から1975年にかけての不況の影響が顕著にあらわれている。75年以降、とくに生産性の伸びが著しく、他方雇用の停滞が目立つ。

製造業における企業規模別・年齢別賃金の推移

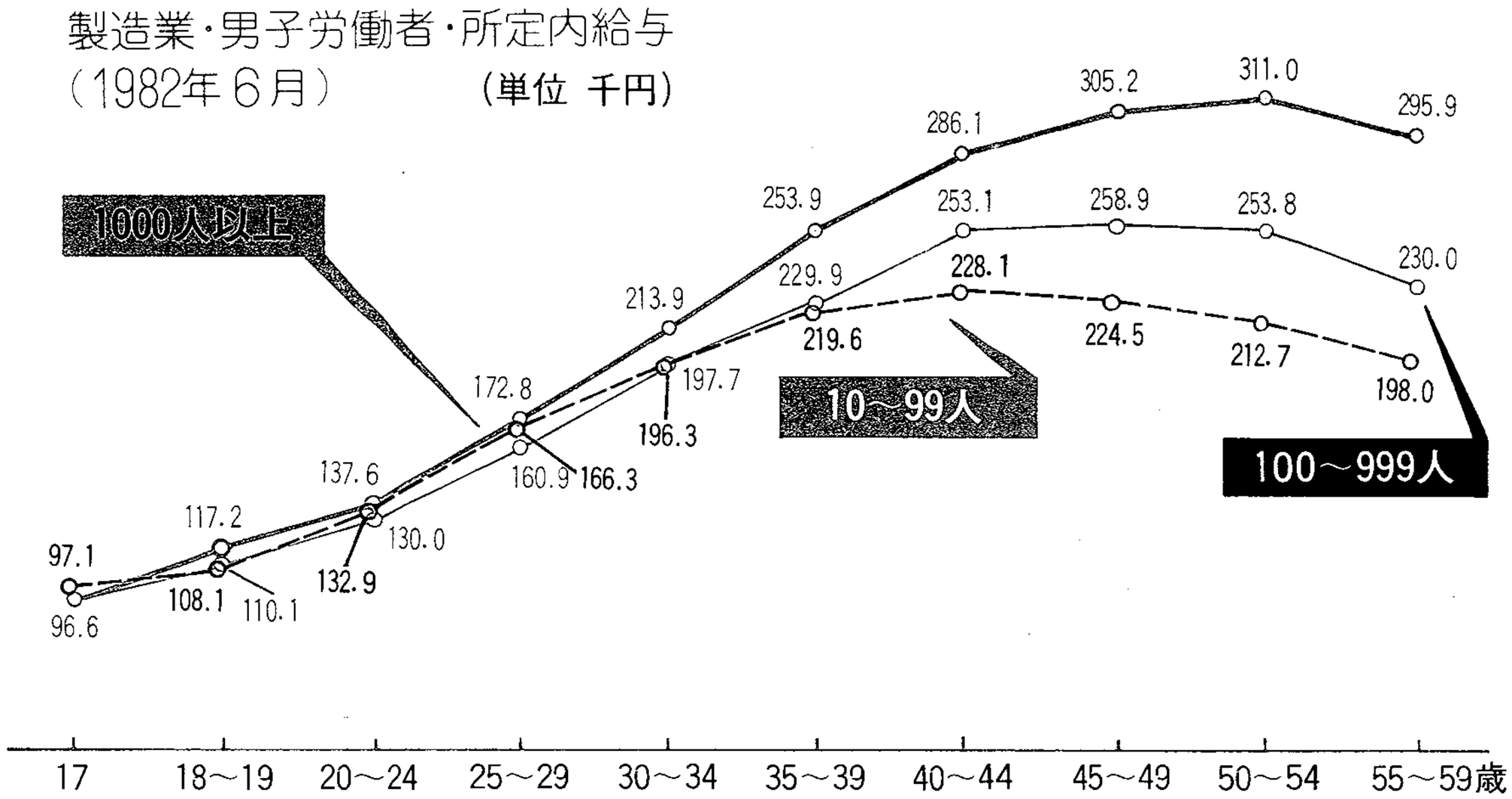

若年層の賃金の企業規模別格差はごく小さい。だがその後の賃金上昇カーブは企業規模別にみて大きな開きがでている。とくに企業規模が小さいほど、賃金上昇の頭打ち傾向が早くなっている。同時に、中高年労働者の賃金抑制の強まりのなかで、中高年労働者賃金の頭打ち傾向が、全体として強まっている。

春闘賃上げ額・率の推移

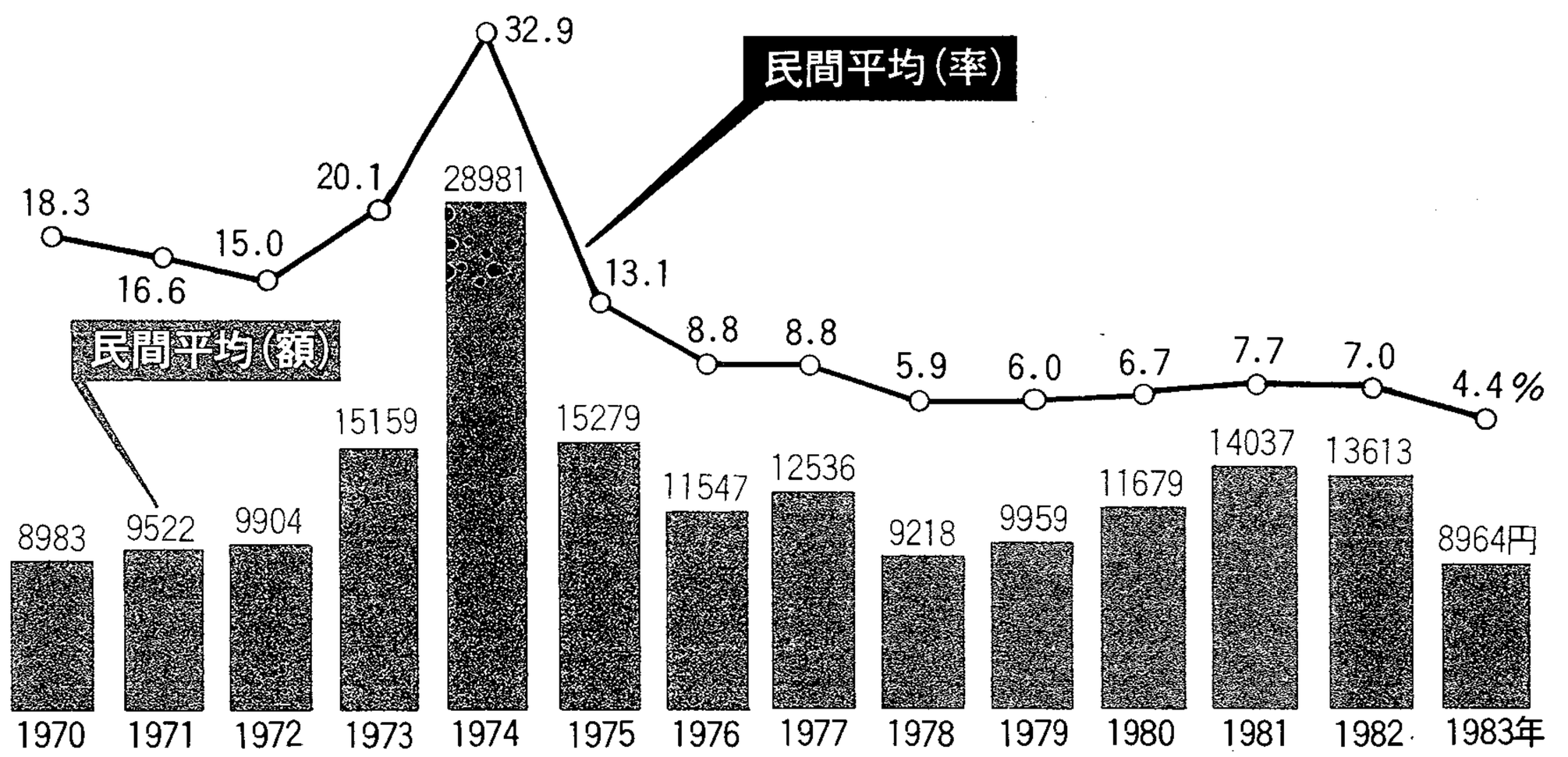

〔備考〕1）労働省労政局調べ
2）集計対象は主要産業に属する労働組合のある大手企業における労働組合
3）賃上げ額には定期分を含む
4）賃上げ率は基準内賃金に対する賃上げ額の比率である
5）数値は単純平均であるが、79年以降は加重平均値による

1974年に額・率とも、春闘史上空前の妥結結果を示したが、1975年～1979年は一転して額・率とも大幅に落ちこんだ。78年は金額で5ケタを割った。79年は、金額で前年を上回り、率ではほぼ前年並みであった。80年は、金額でふたたび5ケタにのり、率も前年を上回った。81年は、額・率とも前年を上回った。83年は、春闘史上最低の賃上げ率となった。

労働組合の組織率の推移と企業規模別にみた組合員数の増減

〔A〕組織率

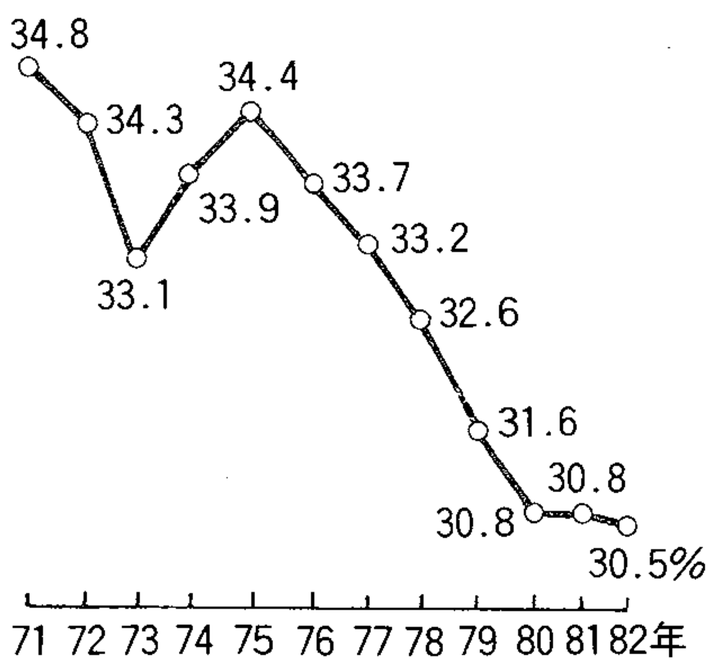

〔備考〕労働省「昭和55年労働組合基本調査報告」による

日本の労働組合員数は1975年の約1259万人をピークにして、その後減少に向かっているが、組合組織率もまた低下して、1982年には30.5%となっている。

〔B〕民営企業における企業規模別にみた組合員数の増減

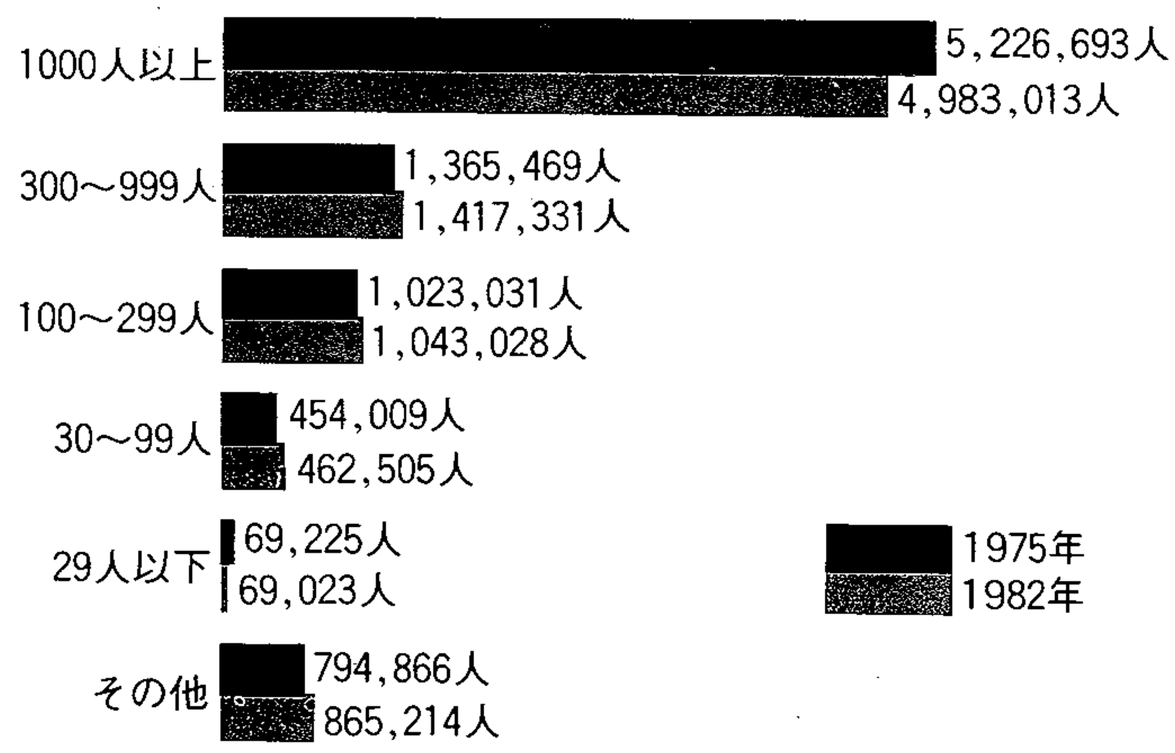

〔備考〕労働省「昭和50年労働組合基本調査報告」及び「昭和55年労働組合基本調査報告」による

日本の労働組合員数は、1982年には1975年にくらべて約6万人減少したが、これを民営企業の組合員数についてみるとさらに大幅に約9万人減少している。しかもこの減少は雇用労働者1000人以上の大企業に集中し、そこでは82年には75年にくらべて約24万人減となっている。

労働組合中央組織の組合員数と組織率の推移

〔備考〕労働省「昭和57年労働組合基本調査報告」による

日本の労働組合中央組織のうち、最大の組織は総評であるが、同盟は結成いらい毎年組合員数を増加し、1974年には総評の約445万7000人にたいして231万3000人と迫り、同年中立労連も140万1000人をかぞえて、総評の地盤沈下が取り沙汰された。しかし1975年以降79年まで、この傾向は逆転し、1974年にくらべると1979年には、総評は約9万6000人増、同盟は約16万6000人減、中立労連は約6万4000人減となっている。82年は、同盟、中立労連とも組合員数を増やし、総評は組合員数を減らした。

はしがき

本年鑑がとりあげている時期は、八二年半ばから八三年半ばまでであるが、この間大原社会問題研究所は大きな変化にみまわれた。まず八二年一〇月には、久留間鮫造博士が享年九〇歳で逝去された。教授は研究所創設以来の所員であり、戦後は長いあいだ所長の職にあって、法政大学移管をはじめとして研究所の体制づくりを推進された。また教授の学問にたいするきびしい姿勢は、研究所の伝統として今日まで受けつがれている。つぎに戦後早い時期に入所され研究所に多大な功績を残された大島清教授が定年で退職された。教授は現在、嘱託研究員として仕事をつづけておられる。

他方において新進気鋭の人々が研究所のスタッフとして迎えいれられた。研究員として佐藤博樹君、三宅明正君、五十嵐仁君の三名である。研究所は、若い人々を加えることによって、創立以来の伝統を守りながら、研究をさらに発展させることが可能になった。現に本年鑑は、新しく入所された人々の意見を取り入れて多少の改善がなされている。

ところで本年鑑がとりあげている期間における国際情勢は、米ソ対立の激化を軸に、さまざまな事件がからみ合って複雑な様相を呈している。アメリカのレーガン政権は、強いアメリカを目指す軍備拡張路線を推進し、防衛費はいちじるしく急増した。そのため財政赤字は拡大しているが、そのことがアメリカの金利を引き下げるための制約条件となり、アメリカの景気回復を軌道にのせるうえでの不安定要因となっているばかりか、ヨーロッパや日本の景気回復をもさまたげる結果となっている。米ソ間の戦略核兵器制限交渉は、八二年六月から始まったが、双方のかけひきに終始して展望は明るいとはいえない。このような状況のもとで世界各国において反核運動のもり上がりがみられ、西ドイツの総選挙においては反核を訴えた「緑の党」が議席を獲得した。

世界経済の動向をみると、長期的な世界同時不況は八三年に入ってからのアメリカ経済の景気が回復過程に転じたことをきっかけに、ようやく明るさが見える状態となった。アメリカ経済の景気回復が進展してきた理由は、レーガノミックスによってインフレを抑えることに成功し、金利を低下させることができたため、金利に敏感な住宅や自動車の需要が増大したことにあった。しかし正常時の水準に比べれば金利はまだ高く、個人消費や設備投資を高める段階にはいたらず、国際的にはドル高をもたらしている。以上のように世界経済の景気回復が、本格化していないところから、欧米の失業情勢は依然深刻であり、失業の圧力によって国際的な規模で労使関係の変化が現れている。たとえばアメリカにおける八三年二月の鉄鋼産業の労働協約の改訂をみると、一時間当たりの基準賃金を九％引き下げるという労働組合の大幅な譲歩がなされている。西ドイツにおいてもきびしい賃金抑制がおこなわれ、金属労組（IGメタル）の場合は、八一年、八二年ともに賃上げ率が消費者物価上昇率を下回り、八三年においても消費者物価の上昇が四・五％と予測されているにもかかわらず三％台の賃上げ率にとどまった。

ところで、国内政治における中曽根内閣の中心的な課題は、行政改革の推進である。八三年五月には新行政改革大綱が閣議決定をみ、また行革の推進母体となる臨時行政改革推進審議会と国鉄再建監理委員会が発足をみた。新行革大綱は、行政改革を四段階で実施する方針を示しているが、当面の歳出削減の最重要課題と思われる補助金の整理合理化については、たんに総額の抑制といった原則論を示すにとどまっている。

国内経済の動向をみると、八二年一〇～一二月の国民所得統計速報によると、国民総生産（GNP）の実質成長率は、前期比〇・四％、年率換算一・八％であった。このような実質成長を支えた内訳をみると、個人消費が堅調であり、また民間住宅も前期比七・四％の伸びを示した。これにたいして公的需要と輸出は減少をみている。〇・四％の実質成長の寄与度をみると、国内民間需要が一・〇％のプラスで、公的需要は〇・七％のマイナスとなった。いってみれば物価安定に支えられた消費の堅調が、経済の失速をかろうじて防ぐかたちとなっている。一～三月の国民所得統計速

報によると、個人消費はふたたび低迷、住宅需要と設備投資もマイナスになり、内需の不振がはっきりと現れている。すなわち個人消費については、八三年三月の総理府家計調査をみるとマイナスになり、また春闘の賃上げは四・四%であったから、伸びを期待することができない状況である。また住宅投資も三月に入ってから低下し、設備投資もかなり冷えこんでいる。しかし輸出は八二年末で下げ止まり、八三年に入ってから徐々に増加しはじめ、四月からは安定的な回復基調にのっている。

以上のような経済情勢を背景にして展開された八三年春闘の特質は、第一に金属労協にたいする回答が二極分化したこと、第二に私鉄総連が交運・公労協共闘重視の方針を転換して、民間主要単産の闘争に同調したこと、第三に民間と公企体関係労組の闘争のヤマ場が二分したこと、第四に全体としてストライキが少なかったことなどをあげることができる。

本年鑑は、以上に述べたような諸点を包含した労働問題を多角的な観点から、資料をつうじてできるかぎり客観的に明らかにしようとしたものであり、例年同様、労働者の状態（第一部）、労働運動その他の社会運動（第二部）、労働政策（第三部）の三部構成をとっている。また特集としては「人事院勧告凍結問題」をとりあげた。本年鑑でとりあげた以外に重要な問題もあることが予想され、またそれぞれの項目において不十分なところもあると思われるが、これらの点については、大方の率直な御批判をあおぎたいと念願するものである。

一九八三年一〇月

法政大学　大原社会問題研究所

目次

労働日誌……（一）
序章　国際・国内情勢と労働問題の焦点……（二九）
特集　人事院勧告凍結問題……（四七）
第一部　労働者状態
Ⅰ　雇用構造と労働市場……（七八）
Ⅱ　賃金と労働時間……（一〇三）
Ⅲ　合理化の現状と労働災害・職業病……（一三一）
Ⅳ　労働者の生活……（一四〇）
Ⅴ　農家の状態と農民の生活……（一六一）
第二部　労働運動
Ⅰ　労働組合の組織現状と組織運動……（一八二）
Ⅱ　主要な労働組合の大会……（二〇一）
Ⅲ　労働争議……（二三三）
Ⅳ　賃金闘争……（二三五）
Ⅴ　合理化反対闘争……（二七八）
Ⅵ　権利闘争……（二九六）
Ⅶ　公害反対闘争……（三〇六）
Ⅷ　社会保障闘争……（三三二）

IX 労働者福祉運動……（三三一）
X 国際労働組合運動と日本……（三四七）
XI 農民運動……（三六二）
XII 政治的大衆行動と平和運動……（三八三）
XIII 政　党……（三九九）

第三部　労働政策

I 政府の労働政策……（四六〇）
II 雇用政策……（四七三）
III 賃金政策……（四九〇）
IV 社会保障……（四九六）
V 経営者団体の労働政策……（五一〇）
VI 労働判例の動向……（五一九）
VII ILO……（五二八）
〈付録〉1 主要な労働組合の現状（五三八）
2 労働組合名簿（五六七）
統計図・表索引（五七〇）　事項索引（五七九）

総目次

はしがき
労働日誌（一七八二年七月―一九八三年六月）……一
序章　国際・国内情勢と労働問題の焦点……二九

特集　人事院勧告凍結問題

はじめに
Ⅰ　**人事院勧告制度**……四八
　人事院――人事院勧告制度――給与勧告制度
Ⅱ　**人事院勧告の変せん**……五〇
　1　人事院勧告をめぐる時期区分……五〇
　2　日本資本主義の再建、戦前水準回復期――一九四八年～五三年……五一
　3　「高度成長」初期、春闘成立期――一九五四年～五九年……五三
　4　「高度成長」本格化、春闘高揚期――一九六〇年～七四年……五四
　5　「高度成長」の破綻と低成長移行、春闘低迷――一九七五年以降……五八
Ⅲ　**人事院勧告凍結問題**……六一
　1　八二年勧告凍結にいたる経過と背景……六一
　2　八二年勧告凍結の決定と労働側の対応……六三
　　八二年勧告とその反響――財政非常事態宣言から勧告凍結決定へ――組合、野党のいっせい反発――臨時国会前のとりくみ――臨時国会段階のとりくみ――八二年人勧凍結のまま次年度へ――人勧凍結と八三年春闘
　3　人事院勧告実施問題についてのＩＬＯの見解……六七
　　ＩＬＯ理事会、「修正」勧告を採択――政府と組合側の反応
　4　八三年勧告の提示……六九
　　八三年勧告の提示――人事院、完全実施につき異例の強調――行政改革推進審議会の緊急提言――勧告への政府と労働側の対応
Ⅳ　**結びに代えて**……七三
　　労働基本権と代償制度――民間準拠問題――生涯所得の官民格差問題――人事院勧告の社会的影響――行革、公務員制度

第一部　労働者状態

Ⅰ　**労働市場と雇用構造**……七八
　1　労働力需給と雇用構造……八〇
　　労働力人口――完全失業者――就業人口――就業構造――就業者の産業別構成――就業者の従業上の地位別構成――非農業部門の従業上の地位別構成――雇用者の産業別構成――雇用者の企業規模別構成――雇用者の職業別

構成――雇用者の雇用形態――常用雇用指数
――雇用者の就業時間別構成――短時間就業者の産業別増減状況――長時間就業者の産業別増減状況――追加就業希望率と転職希望率
2 景気動向と労働市場……九七
景気動向――新規学卒者の需給状況――一般職業紹介状況――技能労働者需給状況――入・離職率の推移――雇用保険の諸指標――結語
Ⅱ 賃金と労働時間……一〇三
1 賃金……一〇五
1 賃金水準と労働分配率……一〇五
名目賃金――春季賃上げ額と率――実質賃金――労働生産性と労働分配率
2 企業間賃金構造……一〇七
産業別賃金格差――規模別賃金格差――地域別賃金格差
3 企業内賃金構造……一一一
労働者種類別賃金格差――男女別賃金格差――年齢別賃金格差
4 賃金支払形態……一一四
賃金構成比率――役職者の賃金――手当
5 定期給与と臨時給与……一一五
2 労働時間……一一六
労働時間の動向――労働日数――週休二日制――週休以外の休日および年次有給休暇
Ⅲ 合理化の現状と労働災害・職業病……一二一
1 「合理化」の現状と形態……一二三
経済基調――高水準の失業率――メカトロニクス化による雇用減などの悪影響
2 主要産業における「合理化」の実態……一二三
鉄鋼業――自動車産業――電機産業――造船業――化学産業――紙・パルプ産業――繊維産業――公務員――国鉄
3 労働災害・職業病……一二三
1 労働災害……一二三
産業別災害度数率・強度率――規模別災害度数率・強度率――重大災害発生状況――産業用ロボットによる労働災害
2 職業病……一三八
業務上疾病発生状況の推移――産業別種類別発生状況
Ⅳ 労働者の生活……一四〇
1 消費者物価の動向と物価感……一四一
消費者物価の動向――費目別の物価動向とその影響度――国民春闘共闘会議の生計費指数――生活実感からみた物価動向
2 労働者家計の収入と支出……一四五
――総理府統計局の「家計調査」結果
収入――支出――税・社会保障費等の非消費支出の負担増大
3 首都圏労働者の家計……一五一
――国民春闘共闘会議の第九回家計調査結果
4 標準生計費……一五四
人事院の標準生計費――厚生省の生活保護基準
5 生活の「質」の測定とその動向……一五四
――経済企画庁「社会指標試算」結果
6 昭和五七年度「国民生活白書」……一五九

——安定成長下の家計と変貌する地域の生活……一六一
V 農家の状態と農民の生活……一六一
1 農家と農家人口……一六二
1 農家人口と農家数……一六二
農家人口と農家数——経営耕地規模別農家
2 専業農家と兼業農家……一六五
3 農業従事者と兼業従事者……一六六
農業就業人口——基幹的農業従業者——兼業従事者
4 農家の人口異動……一六九
農家人口の異動——農家労働力の産業間異動
状況——農家世帯員の出稼ぎ状況——農家子弟学卒者の動向
2 農家経済と農業労賃……一七五
1 農家経済……一七五
農家経済の動向——経営耕地規模別農家経済——農家の費目別家計費
2 農家総所得と農業労賃……一七八
農家と勤労者世帯の所得比較——農業労賃と農村内外諸賃金

第二部 労働運動

I 労働組合の組織現状と組織運動……一八二
1 労働組合の組織状況……一八三
1 労働組合の組織水準……一八三
組合員数——組織率——国際比較
2 産業別組織状況……一八六
産業別組合員数——産業別組織率
3 企業規模別組織状況……一八七
企業規模別組合員数——組合員数の企業規模別構成
4 組合員数増減の諸要因……一八七
組合員数増減の主要因——要因別・産業別にみた組合員数の増減——企業規模別実質的新設・解散組合員数
5 主要連合体の組織状況……一八九
労働組合の連合体——総評——同盟——新産別——中立労連——全民労協——四団体の産業別組織状況——四団体の適用法規別組織状況
6 都道府県別組織状況……一九五
都道府県別組合員数——四団体の都道府県別組織状況
2 組織運動……一九五
1 産業別組織の動向……一九五
非鉄金属労協の非鉄金属労連への移行——全施労の新産別加盟——日本木材製板産業労組会議の結成——全国印刷労協結成をめぐる動き——右翼労戦不参加、金属機械労組連絡会の結成——官公労部門の労戦統一の動き——国労と国鉄共済労の組織統合——公益民労の結成——専門店ユニオン連合会の結成
2 「労働戦線統一」の動き……一九七
統一準備会、「全民労協」の年内発足の方針を確認——総評第六六回定期大会——同盟拡大中央評議会——三単産加盟問題と統一準備

会――全民労協結成総会――政推会議、全民懇、民間労組共同行動会議の動向――統一労組懇と「あり方懇」の対応――総評三顧問と労研センターの設立――全民労協への八単産参加

Ⅱ 主要な労働組合の大会……二〇一

1 総評の大会……二〇三
1 総評第六六回定期大会……二〇三
開会と槇枝議長のあいさつ――運動方針提案――運動方針案をめぐる質疑討論――事務局長の総括答弁
2 総評第六七回臨時大会……二〇八
大会の課題＝反国民的行革路線への対応――秋季年末闘争方針の提案と質疑討論――事務局長の総括答弁と諸決議
3 総評第六八回臨時大会……二〇九
大会の課題＝春闘と選挙の態勢固め――春闘方針ほかの提案と質疑討論――事務局長の総括答弁と諸決議
2 同盟第一九回年次全国大会……二一〇
開会と宇佐美会長あいさつ――一一決議案の提案説明と質疑討論
3 中立労連、新産別、総連合、金属労協の大会……二一二
1 中立労連第九回定期大会……二一二
2 新産別第三五回定期全国大会……二一四
3 総連合第四回総会……二一五
4 金属労協（IMF・JC）第二一回定期大会……二一六
4 主要労組の大会……二一七
電機労連第三〇回定期大会――日教組第五七回定期大会――全逓第三六回定期大会――私鉄総連第四六回定期大会――私鉄総連第四七回臨時大会――国労第四四回定期大会――動労第四八回定期大会――全電通第三五回定期大会――全国金属第五〇回定期大会――全国金属第五一回臨時大会――造船重機労連第一三回定期大会――自治労第四二回定期大会――ゼンセン同盟第三八回定期大会――鉄鋼労連第六七回定期大会――全民労協――統一労組懇

Ⅲ 労働争議……二二三
1 争議の概況……二二四
争議件数・参加人員と労働損失日数――月間争議行為参加人員の推移と春闘の動向
2 産業別規模別にみた争議……二二七
3 主要連合団体別にみた争議……二三〇
4 主要要求別争議と解決状況……二三三
5 とくに注目される争議……二三三

Ⅳ 賃金闘争……二三五
1 八二年秋季年末闘争……二三六
闘争をとりまく情勢――総評・秋季年末闘争方針――高齢者大集会――人事院勧告凍結、公務員共闘時限スト――人勧凍結解除へ政労会談、物別れ――ヤマ場へ向け、公務員共闘戦術強化――一〇月段階の主なとりくみ――一一月段階の主なとりくみ――ILO、仲裁裁定の完全・迅速な実施を求める――公労協、公務員共闘、連続行動強化――仲裁裁定国会通過、人勧先送り――年末一時金闘争――年

末一時金妥結状況
2 八二年春季闘争……二四二
1 国民春闘共闘会議の発足……二四二
八三国民春闘共闘会議の発足――労働四団体、賃上げ要求基準問題――全民労協、賃金闘争委員会等設立――統一労組懇、春闘方針を設定
2 春闘共闘会議の国民春闘白書……二四四
3 同盟の賃金白書……二四六
4 金属労協（IMF・JC）の白書……二四八
5 全民労協の賃金闘争方針……二四九
6 八三年春闘諸要求とその特徴……二五〇
賃上げ要求基準――その他の諸要求
7 春闘前段のとりくみ……二五一
経団連稲山会長の〝ベアゼロ発言〟――労働側、日経連報告に反論――産労懇、仲裁・人勧制度・スト権について一定の議論――減税中心に共同歩調、労働四団体と全民労協の会合――人勧凍結解除を、公務員共闘の行動――二・二七減税・賃上げ決起集会――ILO、人勧の早期実施を勧告
8 春闘の本格的展開……二五四
春闘共闘戦術委、四月一二～一七日をヤマ場に――全民労協、四月第三週をヤマ場に設定――労働四団体、六%、一万円を歯止めに――三・三〇春闘共闘決起集会――四・四春闘決起集会――先行グループ五%台、四月七日現在――金属労協に一斉回答（四月一二日）鉄鋼ベア、定昇を下回る――私鉄大手決着、賃上げ一万三百円――公労協に有額回答、決着は五月に――春闘共闘、約四割が五月へ――公労委、四・一三%の収拾案
9 同盟の八三年賃金闘争……二五九
同盟の八三年賃金闘争――三・二五中央総決起集会――第六回中闘戦術会議、ヤマ場への方針確定――賃闘、四月第三週のヤマ場へ――海員外航、三・八%で妥結へ――賃闘終盤を迎え、妥結進む――ストライキ、前年を上回る――八三賃闘終結へ、四・五%（加重）
10 八三年春闘妥結状況……二六三
賃上げ水準・妥結状況――規模別妥結状況
11 八三年春闘総括……二六九
総評――同盟――金属労協――全民労協――統一労組懇

V 合理化反対闘争……二七八
1 総評、同盟の「合理化」対処方針……二七九
2 主要組合の「合理化」反対闘争……二八二
全造船機械――全国金属――食品労連・合化労連――合化労連――紙パ労連――全印総連――私鉄総連――炭労（北炭夕張）
3 ME・FA問題……二八九
日産労使のロボット協定――総評・同盟地方組織のうごき――関電労組の対応
4 労災・職業病をめぐる闘争……二九一
労災職業病防止中央討論集会――はり灸制限撤回要求行動――全港湾のEDB闘争
5 労働時間短縮闘争……二九二
春闘共闘の機構変更と総評時短共闘会議の設

置――三六協定の適正化と時間外労働上限設定の施行――金融機関の第二土曜休業実現――公務員の年休制度改訂の動向とその対策
6 池貝鉄工の指名解雇問題……二九四

Ⅵ 権利闘争……二九六
1 スト権奪還闘争……二九七
仲裁裁定不実施・人事院勧告凍結とILO提訴――公務員共闘のスト権立法構想
2 臨調答申後の国鉄労使関係……二九九
国鉄当局の労務政策の変更――現場協議――組合活動の抑制――活動家にたいする免職処分――勤務時間内洗身（入浴）――運転検査旅費の返還問題――兼職議員の禁止――国鉄再建監理委員会
3 ME革命下の権利問題……三〇一
総評の方針――電機労連の方針――日産労使の「ロボット協定」
4 パート労働をめぐって……三〇四
労働省パートタイマープロジェクトチームの報告――同盟のパート労働者組織化方針――パートタイマー賃金差別訴訟

Ⅶ 公害反対闘争……三〇六
1 概況……三〇八
環境白書による「環境の現状」――公害・環境破壊の深刻な実態――公害・環境行政の後退
2 臨調最終答申にたいするたたかい……三〇九
臨調最終答申と公害・環境行政――公害健康被害補償制度の見直し――臨調にたいする被害者のたたかい
3 環境週間・第八回全国公害被害者総行動デー……三一一
公害根絶と平和を求めて――公害被害者による省庁交渉
4 食品公害カネミ油症闘争……三一二
カネミ油症第一陣控訴審が結審――カネミ全国支援会議の結成――食品添加物の規制緩和
5 薬害スモン闘争……三一四
全面解決へあと一歩――被害者・弁護団・支援団体のたたかいの大きな成果――スモン・公害センターの設立――ねつ造データと新薬申請の日本ケミファ事件
6 水質汚染公害闘争……三一五
きれいな水といのちを守る合成洗剤追放第九回全国集会――多摩川の清流をとりもどすたたかい――瀬戸内の環境を守る第八回瀬戸内沿岸住民集会
7 水俣病闘争と第四回日本環境会議……三一七
解決からとりのこされている水俣病問題――日弁連の水俣病実態調査報告書――第四回日本環境会議と「水俣宣言」
8 空港・新幹線公害闘争……三一九
和解交渉に入った大阪空港公害訴訟――名古屋新幹線公害訴訟で国鉄が国労組合員ら処分――損害賠償は認めた厚木基地公害訴訟判決
9 原発反対闘争……三二〇
原発反対闘争の位置づけ――平戸第二核燃料再処理工場設置反対闘争――伊方原発増設公開ヒアリング闘争

Ⅷ 社会保障闘争……三三
1 社会保障予算拡充闘争……三三
2 医療保障闘争……三四
老人保健法抗議闘争――日雇健保廃止反対改善闘争――診療報酬引き上げ要求運動
3 老齢保障闘争……三六
国公共済年金等統合法案反対闘争――中央社保協の国民年金改善要求運動――その他の年金闘争――総評・中立労連の年金改革案――九・一五高齢者大集会――同盟のゆたかな老後をつくる運動――第二回これからの老人問題を考えるシンポジウム
4 その他の社会保障闘争……三〇
障害者運動――五・二一全国保育要求統一行動――第一二回社会保障学校
Ⅸ 労働者福祉運動……三三
1 労働金庫運動……三三
自由化新時代のなかできびしさを増した金融環境――預金増加率・預貸比率の低下と収支構造の悪化――労働金庫「ビジョン形成」へのとりくみ――中央事務センターの発足と財形貯蓄分野へのとりくみ――クレジット・カード会社の設立構想とサラ金対策キャンペーン
2 労働者共済運動……三八
保険・銀行間の競合激化と共済多立化――全労済第二期中期計画の策定――「こくみん共済」を基礎にした地域政策の展開――労働組合の収益事業課税問題――アジア太平洋地域労働者共済セミナーの開催――八二年度事業概況
3 生活協同組合運動……三一
きびしさを増すくらしと平和への不安――生協運動の前進――くらしと平和を守る組合員活動――生協の組織運営基盤の強化――中計づくりと連帯活動の前進――国際活動
4 労働者住宅運動……三四
停滞する住宅着工戸数――第二期中期事業計画の策定――八二年度事業概況――制度改善要請――金利対策
Ⅹ 国際労働組合運動と日本……三七
1 国際労働組合組織の動向とわが国労働組合……三八
1 国際労働組合組織……三八
国際労働組合組織の諸形態――日本の労働組合の加盟状況
2 総評・中立労連の国際連帯・交流活動……三九
総評の国際連帯活動方針――オーストラリア労組連合代表団の来日――アジア地域労組セミナー――民間単産会議代表団の東南アジア諸国訪問――マレーシア官公労組会議セミナー――フィリピン大統領宛要請――韓国元豊毛紡労働者の組合への連帯――総評訪中代表団の派遣――モンゴル・メーデーへの代表派遣――パレスチナ・レバノン人民との国際連帯労組集会――シリア労働総同盟第二〇回大会への出席――アフリカ労組統一機構結成一〇周年記念行事――TUC招待によるイギリス訪問――キューバ・メーデー参加――アメリカ労働事情視察――ブルガリア労評代表団

の来日――ユーゴスラビア労働総同盟大会への出席――ポーランドの新労組法への抗議――「連帯」代表団の来日――第一七回日ソ労働組合交流委員会――ソ連邦結成六〇周年記念行事への代表派遣――ソ連メーデーへの参加――八三年度ドイツ民主共和国との交流計画

3 同盟の国際連帯・交流活動……三五三

同盟の国際連帯活動方針――第一四回AFL=CIO・同盟定期会談――第五回CFL・同盟・FKTU・HKTUC定期会談――ポーランド〝連帯〟への支援――フィジー労組会議への経費援助――韓国労働者の文化祭典への協力――第二次訪中団派遣――ユーゴスラビア労働総同盟大会への出席――企業内組合その他の研修団の受け入れ――東南アジア視察団――日米人物交流計画による派遣――生産性本部との共催の国際フォーラム――教科書問題をめぐる台湾・韓国からの要請

2 国際労働組合の諸会議……三五七

1 世界労連系の会議……三五七

第九回国際金属労働者会議――第七回国際繊維・衣服・皮革・毛皮労働組合会議――世界労連第二八回執行局会議――第七回国際公務員会議――運輸インター第三四回執行委員会――世界労連第二九回執行局会議と第三五回総評議会

2 国際自由労連・国際産業別組織系の会議……三五九

国際自由労連・国際産業別組織多国籍企業作業部会――青年移民労働者問題に関するセミナー――太平洋諸国労働組合の開発選択に関するARO地域会議――第四回アジア公務労組会議――ARO労働者教育に関する第三回アジア会議――〝連帯〟と連帯する合同国際労組会議――チリの人権・労組権に関する国際会議――国際自由労連・国際産業別組織多国籍企業作業部会――国際自由労連アジア地域組織第四九回執行委員会――国際鉱山労連第四四回大会――国際自由労連第八二回執行委員会――国際自由労連第一三回世界大会

3 その他の国際労働組合会議……三六一

国際鉱山エネルギー労組の創立準備会

XI 農民運動……三六一

1 農業情勢と農民運動の動向……三六二

1 農業情勢と農政の動向……三六三

農家経済の低迷と農産物市場開放要求――臨調の最終答申と農政の動向

2 農民運動の動向……三六六

農産物の市場開放要求と農民運動――農民団体共闘の特徴

2 主要な農民運動……三六七

1 農畜産物輸入拡大反対運動……三六七

全日農の農畜産物輸入自由化反対闘争――全農総連の農畜産物輸入拡大反対運動――農業団体の農畜産物輸入拡大反対運動

2 食管制度を守る運動……三六九

全日農の米闘方針――農民団体共闘の米価要求運動――農業団体の米価運動――全農総連

の米審改組要求――麦価要求運動
3 農畜産物政策・価格要求運動……三七二
農民団体共闘畜産対策総決起大会――乳価共闘会議の運動――農業関係団体の畜産対策――葉たばこ対策共闘会議の運動――繭糸価格・蚕糸政策運動――畑作物価格要求運動
4 三里塚（成田）空港廃港闘争……三七五
二期工事阻止・空港廃港総決起集会――一坪再共有化運動と反対同盟の危機
5 北富士軍事基地反対その他の運動……三七七
忍草農民の日米合同演習反対闘争――全日農各県連の災害対策運動――農民団体の税金対策――企業養鶏進出反対運動
6 出稼ぎ農民・農村労働者の運動……三七九
出稼連の運動――農村労連の運動
3 農民団体その他……三八一

XII 政治的大衆行動と平和運動……三八三

1 第五四回メーデー……三八四
2 原水爆禁止運動……三八六
原水爆禁止一九八二年世界大会――中国、原水禁世界大会に出席の意向――被爆三七周年原水禁大会――原水禁沖縄集会――八二年世界大会決議実践日本原水協集会――核禁会議全国集会――八三年三・一ビキニデー焼津集会――三・一ビキニデー日本原水協集会
3 反核・平和運動……三九一
大阪行動にいたる経過――八二年反核・軍縮・平和のための大阪行動――原子力船「むつ」廃船東日本集会――平和都市をめざす都民大集会――反核・平和のための多彩な活動
4 反戦闘争……三九三
戦争犠牲者追悼式典――侵略を反省し、不戦を誓う集い――分裂した国際反戦デー――下町反戦平和の集い
5 反軍・反基地闘争……三九四
富士山麓総行動――小松基地の日米合同軍事演習反対・石川県集会――日米共同実動演習反対全国集会――日米実動陸上演習反対・東富士行動――F16三沢配備反対・青森県集会――核艦船の入港・母港化反対佐世保集会――エンタープライズ寄港抗議行動
6 その他の運動……三九六
金大中氏救出・日韓連帯活動――教科書問題へのとりくみ――拘禁二法反対運動――ロッキード疑獄追及――憲法擁護運動

XIII 政党……三九九

1 国会と各党の動向……四〇〇
参院全国区改革問題――人事院勧告の凍結――第九七臨時国会――第九八通常国会――田中辞職勧告決議案の提出――足踏みする中道結集――新自ク・社民連統一確認団体
2 都知事選をめぐる各党の動き……四〇三
社・共の対立――都留氏擁立の失敗――二転三転の候補者選び――中林あっせん不調――松岡氏で社・共共闘成立――保守・中道の動き
3 選挙……四〇五
1 中間地方選挙……四〇五
知事選――市長選

2 第一〇回統一地方選挙……四〇三
概況――知事選――道府県議選――九大市議選――一般市議選――市長選――区長選――区議選――町村議選
3 第一三回参議院通常選挙……四一一
概況――「ミニ新党」の結成――党外候補の移入――自民、安定多数を維持――各党の選挙総括
4 日本社会党……四一五
1 概況……四一五
書記長人事をめぐる混乱――石橋副委員長辞意表明――平林書記長急死――止まらぬ長期低落傾向――飛鳥田委員長退任――仙台市長選パーティ事件――松本代議士自殺
2 組織・機関紙・財政……四一七
党員数――機関誌――定期刊行物――派閥の動向――財政
3 大会・中央委員会……四二〇
第六一回中央委員会／執行部批判続出／「社会主義の構想」など下部討議へ――第四七回定期大会／焦点は人事の扱い／人事抗争に批判続出／馬場書記長更迭／企画調整会議などを設置――第六二回中央委員会／田辺書記長代行を承認／内閣打倒前面に
4 政策・方針
八三年度運動方針――「長期構想」、討議は継続――「構想」にたいする見解――自治体行動綱領――政治契約の試み
5 労働組合との関係……四二六
労使態勢確立の要請――国会対策――選挙対策――その他
6 国際活動……四二七
国際活動の概況――青年国際会議――中共から正式交流申し入れ――ソ連共産党へ返書
5 公明党……四二九
1 概況……四二九
統一地方選で飛躍――参院選で党外候補――他党との関係
2 組織・機関紙・財政……四三〇
党員数――議員数――機関紙――定期刊行物――財政
3 大会・中央委員会……四三一
第四一回中央委員会／参院全国区制改悪で自民・社会を批判／独自路線を前面に――第四二回中央委員会／党勢拡大に総力――第二〇回党全国大会／捲土重来を期す／公明躍進で伯仲再現を／来賓あいさつ／大会出席の労組代表／大会の経過／選挙協力に拒絶反応／竹入・矢野氏九選――第四三回・四四回中央委員会
4 政策・方針……四三六
第二〇回大会活動方針――八三年基本政策――生命工学五原則提唱
5 労働組合との関係……四三七
労組との定期協議――減税・人勧で頻繁に協議――労組大会への出席
6 国際活動……四三八
第一一次訪中団――外国代表団の招待

6 民社党……四三八
1 概況……四三八
中道結集をめざす動き——三党結集先行論の表明——選挙での前進——労働局の新設——役員
2 組織・機関紙・財政……四四〇
党員数——青年隊——婦人党員——定期刊行物——『週刊民社』——財政
3 大会・中央委員会……四四二
第一八回中央委員会——第二八回全国大会——大会経過
4 政策・方針……四四四
八三年度運動方針——八三年度政策大綱——新財政再建五カ年計画の提唱——「教育臨調」設置の提案——その他の政策
5 国際活動その他……四四七
社会主義インター関係——第二次アジア調査団——海外への代表派遣——ソ連共産党からの書簡——北方領土調査団
7 日本共産党……四四八
1 概況……四四八
創立六〇周年——『日本共産党の六〇年』の発行——選挙準備体制——一進一退の選挙結果
2 組織・機関紙・財政……四四九
党員数——機関紙——定期刊行物——財政
3 大会・中央委員会……四五一
第一六回大会／創立六〇周年の大会／大会経過／新役員／規約の改正点——大会後の中央委員会／二中総／三中総／四中総
4 政策・方針・理論問題……四五三
第一六回大会決議——政策・声明・論文——「社会主義生成期」論争
5 国際活動その他……四五六
代表団の海外派遣——海外代表団の来日——国際理論シンポジウム

第三部　労働政策

I 政府の労働政策……四六〇
1 経済計画の審議……四六一
2 八三年度労働行政の重点と予算……四六一
3 労働大臣の所信表明……四六四
4 労働白書の公表……四六六
5 『高齢化社会の雇用と生活』……四六七
6 労働環境・労働条件等の改善……四六八
第六次労働災害防止計画——労働安全衛生規則の改正——金融機関の週休二日制
7 第九八回国会における労働関係法案……四六九
不況業種・地域雇用安定法
II 雇用政策……四七三
1 経済動向と経済政策……四七四
1 経済の動向……四七四
民間個人消費の増加——民間設備投資と輸出の停滞——産業別活動状況と収益——雇用調整の特徴
2 経済政策と産業政策……四七七

財政政策――金融政策――通商産業政策
2 職業安定行政と職業訓練行政……四七九
1 八二年の職業安定行政……四七九
2 高齢者対策と身体障害者対策……四八〇
定年延長の動向――高齢者雇用率の推移――
行政指導の展開――障害者の雇用対策
3 公共職安と職業訓練……四八五
臨調と職安行政――地域雇用開発推進事業
――パートバンクの設置――パートタイマー
雇入通知書――公共職業訓練の実施状況
3 労働力需給と雇用政策の展望……四八七
一九八三年の雇用見通し――一九八三年職業
安定行政――結語
Ⅲ 賃金政策……四九〇
1 人事院の公務員給与勧告……四九〇
人事院勧告――人事院の公務員制度改革案
2 最低賃金制の運用状況……四九三
地域別最低賃金の改定――適用状況と水準
Ⅳ 社会保障……四九六
1 社会保障政策の転換……四九七
政策の方向――社会保障長期問題懇談会「社
会保障の将来展望」――臨調第五次答申によ
る補助金の整理（社会保障関係）――財界の
政策方針――政策の具体化の動き
2 医療制度の動向……五〇一
矛盾を露呈した老人保健法――その他の「適
正化」の動き
3 公的年金制度の改革と再編……五〇四
制度の統一・統合化の方向――共済年金統合
の動き――厚生年金の見直し・改正の動き
4 社会福祉の動向……五〇八
「市場福祉」原理の拡大――生活保護等の
「適正化」と見直し
Ⅴ 経営者団体の労働政策……五一〇
1 日経連「労働問題研究委員会報告」……五一一
「報告」の特徴と基本認識――生産性基準原
理の強調――日経連の福祉見直し論――中小
企業の構造改善を強調――雇用か賃上げかの
選択を迫る――人事院と公労委制度批判
2 日経連第三六回定時総会……五一四
3 日経連の「今後の行政指導のあり方についての要望」……五一六
4 個別企業の労務管理対策の動向……五一七
能力開発・職場活性化の施策――女子労働力
の戦力化――定年制導入にともなう諸施策
Ⅵ 労働判例の動向……五一九
1 最高裁判所判例……五二〇
判例一覧――重要判旨／全逓昭和郵便局事件
／全逓大槌郵便局事件／日本原子力研究所事
件／西日本重機事件
2 下級審重要判例……五二四
布施自動車教習所・長尾商事事件／全逓福岡
中央支部事件／日本鋼管鶴見造船所事件／鈴
鹿市職員事件
Ⅶ ILO……五二八
1 総会と主要な会議……五二九
1 第六八回国際労働総会……五二九
総会の大要――社会保障権保全条約――雇用
終了条約と勧告――農園条約改正――アパル

トヘイト――条勧委報告――議題外決議――
総会中の新加盟国
2 主要な会議……五三二
化学工業委員会――建設産業委員会――公務
合同委員会
2 中国問題……五三四
3 その他……五三五
ブランシャール事務局長来日――結社の自由
――日本でILO会議――人事

付録

付1 主要な労働組合の現状……五五八
付2 労働組合名簿……五六七
統計図・表索引……五七〇
事項索引……五七九

労働日誌

一九八二年七月――一九八三年六月

年	月	政治・経済の動き	労働組合の動き
(昭和57)年	月	1労働省、第五五回全国安全週間 政府、自民党「一一人会」、予算要求枠マイナスシーリングと確認 7共産党、国際理論シンポジウム（～九日） 8公明党第四一回中央委、独自路線強調 9シルバー人材センター協議会設立総会 昭和五六年労働経済の分析(労働白書)発表	1総評労戦統一対策委、民間協議会の活動方針、運営要綱など大筋了解 電通労連第二二回定期大会（～二日） 政推会議、生活安定全国大行動（～二九日） 2国民春闘共闘第四回総会、春闘中間総括 国労、「再建懇」の凍結を当局に申し入れ 4政推会議、五七～五八年度政策・制度要求と提言発表 5統一準備会第八回総会〝全日本民間労働組合協議会〟（全民労協）の発足を決定、「全民労協発足へ向けての基本方針」「運営要綱」決定 統一労組懇代表委員、「全民労協」に対する見解発表 6第一一回社会保障学校（～九日） 7電機労連第三〇回定期大会（～九日、北海道・函館） 日建協、社会資本整備を考えるシンポジウム 8運輸労連第一五回定期大会（～九日、岩手・花巻） 9総評、国民のための行革推進・ロッキード汚職追及中央集会 公務員共闘、臨調答申反対第一波中央総行動（～一〇日） 運輸一般、鈴木生コン分会刑事弾圧反対・警察拘禁二法阻止緊急集会 11全印総連第三一回定期大会（～一三日・水上） 12同盟第五二回拡大中評、労戦統一につき地方も中央と統一的に対応する旨決定 炭労第九八回定期大会（～一三日） 13合化労連第六六回定期大会（～一五日・修善寺）、八月二四日に続開大会開催確認 紙パ総連合第一二回定期大会（～一五日・神戸）

1982

7

14共済年金基本問題研究会、意見書を蔵相に提出
社会党・総評五人委「八〇年代連合政権」再確認
15生産性本部〝変転する国際情勢下の経営戦略を探る〟をテーマにトップ・セミナー（～一九日）
自民党両院議員総会、鈴木善幸新総裁選出
16参院本会議、参院全国区制「改正」法案可決
社会党、国民のための行・財政改革シンポ
19国鉄当局、「現協協約」の改訂を提示
21日経連第一四回経営トップ・セミナー（～二三日）
22社会保障長期展望懇談会、保険料の二倍引

紙パ労連第七〇回定期大会（一五日・仙台）
新化学第三二回定期大会（～一五日・上山田）
私鉄総連第四六回定期大会（～一五日・大津）
全農林第二六回定期大会（～一六日・上山田）
14全逓第三六回定期全国大会（～一八日・蒲郡）
都市交第四七回定期大会（～一五日・福島）
全医労第三六回定期全国大会（～一七日・札幌）
国際電電第三九回全国大会（～一六日・福井芦原）
15労働四団体、経済運営と五三年度予算要求を政府に申し入れ
出版労連第四六回定期大会（～一七日・鴨川）
漁船同盟第一七回定期大会（～一六日・石巻）
総評三顧問のよびかけによる〝たたかう総評の再生をめざす大阪集会〟
17全日通第三七回定期大会（～一九日・伊東）
全専売第三八回定期大会（～二〇日・石川・山中）
19全電線第三六回定期大会（～二一日・和歌山・白浜）
全機金第三三回定期大会（～二〇日・宇奈月）
20全電通第三五回定期大会（～二三日・函館）
全林野第三五回定期全国大会（～二三日・水戸）
日本医労協第三一回定期大会（～二二日）
国労、ブルトレ問題で公労委に救済申し立て
21全水道第三三回定期大会（二三日・新潟）
22全石油第五〇回定期大会（～二三日・横浜）

年	月	政治・経済の動き	労働組合の動き
	7月	き上げ、給付の四割引き下げを厚相に提言 26 社会党、新「平和安全保障」政策発表 27 日本共産党第一六回党大会（～三一日） 28 中央最低賃金審議会、五七年度地域別賃金の改定目安、五・四％引き上げを答申 29 被爆三七周年原水禁大会・国際連帯会議（～三一日） 30 核禁会議、全国集会（広島） 第二臨調、第三次（基本）答申提出	22 新聞労連第五九回定期大会（～二四日） 23 自治労、全国三カ所で行革ブロック集会（～二四日） 25 総評第六六回定期大会（～二八日） 全動労第九回定期全国大会（～二八日・松島） 26 全国ガス第三八回定期大会（～二七日・島根） 28 全司法第三八回定期大会（～三一日） 全農協労連第四三回定期大会（～三〇日・広島） 労働四団体、鈴木首相と初会談 29 国労第四四回定期大会（～八月一日） 政労協第四九回定期大会（～三一日） 政推会議、生活安定全国大行動・中央集会 31 民放労連第五四回定期大会（～八月二日・秋田） 全国一般第三二回定期大会（～八月二日　山口・湯田）
（昭和57）年 月	1 原水爆禁止一九八二年世界大会・国際会議（～二日） 2 財界五団体、行革推進の集い 3 雇用審議会、定年延長法制の見送りを答申		2 総評、臨調基本答申につき、行管長官に申し入れ 新教組第一二回定期大会 3 統一労組懇八二年度年次総会（～四日） 全国セメント第三七回定期大会（～四日）

1982

8

4 被爆三七周年原水禁大会・広島集会（～五、八日）
5 原水爆禁止一九八二年世界大会・広島集会（～六日）
6 人事院、四・五八%の賃金引き上げ勧告
7 原水爆禁止一九八二年世界大会決議実践日本原水協集会
8 原水爆禁止一九八二年世界大会・長崎のひろば
9 被爆三七周年原水禁大会・閉会総会（長崎）
10 老人保健法案成立
政府、「臨調答申を最大限尊重する」旨決定
18 衆院、参院全国区改革の公選法「改正」案可決・成立
19 中曽根行管庁長官、同盟、中連にたいして臨調答申の実行につき協力要請
国鉄当局、「現場協議委員会に関する協約（案）」を関係組合に提示
20 衆院、仲裁裁定議決案件の継続審議決定
21 北炭夕張新鉱、労組に〝閉山・全員解雇〟通告

6 公務員共闘、人事院勧告の完全実施を政府に申し入れ
7 同盟〝パートタイマーの労働条件と組織化のために〟をまとめる
総評傘下の全国一般、全海連、全造船、労戦統一準備会に参加申請
9 総評、「行革及び教科書問題での今後の取り組みについて」発表
政推会議、全民労協の発足にともない発展的解消を確認
10 同盟、全官公、官房長官に仲裁・人勧の早期完全実施を申し入れ
11 総評、臨調基本答申反対、仲裁・人勧実施中央集会
18 全専売第三七回全国大会（～二〇日、石川・山中）
19 日建協第五四回定期大会（～二〇日）
全倉運第三七回定期大会（～二〇日、伊豆長岡）
同盟、行革断行・雇用と生活の安定をめざす国民運動本部発足
20 同盟全国書記長会議、全民労協発足にともなう地方組織再編につき協議
全国税第四〇回定期大会（～二二日）
22 炭労第九九回臨時大会、夕張新鉱閉山反対闘争方針決定
自治労第四二回定期大会（～二五日・福井）
23 統一労組懇、中小企業労働運動研究討論集会（～二四日）

年月	政治・経済の動き	労働組合の動き
8月	25中曽根行管長官、槇枝総評議長に行政改革協力要請 26政府、教科書問題で見解発表	生保労連第一四回定期大会（～二四日） 生協労連第一五回定期大会（～二五日、伊豆長岡） 北炭夕張新鉱労組、閉山提案に抗議して二四時間スト 24全施労第一三回定期大会（～二六日・伊香保） 国公労連第一五回定期大会（～二七日） 合化労連第六六回定期続開大会 非鉄金属労協第二回総会 25造船重機労連第一三回定期大会（～二七日・北海道） 動力車第三八回定期大会（～二八日・北海道） 全競労第二二回定期全国大会（筑波） 全造幣第三一回定期大会（～二七日） 26全金同盟第三二回年次全国大会（～二七日、長野・上山田） 27建設一般全日自労第四五回定期大会（～三〇日・水上） 28全財務第三〇回定期大会（～三〇日・名古屋） 29全建労第三八回定期大会（～三一日・湯沢） 30全国金属第五〇回定期大会（～九月一日・宇奈月） 労働四団体、制度政策闘争で四団体共闘継続確認 総評、秋闘闘争本部発足 31全印刷第四八回定期大会（～九月三日）
年月		
1給与関係閣僚会議、人勧の取り扱い協議		1全造船機械第四七回定期大会（～三日・石巻） 統一労組懇、臨調反対・くらしと平和を守る全国縦断大行動はじまる 同盟、ゆたかな老後をつくる運動月間 生保労連、労戦統一準備会参加申請 2自動車総連第一一回定期大会（～四日） 3運輸一般第一一回定期大会（～五日・宝塚）

1982（昭和57）

9

7〃八二年反核・軍縮・平和のための大阪行動〃実行委員会発足

11社会党理論センター、「新しい社会への前進」（草案）発表

14社会党を強める会、社会党の挙党体制強化の要望まとめる

16社会党〃八二年政治決戦選挙闘争方針〃決定
鈴木首相、「財政非常事態宣言」

18国鉄当局、国労・動労・全動労に処分発令

全運輸第二一回定期大会（～六日）
6日電工労連第一六回定期大会（～七日・幡豆）
7全相銀連第三三回定期大会（～九日）
鉄労第一五回定期全国大会（～一〇日・新潟）
全港湾第四一回定期大会（～九日・水上）
8食品労連第一八回定期大会（～九日）
電力労連第二九回全国大会（～一〇日・名古屋）
全日本ゴム労連第一八回定期大会（～一〇日・三河）
ホテル労連第三四回定期大会（～九日・宝塚）
10金属労協第二一回定期大会（～一〇日）
労働四団体、経済・財政要求まとめる
総評〃戦争責任と平和運動の課題〃をテーマに討論会

13総評緊急全単産委員長会議、仲裁・人勧凍結の動きに闘争宣言、政府に申し入れ
全法務第三七回定期大会（～一六日・唐津）
14労働四団体事務局長・書記長会議、人勧完全実施・減税など対政府要求確認
全化同盟第三一回定期大会（～一六日・白浜）
15炭労第一〇〇回緊急臨時大会
第一二回九・一五高齢者集会
16労働四団体、財政政策で政府責任追及の共同声明
17総評ら七団体、日本軍国主義化と現行教科書検定に反対する中央大集会
全民懇解散総会
全交運第三九回定期大会
公務員共闘、秋闘宣言集会
18総評、侵略を反省し、不戦を誓う集い

年月	政治・経済の動き	労働組合の動き
9月	20給与関係閣僚会議、人勧凍結決定 北炭グループ、炭労に労務費の支払いにつき七二億八千万円可能と回答 21社会党第六一回中央委、方針決定 22共産党不破委員長、人勧凍結で〝全野党結集〟提唱 24政府〝公務員給与に関する取扱い〟〝行革大綱〟〝国鉄非常事態宣言〟など閣議決定	18日本医労協、第一四回医療研究集会（～二〇日） 20総評、人勧凍結阻止をめざして抗議行動 ゼンセン同盟第三八回定期大会（～二二日・大阪） 21労働四団体、共産党を除く五野党政策担当者会議、凍結解除と人勧完全実施を要求していくことを確認 公務員共闘、人勧凍結抗議スト 22労働四団体、人勧凍結「容認できない」と労相に要請 全官公〝重大事態闘争態勢〟方針決定 24鉄鋼労連第六七回定期大会（～二六日・室蘭） 26アル専第三一回定期大会（～二七日） 27同盟・AFL＝CIO第一四回定期会談（～一〇月一日） 28中立労連第九回定期大会 全鉱第八三回定期大会・解散 公労協・公務員共闘、合同闘争本部設置 29日本非鉄金属産業労働組合連合会（非鉄金属労連）結成大会 30化学労連第四回総会 労戦統一準備会、一二月一四日に全民労協発足を確認
年月	1高齢化社会問題研究会〝報告書〟を初村労相に提出 高齢者雇用促進月間	1マスコミ文化共闘第二〇回総会（～二日） 電機労連、労働時間対策強化月間（～一一月） 3統一労組懇、第八回秋の学習交流集会（～一五日） 4労働四団体、人勧凍結問題などで首相とトップ会談 出版労連第四七回臨時大会

1982（昭和57）

10

5日経連第六四回全国労務管理者大会（〜六日・山形）
労働省、地域最賃決定状況発表。未決定の七都県を除き平均五・四二%アップ
6日経連松崎理事〝今後の行政改革のあり方〟について、労相に申し入れ
7日経連、年金・医療などで厚生省と第一回懇談会
公明党中執、行革反対の社会党と一線を画し、野党・労働四団体会談に出席しない旨確認
8共産党〝国政・地方政治をめぐる争点と選択〟発表
9全国革新懇第七回代表世話人会、運動の活性化を申し合わせる
12民社・新自由ク・社民連三党、参院選前に政治集団結成を申し合わせる
鈴木首相退陣表明。自民党各派、総裁選をめぐっていっせいに会合
中道四党、人勧問題で社会党と一線を画すことに合意
13稲山経団連会長、八三春闘に五%賃金抑制見解発表
14民社党第一八回中央委、選挙方針決定
北炭夕張新鉱、全員解雇を通告

地公労第二三回総会
5総評、国民のための行革、人勧・仲裁凍結反対・即時完全実施を求める中央集会
運輸労連、第一二回運輸問題研究集会（〜六日）
全国港湾第一六回定期大会（〜六日）
6総評、地域労働運動を強める第五回全国集会（〜八日）
同盟・全官公、人事院勧告の完全実施を求めＩＬＯ提訴
7自動車労連第一六回定期全国大会（〜九日・京都）
炭労、通産省の「新会社設立について最大限努力する」旨の回答、北炭の「八九億二〇〇万円プラス闘争解決金五億円」の回答を得、事実上闘争収拾
全国化労協第二一回全体会議
8金属機械労組東京連絡会、右より労戦統一反対をかかげて集会
国公労協第七回定期大会
9電通のあり方懇、全国幹事会（〜一一日）
12総評第一回拡評、秋季年末闘争方針決定
民間労組共同行動会議、組織解散決定
労戦統一準備会第一〇回幹事会、総評三単産加盟問題について協議、結論ずず
公務員共闘、人勧凍結問題につきＩＬＯに提訴
自治労、行革・地域生活圏闘争活動者集会（〜一三日）
13総評民間単産会議第一七回定例総会（〜一四日）
金属労協、第六回日米加金属労組会議（〜一五日）
石油産業労働組合連絡会第二回総会
全食品同盟第三六回全国大会（〜一四日）
中立労連・新産別、一〇・二一国際反戦デー不参加を総評に通告
14同盟第一五回執評、賃闘要求〝過年度物価上昇率プラスアルファ〟と確認
自交総連第五回定期大会（〜一六日・白浜）

月	政治・経済の動き	労働組合の動き
	16 自民党総裁選告示。中曽根、中川、河本、阿倍の四氏が立候補届け出	14 日林労第二四回年次全国大会（～一六日・高知） 15 政推会議第七回総会 公労協第一回共闘委、八二年度方針決定 16 労働四団体、中道四党書記長レベルと会談。一兆円減税実現、行革推進を前提とする仲裁・人勧完全実施など四項目確認 日電工労連・電工同盟・中電工事労組、電工労連結成準備会発会式 全海連第四五回定期大会（～一七日）
	17 公明党、八三年活動方針案発表	18 化学エネルギー労協第七回定期総会 公務員共闘、人勧凍結撤回・全国一斉座り込み行動（～二〇日） 19 総評青年協、八二秋闘勝利中央総決起集会 行革推進会議、盛岡でシンポジウム開催。以降各地で開く 地銀連第三一回全国大会（～二〇日） 全自交労連第三八回定期大会（～二一日・高知） 20 全建総連第二三回定期大会（～二二日・修善寺）
	20 共産党第二回中央委員会総会（～二四日） 労働省「婦人労働白書」発表	21 総評第六七回臨時大会 総評、八二国際反戦デー中央集会 一〇・二一行動 商サ事務労第九回総会（～二二日・福島） 23 建設同盟第五回定期大会 24 総評ら、八二年反核・軍縮・平和のための大阪行動 26 同盟、経済・社会研究会第三回シンポジウム 新産別第三五回定期大会（～二八日） WCOTP主催、軍縮・教育国際シンポジウム（～二九日・広島） 27 総評富塚事務局長、政権構想、五党党首・労働団体トップ会談の早期実現提唱
	24 第五回国連軍縮週間（～三〇日）	

1982

10 月

28 労働省、身体障害者の雇用状況調査発表
29 労働省、来春の新規学卒者求人状況発表
31 労働省、退職金制度調査結果発表

合化労連、化学産業総合討論集会（～二九日）
国労、国鉄分割・民営化反対本社前座り込み行動（～二九日）
28 同盟三役会議、賃上げ要求基準七％と確認
統一準備会第一一回幹事会、全国一般、全海連、全造船の加盟見送り
炭労第一〇一回臨時大会、夕張炭鉱闘争総括
29 総評民間単産一七単産会議、労戦統一問題について協議

11 月

2 社会・公明・民社・新自連四党国対委員長会談、自民党に臨時国会を開会するよう要求することで合意
4 産労懇第一一六回会合、労働四団体〝ストー権回復〟で提言
8 共産党、〝国民の立場で国政の浪費・放漫・腐敗をつく〟シンポジウム
9 五七年版「国民生活白書」発表

1 総評労戦対策委、三単産加盟問題につき、〝同盟の態度は遺憾〟と表明
くら福、〝くらしと福祉要求〟国民大集会
2 統一労組懇、くらしと平和を守る統一行動、中央集会
FISTAV第三回大会（五日・ベルリン）
4 春闘共闘、第二六回全国教宣集会（～六日）
全日自労ら、生活と平和を守れ予算要求大行進はじまる
5 国民春闘共闘会議発足総会、一〇一単産、地方組織など八八二万人参加
6 全炭鉱第三七回臨時大会
大蔵労連第七回定期総会
7 金融共闘、金融再編成「合理化」学習交流集会（～八日）
8 中立労連・総評、労戦問題でトップ会談
9 海員組合第四三回定期全国大会（～一三日）
10 全日通・鉄鋼労連・電機労連・ゼンセン同盟・電力労連・自動車総連六単産委員長会議、三単産加盟問題で調整にのりだす
11 労働四団体、第二臨調への〝要請書〟発表
同盟、構成産別代表者会議、労戦統一問題で協議
12 総評民間一七単産会議、三単産加盟問題で協議

月	政治・経済の動き	労働組合の動き
	16 ILO結社の自由委員会、人勧完全実施を勧告 公労委、国労・全動労の現業協定調停申請に調停案作成困難として差し戻し	13 国労、ダイヤ改正問題で順法・非協力闘争（～一四日） 14 統一労組懇、軍拡臨調路線反対・人勧凍結撤回を求める国民中央集会 出版労連、教科書に事実を、そして世界平和を、わたしたちのつどい 15 運輸労連、輸送秩序確立・職場点検活動（～一二月一五日） 公労協、第二次臨調基本答申を考えるシンポジウム 16 労働四団体・五野党会談、減税実現を確認 IMF第一八回アジア地域会議（～一八日・台北） 総評・ILO協会共催、アジア地域労働組合セミナー（～二四日）
	18 〃社会党を支持し強める会〃 代表、社会党三役に挙党態勢の確立など申し入れ 19 著名学者三三氏、革新都政樹立へ革新勢力の協力、共闘をよびかける 20 労働省、八二年度最低賃金改定状況発表 22 産業労働懇話会幹事会、官公労働者のスト権問題を来年一月の総会で協議することを決定 25 自民党大会、中曽根総裁選出 26 中曽根内閣発足、労働大臣に大野明氏就任	17 民主教育をすすめる国民連合、第一二回民主教育をすすめる国民大集会（～一八日） 林政共闘第八回全国総会（～一八日） 18 総評、人勧凍結反対・年末一時金獲得東京総行動 総連合第五回総会 19 行革推進会議、国民臨調中央シンポジウム 政推会議、産業安定策推進のための労使こんだん会 国公労連、財政再建提言発表 20 全建総連第二三回定期大会（～二二日） 21 六単産委員長会議、三単産の参加問題につき「事実経過の承認」を前提に認めることに合意 22 同盟、中道四党書記長と中道結集問題につき、こんだん会 24 全国公、人勧凍結撤回求め大蔵省包囲集会 26 全印総連、出版労連ら〃深夜労働の規制・改善をめざす共闘会議〃（夜勤共闘）結成集会

1982

11 月

1 全国革新懇、全国遊説の講演会はじまる
2 公明党第二〇回全国大会（～四日）
日経連第五四回法曹全国大会（～三日）

12 月

5 労働省、「海外労働白書」発表
6 中央労働基準審議会、第六次労働災害防止五カ年計画を労相に答申
7 政府、国鉄再建対策推進本部設置

国公関係二〇単産、全国家公務労働者組合中央単産会議
全官公第六回全国会議
27 両日高教、高校教育交流集会
29 総評全単産委員長・書記長会議〝八三秋闘ストライキ委員会〟発足
総評、第三次東京総行動、中央集会
電力総連第二回定時総会
総評槇枝、同盟宇佐美、総連合堅山トップ会談。基本構想、三単産参加で合意
30 労戦統一準備会第九回総会、一二月一四日、「全民労協」の発足確認
国労・全動労の現場協議制交渉決裂。動労・鉄労・全施労妥結

1 総評労戦統一対策委、全民労協に参加していくことを確認
総評、ポーランド「連帯」支持集会
公労協、国会請願行動（～三日）
2 同盟・全官公、仲裁裁定・人事院勧告完全実施中央総決起集会
3 総評第二回拡評、「七％以上」要求基準、全民労協発足に統一的対応確認
同盟第五二回中評、「基本構想」にもとづく全民労協の発足確認
労働四団体事務局長・書記長会議、要求基準七％など統一目標確認
政推会議、産業安定推進総決起集会
4 国民春闘共闘幹事会、賃金要求七％以上など要求基準確認
5 総評マイコン調査委、「技術革新と労働組合」をテーマにセミナー
6 労働四団体、政治倫理確立議員懇と懇談、田中辞職を要求することなど確認
総評、仲裁・人勧の完全実施、減税の実現を要求する中央総決起集会
公労協・公務員共闘、中央行動（～一〇日）
7 化学エネルギー労協常幹、七％基準を内容とする賃上げ方針決定
地公労・地財共闘、地方財政確立中央行動
8 総評、〝不戦の誓いと新たな活動の前進をめざす平和集会〟

月	政治・経済の動き	労働組合の動き
9	社会党中執、人事刷新で全中執辞職確認	同盟、行革断行・雇用と生活の安定をめざす中央総決起集会
10	厚生省、五七年版「厚生白書」発表	公務員共闘、中央行動（～一〇日）
11	与野党国対委員長会談、仲裁裁定実施合意	9 日教組・出版労連ら九団体、〃教科書問題を考える音楽と文化の集い〃
14	衆院本会議、仲裁裁定議決案件可決	10 国民春闘共闘第二回総会、七％以上など要求と闘い方決定、「春闘白書」発表
15	社会党第四七回定期大会（～一七日） 日経連地方団体長会議、賃金交渉など協議	総評、警察拘禁二法を許さないシンポジウム 純中立労組懇談会定期総会 11 総評統一スト委、人勧・仲裁完全実施要求で一六日統一スト実施決定 労働戦線の右翼再編に反対し、闘う労働運動を強める全国労組・活動家連絡会議（全国連絡会議）結成 13 八三春闘第一回金属労協、化学エネルギー共闘会議発足 自治労・国労青年部のよびかけによる〃全民労協発足・労働戦線の右翼再編成反対・総評の階級的強化をめざす青年討論集会〃 14 全日本民間労働組合協議会（全民労協）結成総会。四一単産四二三万人参加 右翼再編反対・全民労協不参加・八三春闘勝利・民間労組総決起集会 第一一回国民の足を守る中央会議定期総会 15 新産別第一八回中央委、七％基準の春闘方針など決定（～一六日） 16 総評、人勧・仲裁問題などで統一行動、統一スト。自治労・日教組など一一〇万人参加 統一労組懇八二年臨時総会（～一八日） 車輌労協第一一回定期大会（～一七日） 17 労働四団体、政倫懇などと〃政治倫理を考える〃をテーマにシンポジウム 太田・岩井・市川総評三顧問らの呼びかけにより、〃労働運動研究センター〃設立準備会発足 19 〃右翼労戦不参加・金属機械労働組合連絡会〃結成総会

年	月	政治・経済の動き	労働組合の動き
1982	12	20反核国民運動推進連絡会議、署名二九三二・七万人を確認	21公務員共闘、人勧実施・臨調行革反対中央総決起集会 23労働四団体、税調の所得税減税見送り答申に抗議声明 総評・中労立連・全ソ労評「第一七回日ソ交流委」、一年間の交流計画を内容とした議定書交換（～二五日・モスクワ）
1983	1	23政府税調、五八年度所得減税見送り答申 28第九八通常国会召集 労働省、「労働組合基本調査」発表	24国民春闘共闘、一兆円規模の所得減税等五八年度税制改正で大蔵省に申し入れ 公務員共闘、一二・二四、二時間スト 28労働四団体代表、五八年度予算編成、当面の経済運営について中曽根首相とトップ会談
	月	10〃社会党を支持し強める会〃、社会党平林書記長らと懇談、合同選対設置で合意 11日経連、「労働問題研究委員会報告」発表	10総評主催、中曽根首相の訪韓を糾弾する緊急各界代表者会議 日教組第三二次・日高教第二九次教研全国集会（～一三日・盛岡） 11国民春闘共闘、旗びらき。全単産委員長会議、新春アピール 総評労戦統一対策委、経過の〃総括的評価〃をおこなう 12国民春闘共闘、日経連労働問題研究委員会報告に「ベースアップ拒否の態度は断じて容認できない」旨見解発表 同盟、同報告に「常軌を逸した賃上げ抑制論」との田中書記長談話発表 自治労、中央討論集会（～一三日） 13労働四団体代表者会議、人勧凍結・減税などの四項目要求で共同闘争合意 14総評第三回拡評、一～三月の予算闘争など春闘方針案決定 全民労協、労働省と「政策懇談会」設置で合意

1983年

年	月	政治・経済の動き	労働組合の動き
1983（昭和58）年	1月	17日本生産性本部〝長期不況の八三春闘と経営問題〟をテーマにセミナー（～一九日） 18日本共産党第三回中央委員会総会（～一九日） 19中曽根レーガン会談終わる。日米責任分担確認 23社民連第三回全国大会 24第九八回国会再開 26ロッキード裁判で田中被告に五年の論告求刑 労働省、人勧実施見送りの政府見解をILOに 29全国サラリーマン同盟、サラリーマン新党結党決定	17総評ら、反戦・軍縮・政治倫理確立・中曽根訪米糾弾各界代表者会議 18労働四団体・全民労協初会談、減税を中心に共同歩調をとることを確認 全商懇、〝最近の労働行政をめぐる諸問題〟セミナー 19労働四団体、経団連・日経連に公開討論を申し入れ 統一労組懇第三回全国代表者会議、七%要求再検討など確認 20同盟第一九回年次大会（～二一日） 21総評、春闘討論集会（～二二日） 民放労連第五五回臨時大会（～二三日） 24労働四団体・全民労協、政策要求実現をめざす決起集会 金属労協、八三年闘争中央討論集会（～二六日） ゼンセン同盟対話集会はじまる（～二八日・全国四七会場） 25電機労連、マイクロエレクトロニクス研究集会 26国民春闘共闘・平和経済国民会議・現代総研、〝八三年日本経済のあり方を考える〟をテーマに経済政策シンポジウム 労働四団体・政倫懇、〝政治倫理を考える集会〟 反軍拡・政治倫理確立・田中角栄即時辞職要求・中曽根内閣糾弾中央集会 新聞労連第六〇回臨時大会（～二八日） 27政労協、臨調部会報告粉砕、労働者・国民を犠牲にする「行政改革」反対・八二賃金闘争勝利中央総決起集会 28国際交代制シンポ実行委、労働四団体後援、公開討論セミナー

2月

1「昭和五七年平均失業者数 一三六万人」と発表、一九五五年以来最高の水準
3 第二臨調、政党・各団体との意見交換はじまる
4 野党四党、田中角栄辞職勧告決議案提出
8 全国銀行協会連合会、八月から月一回週休二日制実施決定
9 全野党、田中辞職勧告決議案共同提出
14 全国革新懇、訴えと申し合わせ発表
15 民社党第二八回全国大会

31 海員組合、各船主団体にベア七%を中心とする労働協約改定要求書を提出
1 総評、老人保健法の医療有料制に抗議し、福祉拡充を求める抗議集会
同盟、婦人活動強化月間
3 統一労組懇、賃金・雇用と日本経済シンポジウム
全国公、軍拡予算反対・人勧凍結撤回第一波統一行動
4 総評、八三春闘勝利・経済政策転換・人勧完全実施総決起集会
総評、社会党を支持し強める会、総合選対発足
全石油第五一回臨時全国大会、春闘方針決定
5 労働四団体・全民労協の組織・政策担当者会議、二・二七減税メーデー確認
全民労協、税制改革（減税）要求集会、三月五日まで水、土国会請願デモ
出版労連、八三年度組織強化・拡大をめざす討論集会
7 公務員共闘第一波連鎖行動（～一〇日）
8 国労出身地方議会議員、当局の議員兼職禁止を不服として各地裁に提訴
全国労組生産性会議、〝八三年・世界の中の日本〟をテーマに中央討論集会（～九日）
9 同盟・中道四党懇談会、五団体連絡協議会設置確認
10 労働四団体・全民労協事務局長・書記長会議、減税要求内容決定
労働四団体事務局長・書記長会議、先行組合の回答指定日三月三一日など確認
11 金融共闘、交流討論集会（～一二日）
12 統一労組懇ら、職場の憲法違反の告発など運動化をめざす討論集会（～一三日）
13 全国金属第五一回臨時大会（～一四日）
14 総評・中立労連・新産別・社会党・護憲連合ら、反金権・田中角栄即時辞職要求・中曽根内閣糾弾新潟全国集会
新聞労連第二六回新研中央集会（～一六日）
15 総評第六八回臨時大会、春闘政治決戦方針決定（～一六日）
社会党を支持し強める会、八三政治決戦勝利総決起集会

月	政治・経済の動き	労働組合の動き
	17公明党第四四回中央委、選挙闘争方針発表 労働省、ロボット労災の初の実態調査結果発表 19自民党、減税・人勧で回答。国会再開 22原水禁83年世界大会準備委員会発足	16総評、八三春闘勝利・二〇二億国鉄損賠訴訟撤回・労働基本権確立・平和と民主主義を守る集会 17紙パ労連第七一回臨時大会、春闘方針・全民労協加盟決定 海員組合、協約改訂交渉はじまる 18マスコミ共闘、ニューメディア時代を考えるシンポジウム（～一九日） 20繊維労連第四一回臨時大会、春闘方針決定（～二一日） 全国金属、中小企業問題・合理化対策学習会 21全国化労協第二二回全国討論集会（～二二日） 全官公、人勧完全実施、諸要求貫徹代表者集会 22同盟、中道四党の五団体連絡協議会、減税実現確認 統一労組懇第一次統一行動 経済・社会政策研第四回政策シンポジウム 公務員共闘第二波連鎖行動（～二五日） 24総評、労働基本権確立・合理化・臨調行革と闘う全国討論集会（～二五日） 出版労連第四八回臨時大会 資源労連第一九回年次全国大会 全農協労連第四四回臨時大会（～二五日） 25総評、東北六県評、〝東北の雇用と地域政策を考えるシンポジウム〟 総評民間単産会議、全民労協への参加決定単産は三月一一日に参加申し込みと確認 26国民春闘共闘・平和経済計画会議、日本経済のあり方を考えるシンポジウム 大阪の労働四団体〝一兆円減税実現新幹線行動〟 総評・全国金属・広島県労、自動車産業を考える西日本シンポジウム 27労働四団体・全民労協、一兆円減税・賃上げ獲得二・二七メーデー、全国二三

1983	
2	28 第二臨調、「行政改革推進体制の在り方」の第四次答申提出
3 月	1 ILO理事会「人勧凍結は遺憾」とする結社の自由委員会報告採択（～四日） 2 産労懇第一二〇回会合、減税・経済運営・賃上げで協議 8 一月の完全失業者一六二万人、調査開始以来最悪の状況 9 社共両党委員長会談、懸案の東京都知事選に統一候補として松岡英夫氏を擁立することで合意。一〇日、正式表明
	1 国労第七回職場活動家全国交流集会（～三日） 公務員共闘、第三波連鎖行動（～四日） 全日本自動車労組・日産自動車の間で、「新技術の導入に関する覚書」締結 総評三顧問のよびかけによる〝労働運動研究センター〟発足 三・一ビキニデー 2 鉄鋼労連第六六回臨時大会（～三日） 電力労連、賃闘シンポジウム（～三日） 全国港湾第一六回評議員会、春闘方針決定 3 私鉄総連第四七回臨時大会、全民労協加盟決定 4 総評、第一六回はたらく者の音楽祭（～六日） 私鉄労連、第一回交渉、自主解決で合意 6 全建総連、生活危機突破中央総決起大会 全国一般第二三回臨時大会 7 同盟・全官公、政府に人勧実施に関するILO勧告の尊重を申し入れ 公務員共闘、ILO勧告にもとづき政府に要求書提出、交渉 8 総評、被爆連ら被爆者援護法制定要求中央行動（～九日） 非鉄金属労連第二回臨時総会（～九日） 9 自治労第四三回臨時大会（～一〇日） 全水道第三四回臨時大会（～一〇日） 10 総評、社会党ら〝第二臨調が歴史に残したものは何か〟をテーマにシンポ はり・きゅう制限＝解雇通達撤回！生命とくらしを守る労災職業者全国行動 炭労第一〇二回臨時大会（～一一日） 日高教第五八回特別大会（～一一日） カ所、五〇万人参加 全港湾第四二回臨時大会（～二八日） 28 国民春闘共闘第三回総会、三～四月の闘争日程決定 政労協第五〇回臨時大会

年月	政治・経済の動き	労働組合の動き
11	社会党第六二回中央委、田辺副委員長を書記長代行に決定	11 葉たばこ対策共闘会議、定期総会 国公労連第一六回臨時大会（～一二日） 総評民間八単産、全民労協加盟申請
13	「日本みどりの党」結党総会	13 民放労連、ラジオ変革のための全国フォーラムⅡ（～一四日）
14	第二臨調、「行政改革に関する第五次答申」（最終答申）を首相に提出。翌一五日、解散	14 全民労協第三回代表者会議、私鉄総連・全国金属・紙パ労連など総評傘下八単産の加盟承認、四九組合、四八〇万人 総評・同盟、第二臨調最終答申につき事務局長・書記長談話発表
15	国民行革推進会議、臨調答申報告会	中立労連常幹、第二臨調最終答申に対する見解確認
16	第一〇回統一自治体選挙・一三都道府県知事、二政令市長選挙告示	15 国労、合理化問題につき交渉決裂。遵法闘争に（～一七日） 政労協、臨調最終答申紛糾・八二賃金闘争勝利中央総決起集会
18	政府、閣議で第二臨調の答申を尊重し、逐次実施する旨決定	16 春闘共闘、民間統一行動
19	国鉄当局、「勤務時間内の入浴」問題にかわり、全国四〇職場の国労組合員二七二人に処分を通告	17 国民春闘共闘、八三春闘勝利・革新都政奪還東京民間労働者総決起集会 18 運輸一般第一二回臨時大会 自治労ら〝日本の進路と臨調行革〟をテーマにシンポジウム 19 総評、日本経済と中小企業問題を考えるシンポジウム
25	昭和五八年度版「地方財政白書」発表	22 全民労協、八三賃闘代表者決起集会 総評全民労協加盟一三単産、連絡会議設置 23 労働四団体、賃上げ六％確保、日経連・経団連賃金抑制打破など六項目確認 運輸労連、八三安全輸送闘争 24 行革推進会議、〝臨調の問題提起をどう受けとめるか〟をテーマにシンポ マスコミ文化共闘、八三春闘勝利・都知事選勝利総決起集会 全国一般、中小企業労働者デー（～二五日） 25 同盟、賃闘要求貫徹中央総決起集会

1983	4月
3	
29 四四道府県議会、政令市議会選挙告示	4 産労懇第一二一回会合、公務員給与などについて意見交換 五八年度国家予算案成立 5 経済対策閣僚会議、八項目の景気対策決定 6 国際消費者機構日本セミナー（～九日）
鉄鋼労連、大手巡回折衝はじまる 28 国民春闘共闘、中央総決起集会 国民春闘共闘、官公労働者の賃金についての懇談会 全農協労連、総決起中央行動 29 総評五役会議・幹事会、富塚事務局長の次期衆院選挙に神奈川五区から立候補することを承認 電通労連、八三春闘・政治決戦勝利中央総決起集会 政労協全国動員中央行動（～三一日） 30 国民春闘共闘、第二次統一行動（～三一日）。第二次全国統一行動中央集会 31 全民労協、JC、JAF、八三賃闘中央総決起集会	1 紙パ労連・紙パ総連合、大手組合代表者会議、紙パ経懇に共同要求提出 運輸一般、拡大月間（～六月） 海員組合、協約失効 2 総評、反軍拡・平和都市をめざす都民大集会 3 総評傘下全民労協参加一三単産、政策担当者会議 全専売・食品労連・食品労働者中央総決起集会 4 国民春闘共闘幹事会、一二日から一八日まで統一闘争ゾーンに 政労協、「一九八三年版天下り白書」発表 5 総評・中立労連ら四五団体、大型間接税導入反対・所得税の大幅減税を要求する各界代表者会議 統一労組懇〝民間部会〟発足 金属労協第六回戦術委、JCとして五％確保を確認 公務員共闘第二四回拡大共闘委、一〇％要求決定 6 国民春闘共闘、ストライキ突入宣言中央集会 全民労協第四回闘争委、第三週のヤマ場にむけての結集を確認

月	政治・経済の動き	労働組合の動き
7	総理府、「社会福祉にかんする世論調査」結果発表	7全交運貨物共闘、中央交渉（～八日） 労働四団体、〝先行グループの妥結状況の発表は総評・同盟別々におこなう〟など申し合わせ
8	労働省「地域における男女の共同参加についての調査結果報告書」を発表	8公務員共闘、総務長官・人事院総裁に要求書提出
9	公労委委員、新任六人を含む一六人発表	
10	第一〇回統一地方選挙、知事、政令市長、県議会、政令市議会選挙投票	11総評傘下全民労協加盟一三単産連絡会議、総評との連携強化を確認 公労協、労働大臣に一八日に有額回答をと申し入れ
12	五七年度「農業白書」発表	12金属労協第七回戦術委、電機四・九%、自動車四・二八～五・〇八、鉄鋼三・一四%、造船三・二六%の回答に、それぞれ第四週に決着することを確認 電機労連中闘、造船重機労連中執、集約の方向確認 国民春闘共闘、金属労協の回答に「日本経済全体にも重大なマイナスをもたらす」と声明
13	農林省、停職七名をふくむ三八三九名の処分発表	国鉄分割・民営化反対共闘、中央総決起集会 全印総連・出版労連・新聞労連・東印労、八三春闘勝利統一決起集会 13国民春闘共闘、政府・日経連に賃金格差是正を申し入れ 東京統一労組懇ら七団体、くらしと平和と民主主義を守り、労働戦線の右翼再編成に反対する首都総行動 ゼンセン同盟第三回常任中闘、一九日以降対策決定。総決起集会 総評、日雇健保共闘、中央集会
14	第一〇回統一地方選、一四五市長選、三八六市議選など告示	14電力労連、各社の定昇込み九六〇〇円の回答に、妥結の方向
15	日経連政策委員会、三公社五現業の賃金回答に対する提言をまとめ、発表 国鉄当局、国鉄貨物大削減案を各組合に提案	

1983

4

17 町村長・議員選公示

20 サラ金二法案、参院本会議で可決

22 国鉄・林野を除く二公社・三現業各当局、定昇込み二・八%の回答

24 第一〇回統一地方選挙、市長・市議、町村長・議員選挙投票

25 国鉄・林野当局、回答提示

16 国民春闘共闘・総評・公労協、日経連の「三公社四現業の賃金回答に対する提言」に抗議声明。一八日、抗議行動
私鉄総連、第二次回答（一万三〇〇円）に京成を除く大手一二労組妥結の方向

18 TUAC加盟労働三団体、五月末の先進国首脳会議について政府に申し入れ
海員組合・外航部門妥結。近海（二一日）、漁船部門（二二日）も妥結

19 国民春闘共闘、第五次統一闘争ゾーン（～二二日）
全国港湾、全国六〇港で雇用・仕事確保など要求して二四時間スト
鉄鋼労連第六回中賃闘、大手、収拾の方向確認

20 金属労協書記長会議、八三闘争総括はじめる

21 中央労働基準審議会労働側代表委員、パートタイマー・家内労働者の課税対象額の引き上げを要請
労働四団体・全民労協、減税の早期実施を求める声明
メーデー実行委、総務長官にメーデーを祝日とするよう申し入れ
私鉄総連・日放労・全電力・交通労連・航空同盟・全国ガス・運輸労連・電力総連、〝公益産業民間労働組合連絡会〟（公益民労）発足会

22 公労協、各当局の有額回答に抗議声明
全官公、二六日以降調停申請確認

25 全民労協、八三賃金闘争解決促進決起集会
公労協拡大幹事会、二五日以降も団体交渉をすすめ、二七～二八日頃に調停申請を決定
公務員共闘、対政府交渉。総務長官の「今年度人事院勧告実施のための最大限の努力をする」旨の表明を評価し、二六日のスト中止

26 労働四団体・全民労協、野党五党に減税の早期実施を要請
公労協、公労委会長に民間準拠の原則について要請
統一労組懇、八三春闘第四次統一行動

27 公労協、調停申請、全電通は二八日労使共同で申請

年月	政治・経済の動き	労働組合の動き
4月	29全国革新懇第九回代表世話人会、いっせい地方選挙結果について意見交換	28総評、八三春闘勝利・国鉄二〇二億損賠訴訟撤回をめざす東京総行動 29全損保、人間性・家庭・健康をとりもどす週間（～五月五日）
月	2労働省、五七年度「賃金構造基本統計調査結果」発表 6石炭協会、北炭夕張再開困難との最終報告 7共産党第四回中央委総会（～九日） 国民平和大行進、東京出発 8サラリーマン新党結党式、参院比例代表区名簿登載予定一一候補を発表 9税金党結党、参院比例代表区候補七名発表 公労委、公企体等の賃金紛争につき第一回事情聴取 10生産性本部、国際生産性シンポ（～一二日） 11公労委、公企体等の新賃金紛争につき第二回事情聴取、合同調停委員会発足 12公労委、非公式に加重平均四・一三%、八四六〇円の「収拾案」を労使に提示	1第五四回メーデー、全国一一七七会場、三九〇万人参加。中央メーデー三五万人 全倉運、権利闘争月間（～六日） 9同盟、一九八三年度社会保険基礎講座（～一一日） 新聞労連第一四回新聞研究集会（～一一日） 中高年雇用福祉事業団第四回総会（～一〇日） 国公労連・医労協・全農協労連・建設一般全日自労・日高教のよびかけによる〝人事院勧告関連労働組合闘争経験交流会〟 10金融共闘、中央行動 公労協拡大幹事会、公労委の調停作業に対する対応協議 11国民春闘共闘・同盟中闘、共同集計結果発表、平均八八三九円の賃上げ 金属労協第八回常任幹事会、時短共闘組織化方針決定 日電工労連第七回執行委、組織の発展的解消確認 12労働四団体・全民労協、減税の早期実施を求める決起集会 レーバー・サミット（～一三日・ワシントン）

1983

5

日経連第三六回定時総会

13公労委合同調停委、公企体等の新賃金紛争に関する調停の不調を確認

15社会主義理論センター、〝二一世紀へ――新しい改革の道〟シンポジウム

17公労委総会、調停不調・仲裁移行決定

18日経連・日商・中央会三団体、最賃制度の見直しを求めた申入書を労働大臣に提出

20公労懇第九回会合、公企体等の賃金決定について意見交換

共産党を除く与野党幹事長・書記長会談、減税問題、今年中実施で決着

21家内労働旬間

人事院、国家公務員制度「改定」案まとめる

22平和と民主運動（MPD）結成大会

同盟第二六回執評、事実上敗北と八三賃闘総括

国鉄分割・民営化反対共闘、法案阻止中央集会

13統一労組懇婦人連絡会、婦人の中央行動

全民労協第六回代表者会議、地域連絡組織の設置確認

公労協、全官公はそれぞれ、調停不調で抗議声明発表

国労、国鉄再建監理委員会設置法案の成立に抗議して二九分スト

16労働三団体、サミットについて首相に要請

統一労組懇第五回全国代表者会議、中間総括（～一七日）

17鉄鋼労連第一七回安全・衛生担当者拡大交流集会（～一九日）

全金同盟第七回中立組織交流会（～一八日）

公労協幹事会、〝新賃金紛争の仲裁移行止むなし〟などの態度確認

18総評、税金闘争総括会議（～一九日）

建設一般全日自労・全自交総連、労働省総行動

19総評、共済年金統合法案の成立を阻止し、臨調行革に反対する集会

統一労組懇自治体部会、中央行動

同盟、第二四回全国婦人の集い中央集会（～二〇日）

全国公、上京団行動（～二〇日）

20全交運、国鉄貨物合理化反対集会

政労協、〝特殊法人は国民のためにどうあるべきか〟をテーマにシンポジウム

21第二八回はたらく婦人の中央集会（～二二日・川崎）

第二回平和・軍縮教育フォーラム（～二二日・横浜）

年月	政治・経済の動き	労働組合の動き
5月	24政府、行革大綱決定 社会党、内閣不信任案提出、否決さる 25経団連第四四回定時総会 26第九八通常国会閉会	23総評単産委員長・書記長会議、行革審に代表を送らないことを決定 全信労、職場の統一をめざす経験交流集会（～二四日） 林政共闘幹事会、〃林業労働法〃制定をめざす運動確認 25国民春闘共闘・同盟中闘、第二回共同集計結果発表。妥結組合数三九一八組 合、妥結平均八八九九円、四・六％（加重平均） 総評・社会党、国民行革会議（準）発足 26鉄鋼労連、春闘総括討論集会（～二八日） 27総評、反合争議対策討論集会 28国公労連、第一四回国公婦人交流集会（～二九日） 30全炭鉱第三八回定期大会（～三一日） 自動車労連、第四回日本・中華民国自動車労組セミナー（～三一日・静岡） 日教組、中学生の問題行動を考えるシンポジウム 31総評第三回拡評、方針案討議
（昭和58）年 月		
1第六九回ILO総会（～二二日） 2日経連第二五回経営法曹全国大会（～三日） 3第一三回参議院通常選挙告示。初めての比例代表制、一八党一九一人立候補 公労委、八四六〇円の裁定を提示 6国鉄当局、人員削減計画を提示	1行革推進四団体、行革国民会議設置確認 全民労協、労働省と第二回労働政策会議〃新労働政策会議〃発足確認 2運輸一般、第七回労使共同セミナー（～三日） 3労働四団体、時短推進で労働省に申し入れ 出版労連、〃出版とニューメディア〃セミナー（～四日） 5自交総連、全国自教労組共同センター第六回総会 6全郵政第一九回定期全国大会（～一八日） 7国民春闘共闘・公労協、政府に仲裁裁定完全実施を申し入れ 同盟・全官公、政府に仲裁裁定即時完全実施を申し入れ	

1983

6

9 社会党、自民党に公開討論会を申し入れ
10 国鉄再建監理委員会発足
11 民社党佐々木委員長、〝教育臨調〟提言
16 国鉄当局、時間内入浴認めないとの見解
17 労働省、「ロボットを労働安全衛生規則の対象とする省令」公布
20 共産党、中曽根首相に公開質問書
26 第一三回参議院選挙投票日。投票率参院選史上最低の五七・〇%
27 第一三回参議院選挙結果確定
30 社会党中央執行委員会、飛鳥田委員長「見解」を発表

8 海員組合、全港湾と便宜置籍船、マルシップ問題で懇談
9 年金改悪反対五単産共闘、厚生省に第三種（坑内労働者の特例）の存続を要請
11 統一労組懇組織対策委、二〇〇万組織をめざし、八～一〇月を組織拡大期間に決定
12 郵産労第二回定期大会
14 全民労協第七回代表者会議、新政策要求案八項目確認
15 専門店ユニオン連合会（SSUA）結成大会、六組合四千人
全国港湾、第二回港湾研究集会
出版労連、「教科書検定過程調査」発表
17 国労、当局の一・八カ月の差別回答に組合の判断として妥結を決定
総評民間単産会議代表、厚生省に一二項目の年金改善要求を申し入れ
20 日教組本部で、右翼、日教組総務部長を傷害・監禁
21 中央金属労協、解散を内定
25 食品労連、販売労働者の現状と課題についてのシンポジウム
27 総評、参院選の結果につき、敗北をみとめ社会党・総評ブロックの強化、社会党との早期協議をはじめるなどの見解発表
同盟田中書記長、参院選の結果につき、評価できるとの談話発表
28 国民春闘共闘第四回総会、八三春闘中間総括
29 同盟・全官公、八三賃闘中央総決起集会
30 労働四団体事務局長・書記長会議、当面の経済運営と八四年予算編成にむけての要求確認
総評幹事会、行革審に槇枝議長を推せんすることを決定
九団体主催、中教審答申に抗議し、教科書の国家統制に反対する中央集会

序章

国際・国内情勢と労働問題の焦点

1　国際情勢の特徴

複雑化する国際情勢

八二年後半から八三年前半にかけての国際情勢は、米ソ対立の激化を軸に、複雑で多層的なからみあいを増す状況となっている。東西両陣営内部にそれぞれ紛争の種があり、それらは絶えず米ソ両大国の直接的・間接的介入の危機をもたらし、最終的には核戦争の可能性さえも危惧されるにいたっている。

紛争の主要なものをあげると、長期化しているイラン・イラク戦争においては、イラン軍がホラムシャールを奪回し、八二年七月にはイラク領内に侵攻を開始した。またイスラエル軍は、八二年六月にパレスチナ・ゲリラ制圧をねらい、南部レバノンに入り、九月になってPLOは撤退を余儀なくされた。中米は、長いあいだアメリカの圧倒的な支配下にあったが、エルサルバドルでは左翼ゲリラの政府攻撃がつづいている。チリにおいては、インフレと失業の増大と非民主的政治体制にたいする国民の蓄積した不満が爆発し、八三年五月には一〇年ぶりにデモが復活した。

つぎに東西両陣営における政権交替などの政治上の変化の主なものをあげると、八二年一〇月には西ドイツ議会がシュミット首相の不信任案を可決し、後任にコールキリスト教民主同盟党主を決めた。さらにスペイン総選挙で社会労働党が大勝し、ほぼ半世紀ぶりに社会主義政権が誕生している。国際情勢に大きな影響を与える政権交替は、ブレジネフソ連共産党書記長の死去によって、後任にアンドロポフ氏が選任されたことであった。

アメリカのレーガン政権は、強いアメリカを目指す軍備拡張路線を推進し、八三年一月に米国議会に提出された八四会計年度の予算教書においては国防費は一四・二%も急増し、GNP対比で七%に達した。その結果八四年度の財政赤字は一八八八億ドルも見込まれ、深刻な財政危機に直面することが予想されている。このような軍備拡張路線の根底にある認識は、アメリカがベトナム戦争後軍拡をやめていたのにたいして、ソ連が確実に軍事力を高め、中東とくにペル

シャ湾岸にたいする脅威を増大させているということにあり、これに対抗するために西側陣営の結束を強化し、その体制の内部でアメリカの指導性を確立しようとするものであった。八三年五月にアメリカのウイリアムズバーグでひらかれた第九回先進国首脳会議（サミット）は、八三年からパーシング型ミサイルなどアメリカの中距離核戦力を西ヨーロッパに配備することの決定を強調した政治声明が発表された。この決定は、ソ連がSS20を展開したことに対抗し、欧州における軍事バランスを回復するということでとられた措置であった。

一方、米ソ間の戦略核兵器制限交渉が八二年六月から始まったが、アメリカは、核弾頭数と威力規制をめざす二段階削減案を提案したが、これにたいしてソ連は、交渉開始と同時に米ソ戦略兵器の現状凍結と近代化制限にふみきろうという逆提案をおこなった。さらに八二年一二月、アンドロポフ新政権は、八三年末までに、欧州配備が予定されているアメリカのパーシングⅡ、巡航ミサイルの配備中止を前提に、①ソ連の中距離ミサイルを現在の英仏両国の保有水準と同数にする、②その結果、ソ連はSS20を含めた中距離ミサイルを削減するなどの新提案をおこなった。アメリカは、ゼロ・オプション（ソ連のSS20配備撤去とひきかえに、米国もパーシングⅡ、巡航ミサイルの配備を中止する）は、NATOの合意であるとして、即座にアンドロポフ提案を拒否した。アメリカの主張するゼロ・オプションでは、英・仏の核戦力はそのまま残されることになるから、ソ連の同意を得ることは困難であるといってよい。

以上のように戦略核軍縮交渉がゆきなやんでいる状況のもとにおいて、世界各国で反核運動のもり上がりがみられた。その引き金になったのは、七九年一二月における北大西洋条約機構（NATO）理事会の、米ソの核軍縮交渉がまとまらない場合は、八三年からアメリカのパーシングⅡと巡航ミサイルをNATO五カ国に順次配備するという決定である。八一年一〇月の西独ボンにおける三〇万反核集会はヨーロッパ全体に拡大し、八三年三月における西ドイツ総選挙においては、核ミサイル阻止を訴える「緑の党」が議席を獲得するにいたった。イギリスにおいては、グリーナムコモン米軍基地において核ミサイルの配備を阻止することを目的に女性ばかりで平和キャンプをはるなどの行動がくりひ

ろげられている。

世界経済の動向　長期的な世界同時不況という深刻な局面におかれていた世界経済も、八三年に入ってからアメリカ経済の景気が回復過程に転じ、ようやく明るさがほの見える状態となった。すなわち、アメリカにおいては八二年なかば以降、金利が大幅に低下し、金利に敏感な住宅投資と自動車販売が増加した。かくして生産は全体として回復の軌道にのりはじめている。

このようにアメリカ経済の景気回復が進展してきた理由は、なによりインフレを抑えることに成功したためである。消費者物価上昇率は、七九年一三・三%であったものが八一年八・九%、八二年三・九%と沈静化している。このように物価が安定してきたため、景気刺激策の採用が可能になり、公定歩合は、八二年一二月までに七回にわたって引き下げられた。短期金利は二ケタから一ケタに、長期金利も二ケタすれすれの水準まで低下した。しかし正常時の水準に比べれば金利はまだ高く、国内における消費や投資の制約条件となり、国際的にはドル高をもたらしている。金利の低下が鈍い理由は、巨額の財政赤字があるため、クラウディング・アウトの可能性が高く、金利先高感を生み出しているからである。アメリカ政府は、財政赤字を圧縮するため、社会保障費や一般経費を極力削減しようとしているが、強いアメリカを目指すための国防費が突出し、赤字を克服することは困難だとみられている。したがってアメリカ経済の回復を軌道にのせるためにも、軍縮は不可避だといってよいであろう。

ヨーロッパ諸国においても、ようやく景気の底入れの気配がみられる。たとえば西ドイツは、八三年一～三月の実質GNPが対前期比で〇・五%増となった。西ドイツは八一年には〇・二%のマイナス、八二年には一・二%のマイナスと二年連続の不振であったが、八三年に入ってようやくプラスに転じたことになる。景気回復の要因としてあげられているのは個人消費で、対前期比二%増となっている。コール内閣は、このような景気回復の基調のもとで、社会保障費の削減や公務員給与の凍結などによって財政赤字の圧縮を目指している。

フランスは、アメリカやイギリスとは対照的に、社会保障の拡大や最低賃金の引き上げなどの政策をとったが、インフレが高進する結果をまねいたため八三年に入ってから経済政策を大きく転換した。すなわち、四カ月間の物価・所得凍結を実施することによって、二ケタを下回る物価上昇の抑え込みに成功したが、他方において大幅な貿易赤字が発生することになった。さらに対外借り入れの増大がいちじるしく、モーロワ内閣は、八三年三月第二次緊縮プラン（ドロール・プラン）を打ち出した。これは国家予算、公共企業体、社会保障会計の赤字を縮小し、貯蓄の増大をめざしている。このような総需要抑制策で輸入を圧縮し貿易収支を均衡させようとするものである。しかしこれらの政策をとることによって失業者の増加が予想されるなど、フランス経済のかかえる問題は深刻であるといってよい。

以上のような世界経済の動向を背景に、国際的な規模で労使関係の変化がみられる。たとえばアメリカにおける八三年二月の鉄鋼産業の労働協約の改訂をみると、従来一時間当たりの基準賃金は平均一四・三三ドルであったものが一・二五ドル（九％）引き下げられた。ただしこの引き下げは八四年以降段階的に回復され（八四年四〇セント、八五年同、八六年四五セント）、旧水準に復することになっている。また基準賃金を消費者物価上昇率に対応して引き上げてゆく生計費調整条項（ＣＯＬＡ）は、従来消費者物価指数の〇・三％上昇を基準として、一時間当たり一セント自動的に引き上げられたが、新協約では最初の一年間調整が見送られ、二年目は指数上昇率が四％以上の場合、三年目は一・五％以上の場合にはじめて調整されることになった。以上のように、労働組合は、基準賃金とＣＯＬＡの抑制という譲歩をおこなってその見返りに雇用の保障を獲得せざるをえなくなっているといってよい。

西ドイツにおいてもきびしい賃金抑制がおこなわれ、金属労組（ＩＧメタル）の場合は、八一年、八二年ともに賃上げ率が消費者物価上昇率を下回り、八三年においても消費者物価の上昇が四・五％と予測されているにもかかわらず三％台の賃上げ率にとどまった。各国の労働組合運動は、八〇年代における長期不況と大量失業の圧力のもとで低姿勢を余儀なくされているといってよいのである。

2　国内情勢の特徴

国内政治の動向　八二年半ば以降の政治過程をみると、鈴木善幸首相は、一〇月一二日、突然辞意を表明し、同月一六日に受けつけられる総裁選立候補の届け出をしない意思を明らかにした。一一月二四日における総裁予備選の開票の結果、中曽根氏が圧勝し、一一人目の自民党総裁となり、一一月二六日衆参両院は、中曽根氏を首相に指名した。同氏は組閣に入ったが、田中派が六ポストを占めたため、非主流派閥が反発する一幕があった。

組閣から一カ月半後、異例の早さで首相の訪米が実現したが、首相は訪米の目的を揺るぎない同盟関係の確立といい、同盟関係には軍事面も含まれることを明らかにした。またレーガン大統領との会談では、日米両国が太平洋をはさんで運命共同体であるとまで言明した。また訪米中の「不沈空母」発言は、国会においても物議をかもすことになった。

つづいて八三年五月にひらかれたウイリアムズバーグ・サミットでは、対ソ核配備推進を目指すレーガン米大統領の軍事路線を積極的に支持し、NATOの戦略に同調したが、このことは日本を集団安保体制に組みこむ意味をもち、新たな国際緊張を生む可能性があるといってよい。このように中曽根首相がアメリカの戦略に完全に同調したことにより、シーレーン防衛についての日米共同研究が進展し、それによって海空自衛隊の増強にたいするアメリカの圧力はますます強まることが予想される。

中曽根首相の訪米時にもう一つ問題になったのは、日米貿易摩擦の問題である。首相はこの問題についての首脳会談において、アメリカの市場開放の要求にたいして日本の農民は緊張しているので、専門家同士の話し合いにゆだねる方がよいと主張したのにたいして、思いきった市場開放をしてほしいと問題提起したブロック農務長官ははっきりした態

度を示さず、話し合いは平行線に終わった。五月には第一回「日米産業政策会同委員会」が開催され、具体的な話し合いは、実務者レベルの小委員会でおこなわれることになった。

内政面における中曽根内閣の中心的課題は、行政改革の推進である。臨調答申の実行プログラムである新行政改革大綱が八三年五月二四日の閣議で決定されたのにつづき、行政改革の推進母体となる臨時行政改革推進審議会と国鉄再建監理委員会が発足をみた。新行革大綱は、行政改革を四段階で実施する方針を示した。その内容は、①大蔵省の財務部と府県単位機関の廃止、許認可の整理、機関委任事務の整理合理化、国家行政組織法改正にともなう各省庁設置法の改正は、秋の臨時国会に法案を提出する、②中央省庁の内部部局の再編成と付属機関の合理化、ブロック機関と支所・出張所の整理統合などは、五九年度予算編成過程で検討して実施する、③特殊法人の統廃合、電電、専売両公社の改革、地方事務官制度の廃止は次期通常国会に法案を提出する、④特殊法人の民間法人化、地方出先機関の定員削減などは五九年度以降中長期的に実施する、というものであった。新行革大綱の問題点としては、当面の歳出削減の最重要課題である補助金の整理合理化は、整理対象を具体的にあげると参議院選に悪影響を与えるという自民党の意向を反映して、総額抑制などの原則論を示すにとどまったことがあげられる。

つぎに与野党のあいだで大きな争点になったのは、「田中元首相にたいする議員辞職勧告決議案」であった。すなわち社会、公明、民社、新自連の野党四会派は二月四日、共同で決議案を福田衆院議長に提出した。共産党はすでに単独で決議案を提出、両案が一本化されたので、全野党が一致して自民党と対決するかたちとなった。しかし自民党は、論告求刑は、三審制度をとる裁判の一過程にすぎず、決着がついているわけではないと主張し、野党の主張に反対した。この問題は、与野党の主張が対立したまま、秋の臨時国会にもちこされた。

八三年六月二六日には、参議院議員選挙の投票がおこなわれたが、投票率は五七％台で戦後最低であった。この選挙においてははじめて比例代表制がとり入れられたが、自民党は地方区では四九名の当選者を出したものの、比例代表区

では意外にふるわず一九名にとどまり、合計六八名となった。社会党は都市部における票を失って、地方区で一三名、比例代表区で九名の当選にとどまっている。サラリーマン新党、福祉党などのいわゆるミニ政党が、減税や福祉などをかかげて健闘し、前者は二議席、後者は一議席を獲得している。

国内経済の動向　経済企画庁の八二年一〇～一二月の国民所得統計速報によると、国民総生産（GNP）の実質成長率は、季節の波をならした前期比で〇・四％、年率換算で一・八％であった。このような実質成長を支えた内訳をみると、民間最終消費支出（個人消費）が、電化製品や家具の購入と交通・通信費の増加を中心に堅調であり、また民間住宅建設も住宅金融公庫の融資条件が変更になる前に融資を受けようと急いだ人々が多いのを反映して、前期比七・四％の伸びを示した。

これにたいして公的需要は、公共事業予算の抑制とその前倒し執行がひびいて、固定資本形成が四・三％のマイナス、また米の在庫減少によって公的在庫品増加もマイナスになった。輸出は三・二％の減少となっている。〇・四％の実質成長の寄与度をみると、国内民間需要が一・〇％のプラスで、公的需要は〇・七％のマイナスとなった。いってみれば物価安定に支えられた消費の堅調が、経済の失速をかろうじて防ぐかたちとなっている。

企業収益の動向をみると、日本経済新聞社の八三年三月期決算の全国上場企業八六四社の八二年度下半期の業績予想は、上期に比べて三・二％増える見通しとなった。これは八二年一一月以降の円安修正で石油・電力の収益が急回復したためである。石油・電力をのぞく全産業の経常利益は、一三・二％低下すると推計されている。

一～三月の国民所得統計速報によると、個人消費はふたたび低迷、住宅需要はマイナス、設備投資は二期つづいてマイナスといった具合に、内需の不振がはっきりと現れている。すなわち個人消費については、八三年三月の総理府家計調査をみるとマイナスになった。春闘の賃上げは四・四％で、未組織労働者を含めた中小零細企業の賃金引き上げはそれよりもさらに下回るから、個人消費が高まることは困難である。また住宅投資は、八三年初めには一二〇万戸ベース

に近づくのではないかと予想されていたが、三月に入ってかなり低下した。日銀の短期経済観測によれば、製造業の八三年度の設備投資は、前年度比でマイナス二・五％になっており、かなり冷えこんでいるといってよい。

しかし輸出は八二年まで下げ止まり、八三年に入ってから徐々に増加しはじめ、四月からは安定的な回復基調にのっている。輸出の前途は、アメリカの景気回復如何によって影響を受けるが、アメリカの経済情勢は前述のように財政赤字を解消することができず、したがって金利高によって景気回復が制約される可能性をはらんでおり、輸出がこのまま上昇過程を辿るかどうかは必ずしも明確ではない。そのうえアメリカやヨーロッパの失業率は依然として高いから、貿易摩擦問題が再燃する可能性もあり、日本にたいする市場開放要求がいっそう強まることも予想される。

3　雇用・賃金の動向と労働政策

雇用の動向　八二年における調査産業計の雇用の動向を常用雇用指数（八〇年平均＝一〇〇）によってみると、一〇三・一で前年比一・二％増（八一年一・九％増）となった。産業別に雇用の動きをみると、サービス業（二・七％増）、建設業（二・六％増）、卸売業・小売業（一・八％増）、製造業（〇・七％増）、電気・ガス・水道・熱供給業（〇・六％増）、金融保険業（〇・四％増）では増加しており、第三次産業における雇用の増加が顕著である。一方、鉱業（二・五％減）、不動産業（〇・八％減）では前年水準を下回っている。

製造業の業種別に雇用の動きをみると、電気機器（前年比四・一％増）、一般機械（一・八％増）、金属製品（一・五％増）など一〇業種では増加したが、木材（七・七％減）、なめしかわ（三・六％減）、窯業・土石（二・四％減）など一〇業種では前年水準を下回った。製造業においては、電気機器、一般機械など比較的好調な部門があるのにたいして、木材その他構造的不況に苦しむ業種もあり、そのような業種別の景気動向が、雇用の動きに反映しているといって

よい。

以上のように雇用は全体として増加しているにもかかわらず、一〇%にも及ぶ経済成長をみた六五年当時とほぼ同程度の労働力供給がひきつづいているため、完全失業者数は増加した。すなわち八二年の完全失業者数は一三六万人で、前年よりも一〇万人増加した。前年比増加率は七・九%であった。完全失業率は前年より〇・二ポイント上昇して二・四%となったが、この水準は一九五六年につぐ戦後第二位の高水準に相当する。

ところでこのような失業の水準の評価について、いわゆる完全雇用失業率の概念を適用する考え方がある。たとえば大蔵省は、労働市場の構造変化により完全雇用下の失業率は六五年当時の一・二〜一・三%から次第に上昇し、八二年ほぼ二・〇〜二・二%と推計される見解を明らかにした(日経「経済教室」八二年九月)。このような考え方によると八二年の失業率は、完全雇用下の失業率とほぼ同じ程度だということになる。

また労働省も「五八年版労働白書」において、失業率の上昇要因には、経済停滞による労働力需要の不足のほかに、労働力需給構造の変化があると指摘している。労働力需給構造の変化として、白書が述べているのは、①高年労働力の増加、②経済のサービス化の進展、③女子労働力の増加の三点である。二度の石油ショックによって製造業からはき出された失業者は、技能や経験からいって必ずしもサービス業に適応できない。さらに第三次産業の雇用においては若い人びとの離転職が多い。女子労働力も失業したら家庭にもどって非労働力化するというよりも労働市場にとどまることが多い。これらの事情が、相乗的に労働市場に作用し、失業を生み出す条件となっているというのである。労働白書における分析は、完全雇用下の失業を強調するよりもむしろ、労働力需給構造の変化が、労働市場における求職側と求人側のミスマッチを生んでおり、それにたいする対策の必要性を説いているといってよい。

労働力の需給状況をみると、公共職安での一般求職者の場合、有効求人倍率は前年より〇・七ポイント低下して〇・六一倍となり、第一次石油ショック直後の七五年の水準に低下した。つぎに労働異動率の側面から労働力需給をみる

と、調査産業計の入職率は一八・九％（八一年一九・一％）で、前年よりは〇・二ポイント減、離職率は一八・八％（八一年一八・七％）で前年より〇・一ポイント増となり、〇・一ポイントの入職超過となっている。

調査産業計の事業所規模別の動きをみると、規模五〇〇人以上では〇・一ポイントの離職超過となったが、規模一〇〇～四九九人では〇・二ポイント、規模三〇～九九人では〇・六ポイント、それぞれ入職超過となった。つまり大企業において雇用調整がきびしくおこなわれたことを物語っている。また製造業の労働異動率をみると、入職率は一五・九％（八一年一七・三％）で前年より一・四ポイント減となり、離職率は、一六・〇％（八一年一六・六％）で前年より〇・六ポイント減で、とくに入職率のおちこみが目立つ。製造業における人員削減の進行を示しているといってよい。

賃金と労働時間

八％となっており、八二年の名目賃金の上昇率は、現金給与総額によってみると調査産業計で四・五％、製造業で四・八％となっており、両者とも前年の上昇率を下回っている。このように名目賃金の上昇が前年にひきつづいて停滞しているのは、八二年の有効求人倍率が前年より若干低下し、また消費者物価の上昇率が二・八％の増加にとどまったためである。

八三年の春季賃金闘争における賃上げ率は四・四％で、額・率ともに前年を下回った。八三年春闘時の有効求人倍率は〇・六倍程度で、八二年春闘時とほぼ同じ状態であったが、完全失業者数は八二年四月の一四三万人にたいして、八三年四月は一七〇万人であるから、雇用情勢は若干悪化したとみてよい。また四月における消費者物価の対前年同月の上昇率は、八二年四月の二・八％から八三年四月の二・〇％に低下している。さらに企業業績は、八二年九月期決算が減収減益になったので、以上三つの条件から賃上げ率は前年の七・〇一％を大幅に下回ることになった。八二年平均の実質賃金は、調査産業計で一・七％、製造業で二・一％の上昇となっている。欧米諸国においては、実質賃金が低下しているところが多いのに比べると、わが国の経済のパーフォーマンスは比較的良好であることを示している。日本生産性本部の統計によって八二年の労働生産性の動向をみると、八二年平均では一・五％の上昇にとどまっている。また労

働分配率の動向をみると、八一年度から八二年度にかけて一・一七%の増加となっているが、このことは賃金の増加によるよりも売上高の伸びの鈍化にもとづくものである。

賃金構造で特筆すべきは、規模別賃金格差および地域別賃金格差が拡大の傾向をとっていることである。二度の石油ショック以降、いわゆる経済の二重構造が再編されつつあることをうかがわせる。また企業内賃金構造では、大企業、中小企業とも年齢別賃金格差が拡大している。これは中高年齢層の生活を配慮した結果とみてよい。

八二年の調査産業計の平均実労働時間は一七四・九時間で前年にくらべて〇・二時間（マイナス〇・二ポイント）の微減である。総実労働時間のうち所定内労働時間は、調査産業計、製造業ともに前年よりもやや減少し、所定外労働時間もそれぞれ一・八ポイント、四・一ポイントの減少となっている。

なんらかのかたちの週休二日制を採用する企業は規模計で四七・八%で、前年より〇・二ポイント増加している。形態別にみると、もっとも多いのが月一回一六・三%、ついで月二回一四・八%であり、完全は五・七%にすぎない。企業規模別にみると一〇〇〇人以上の規模では、なんらかのかたちの週休二日制の採用が九二・三%に達し、とくに完全週休二日制は三二%となっている。

政府の労働政策

八二年の雇用情勢は、完全失業者数が前年より一〇万人増加して一三六万人になるなど悪化する傾向を示したので、この点を考慮して雇用政策を中心とする労働政策がうち出された。しかし労働政策を裏づける八三年度労働省予算は、マイナスシーリングのもとで概算要求がなされ、結局、特別会計を含め五・二%増にとどまったので、労働政策の大幅な拡充は困難であった。

雇用政策の重点は、高齢者対策に向けられ、定年延長や高齢者の雇用、さらには身体障害者の雇用は、八二年には一歩前進した。もっともこの前進はもっぱら大企業におけるものであり、中小企業では前年にひきつづき停滞した状態におかれている。またシルバー人材センター等六〇代前半層にたいする雇用政策も強化されつつある。

八二年の職安行政は、地域雇用開発事業を新規に発足させ、またパートバンクを増設した。地域雇用開発事業は初年度に対象地域として特定不況地域一〇カ所を指定した。またパートバンクは、前年の神奈川、大阪についで東京でも発足させた。一般的にいって産業構造の変動にたいする雇用政策へのニーズが拡大したといってよいであろう。

4　労働運動の特徴

(1)　八三年春闘について

八三年春闘の背景　八三年春闘は、長期不況にもとづく企業収益の悪化と、一月における失業率が二・七%、有効求人倍率が〇・六倍台といったきびしい雇用情勢のもとで展開された。そのうえ消費者物価はきわめて安定した状況であったから、賃上げ闘争にとっては不利な状況であった。政治的には、国会における人勧処理問題、所得税減税、政治倫理等をめぐる与野党の対立がみられたが、四月の統一地方選、六月の参議院選挙における自民党優位の体制は変わらず、政治的には安定した状況であったといってよい。

春闘の要求と前段闘争　労働四団体は、八二年一二月の事務局長・書記長会議において、賃上げ要求基準を七%と決め、「定昇及び格差是正の扱いについては、各団体ないしは産別の自主的判断に委ねる」ことを確認した。この確認にもとづいて総評は、「要求基準は七%とし、定年、産業別・規模別・地域別格差是正などを勘案して自主的に決定」するという態度を決め、また同盟は、同じく「基準とすべき賃上げ要求率を七%、一万三五〇〇円とする。定昇の扱いについては各産別、単組の自主的決定に委ねること」を決定した。

例年のように春闘前段の闘争として制度・政策要求がとりあげられたが、八三年における中心的課題は減税問題であった。すなわち労働四団体代表は、一二月二八日に中曽根総理と会見し、一兆円規模の所得税減税等の実施を強く要望

した。大衆行動としては、二月二七日に東京・代々木公園に組合員四万五〇〇〇人を集めて「一兆円減税、賃上げ完全獲得大集会」を開催した。また仲裁裁定、人勧完全実施要求については、公務員共闘が「人勧凍結の撤回と年度内実施」を求めて二月四日に第一次決起集会を開催したのを皮切りに、二月七日から三月四日の間、連日のように集会、議員要請行動等を実施した。

春闘の経過　例年のように各労働団体とも先行組合の回答引き出しに精力的にとりくみ、マスコミ、出版・サービス、繊維、金属、化学の一部などが三月末から四月上旬に回答を得た。先行組合の回答、妥結状況については、四月一日に春闘共闘会議が五五八組合一万九五四円（五・一％）、同盟は三六七組合、九九九五円（五・三一％）と発表した。

春闘共闘会議は、四月四日の幹事会で、①四月一二～一八日を第四次統一闘争ゾーンとし、民間単産はストを含む最大限の闘争態勢でたたかう、②二六日を第六次統一闘争日として、官民共闘によるストを含む統一闘争等の方針を確認した。同盟は、三月一〇日の中闘委で「最大のヤマ場を四月第三週とする」旨確認し、また全民労協も同じように三月一四日の賃闘委で同様のヤマ場を確認した。春闘相場に大きな影響を及ぼす金属労協傘下各組合は、四月一二日の集中回答指定日に向けて交渉をすすめた結果、同日鉄鋼大手五組合に三五歳勤続一五年の標準労働者で定昇込み六八〇〇円、三・一四％（前年一万三一〇〇円、六・五六％）、造船大手六組合に定昇込み六八〇〇円、三・二一％（同一万三一〇〇円、六・五％）、電機一四中闘組合に八四五七～九七六五円、各四・九％（同一四中闘平均一万三〇四九円、七・三％）、自動車メーカー九組合に八〇〇〇～九九〇〇円、四・四六～五・三九％（同一万二五〇〇～一万三八〇〇円、六・八七～七・八五％）と昨年を額・率ともに大幅に下回り、しかも鉄鋼、造船が低く、電機・自動車が高いといった二極化した回答が示された。この回答にたいし金属労協は、不十分なものといわざるを得ないが電機・自動車の交渉追い上げは評価できるとし、四単産そろって「一発回答」で解決をみた。

この金属労協の回答を契機に、他の民間主要組合の交渉も進展し、順次解決に向かった。すなわち電力、ガス、石油、繊維など民間主要組合は短時日のあいだに回答を得、四月中旬までにおおむね解決した。このうち電力は、九六〇〇円（四・一七％）の一発回答で決着をみている。私鉄総連は、四月一七日の大手二四時間ストをひかえて、一三日に出された第一次回答「一万〇三〇〇円（四・七％）、年間臨給昨年同月数（五・二七カ月）」（京成をのぞく）に加えて「四月以降生活関連分として一カ月平均五〇〇円支給」という第二次回答を得、これを受諾してストを回避した。なお、労働協約改定闘争のからんでいた京成は、一七日、二六日と各二四時間ストを実施したのち、三〇日の第三波ストを前にして賃上げ、生活関連分は他大手なみ、年間臨給五カ月で闘争を収拾した。

公労協の闘争　政府は四月二二日に、①国鉄、林野を除く各当局が有額回答をおこなうことを了承する、②国鉄・林野は、経営改善の具体的合理化計画をみたうえで判断されるが、その取り扱いについては関係大臣に一任する旨の方針を決定した。これを受けて国鉄・林野を除く各当局は二二日に、国鉄・林野は具体的計画について関係大臣の了承を得たのちの二五日に、それぞれ〇・五％相当額の有額回答（定昇込み平均五八一四円、二・八〇％）をおこなった。組合側はこれを不満として二七～二八日に公労委へ調停申請をおこなった。

公労委は、五月九日、一一日に事情聴取をおこない、一二日から本格的な調停作業がはじまった。まず調停委員長から各側委員にたいし、具体的解決案の前提になる考え方について打診され、このあと定昇込み四・一三％の引き上げを内容とする具体的解決案が非公式に提示された。四・一三％の根拠は、事務局の推定によると民間主要企業の賃上げは最終的に四・三六％になるが、中小企業の賃金動向や国家公務員給与の凍結などを総合勘案して、〇・二三ポイントをさしひくというものであった。この解決案にたいし労働者側は強く反発し、調停委員長見解の提示そのものにも反対することを主張したため調停不調が確認され、調停作業は打ち切られた。一七日にいたって仲裁移行が決議され、仲裁委員会が発足し、前述の具体的解決案と同じ内容の仲裁裁定を決定した。裁定の内容は、一・二七％相当額プラス一一四

○円というものであり、三公社四現業組合員の加重平均による一人平均賃上げ額は、八四六○円（四・一三％、定昇込み）となる。

八三年春闘の特質　八三年の春闘において注目されたのは私鉄総連の動向であったが、同組合は三月の全民労協加盟を契機として交運・公労協共闘重視の方針を転換し、民間主要単産のヤマ場である四月一七日に同調した。また京成をのぞいてストライキをおこなうことなく妥結した。さらに公企体関係労組は、「民賃準拠の原則確認」「格差なし」「仲裁裁定完全実施」を基本目標とし、公労協はこれが確認されればストは設定しないという柔軟な態度をとった。私鉄とならんで公労協も、このような方針をとったため、八三年春闘は全体として平穏に推移したといってよい。春闘のヤマ場は、金属労協が四月一二日の集中回答日に一斉回答を得、その直後に多くの民間主要組合が回答を得、おおむね四月中旬までに解決したのにたいして、公企体関係労組は五月中旬に決着がついたため、二つに分かれるかたちとなった。また金属労協の回答は、鉄鋼・造船と、電機・自動車に二極分解したことを特徴点としてあげることができる。

(2) 人事院勧告凍結問題

八二年八月、人事院は、国家公務員の給与を平均四・五八％引き上げることを求める勧告を提出した。だが政府は、九月二○日、給与関係閣僚会議をひらき、財政難を理由に、この勧告の実施見送りを決め、二四日の閣議で改めて、そのことが確認された。かくして、占領下の一九四九年以来、実に三三年ぶりに勧告が凍結され、多くの論議をまきおこした。

とくに公務員共闘など、労働側の反発は強く、八二年秋季年末闘争では、一二月段階で公務員共闘関係の時限ストがおこなわれた。また人事院勧告の完全実施を求め、一○月六日、全官公、同盟、国際自由労連の連名によるＩＬＯ提訴、一○月一二日、同じく公務員共闘のＩＬＯ提訴がおこなわれた。わが国の組合が、人事院勧告の実施を求めて、ＩＬＯ

に提訴したのは、これが初めてのことであった。

人事院勧告の実施問題は、八三年の勧告の実施問題へと引きつがれている。すなわち、人事院は八三年八月五日、八二年勧告が実施されなかった分を上積みし、一万五二三〇円、六・四七%アップの勧告を提示した。人事院とすれば、官民格差是正の立場からも、未実施分を上積みした勧告を提示したのは、当然の措置であり、この勧告の提示にあたって、完全実施を強く求めたのであった。

こうして、勧告の実施問題は、二年ごしの問題となり、いまだ決着がついていない。本年鑑では、この人事院勧告実施問題のもつ重要性に鑑み、「特集・人事院勧告凍結問題」を組み、歴史的検討、多面的な論点整理と解明をおこなっている。くわしくは、ぜひ「特集」を参照していただきたい。

(3) 労働戦線統一問題

「労働戦線統一」をめぐる動きは、八二年一二月一四日、全日本民間労働組合協議会（全民労協）の発足で新しい段階に到達した。発足時の参加単産数は民間四一（約四二三万五〇〇〇人）、議長には竪山電機労連委員長、事務局長には山田精吾ゼンセン同盟副会長が選出された。この全民労協発足は、実質的な機能としては、政策推進労組会議と賃闘対策民間労組会議を引きつぐものであった。このため、政推会議は八二年一二月、その活動の凍結を決定し、賃闘対策民間労組会議は、八三年は発足しないこととなった。

こうした全民労協を中心とする「労働戦線統一」の動きにたいし、太田、市川、岩井の総評三顧問は、左派結集を呼びかけ、いっそう反発を強めた、そして八二年八月の統一労組懇の年次総会には、三顧問の代表として岩井氏が出席し、提携を呼びかけるなど、その動向が注目された。さらに八三年三月一日、「労働問題研究センター」を発足させた。

統一労組懇は、早くから「基本構想」反対、全民労協不参加を鮮明に、批判活動を強めてきた。そして、全民労協発

足の前日には、「（全民労協）は、反共分裂主義と露骨な大企業擁護の『基本構想』をその活動の基調にすえ、政府独占資本に協力する反動路線である」という声明を発表した。同時に、八二年一二月一六～一八日の臨時総会で、〃階級的ナショナルセンターの確立は、当面の急務である〃との方針を決定した。

いずれにしても、全民労協発足を契機に、労働戦線統一問題は新たな段階に到達した（労戦問題につき、くわしくは、年鑑第五二集の「特集・労働戦線統一問題」、および第五三集、第五四集Ⅱ―Ⅰ「労働組合の組織現状と組織運動」を参照されたい）。

特集

人事院勧告凍結問題

はじめに

一九八二年九月二〇日、政府は給与関係閣僚会議をひらき、八二年度（昭和五七年度）の人事院勧告の実施見送り（いわゆる凍結）を決定、二四日の全体の閣議でそのことを改めて確認した。これが、いわゆる人事院勧告凍結とよばれているものであり、内容的には国家公務員の給与改定見送り（公務員ベア凍結）を意味している。

この勧告凍結は、占領下の一九四九年に前例があるが、それ以来実に三三年ぶりのことであり、賛否両論を含め多くの論議を招いた。同時に八三年度（昭和五八年度）勧告（八三年八月五日、六・五％引き上げ等）の実施問題もまた、未決着のまま今日にいたっている。そうしたなかで、多岐にわたる諸論点も今日まで提起されている。

そこで、本年鑑第五四集の特集として、この人事院勧告凍結問題を取り上げることにした。勧告凍結をめぐる背景や諸経過、問題点等をいまの時点で、できるだけ整理してみることが、この特集の課題である。ただ、そのための前提として、いわゆる人事院勧告制度なるもの、およびこれまでの人事院勧告と実施問題の変せんを、できるだけ簡単にレヴューしておくことは、今日の問題の理解のためには有益であろう。最初に、そうした前提的事項についてふれ、そのあと今日の勧告凍結問題について考察することにしよう。

I　人事院勧告制度

人事院

人事院、それは国家公務員法（昭二二・一〇・二一公布、法第一二〇号）にもとづき、内閣の所轄のもとにおかれる中央人事行政機関であり、内閣からの強い独立性を保障されている機関である（国公法三条）。それゆえ、人事院は、行政府や省の外局たる委員会と異なり、国家行政組織法の適用外に置かれている。

この人事院は、一九四八年一二月三日、国公法の改訂施行にともない、従来の臨時人事委員会（一九四七年一〇月二一日設立）が人事院となって発足した。

ところで、人事院の所掌事務は、国公法の目的（一条）を実現すべく、「法律の定めるところに従い、給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告、職階制、試験及び任免、給与、研修、分限、懲戒、苦情の処理その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務をつかさどる」（国公法三条二項）とされている。要するに、機能的には、①国民に奉仕すべき公務員の福祉・利益の保護、②人事行政の公正な運営の確保という〝二本柱〟から成り立っているということができる。このう

ち、主として前者にかかわるのが、前述の国公法三条二項の前半、すなわち勧告機能である。

人事院勧告制度

人事院勧告とは、国家公務員の給与、勤務時間、その他の勤務条件の改善などに関し、人事院が国会と内閣にたいしておこなう勧告のことであるが、それらは、争議権、団体交渉権など公務員の労働基本権が大幅に制約された代償措置として、先述の国公法改訂の際に設けられたものである。

すなわち、一九四八年のマッカーサー書簡とそれを受けた政令二〇一号、その後の国公法改訂をつうじ、公務員の労働基本権は、団交権、争議権否認など大幅な制限をこうむるにいたった。それゆえ、公務員が団結し、団体交渉をつうじて、給与その他の勤務条件の改善を求め、実現することは不可能になった。すなわち、国民に奉仕すべき公務員みずからによる福祉・利益の保護、改善が不可能になったのである。

そうしたもとで、「職員がその職務の遂行に当り、最大の能率を発揮し……以て国民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障」（国公法一条）しようとしても、肝心の公務員の福祉・利益の保護が他方で保障されなければ、志気、能率はいちじるしく低下するがゆえに、そもそも「目的」が果たせるはずがない。そこで、労働基本権の大幅制限の代償措置として、人事院勧告制度が導入されたわけである。それゆえ、人事院勧告制度は本来、公務員の福祉・利益の保護機能を体現すべきものとして存在しているといえる。

給与勧告制度

そうした人事院勧告制度のうち、事実上、もっとも重要な意義をもつのが給与（賃金）勧告である。

国公法第二八条は、「情勢適応の原則」を定めたものであるが、その第二項で次のように規定している。

「人事院は、毎年、少くとも一回、俸給表が適当であるかどうかについて国会及び内閣に同時に報告しなければならない。給与を決定する諸条件の変化により、俸給表に定める給与を百分の五以上増減する必要が生じたと認められるときは、人事院は、その報告にあわせて、国会及び内閣に適当な勧告をしなければならない。」

これが、給与に関する人事院勧告提示の根拠となる条文でもある。では給与決定の具体的基準は、といえば、それは①生計費、②民間における賃金、③その他人事院の決定する適当な事情（国公法六四条）という三つの基準から成り立っている。すなわち、そうした具体的基準にもとづき、百分の五（五％）を官民等格差の金額の目安としつつ、給与勧告がおこなわれるシステムとなっている。そうした三つの基準による具体的作業をも含め、いま毎年の勧告が出されるまでのプロセスを図示すると、第1図のようになる。こうしたプロセスを経て、勧告が出されたのち、その実施が問題となるわけである。

では、これまでの給与勧告とその実施状況はどうか。簡単にふりかえってみよう。ただ、すでに四二回に及ぶ給与勧告でもあり、便宜上、一定の時期区分をおこなったうえで、概観しよう。

第1図　勧告が出されるまで

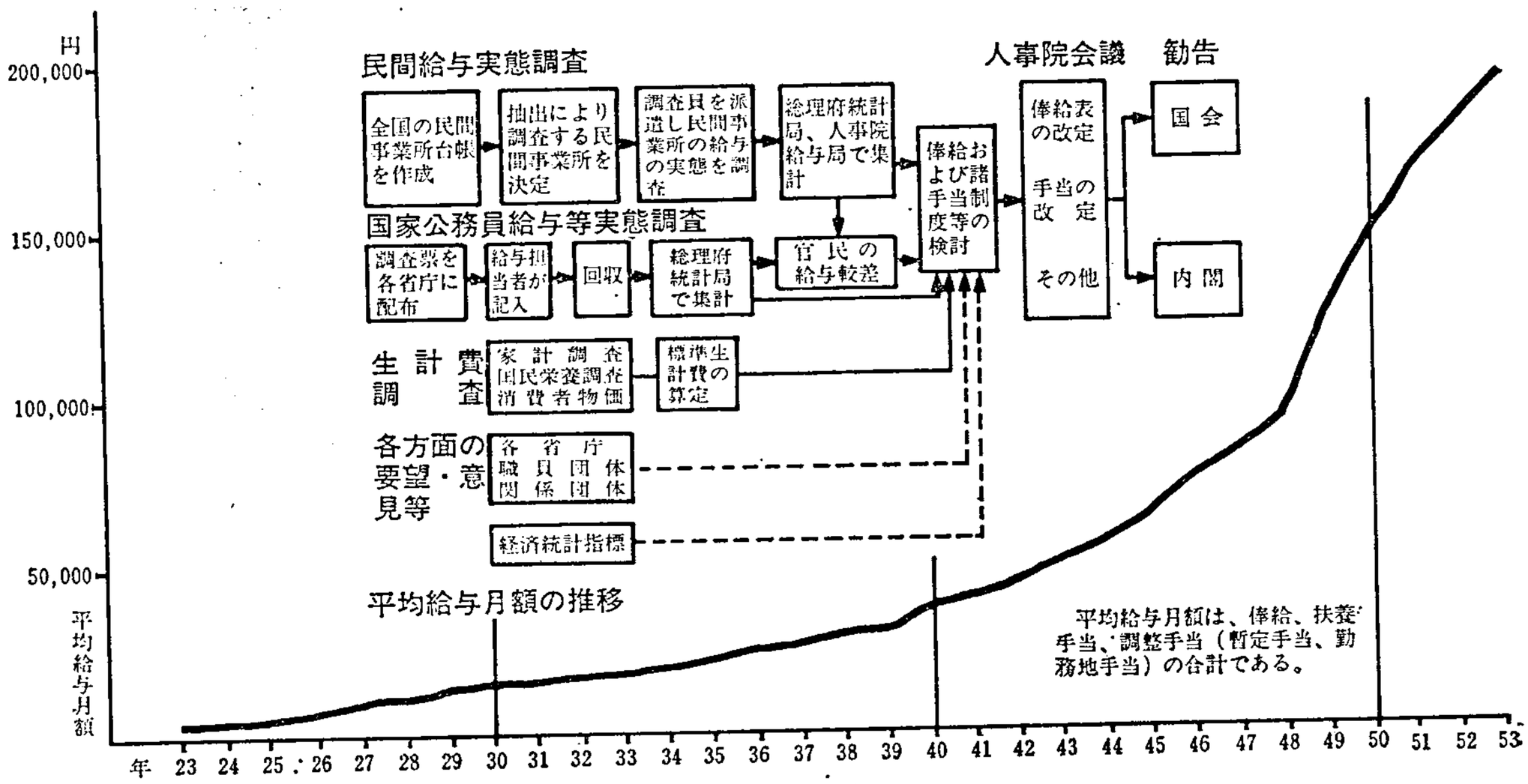

〔備考〕 教育社編『会計検査院・人事院・内閣法制局』より。

Ⅱ　人事院勧告の変せん

1　人事院勧告をめぐる時期区分

まず人事院勧告について、日本資本主義の動向、労働運動の動向、それに勧告内容と実施問題をも考慮に入れ、つぎのように時期区分しておこう。

㈠　日本資本主義の再建、戦前水準回復期――一九四八（昭和二三）～五三（昭和二八）年

㈡　「高度成長」初期、春闘成立期――一九五四（昭和二九）～五九（昭和三四）年

㈢　「高度成長」本格化、春闘高揚期――一九六〇（昭和三五）年～七四（昭和四九）年

(1)　一九六〇～六九年

(2)　一九七〇～七二年

(3)　一九七三～七四年

㈣　「高度成長」の破綻と低成長移行、春闘低迷――一九七五（昭和五〇）年～今日まで

以上が、時期区分である。それぞれの時期区分に応じて、勧告内

容および実施状況の概要も区分し、表に掲げることにしよう。

2　日本資本主義の再建、戦前水準回復期
――一九四八（昭和二三）年～五三（昭和二八）年

一九四八年から一九五三年までの勧告と実施状況は、第1表に掲げたとおりである。この時期、人事院はベース勧告を主体としていた。

第一回勧告は、当初、臨時人事委員会が出したものであったが、国公法改訂にともない、人事院が発足したため、同じ内容のものを人事院勧告として提示した。三七九一円ベース（四八年六月）を不満とする公務員労働者の夏季攻勢は、一九四八年七月のマ書簡、政令二〇一号によって、団交権、争議権否認、当時進行中の中労委調停の打ち切りなど、大きな打撃をうけた。それだけに、労働基本権の大幅制限の代償措置としての人事院勧告（当初臨時人事委員会勧告）、その第一回が注目された。そうしたなかで、実に六六・四％アップという大幅勧告となったのであるから、勧告の〝政治性〟もまた、きわめて明瞭であった。

この第一回勧告の実施は、占領軍の「経済科学局」（ESS）、政府・大蔵省が難色を示したが、どうにか実施された。だが、予算上の都合を理由に、一二月は勧告どおりだったが、翌年一～二月は五二〇三円二七・五銭に下がり、三月に六三〇七円ベースに戻るという、きわめて変則的な実施となった。

第1表　人事院勧告とその実施状況

人事院勧告						政府実施		
回数	勧告年月日	官民較差	内容 俸給表等	内容 特別手当	実施時期	内容 俸給表等	内容 特別手当	実施時期
		%						
1	23.12.10		6,307円ベース	—	明記せず	勧告どおり	—	23.12. 1
2	24.12. 4		7,877円ベース	—	〃	実施せず	—	—
3	25. 8. 9		8,058円ベース	—	〃	7,981円ベース	—	26. 1. 1
4	26. 8.20		11,263円ベース	（6月，12月に年間1.0月分）	26. 8. 1	10,062円ベース	(0.8月分（12月))	26.10. 1
5	27. 8. 1		13,515円ベース	期末，勤勉の新設 期末 1.0（6月，12月）月分 勤勉 0.5（12月）月分	27. 5. 1	12,820円ベース	勧告どおり	27.11. 1
6	28. 7.18		15,480円ベース	期末 0.5（6月，12月）月分を増額	可及的迅速	15,483円ベース	期末0.25（12月）月分を増額 勤勉0.25（6月）月分を増額	29. 1. 1

〔備考〕 1）本表中，「期末」とは「期末手当」を，「勤勉」とは「勤勉手当」をそれぞれいう。
2）大蔵省主計局給与課監修『公務員給与便覧』（1983年版，大蔵財務協会）による。

だが一九四九年の第二回勧告になると、ドッジラインにもとづく超均衡財政の実現、大量行政整理といった事態のもとで、まったく実施されなかった。これが、八二年勧告凍結の前例となった。

一九五〇年の第三回勧告から五二年の第五回勧告では、三年間にわたりベース本体が値切られるという不完全実施であった。実施時期もそれを明記した四、五回勧告とも繰り下げられた。また第四回勧告（五一年）の際の特別手当も値切られた。

こうして、労働基本権制限の代償制度は、その当初から、はなはだ不十分な機能発揮しかなしえなかった。むしろ賃金抑制政策が貫かれたといえるのが、この時期である。そして、やがて一九五四（昭和二九）年、ベア勧告自体の留保という決定的事態をむかえるのである。

3 「高度成長」初期、春闘成立期

――一九五四（昭和二九）年～五九（昭和三四）年

一九五四年、人事院は、これまでの勧告史上ただ一回という異例の行為、つまり勧告を出さなかった。「たとえ公務員の現行給与には、なお改善すべき点があり、現行俸給表が適当なものであると云い得ないとしても、他面、わが国の経済はいまや転換期にあり、給与を決定すべき諸条件に幾多の不確定な要因を含んでいる現段階において、単なる民間給与との較差をもって、従来のごとく直ちに俸給表の改訂を行うことは必ずしも当を得た措置とは考えられない。」これが勧告留保の際の人事院の説明であった。

この年は前年からの不況の継続のもとで、政府は財政緊縮政策をとった。労働側は、これを〝賃金ストップ政策〟とよび、対決の姿勢を強めた。だが、中労委のベアに代わる定昇制導入提案、人事院のベア勧告留保（公労委も追ずい）といったかたちで、賃金抑制政策は貫徹したのであった。

その後、一九五五年から五九年にかけて、ベア勧告は出されず、代わって期末・勤勉手当の増額、通勤手当の新設、俸給制度の手直しなどがおこなわれた（第2表）。この時期は、いわば「制度合理化」の時期であった。その意味で注目すべきは、五六年の俸給制度の大幅改定勧告と翌年四月からの実施である。第3表は、俸給表の種類の変せんを示したものである。

俸給制度改訂の要点はつぎの点にあった。①俸給表の種類、名称を改め、七種一四俸給表（勧告は八種一二俸給表）とする。②一九四八年以来の一五級制の職階給を行㈠八等級制（勧告では七等級制）にする。③行政職を行政職㈠と㈡に分離する。④頭打ち・枠外者の滞溜の是正のため、各等級の幅の「合理化」。⑤従来の通し号俸制の廃止等であった。

全体として、職階的性格および職種対応的性格が強められた。それは、この時期、民間大企業における〝年功賃金から職務給へ〟の改編方向に見合うものであった。

だが、それにしても、ベア抑制が基調にあるかぎり、肝心の官民給与格差は、この一九五四年から五九年の間に、ひらく一方であった。やがて「高度成長」の本格化にともない、その是正が、遅かれ早かれ、不可避となった。

第2表　人事院勧告とその実施状況

人事院勧告						政府実施		
回数	勧告年月日	官民較差	内容 俸給表等	内容 特別手当	実施時期	内容 俸給表等	内容 特別手当	実施時期
	(29.7.19)	%	(勧告留保)					
7	30. 7.16		—	期末,勤勉0.25(12月)月分を増額	明記せず		期末0.25(12月)月分を増額	(30. 12)
8	31. 7.16	11.0	俸給表5.8%up(俸給表の合理化)	年度末手当の新設0.15(3月)月分	可及的迅速	勧告どおり	期末手当0.15(12月)	32. 4. 1
9	32. 7.16	3.0	通勤手当の新設(限度 600円)	期末0.15(12月)月分を増額	可及的迅速	通勤手当新設限度 600円,ただし,実費から100円を差し引く。	勧告どおり	32.11.18
10	33. 7.16	4.1	俸給表1.84%up	期末0.25(6月,12月)月分を増額	〃	勧告どおり	勧告どおり	34. 4. 1
11	34. 7.16	5.7	俸給表3.32%up	期末 0.1(6月)月分を増額	〃	勧告どおり	勧告どおり	35. 4. 1

〔備考〕　出所は第1表に同じ。

第3表　1948年以降における一般職の職員に適用する俸給表の種類の変遷

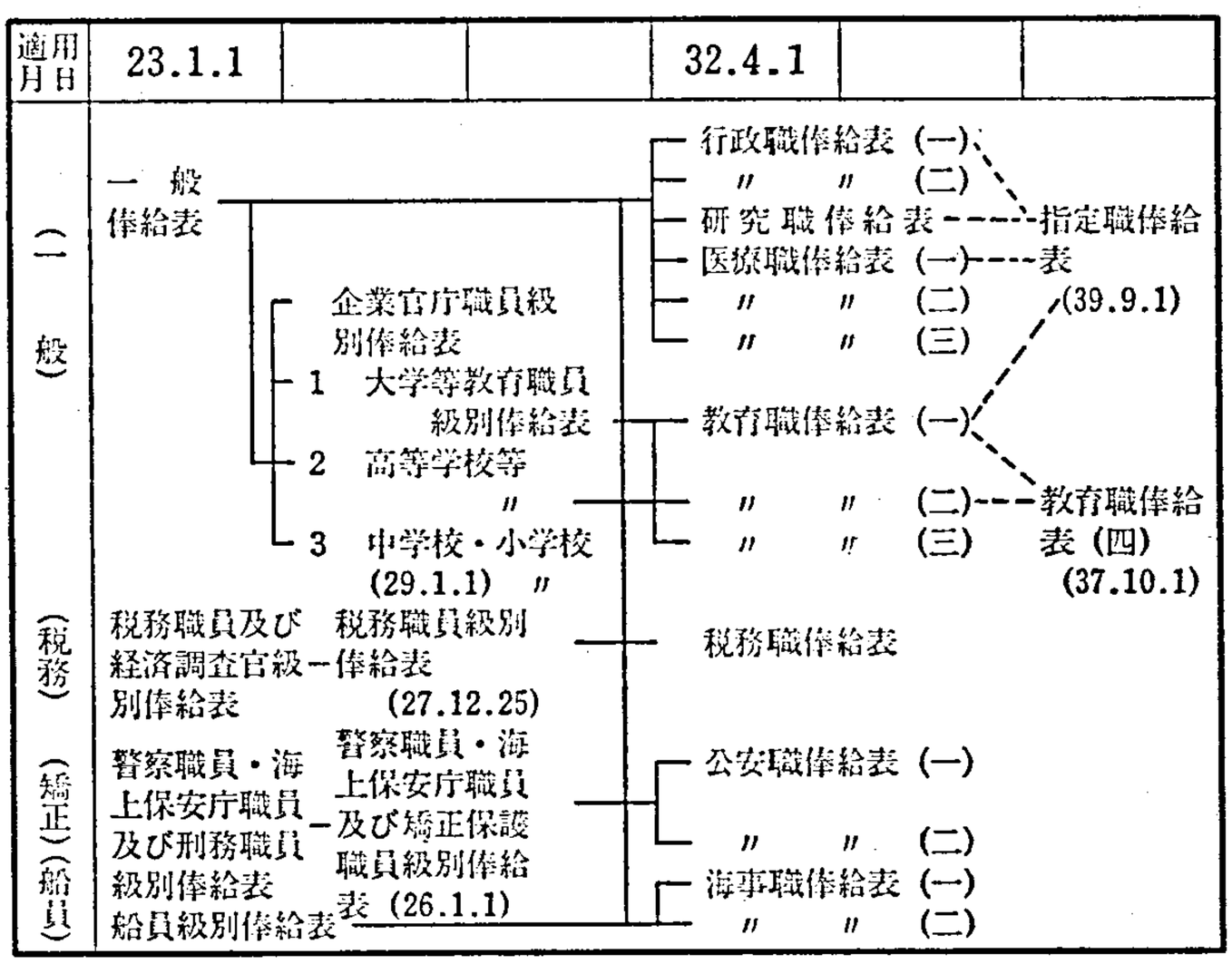

俸給表	旧等級	切替日における職務の等級
行政職俸給表(一)	2等級 3等級	1等級 2等級
教育職俸給表(一)	2等級 3等級 4等級 5等級 6等級	1等級 2等級 3等級 4等級 5等級
研究職俸給表	2等級 3等級 4等級 5等級 6等級	1等級 2等級 3等級 4等級 5等級
医療職俸給表(一)	2等級 3等級 4等級 5等級	1等級 2等級 3等級 4等級

〔備考〕 1)　昭和23年以降における俸給表の種類の変遷と，その相互関係を図示すれば，上記のとおりである。また39.9.1より右のとおり，等級の一部が改正されたほかに新たに，指定職俸給表が新設された。

2)　23.11.1鉄道現業職員級別俸給表が新設され，25.4.1(24.6.1公社職員となる。)廃止された。ただし，専売，電々の職員については，一般俸給表が適用されたが，24.6.1適用除外となる。

3)　26.10.1に，五現業および電々(27.8.1適用除外となる。)の職員に適用する「企業官庁職員級別俸給表」が新設されたが，「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」が制定されたため，この俸給表は，29.6.1廃止された。

4)　大蔵省主計局給与課監修『公務員給与便覧』(昭和58年版)

4　「高度成長」本格化、春闘高揚期
――一九六〇（昭和三五）年～七四（昭和四九）年

この時期は便宜上、さらに三つに小区分できる。

(1)　一九六〇年から、勧告実施時期の値切りがつづいた一九六九年まで。

(2)　一九七〇年、五月実施勧告の完全実施から、七二年の四月実施勧告の実施まで。

(3)　一九七三～七四年、公務員組合の春闘重点の場への参加。

一九六〇（昭和三五）～六九（昭和四四）年

まず、この時期の勧告および実施状況を第4表に掲げておこう。一九六〇年以降は、「民間給与との均衡」回復・維持の時期であるが、同時に勧告実施時期が値切られた時期でもあった。

ところで、一九六〇年、人事院は一二・五%、二六八〇円という、当時としては大幅な引き上げ勧告をおこない、あわせて勧告に実施時期（五月）を明記した。その理由はいくつかあるが、なんといっても、それまでのベア勧告留保の間に官民格差がいちじるしく拡大したことが最大の理由であろう。そして、この六〇年の勧告がそれまでの官民格差を大幅に埋め合わせただけでなく、六一年の公労委一〇%裁定に波及し、六一年の春闘相場を間接的にリードした。この勧告ののち、六一年は七・三%、六二年九・三%、六三年七・五%と、割合コンスタントに勧告がつづいた。だが勧告の実施時期は六〇年以来、一〇月のままであり、この間毎年五カ月分ずつ値切られていた。

ところで、人事院の官民比較方式には、六四～六五年に重要な変更がおこなわれている。すなわち民間給与調査にあたって、五一年以降、調査事業所の規模を五〇人以上としていたが、六四年に企業規模一〇〇人以上という基準を加えて試行的に調査がおこなわれ、六五年以降、企業規模一〇〇人以上で、かつ事業所規模五〇人以上に正式に変更された。同時に六五年以降、四月時点の調査だけでなく、春闘妥結時期が遅れ、かつ四月遡及改定分（いわゆる春闘つみ残し分）も調査され、勧告に加算されるようになった。前者の企業規模一〇〇人以上という基準は、六四年春闘の際、公労委裁定にこの基準が採用されたからである。そのうえで、春闘つみ残し分の調査・加算がおこなわれた結果、人事院勧告は事実上、公労委裁定を媒介とし、春闘相場を反映するものとなった。さしあたって、以上の文脈のなかで、六五年七・二%、六六年六・九%、六七年七・九%、六八年八・〇%、六九年一〇・二%など、六五年以降の人事院勧告を位置づけることができよう。

つぎに勧告の実施時期であるが、六〇年に結成された公務員共闘のとりくみの強化、「高度成長」下での財政事情の変化もあずかって、六四～六六年は九月、六七年は八月、六八年は七月、六九年は六月（ただし六月期特別給には遡及せず）と一カ月ずつ繰り上がっていった。

一九七〇年（昭和四五）～七二（昭和四七）年

第4表　人事院勧告とその実施状況

人事院勧告						政府実施		
回数	勧告年月日	官民較差	内容 俸給表等	内容 特別手当	実施時期	内容 俸給表等	内容 特別手当	実施時期
		%						
12	35. 8. 8	12.5	俸給表を12.4%up 初任給調整手当の新設 0.1%	期末0.1(12月) 月分を増額	36. 5. 1	勧告どおり	勧告どおり	35.10. 1
13	36. 8. 8	7.3	俸給表 7.1%up 通勤手当等 0.2%	期末 0.4(6月，12月) 月分を増額	36. 5. 1	勧告どおり	勧告どおり	36.10. 1
14	37. 8.10	9.3	俸給表 7.9%up 三短 0.8%暫手 0.3%，はね返り等0.3%	期末0.25（6月，12月）及び勤勉 0.05(6月，12月，3月) 月分を増額	37. 5. 1	勧告どおり	勧告どおり	37.10. 1
15	38. 8.10	7.5	俸給表 6.7%up 三短 0.5%，通勤手当0.2%，はね返り等0.1%	期末 0.1（12月）及び勤勉 0.1（3月）月分を増額	38. 5. 1	勧告どおり	勧告どおり	38.10. 1
16	39. 8.12	8.5	俸給表 7.9%up 三短0.3%，通勤手当0.1%，はね返り等0.2%	期末0.2(6月，12月) 月分及び勤勉 0.1（3月）月分を増額	39. 5. 1	勧告どおり	勧告どおり	39. 9. 1
17	40. 8.13	7.2	俸給表 6.4%up 三短0.35%，通勤手当0.35%はね返り等 0.1%	期末0.1(12月) 月分を増額	40. 5. 1	勧告どおり	勧告どおり	40. 9. 1
18	41. 8.12	6.9	俸給表 6.0%up 扶養手当0.5%，通勤手当0.3%，はね返り等 0.1%		41. 5. 1	勧告どおり	勧告どおり	41. 9. 1
19	42. 8.15	7.9	俸給表 7.0%up 都市手当0.7%，はね返り等 0.2%	勤勉0.1（3月）月分を増額	42. 5. 1	勧告どおり（ただし，都市手当を調整手当とする。）		42. 8. 1
20	43. 8.16	8.0	俸給表 7.0%up 特昇，等級の新設0.1%，初任給調整手当0.1%，通勤手当0.4%，はね返り等 0.4%	—	43. 5. 1	勧告どおり		43. 7. 1（通勤は5.1）
21	44. 8.15	10.2	俸給表 8.7%up 扶養手当0.7%，通勤手当0.2%，初任給調整手当0.1，%はね返り等0.5%	期末0.1(12月) 月分を増額	44. 5. 1	勧告どおり	勧告どりお	44. 6. 1 ただし，6月の期末手当および勤勉手当は従前どおりとする。

〔備考〕 1) 本表中「期末」とは「期末手当」を，「勤勉」とは「勤勉手当」をそれぞれいう。

2) 本表中「俸給表00% up」の次に通勤手当00% はね返り等00% とあるのは，これらの給与種目ごとのそれぞれの給与改善率をいう。

3) 第1表に同じ。

第5表　人事院勧告とその実施状況

人事院勧告						政府実施		
回数	勧告年月日	官民較差	内容 俸給表等	内容 特別手当	実施時期	内容 俸給表等	内容 特別手当	実施時期
22	45. 8.14	12.67	俸給表 10.70%up，調整手当0.91%，住居手当0.29%，通勤手当 0.01%，初任給調整手当0.11%，特地勤務手当0.04%，はね返り等0.61%	期末0.1（6月）月分及び勤勉（1.06月）月分を増額	45.5.1	勧告どおり	勧告どおり	45 .5 .1
23	46. 8.13	11.74	俸給表 10.36%up，扶養手当0.43%，初任給調整手当0.28%その他はね返り0.67%	1. 期末 0.1（6月）月分を増額 2. 管理監督の地位にある職員の一部に対しその職員に応じ俸給月額の25%以内の額を算定の基礎となる額に加える。	46.5.1	勧告どおり	勧告どおり	46.5 .1
24	47. 8.15	10.68	俸給表9.35%up扶養手当 0.31%，通勤手当0.25%，初任給調整手当0.18%その他はね返り0.59%		47.4.1	勧告どおり		47 .4 .1

〔備考〕 第4表に同じ。

この時期三年間の勧告とその実施状況は、第5表のとおりである。この時期、勧告実施時期の値切りは解消した。一九七〇～七一年は五月実施、七二年は勧告自身も一ヵ月くり上げ、ここに四月実施となった。七〇年の勧告は、一二・六七%と、アップ率では六〇年勧告の一二・五%を上回り、春闘開始以来の勧告としては最高となった。だが七一年は一一・七四%、七二年は一〇・六八%と二年つづいて、アップ率で前年を下回った。もっとも平均引き上げ額は、六九年五六五〇円、七〇年八〇二二円、七一年八五七八円、七二年八九〇七円と、それぞれ前年を上回った。こうした額・率の動向は、春闘相場の動向とまったく同様であった。

勧告の実施時期が、七二年に四月となり、ここに民間・公労委関連とほぼ一線にならんだ。公労委の裁定不履行問題に決着がついたのが一九五七年であるから、それに遅れること一五年であった。

勧告の実施時期に決着がついた結果、公務員共闘は、ストライキ権を奪還し、人事院勧告体制を打破する展望に立ち、政府との直接交渉で賃金を決定するという〝本格的賃金闘争〟の一環として、七三年より春闘重点の場に登場することを決めた。政府、組合との関係で、人事院の存立意義がここに問われはじめた。

一九七三（昭和四八）～七四（昭和四九）年

人事院の対応は、一九七三～七四年の狂乱物価、インフレの進行のなかで、応急措置を講ずることも含め、よりキメ細

第6表　人事院勧告とその実施状況

人事院勧告						政府実施		
回数	勧告年月日	官民較差	内容 俸給表等	内容 特別手当	実施時期	内容 俸給表等	内容 特別手当	実施時期
25	48. 8. 9	15.39	俸給表 13.36% up，扶養手当 0.77%，通勤手 0.14%，住居当手当0.14%，初任給調整手当 0.12%，その他はね返り0.36%	—	48.4.1	勧告どおり		48. 4. 1
26	49. 3.18		教育職俸給表(二)，(三)9% up，その他(一)，(四)も若干up	—	49.1.1	勧告どおり		49. 1. 1
27	49. 3.26		医療職俸給表(三)4.7% up	—	49.4.1	勧告どおり		49. 4. 1
29	49. 4. 4			49年度に支給される期末手当を 0.3 月分増額する			49. 4.27	
28	49. 5.30		49年に限り民間給与実態調査を基礎とした勧告に基づく俸給月額の改定がなされるまでの間，俸給月額は 100 分の 110 を乗じて得た額とする。	—	49.4.1	勧告どおり		49. 4. 1
30	49. 7.26	18.62 (29.64)	俸給表 15.87% up (26.41)，扶養手当 1.13% (1.24)，通勤手当0.18%(0.19) 住居手当0.54% (0.59)，初任給調整手当その他はね返り分0.90%(1.21)	期末手当 0.4（6月，12月月）分増額する	49.4.1	勧告どおり	勧告どおり	49. 4. 1

〔備考〕 1) 「期末」とは「期末手当」を，「勤勉」とは「勤勉手当」をいう。

2) 「俸給表 00%up」の次に通勤手当00%等とあるのは，各給与種目ごとのそれぞれの給与改善率をいう。

3) 本表中49.7.26勧告欄における（　）書の率は，49.5.30勧告分を含んだものである。

4) 第1表に同じ。

かく、かつ複雑になった。同時に、政府の意向をも敏感に反映するかたちでの〝政治性〟発揮も目立ちはじめた。第6表を参照されたい。

七三年の勧告は、一五・三九%といっそうアップし、金額でも五ケタ、一万四四九三円の引き上げとなった。それだけでなく、七四年三月に支給される年度末手当のうち〇・三カ月分を、三公社五現業（当時）に歩調を合わせて七三年一二月に繰り上げ支給した。そして七四年四月四日、改めて七四年度の期末手当〇・三カ月分増額の勧告を出した（四月二七日実施）。その場合、政府・組合間の合意先行にたいし、その後を追うかたちでの対応がおこなわれた。

さらに七四年、〝狂乱物価〟のもと、民間、三公社五現業の賃上げ相場が、定昇こみ三〇%を超えることが早期に判明するにおよび、組合側から暫定支払いを求める声が強くなった。人事院は一方で、民間給与実態調査を早め、早期勧告の体制をとった。他方、暫定内払いの要求に対応し、五月三〇日、俸給月額の一〇%増額の勧告をおこなった。そのうえで、例年より早い七月二六日、さらに一八・六二%の引き上げ勧告をおこなった。先の一〇%の暫定内払いを含めると、実質二九・六四%、三万一一四四円と、第一回勧告を除くと勧告史上きわめて高率であり、金額では、もちろん勧告史上空前であった。

だが人事院の対応は、一方のインフレ対応措置だけではなく、この時期から個別対応措置も目立ちはじめた。医療職㈢の待遇改善措置もそうである。それとともに、教員人材確保法にもとづく、七四年三月一八日の勧告にはじまる一連の勧告をつうじ、政府の政策を敏感に反映したかたちでの〝政治性〟発揮も目立ちはじめた。この点、七〇年代後半において、いっそう鮮明化していった。

5 「高度成長」の破綻と低成長移行、春闘低迷
――一九七五（昭和五〇）年以降

一九七四年度の経済成長率が、戦後はじめてマイナス成長を記録し、日本経済は一転して〝戦後最大の不況〟に陥った。「高度成長」は破綻した。経済危機に直面するなかで、七〇年代後半、民間ではきびしい〝減量経営〟の嵐が吹き荒れた。同時に賃金抑制基調も、年々強まった。労働運動における総評のいっそうの地盤沈下、同盟、JC（金属労協）の発言力の強まりと戦線再編の動きが台頭した。春闘方式は行き詰まりを示し、その打開の糸口を見出せないまま低迷している。

春闘の低迷、賃金抑制のもとで、人事院の勧告相場もまた落ちこんだ（第7表）。七五年の勧告は、前年の勧告二九・六四%、三万一一四四円から、いっきょに一〇・八五%、一万五一七七円に低落した。七六年は六・九四%、七七年六・九二%と、アップ率で一ケタになった。七八年から八〇年までは、それぞれ三・八四%、三・七〇%、四・六一%と、五%ラインを割った。もっとも、それでもベア勧告を留保しないという点では、五四年の勧告留保とは別な意味で〝政治性〟が発揮されている。

だが同時に、七〇年代の末から、勧告の実施問題が再びクローズアップされはじめた。七九～八〇年の場合、指定職について六カ月

第7表　人事院勧告とその実施状況

人事院勧告						政府実施		
回数	勧告年月日	官民較差	内容 俸給表等	内容 特別手当	実施時期	内容 俸給表等	内容 特別手当	実施時期
31	50. 3.17		教育職俸給表 (三)3.0%up (二)2.6%up その他(一)，(四)若干up なお，義務教育等教員特別手当を新設4.0～3.8%up	—	50.1.1	勧告どおり	—	50. 1. 1
32	50. 8.13	10.85	俸給表　9.50%up 扶養手当0.69% 通勤手当0.14% 住居手当0.02% 初任給調整手当 その他はね返り分0.50%	—	50.4.1	勧告どおり	—	50. 4. 1
33	51. 3.11		義務教育等教員特別手当　50%up	—	51.3.1	勧告どおり	—	52. 4. 1
34	51. 3.11		育児休業給の新設	—	51.4.1	勧告どおり	—	51. 4. 1
35	51. 3.10	6.94	俸給表　6.04%up 扶養手当0.47% 通勤手当0.10% 住居手当0.03% その他はね返り分0.30%	期末 0.1（12月）月分及び勤勉 0.1（6月）月分を減額	51.4.1	勧告どおり	勧告どおり	51. 4. 1
36	52. 8. 9	6.92	俸給表　6.15%up 扶養手当0.36% 通勤手当0.08% 住居手当0.03% はね返り分 0.30%	—	52.4.1	勧告どおり	—	52. 4. 1
37	53. 8.11	3.84	俸給表　3.17%up 扶養手当0.46% 通勤手当0.03% はね返り分 0.18%	期末 0.1（12月）月分を減額	53.4.1	勧告どおり	勧告どおり	53. 4. 1
38	54. 8.10	3.70	俸給表　3.09%up 扶養手当0.40% 通勤手当0.01% 住居手当0.01% はね返り分 0.19%	—	54.4.1	勧告どおり	—	54. 4. 1 (指定職の職員に関しては，54.10.1)

（次ページへつづく）

人事院勧告						政府実施		
回数	勧告年月日	官民較差	内容 俸給表等	内容 特別手当	実施時期	内容 俸給表等	内容 特別手当	実施時期
39	55. 8. 8	4.61	俸給表 3.86% up 扶養手当0.45% 通勤手当0.04% はね返り分 0.26%	—	55.4.1	勧告どおり	—	55. 4. 1 (指定職の職員に関しては，55.10.1)
40	56. 8. 7	5.23	俸給表 4.37% up 調整手当0.34% 扶養手当0.23% 通勤手当0.04% 住居手当0.01% はね返り分 0.24%	—	56.4.1	勧告どおり	—	56. 4. 1 (指定職及び本省課長等の職員に関しては，57. 4. 1 調整手当は57.4.1 期末勤勉手当は昭和55年度の俸給等を基準に算定した額に凍結)
41	57. 8. 6	4.58	俸給表 3.89% up 諸手当の改善 0.46% はね返り分 0.23%		57.4.1	実施せず		実施せず
52	58. 8. 5	6.47	俸給表 5.49% up 諸手当 0.67% はね返り分 0.31%	支給日を6月30日（現行6月15日）と12月10日（現行12月5日）に改める	58.4.1	—		?

〔備考〕 資料出所等は前表に同じ。ただし，第41回および第42回勧告だけ，『人事院月報』1982年9月号および1983年9月号による。

繰り下げ実施、八一年は指定職はさらに一カ年繰り下げられた。同時に、第7表には表れないが、七〇年代末には〝高齢者の昇給ストップ〟や〝延伸〟措置が強められた。そうした布石のもとで、八一年勧告に関し、特別給の凍結とともに、調整手当の一年間凍結がおこなわれた。とくに調整手当は、ベア本体の一部をなすものであり、それを含めて〝民間準拠〟の建て前がなり立っているものであり、その凍結は金額のいかんは別にしても、民間準拠原則の事実上のほり崩しを意味していた。それゆえ、目立たないとはいえ、重要な事実であった。そうした一連の布石のもとで、八二年の勧告がついに凍結されたわけである。

他方、公務員への定年制導入をはじめ、公務員制度見直しのうごきも、七九年から八〇年代へと強まっていった。人事院みずから、八〇年勧告に際し、八五年実施を目途に公務員制度見直しをおこなうことを〝宣言〟した。同時に、八一年三月、臨時行政調査会（第二臨調）の発足を契機に、臨調の場における公務員制度見直し要請も強まった。それは、人事院勧告のあり方にまで迫るものであった。

Ⅲ　人事院勧告凍結問題

1　八二年勧告凍結にいたる経過と背景

前項では、第一回の人事院勧告から現在にいたるまでの人事院勧告の変せんを概観してきた。そこで、ここでは八二年勧告凍結決定にいたる経過と背景についてみておくことにしよう。

公務員賃金についての〝風当たり〟が強くなってきたのは、七四～七五年、地方公務員給与批判あたりからであるが、このころはまだ地公賃金問題をのぞくと、それほど形を整えた批判というわけではなかった。もちろん、とくに七四年の大幅勧告以来、〝生涯賃金で見れば官高民低〟といった論点が提起されてはいた。また人事院勧告批判より一足早く、公社・現業関係の賃金決定批判等が、日経連をつうじて提起されていた。

日経連が、「生涯賃金による官民比較試算」結果を提示しつつ、国家公務員給与批判（含む退職金、年金）、人事院勧告批判をおこなったのは、七九年春闘に向けて出された、七八年末の賃金研究委員会報告書においてであった。そして、八〇年春闘に向けた、七九年末の「労働問題研究委員会報告」も同じ基調であった。だが、すでに公社・現業関係の賃金決定批判のなかで、〝民間準拠〟批判を強めていたのであり、同様の含意は生涯賃金論や人勧批判にも含まれていた。

こうした日経連の動向が、直接に人事院勧告の内容や実施に影響をおよぼしたことを証明するものはない。だが八一年三月、第二臨調が発足し、土光敏夫会長をはじめ、財界主流が本格的に〝行財政改革〟にのりだすにおよび、日経連の意向もまた、そこに強く反映したことは確かであろう。〝増税なき財政再建〟、そのための〝行財政改革〟を旗印に、第二臨調は発足後、急ピッチで審議をすすめ、それとともに公務員給与への抑制基調が急速に強められていった。

八一年七月一〇日、臨調は早くも第一次答申を提出した。いわゆる「緊急答申」であった。この答申の一つの柱は、行政改革の理念と課題にあったが、いま一つは、当面、八二年度の予算編成の時期にあたって、緊急にとりくむべき改革の方策を提示したという意味で、まさに「緊急答申」であった。それだけでなく、答申が八一年勧告の提示前に出され、しかも公務員給与に関し、「適切な抑制措置」を打ちだしたという点で、公務員給与抑制こそがもっとも緊急性を帯びるものとなったといっても過言ではなかった。答申は次のように述べていた。

「公務員の給与の在り方については、労働基本権の制約、社会経済情勢、財政事情、国民世論の動向等が十分考慮されるべきものと考える。差し当たり、本年度の給与改定については、以上の点を踏まえ、適切な抑制措置を講ずる。」

後半の一文が、ストレートに八一年勧告に向けられていたことは、あまりにも明らかであろう。そして事実、八一年八月七日に出

された五・二三%アップ勧告の実施問題は、いままでになく難航した。そして結果として、①指定職及び本省課長等の管理職員等について、実施の一年繰り延べ、②調整手当の改定も一年間の繰り延べ（ベア本体の不完全実施）、③期末・勤勉手当の旧ベースでの支給という抑制措置がとられたのであった。

このように、臨調審議、答申と人事院勧告の実施問題とは、きわめてストレートな関係に置かれていた。同時に、このときに問題化したのが、給与改善費の当初予算計上（八一年度一%）問題であった。この点も含め、臨調審議は、公務員給与問題について、さらにすすんだ。先の緊急答申後、臨調の部会構成は再編され、公務員関係については第二部会が担当することになった。そのなかに、公務員制度を専門的に審議していくということで、第一分科会が設けられ、審議内容のいっそうの〝理論的整備〟が意図された。

かくして、出されたのが、八二年七月三〇日の第三次答申＝「基本答申」であった。そこでは、公務員給与に関し、給与改善費、給与の基本的考え方、民間賃金準拠の方法など、「緊急答申」よりもさらに突っこんだ内容を盛りこんでいた。すなわち、次のとおりであった。

【給与改善費】

公務員給与改善費の当初予算計上については、財政の状況等を勘案しつつ、政府の責任において適切な計上を行うものとする。

【給与の基本的考え方】

ア　労働基本権制約の代償措置としての人事院勧告制度、公共企業体等労働委員会（以下「公労委」という。）仲裁制度等は、維持され、尊重されるべきである。

イ　公務員の給与は、民間賃金準拠を基礎とするのが適当である。

ウ　公務員の給与は、人事院勧告等を受けた政府及び国会が、国政全般との関連において、財政事情を考慮し、責任をもって決定すべきものである。

エ　人事院勧告等の実施に伴う総経費の膨張は、新規採用の抑制、事務・事業の整理、民間委託、定員削減の励行、定員増加をもたらす施策の抑制、人事管理の適正化等行政の合理化、能率化の積極的推進等により、極力、抑制すべきである。

【民間賃金準拠の方法】

民間における最近の企業規模別賃上げの状況、国民世論の動向等にかんがみ、民間賃金準拠の対象となる企業・事業所規模の在り方について検討すべきである。このため、今後、小規模の企業・事業所を含めた官民較差を調査するとともに、その結果を踏まえ、民間賃金準拠の対象となる企業・事業所規模を職種によって小規模企業まで拡大すること等について検討すべきである。

この「基本答申」もまた、八二年勧告を前にして出された。この「基本答申」に、先の「緊急答申」における「適切な抑制措置」を重ね合わせると、勧告の実施問題は前年以上にシビアーな状況に置かれていることがわかる。答申にたいし、公務員共闘は同日、「財界が公務員給与を行革の第一目標としていることに満腔の怒りを覚える。財界主導の行革粉砕にむけて長期、強靱な闘いを展開する」との声明を発表した。

2　八二年勧告凍結の決定と労働側の対応

八二年勧告とその反響

八二年八月六日に出された勧告は、引き上げ幅一万〇七一五円、

四・五八％であった。この勧告にたいする財界、政府、自民党、マスコミ等の〝風当たり〟は、すでに臨調基本答申が出されたのちでもあり、きわめて強いものがあった。藤井人事院総裁自身、「私が総裁に就いて以来、今年感じた風圧が一番強かった」と、重苦しい表情でつぶやいたといわれる（『毎日新聞』八月六日付、夕刊）。事実、たとえば新聞の八月七日朝刊社説ないし主張のタイトルを見ると、「公務員給与の抑制は当然」（『毎日』）、「甘い人事院勧告の民間準拠」（『朝日』）、「致し方ない公務員賃金の抑制」（『読売』）、「公務員給与は抑制の見地で処理を」（『日経』）、「給与勧告は一年間凍結を」（『サンケイ』）、とまるで申し合わせたかのごとき、同様の基調で貫かれているほどであった。土光臨調会長は六日、「本年度の給与改定については、現下の危機的な財政事情その他社会経済情勢等を十分勘案し、厳しい抑制措置を講ずることとすべきである」との所見を発表した。

他方、労働側では、公務員共闘が六日、「勧告の即時完全実施を実現するため、統一ストライキをもって闘う」とし、同盟・全官公も同日、「昨年に続き本年もまた抑制という暴挙がなされるならば重大な決意のもとに総力をあげて闘わざるをえない」と声明で述べた。そして六日午後、それぞれ総務長官と会見し、完全実施を申し入れた。

財政非常事態宣言から勧告凍結決定へ

ところで、政府は八月六日、給与関係閣僚会議をひらいて取り扱いを協議した。席上、大蔵大臣、行管庁長官等が、財政事情、臨調基本答申等をふまえ、抑制方向での慎重な対処を主張したのにたいし、労働大臣、総務長官等が人勧制度の趣旨をふまえて完全実施の方向で対処を主張、結局、結論を得るにいたらず引きつづき検討することになった。このあと、九月一日に二回目の給与関係閣僚会議がひらかれたが、前回同様、論議は平行線のまま結論にいたらなかった。だが、この時点で、マスコミ等では〝人勧の凍結〟との報道が流され、政府の態度決定は早まるのではないかとの観測が報道された。

勧告凍結の決定に先立ち、九月一六日、鈴木首相は「財政非常事態宣言」を発した。そのなかで、当然のことながら、人事院勧告の取り扱いについてもふれていたが、勧告凍結の方針は、この時点でほぼ決定的になったといえる。

【鈴木首相「財政非常事態宣言」より】

また、先般行われた人事院勧告に基づく国家公務員の給与改訂についても、まず公務員が率先して自らの給与の凍結を甘受し、財政再建への途を拓くべきではないか、との有力な意見がありますが、近く給与関係閣僚会議においてその取扱いを決定することとなっております。

これらはいずれも異例の措置であり、誠に忍び難いものでありますが、異常に厳しい財政事情の下にあって、一時の御辛抱を願わなくてはならないこともあるかと存じます。

この「宣言」をうけて、九月二〇日、給与関係閣僚会議がひらかれた。席上の論議としては、いままで同様、二様の論議があったが、最後は鈴木首相の裁断というかたちで、勧告実施見送りを決定した。そして、九月二四日の閣議でこれを了承した。一九四九年の改定見送り以来、三三年ぶりであった。

【公務員の給与に関する取扱いについて（給与関係閣僚会議決定）】（昭五七・九・二〇）

一　人事院勧告の対象となる国家公務員の給与については、未曽有の危機

的な財政事情の下において、国民的課題である行財政改革を担う公務員が率先してこれに協力する姿勢を示す必要があることにかんがみ、また、官民給与の較差が一〇〇分の五未満であること等を考慮して、その改定を見送るものとする。（二、三略）

これにたいし、二〇日、藤井人事院総裁は、この閣議決定にたいし、「極めて遺憾」だとする談話を発表、あわせて国会における「勧告の本旨に基づく慎重な討議と審議」を「切に期待する」との意向を表明した。

【給与関係閣僚会議の決定について（藤井人事院総裁談話）】（昭五七・九・二〇）

本日の給与関係閣僚会議において、本年の人事院の給与勧告の取扱いについて、その改定を見送るとの決定が行われました。

これは、国家財政の非常事態に当たっての措置とはいえ、公務員の労働基本権制約の代償機能としての人事院勧告制度を無視するものであり、極めて遺憾であると言わざるをえません。

今回の措置によって勧告の完全実施という永年にわたる完熟した慣行が破られることとなり、定着した良好な労使関係と公務員の志気に重大な影響を与え公務の運営に暗影を投ずることになるのではないかと、私としては深い危惧と憂慮の念を禁じえないところであります。

人事院勧告は国会に対しても行われたものでありますから、今後、国会において、勧告の本旨に基づく慎重な討議と審議が行われることを切に期待するものであります。

組合、野党のいっせい反発

この政府決定にたいし、公務員共闘、全官公等はただちに抗議声明を発表した。公務員共闘は翌二一日の第一波ストを予定どおり実施、四単産・約五八万人がこれに参加した。また公務員共闘、全官公とも、ただちに対応策を討議、秋以降の闘争強化の諸方針を決定した。

【公務員共闘・声明（骨子）】

政府の人勧凍結決定に満腔の怒りを覚える。臨調の答申ですら言及していない人勧凍結の暴挙は公務員賃金についで仲裁を凍結し、来春闘の民間賃金の抑制を企てるもので全労働者に対する挑戦である。人勧凍結は、年金生活者を含め三千万国民の生活破壊を招く。明二一日の統一ストは断固決行する。

また、ただちにILO提訴して闘うとともに、きたる臨時国会で、自民党政府と対決し、不退転の決意で闘いぬく。

また野党各党も、二〇日の決定にたいし、一斉に反発した。もっとも野党のなかでも、新自由クラブは、「ある程度の公務員給与の抑制はやむを得ない」としていた。同党を除くと、各党とも「人事院の勧告制度は労働基本権制約の代償措置として設けられたもの」という点で一致している。このため、各党は「労働基本権のじゅうりんであり、憲法、国際労働機関（ILO）への背信行為だ」（社会党）、「鈴木内閣は自らの失政による財政危機の深刻化を理由として、給与凍結に出たことは公務員に責任転嫁するもの」（公明党）、「人事管理の合理化、定員削減によって人件費の思い切った削減を図れ」（民社党）、「国家公務員のみならず、地方公務員、教職員、政府関係職員など五百万人以上の労働者とその家族に重大な打撃を与える」（共産党）などと、批判した。

臨時国会前のとりくみ

公労協と公務員共闘は九月二八日、第一回共闘委員会をひらき、合同の秋闘闘争本部を初めて発足させた。総評も九月三〇日、全単産代表者会議をひらき、秋年闘争方針案について協議した。そこで

はとくに、①国会の最重要段階で全労働者の統一スト設定にとりくむ、②官公労働者を中心とする全一日ストを組織するため、一〇月二一日に臨時大会をひらくこと等が提起された。

また公務員共闘は、一〇月五日の拡大共闘委員会で、①人勧の完全実施、労働基本権の付与を勧告するよう求めてILOに提訴する、②臨時国会冒頭、ヤマ場の大衆行動強化、③臨時国会ヤマ場に半日を目標に統一ストを配置する、秋闘強化方針を決定した。

他方、全官公は、九月三〇日の戦術委員会で、①人勧完全実施に関するILO提訴を同盟とともにおこなう、②大衆行動強化を決定した。そして、この方針にもとづき、一〇月六日、全官公は同盟、国際自由労連との連名で、人事院勧告の完全・迅速な実施を日本政府に勧告することを求めるILO提訴をおこなった。

また公務員共闘も、前記方針にもとづき、一〇月一二日、ILOに提訴した。日本の組合が、人事院勧告の実施を求め、ILOに提訴したのは、これが初めてであった。

ところで、一〇月四日、人事院勧告凍結をめぐって、鈴木首相と槇枝総評議長ら労働四団体代表との政労トップ会談が首相官邸でおこなわれた。労働側が申し入れたもので、槇枝総評議長らは「勧告の凍結は決め方、手続き、内容とも暴挙だ」と抗議し、凍結の撤回を強く要求。しかし、首相は「財政状態が厳しく、公務員だけでなく、国民にも痛みを分け合ってほしい、と呼びかけている。凍結はあくまでも異例の措置。繰り返さないよう努力するつもりだ」と述べ、凍結撤回には応じない意向を示した。また、労働側が公務員などのスト権回復についてただしたのにたいしても、首相は「勧告制度を尊重することに変わりはなく、スト権回復は考えていない」と答えた。この種のトップ会談は一九六四年の池田首相と太田総評議長以来だが、労働四団体代表が首相と、国家公務員ペアなど具体的な問題で会談したのは初めて。しかし、結局、双方が意見を述べ合うだけの平行線に終わった。

組合側のとりくみは、一〇月一二日の鈴木自民党総裁の辞意表明、その後の総裁予備選突入などで、臨時国会が後に延ばされたため、それに合わせて日程が後にずれこむことになった。

臨時国会段階のとりくみ

第九七臨時国会は一一月二六日、一二月二〇日まで二五日間の会期で召集された。一一月二七日、中曽根内閣が誕生した。

公務員共闘は一二月二日、総理府総務長官と会見し、①新内閣で改めて人勧完全実施を閣議決定すること、②臨時国会に給与法案を提出し、早期成立をはかるよう申し入れた。

また一二月六日から一〇日にかけ連日、国会への要請行動、決起集会等をおこなった。そのうえで、一二月一六日、時限ストをおこない、一〇単産・約一〇八万人が参加した。さらに一二月に入り、参議院の予算審議のヤマ場である二四日にむけて大衆行動を展開、二四日には、戦術ダウンしながらも、統一ストをおこなった。

他方、国会内の予野党折衝では、一二月一七日、各党代表者会議で自民党より、次のような回答がなされた。①「五八年度人勧は尊重し、実施する」、②「五七年度人勧実施については、野党の意見をふまえ誠意をもって検討する」。結局、今年度の人勧については、ほとんど前進がみられなかった。このあとも折衝がつづけられたが、一二月二五日、次のような与野党国対委員長会談申し合わせがおこ

なわれるにとどまり、人勧問題は通常国会にもちこされることになった。

【与野党国対委員長会談申し合わせ】（昭五七・一二・二五）

五七年度人事院勧告の取扱いについて、各党代表者会議で引続き協議し結論をうるよう誠意をもって努力することを申し合せる。

八二年人勧凍結のまま、次年度へ

なお通常国会では、減税・人勧問題で一時、予算審議が停滞した。このため与野党折衝のうえに立って、三月一日、福田衆議院議長見解が示されたが、結局、人勧問題は年度内には前進をみないまま推移し、のちに八三年勧告の実施問題のなかに含まれていった。

【福田衆議院議長見解】（昭五八・三・一）

現下の内外とも重大な時期に、予算審議が停滞していることは甚だ遺憾である。早急に審議を軌道に乗せるため次の諸点をふまえ、一刻も早く予算審議を再開し、必ず年度内の成立を期されたい。

一　減税問題については、与野党合意の趣旨にのっとり、これの実現のため、政府は最大限の努力をすることを確認すること。

二　人勧問題については、人事院勧告制度の持つ重要性をふまえ、一方現下の財政状況をも勘案しつつ、二年続けて凍結の事態にならないよう政府は最善の努力をすること。なお五七年度にかかる問題については、各党国対委員長間において継続して協議を行うこと。

人勧凍結と八三年春闘

ところで、八二年勧告の凍結決定ののち、もう一つ論議を招いたのが、経団連稲山会長発言であった。すなわち、稲山氏は八二年一〇月一三日、〝来年の賃上げは五％以下にすべきだ〟と発言したが、一一月八日、この発言を訂正するかたちで、〝公務員がベアを凍結しているのだから、民間もゼロにすべきだ〟と発言、いわゆるベア・ゼロ論として論議を招いた。

この稲山発言にたいし翌日、富塚総評事務局長は、〝八三春闘の抑制だけでなく、春闘方式をつぶすことをねらったもの〟との抗議談話を発表した。また田中同盟書記長は、一〇月一三日の稲山発言後に、〝わが国の賃金決定ルールを無視した暴論〟だと反論した。

だがいずれにしても、人勧凍結が、さしあたって八三年春闘にならか影響するであろうことはすでに必至であり、稲山発言はその具体的な現れであった。〝ベアをできたらゼロにし、定昇程度におさめたい〟というのが財界の本音であり、稲山発言はそうした意向を表明したものであった。

はたして八三年春闘では、とくに相場形成の中心をなした鉄鋼のベア率、額が、定昇のそれを下回った。三公社四現業の仲裁裁定も、四・一三％のうちベア分一・八％程度と定昇を下回った。人勧凍結は八三年春闘での賃金抑制につながったといえる。七月末にひらかれた総評大会でも、民間単産の代表から、そうした趣旨の意見表明が数多く出された。

その意味で、人事院勧告の凍結は、経営者側のこれまでの賃金政策および春闘対策の転換と不可分な関係にあるということができよう。

3　人事院勧告実施問題についての ILO見解

ILO理事会、「修正」勧告を採択

人事院勧告実施問題で初めてILOに提訴された組合側申し立ては、その後、ILO「結社の自由委員会」の場において審議された。そして、同委員会の報告は、八三年三月一日、ILO理事会へ提出、三月四日、同理事会で承認された。もっとも、正確には、三月一日の「報告」は、三日に同報告の勧告部分が修正され、四日、ILO理事会で採択された。新聞報道等によれば、当初の案文では「委員会は一九八二年における給与引き上げにかかわる人事院勧告の実施を見送る政府の決定は、人事院勧告の実施のための措置を含まない補正予算が一九八二年十二月二十五日に採択された時に国会で承認されたことに留意する」として「政府の態度を再検討するよう要請することは有益な目的にかなうものではないであろうと考える」としていた部分が削除された。こうした「訂正」は、ILO史上初めてのことである。ILO当局はこれについて「単なる事務上のミスの訂正」といっているが、その裏にわが国労使双方の代表による激烈な争いがあったことは明らかである。

結局、ILO理事会は、最終日の四日、報告部分ではそのまま残し、勧告部分では削除したものを採択する結果となった。すなわち、次のとおりであった。

【ILO結社の自由委員会報告（日本案件に係る結論部分）】（一九八三・三・四理事会で承認）

委員会の結論

（163～165　略）

166　本件において、委員会は、一九八二年における給与引上げに係る人事院勧告の実施を見送る政府の決定は、本件人事院勧告の実施のための措置を含んでいない補正予算が一九八二年一二月二五日に採択されたときに、国会によって承認されたことに留意する。したがって、本件人事院勧告に関する政府の態度を再検討するよう政府に対し要請することは、有益な目的にかなうものではないであろうと思われる。

（167、168　略）

委員会の勧告

169　委員会は、理事会に対して、この報告、特に以下に述べる結論を承認するよう勧告する。

(A)委員会は、本件のように、不可欠な業務又は公務において団体交渉権又はストライキ権のような基本的権利が禁止され又は制限の対象となる場合には、その利益を守るための必須の手段をこのようにして奪われている労働者の利益を十分に保護するため、迅速かつ公平な調停及び仲裁の手続きのような適切な保障が確保されるべきであり、その手続きにおいては、当事者があらゆる段階に参画することができ、かつ、裁定が一旦下されたときには完全かつ迅速に実施されるべきであるとの原則を想起する。

(B)委員会は、政府が人事院勧告を尊重するとの基本方針を堅持し、かつ、将来においては人事院勧告を尊重するよう最善をつくす意向であるとの政府の保証に留意する。

(C)委員会は、一九八二年において人事院勧告が実施されなかったことを残念〔遺憾〕に思い、今後の人事院勧告が完全かつ迅速に実施され、団体交渉に関する労働組合権及びストライキ権に対し課せられた制限の代償措置を関係公務員に確保するようにとの強い希望を表明する。

ともあれ、この勧告内容は、従来からのILO見解、すなわち労働基本権の制約下では、代償制度とその機能の十分な発揮が必要だ

とする見解に照らした場合、きわめて妥当な見解だということができよう。

なお財政事情との関連についてのＩＬＯ見解は、八二年一一月一六日、仲裁裁定実施に関するＩＬＯ提訴をうけて採択した報告の考え方、すなわち、仲裁裁定は完全かつ迅速に実施されるべきであるとともに、立法機関にたいする予算上の権限留保が裁定の履行を阻害する効果を持つべきではないという原則に、政府の注意を喚起するという見解のなかで、すでに明らかであるといえる。

政府と組合側の反応

いずれにせよ、ＩＬＯ見解の提示をうけ、政府は、〝人勧の年度内実施を求めたものではない〟として、後述のごとき、見解を表明した。組合側は、当然のことながら、〝主張の全面的正当性が認められた〟として、完全実施を政府に強く迫る声明を発表した。

以下、政府、組合側の見解を掲げるが、それにしても、問題は結局、国内問題として未決着のまま、八三年勧告実施問題として引きつがれていった。

【結社の自由委員会の報告について（日本政府見解）】（一九八三・三・五）

一　ＩＬＯ理事会は、三月四日、人事院勧告実施見送りに関連して、同盟、総評等が申し立てた事件に関するＩＬＯ結社の自由委員会の報告を承認した。

二　政府は、国家財政の危機的状況の下で人事院勧告の実施見送りを決定せざるを得なかったという事情等をＩＬＯに対して十分説明してきたところであり、ＩＬＯ結社の自由委員会はこのような政府の見解を十分理解された上で、本報告を作成されたものと評価している。

三　なお、ＩＬＯ理事会において、一旦各理事に配布されたＩＬＯ結社の自由委員会の報告が文書作成上のミスという理由で訂正されたが、このような訂正によっても、本報告は本年度の人事院勧告の実施を求めているわけではなく、したがって、政府としては何ら実質的な変更はないものと理解している。

四　いずれにしても、政府は、人事院勧告を尊重するという基本方針を堅持しており、本年のような措置が繰り返されることのないよう最善の努力をすることとしている。

【総評・公務員共闘の声明】

政府のとった人事院勧告不実施の措置は、ＩＬＯの諸原則に照して明確に「遺憾」であると批判され、われわれ総評、同盟提訴団体の主張は全面的にその正当性が認められた。

以上の結果からも、政府はこの勧告を積極的に受けとめ、直ちに八二年度勧告の即時完全実施を行うべきである。それとともに勧告が指摘している「公務員労働者が賃金、雇用条件の決定に参加する権利」を認めることを含む公務員労使関係制度の改善措置を早急に具体化するよう、強く求める。

なおこの間政府がＩＬＯにおける正式の結論が得られない段階で、人事院勧告凍結措置についてＩＬＯの理解は得られた、との報道をマスコミを通じて流し、国会審議に影響を与えたことは厳しく批判されなければならない。また政府は、今回の削除に至った経過について、これは単なる事務当局の「ケアレスミス」であり、政府の主張は認められたと強弁しているが、これはＩＬＯの結論に対する冒とくである。

ＩＬＯは再三にわたり、スト権、団交権の代償措置である調停、仲裁、勧告は迅速かつ完全に実施されなければならないと強調している。このことを政府は、厳粛に受けとめるべきである。

【同盟・全官公の声明】

採択された勧告は、同盟・全官公の主張を全面的に支持したものであり、八二年の人事院勧告が実施されないのは「遺憾」であると断言していることを評価する。のみならず、今後の人事院勧告について、完全かつ迅速に実施すべきだと強調していることについても評価する。

また、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告の重みが、国際労働基準に照らしても立証されただけでなく、民主的労働運動の主張の正しさが今回も実証されたと判断する。今回の理事会における日本政府のとった諸行動は、国際的にみても常識を逸したものであり、われわれは強く抗議する。

今後、同盟・全官公は採択された勧告を、完全実施要求の大きな論拠として、政府に対し〝凍結〟を撤回し、完全実施するよう強く迫るとともに、八三賃闘に結合していく決意である。

4　八三年勧告の提示

八三年勧告の提示

八二年勧告が凍結され、八三年春闘のベア率が二％台にとどまったことから、人事院の対応、勧告内容がきわめて注目された。もっとも八二年勧告が凍結された後の人事院の態度は、八三年勧告の際に凍結分を上乗せして勧告するという点では早くから固まっていた。はたして、八月五日に提示された平均六・四七％、一万五二三〇円引き上げ勧告は、そうした凍結分を上乗せしたものであった。

この八三年勧告の提示は、当初、作業の関係から、八月一二日とも九日ともいわれていた。だが臨調が、この三月に最終答申を出して解散し、その後、行政改革の推進を促す機関として発足した臨時行政改革推進審議会が、八三年勧告を前にして、四日、〝総人件費抑制〟を求める緊急提言をおこなうことが明らかになったため、急遽日程をくり上げたといわれている。

人事院、完全実施につき異例の強調

前年勧告が凍結されたこともあり、人事院は、八三年勧告に際し、とくに報告の一節で、今年度勧告の実施を強く求めるという、従来にない異例の強調をおこなった。こうした強調の背景について、比較的、的をついた解説をおこなっているものとして、『朝日新聞』八月六日付・夕刊の「解説」の一部を掲げておこう、

人事院が五日、国会、内閣に提出した公務員給与引き上げに関する勧告は、昨年度勧告の実施凍結による公務員の士気低下、四現業職員との不均衡を持ち出して、今年度勧告の実施を求めるという、従来にない強い調子になっている。これは、既に政府内部などに出ている今年度勧告の抑制論が日の目を見ることになれば、人事院にとって勧告制度の根幹が揺るがされるとの危機感を持っているためだ。

公務員は国家公務員法によって争議行為、怠業を禁止され、団体協約を結ぶ権利もない。人事院勧告による給与引き上げは、こうした労働基本権の制約に対する代償措置とされる。勧告を実施するかどうかは、あくまで国会、政府の判断にゆだねられているが、人事院は制度の性格からして勧告の拘束力は強く、だからこそ四十五年度から五十六年度まで勧告通り実施されてきたとしている。

昨年度勧告の実施凍結に続いて、今年度勧告に対して早くも起こっている抑制論について、人事院は「昨年度凍結が持っていた財政難による緊急避難という側面が消え、制度否定を定着させるもの」（幹部）と深刻に受けとめている。それが労働基本権制約との絡みで憲法問題に発展する要素を抱えていることに加え、当面の問題としても、制度が機能しないことに反発した公務員ストを是認せざるを得ないような風潮を生んだり、労使関係を悪化させたりすると懸念している。

制度見直し論に拍車がかかることも心配の種だ。一月に臨時行政調査会第二部会は「仮に今後、人事院勧告制度が継続的に機能し得ないこととなれば、公務員給与のあり方についての抜本的な検討にまで及ばざるを得ない」とする報告を同調査会に提出した。

三月の調査会最終答申では、五十八年度勧告の取り扱いがはっきりしな

いことなどから、この部分は盛り込まれなかったが、人事院としては、今年度に抑制措置が取られるとこうした考え方が息を吹き返し、人事院の存在価値を薄める事態になりかねないとみる。臨時行政改革推進審議会が四日に出した人件費抑制の提言も、いずれ制度見直しにつながっていく布石ともみて、警戒している。

臨時行政改革推進審議会の緊急提言

第二臨調の解散後、行政改革の推進を促す機関として、臨時行政改革推進審議会の発足が、政府、財界を中心に意図されていた。だが、同審議会への槇枝総評議長の参加要請にたいし、総評内部では賛否意見が分かれたため、その発足が見合わされていた。そして槇枝氏の参加を総評が決めるに及び、七月四日、同審議会が発足し、第一回会合をもった。

八三年勧告を前にして、同審議会において、なんらか緊急提言をおこなう動きが活発化した。そして八月四日、「総人件費抑制」を求める緊急提言をおこなった。提言における文章表現は、労働側委員の意見も一部入れるかたちで、いくぶん柔らかになっているが、これが八三年勧告の実施に関して、けん制球を投げたものであることは明らかであろう。この点は、八一年勧告を前にした臨調の「緊急答申」、八二年勧告に先立つ臨調「基本答申」といった関係と類似していた。

【当面の行政改革に関する意見】（昭和五八・八・四、臨時行政改革推進審議会）

行財政を取り巻く最近の内外情勢はまことに厳しいものがあり、とりわけ財政は百兆円を超える巨額の公債残高を抱え未曽有の危機の下にある。この状況を打開するためには、臨時行政調査会答申（以下「臨調答申」という。）に基づく行政改革を断行することが極めて重要である。

このため、行政改革が本格的な実行段階に入るこの時期に際し、当面の行政改革に関する当審議会としての意見を政府に提出することとする。

1　行政改革の在り方と当審議会の任務

(1)　政府は、臨調答申に基づき行政改革を推進するため、いわゆる行政改革大綱等により対処方針を定め、予算編成等を通じてその実施を図ってきており、先般決定された厳しい五十九年度概算要求シーリングや準備段階に入った総務庁構想のように、歳出の抑制合理化や総合調整機能の強化に向かうものとして評価すべきものもあるが、改革課題の多くは今後具体化すべき問題として残されている。臨調答申で指摘された改革方策は、今後の行政改革における必要最低限のものである。政府は、臨調答申を最大限に尊重しその実現に積極的に取り組むべきであり、特に政府部内で処理可能なものは速やかに実施する必要がある。

(2)　行財政の改革を推進し、財政の対応力の回復を図ることは、我が国の将来の基盤を確かなものとし、活力ある福祉社会をつくり、かつ国際社会に対する積極的貢献を進めていく上で、どうしてもやり遂げなければならない課題である。

近年歳出規模は急速に抑制されつつあるが、公債発行額の縮減には至らず、特例公債依存体質からの脱却には今後これまで以上の努力が必要である。このため五十九年度予算編成では、歳出の合理化に向けて徹底的な見直しが行なわれなければならず、そのための基本方針として、臨調答申で掲げられた「増税なき財政再建」の考え方は引き続き堅持されるべきである。

(3)　当審議会は、政府における行政改革の推進がより充実しより強力なものとなるよう、今後とも国民的な立場に立ち、情勢の推移に即して、大局的な見地から行政改革の実行に関する意見を提出していく考えである。

また、臨調答申で指摘された課題の中には更に具体的検討を必要とする事項もあり、当審議会としては、機関委任事務等の在り方を始めとするこれらの諸問題の改革方策についても調査審議し提言していくこととしたい。

2　行政改革に関する当面の重要課題

(1)　行革関連法案の計画的提出（略）

(2)　国・地方を通ずる行財政合理化の徹底（略）

(3)　国・地方を通ずる総人件費の抑制

公務員に係る総人件費の抑制を図ることは、財政の危機的状況の長期化が予想される今日、従来にもまして重要な課題となっている。

ア、国家公務員については、臨調答申の指摘する国の地方支分部局等の定員の合理化を実施するとともに、五十九年度末の定年制施行により今後相当の離職者が発生することも勘案し、事務・事業の整理、機構の整理・簡素化、新規採用（年度途中での退職者補充を含む。）の抑制等行政の合理化、能率化を一層強力に推進することにより、これまで以上に定員を大幅に縮減する必要がある。

イ、地方公共団体においても、その自発的な改革により、国に準じ定数、給与等の合理化、適正化が推進されるべきであるが、なお十分でない団体もあり、徹底した措置をとるよう指導を強化すべきである。特に一部地方公共団体においてみられる著しく高額な退職金や不合理な手当、休暇等については、国に準拠して早急に是正するよう指導を行う必要がある。

ウ、近く予想される人事院勧告に対応する国家公務員の給与改定に当たっては、人事院勧告制度の維持・尊重の必要性、給与改定に関する従来の経過等を踏まえつつ、更に厳しさを増した財政事情その他社会経済情勢等を十分勘案して、政府及び国会が責任を持って適切に決定すべきである。

行政改革と当面する五十九年度予算編成の途は、言うまでもなく決して平担なものではない。しかし、現在の苦しみを乗り越えて改革の名に値する見直しを徹底して行うことが、現世代の後世代に対する責務であり、これにより経済社会の活力を高め将来に対する明るい展望を切り拓くこととなる。この意味で現在我々が直面している難局は正に行政改革の好機であり、国民各位がこの点について正しい認識を得られ、行政改革を新たな時代へ向けた国民的事業として、積極的に協力されることを切に望むものである。この国民の理解の上に立って、政治、行政、特に直接推進の任に当たる政府各省庁が厳しい自覚の下に、行政改革という大課題に精励されるよう強く要望する。

勧告への政府と労働側の対応

八月五日の勧告をうけ、同日、第一回の給与関係閣僚会議がひらかれた。だが、今年度勧告の取り扱いについては、今後さらに検討することになった。

だが、政府・自民党の勧告への対応は、それまでの経過からみると、〃二年続けて凍結はしない〃（今年度人勧は尊重し実施する）という点では、すでに公式発言がなされている。たとえば八二年一二月一七日、各党代表者会議での自民党回答などがある。だがしかし、八三年勧告を「完全実施」するとの公式発言は、これまで一度もないことが注目されよう。いずれにしても、最終的な態度決定は、秋以降に延ばされており、当面の政局とからんで、態度決定の時期・内容とも、きわめて流動的である。

他方、労働側は、勧告内容を不満としつつも、完全実施を強く要請する声明や談話を発表した。そして今後、政府の出方を注目しつつ、秋季闘争の重点課題として位置づけて、闘争方針を練っている。とくに公務員共闘は、〃政府が勧告の取り扱いを決める閣議決定期の闘いが最も重要だ〃とし、九月二三日を回答指定日にしつつ、〃臨時国会前の決着〃を目ざしている。

いずれにしても、八三年勧告の実施問題は、仲裁裁定の取り扱いとともに、秋以降の重要争点となっている。

Ⅳ　結びに代えて

人事院勧告の凍結、それは実にさまざまの論点を改めて提起した。これまでの叙述をつうじて、事実上は論点とその所在についてふれてきた。以下、結びに代えて、いくつかの基本論点の所在を再確認しておこう。

労働基本権と代償制度

人事院勧告の凍結をつうじ、もっとも基本的な論点として、改めてクローズアップされたのが、労働基本権、その制約と代償制度の問題である。その場合、論点の基本的な分岐としては三つに区分できるであろう。①代償制度の限界の認識に立って、改めて労働基本権そのものの回復の意義を重視する方向、②さしあたり、代償制度とその機能発揮の意義を重視する方向、③代償制度とその機能に関し、①とは対極的な方向で見直そうとするうごきなどである。

もちろん、以上の三つは相互にからみあっている。それと同時に、公労委制度問題とも関連する論点でもある。いずれにしても、この論点は労働基本権の制限、人事院勧告制度の発足以来つづいている基本論点である。その意味では、古くして新しいが、今日的な全体状況のなかでの新しさをともなって残されている論点である。

民間準拠問題

官公部門の賃金決定にあたり、それをいかなる具体的基準にもとづいておこなうべきかということも長年の論点である。だが、とくに七〇年代末から八〇年代にかけて、財界や臨調の場をつうじ、民間準拠とそのあり方の見直しとして、問題が提起されてきた。

その場合、①六四年の池田・太田会談以来の民間準拠のあり方を否定する考え方が、一つの強い主張となっている。それは突きつめれば、春闘方式の否定につながるであろう。また①ともかかわって、②民間準拠対象の問題、具体的には比較規模の問題としても提起されている。さらに、③民間準拠を賃金だけでなく、生涯所得でも考えるべきだという主張、④賃金決定だけでなく、定員・効率など他の要素とともに総合的に勘案すべきだといった主張にもつながっている。

いずれにしても、①を基調としつつ、さまざまな主張が、かかわりあって提起されている。もちろん、とくに労働側の反論も提起されているが、それもまとまっているとはいえないのが現状である。

生涯所得の官民格差問題

この問題も、前の論点とかかわって提起された。この点では、日経連の試算にたいし、人事院が反論データを提示したことにより、いくぶん論議は前進したといえる。

すなわち、八二年の日経連『労問研報告』では、一九八〇（昭和五五）年時点の額にもとづいて、官・民の高卒、大卒者ごとに「賃金＋賞与」、退職金、年金の三つについて、生涯にわたる「賃金」でどれだけの差があるかを比較している。その結果、生涯賃金で高

卒では七九〇万円、大卒では一六九〇万円公務の方が高い（いずれも五五歳で退職）との結果が示されている。

この試算は、民間については、関東経営者協会「定期賃金調査」にもとづく実在者モデル、公務については、三等級までは「資格基準表」（人事院規則で定める。上位の等級への昇格の資格要件――在等級年数、経験年数――に定める年数によって昇給、昇格、それ以降は大卒が五五歳で一等級、高卒が同じく五五歳で二等級に到達するという〝理論モデル〟）にもとづいておこなったものと思われる。

人事院は、この「試算」が発表されて以来、基本的な生涯給与にたいする考え方として、給与、退職金、年金それぞれがもつ固有の役割を考え、それぞれ個別の均衡を考えるべきであるという見解を発表している。しかしこうした批判を持ちつつも、臨調公務員分科会の意見聴取に際し、「あえて、日経連方式にならって試算した」として、第8表の試算を提出した。

これは、一九八〇（昭和五五）年の退職者（勤続二五年以上）の等級分布からみて、日経連の一等級、二等級退職の前提を問題とし、むしろ一般的な三、四、五等級での退職を前提として試算したものである。同時に提出した資料によれば、同年の退職者は一等級＝〇・九％、二等級＝八・〇％、三等級＝三一・八％、四等級＝三六・八％、五等級＝二一・二％、六等級＝一・三％となっている。

一見して明らかなように、公務員の実態により即した比較になると、生涯給与で〝官高民低〟とはいえなくなっている。こうして、日経連の一方的キャンペーンにたいし、人事院の反論データの提示は、事態の解明のために、一歩役立ったといえる。いずれにしろ、

第8表　日経連と人事院の生涯給与試算（高卒，60歳退職）

（単位・千円）

種目	日経連試算		人事院試算		
	民間	国家公務員（2等級）	3等級	4等級	5等級
給与	194,959	184,405	170,357	165,254	156,783
退職手当	17,669	23,895	18,888	17,646	15,450
退職年金	28,695	34,756	31,732	29,645	25,956
計	241,323	243,056	220,977	212,545	198,189
民間との差額	—	1,733	△ 20,346	△ 28,778	△ 43,134

〔備考〕 日経連『労間研報告』（1982.1），人事院・臨調提出資料による。

第2図　勧告凍結の影響

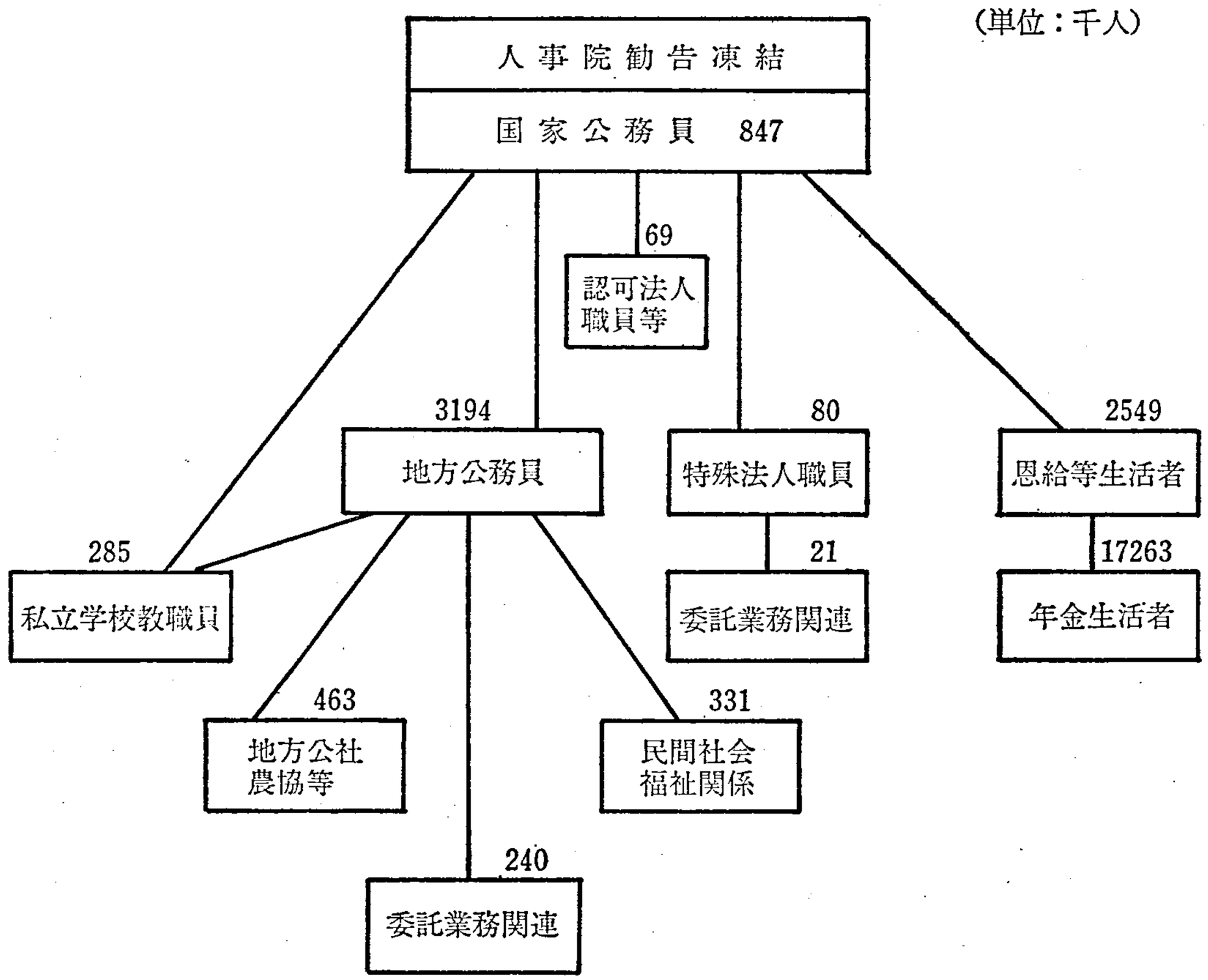

〔備考〕 1)　数字は，82年のもの，ただし，臨時，パートは除く。
2)　私立病院勤務者もかなりの部分が影響をうけると思われるが，その内訳不明のため，ここでは省略した。
3)　三公社四現業関係も除外した。

今後、いっそうの調査研究が必要な論点である。

人事院勧告の社会的影響

人事院勧告、公務員の賃金決定の社会的影響について、これまで論議はあったが、なお解明は十分とはいえなかった。この点、勧告の凍結という〝実験〟をつうじ、かなりの程度、明らかになりつつある。

もちろん、春闘や米価への影響といった次元まで拡大して考えれば、影響は全国民的規模に及ぶが、ここではより具体的な次元での波及範囲について考えると、第2図のようになる。すなわち、賃金、給与等でストレートに影響をうけるものは、地方公務員、特殊法人職員をはじめ、五五三万人におよんでいる。八二年の雇用者総数四〇八三万人（七月現在）の約一四％に相当する（三公社四現業職員およびその関連労働者一三二万人を加えると、約一七％となる）。もっとも、私立病院勤務者は含んでいないし、民間の関連下請労働者も限定して計算した。また臨時・パートにいたってはまったく含んでいない。それゆえ、一四％という数字は、まだ内輪のものである。

以上の賃金・給与等で影響をうける者五五三万のほか、年金・恩給生活者（一年遅れで勧告にスライド）一九八一万人がいる。年金水準の低さも手伝って、この層の人たちの生活への影響はより深刻であろう。この場合も、児童扶養手当など手当該当者は含んでいない。先の

五五三万人と合計すると、二五三四万人となる（三公社四現業および関連者を加えると二六六六万人となる）。内輪に計算しても、これだけの数にのぼるだけに影響は大きい。

行革、公務員制度

勧告凍結が、臨調＝行革の動きときわめて強く関連していることは、これまでの叙述のなかで事実として明らかにしてきた。さらに、今日、人事院勧告問題は、臨調の提起した公務員制度改革、および人事院みずからおこないつつある公務員制度見直し（その大綱的考え方は八三年勧告の別記として示された）の動向と密接にかかわっている。

結論的にいえば、人事院勧告問題は、行政改革の一環としての「公共部門」の再編動向と深くかかわっている。それだけでなく、勤労国民諸階層への影響力もきわめて大きな問題でもある。同時に、「公共部門」における賃金決定のあり方、ひいては春闘＝労働運動のあり方、賃金＝労働政策の行くえにかかわる問題として、きわめて重要な争点であり、その意味で今後の帰すうが注目される。

【参考資料】 (1)人事院『人事院月報』（一九八二年九月号、八三年九月号）、(2)大蔵省主計局給与課監修『公務員給与便覧』（昭和五七年版、大蔵財務協会）、(3)日経連『賃金研究委員会報告』（七八年一二月）、(4)同『労働問題究究委員会報告』（一九八二年一月）、(5)日本労働協会『労働運動白書』（昭和五八年版）、(6)同『週刊労働ニュース』、(7)総評教宣局『労働ニュース』、(8)国公労連『国公労調査時報』（八二年七月号、一〇月号ほか）、(9)日本人事行政研究所『季刊人事行政』（第一四号、第二四号ほか）、(10)教育社編『会計検査院・人事院・内閣法制局』（行政機構シリーズ一二〇、教育社）、(11)神代和欣『日本の賃金決定機構』（一九七三年、日本評論社）、(12)早川征一郎・松井朗『公務員の賃金』（一九七九年、労働旬報社）、(13)法政大学大原社研『日本労働年鑑』各年版（労働旬報社）

第一部

労働者状態

I 労働市場と雇用構造

概要□労働力需給と雇用構造――労働力人口／完全失業者／就業人口／就業構造／就業者の産業別構成／就業者の従業上の地位別構成／非農業部門の従業上の地位別構成／雇用者の産業別構成／雇用者の企業規模別構成／雇用者の職業別構成／雇用者の雇用形態／常用雇用指数／雇用者の就業時間別構成／短時間就業者の産業別増減状況／長時間就業者の産業別増減状況／追加就業希望率と転職希望率／景気動向と労働市場――景気動向／新規学卒者の需給状況／一般職業紹介状況／技能労働者需給状況／入・離職率の推移／雇用保険の諸指標／結語

概要

一、一九八二年の労働力人口は年平均月当たり五七七四万人の規模で推移した。前年よりも六七万人の増となった。前年比増加率は一・二％となった。なお、八二年には労働力人口中の四〇歳以上人口の比率が男女のいずれの場合にも全体中の五〇％のラインを超えた。労働力人口中の就業者数は五六三八万人で前年より五七万人増加した。前年比増加率は一・〇％となった。

一、その結果、八二年の完全失業者数は一三六万人となり、前年よりも一〇万人増加した。前年比増加率は七・九％となった。完全失業率は前年より〇・二ポイント上昇して二・四％となった。この水準は一九五五年につぐ戦後第二位の高水準に相当する。完全失業率はとくに女子若年層で顕著に上昇したが、男子六〇代前半と女子の五〇代後半で前年よりもかなり上昇したほか、男女をとおして中堅年齢層でも前年を上回った。地域別には、北海道・東北で相対的に高水準の完全失業率が持続したほか、中国・四国・九州で顕著に上昇した。また、近畿・北関東・中部でも前年を上回った。南関東では前年と変わらなかった。

一、八二年の就業人口の純増加数五七万人は、第一次産業での九万人の減少、第二次産業での八万人の減少、第三次産業での七四万

人の増加によるものであった。結局、八二年の就業人口の産業部門別構成は、第一次産業九・一％、第二次産業三四・三％、第三次産業五六・〇％となった。第三次産業比率は前年より〇・七ポイント上昇した。

一、八二年の就業人口中の雇用者は前年より六一万人増加した。前年比増加率は一・五％であった。自営業者は前年より増減ゼロであったが、家族従業者は五万人減少した。その結果、八二年の雇用者の従業上の地位別構成は、自営業主一六・七％、家族従業者一〇・四％、雇用者七二・七％となった。雇用者比率は〇・四ポイント上昇した。

一、八二年の雇用者数の増加は、第三次産業の各分野で進行した。第三次産業の分野で雇用者数の増加が八二年の雇用者人口全体の伸び率一・五％を上回って進行した分野は、卸売・小売、金融・保険・不動産業、電気・ガス・水道・熱供給業であった。他方、第二次産業の諸分野、すなわち、鉱業、建設業、製造業では、雇用者数が軒なみに前年を下回った。

一、八二年の雇用者数の増加は、第三次産業の大中小の各規模の企業を通じて進行したが、この部門の雇用者の増加数六一万人のうち、三七万人は女子であり、そのうち一七万人は短時間従業者であった。前年にひきつづいて女子短時間従業者の増加が顕著であった。製造業では、雇用者数は、もっぱら一〇〇～四九九人の中規模企業で減少した。業種別には、生産指数の推移とは正反対に、素材関連業種で前年より増加し、機械関連業種で前年を下回った。

一、八二年の雇用者数の増加は、職業別には、専門的・技術的職業、管理的職業、事務従事者よりなるホワイトカラーで三一万人の増加、販売従事者、運輸通信従事者、保安・サービス職従事者よりなるグレーカラーで二九万人の増加、農林・漁業作業者、採掘作業者、技能工・生産工程作業者、労務作業者よりなるブルーカラーで二万人の減少によるものであった。その結果、八二年の雇用者の職業別構成は、ホワイトカラー三七・一％、グレーカラー二六・二％、ブルーカラー三六・六％となった。なお八二年の非農林業雇用者の増加数六一万人中の一四万人（二三・〇％）は臨時雇の増加によるものであった。

一、八二年の労働力需給と雇用構造の変動は、この年の景気動向と技術変動の諸特徴によって規定されるところが大であった。実質経済成長率は、前年水準をさらに〇・八ポイント下回って三・〇％の相対的低水準で推移した。製造業の生産指数も前年比増加率〇・三％のごとくに停滞的に推移した。製造業の労働生産性も平均では一・三％と前年にひきつづいて低迷したが、それでも、生産指数の伸び率を一・一ポイント上回った。

一、低成長下で成長パターンは、前年とは様変わりして個人消費主導型となった。物財の輸出はかなりに減少した。また、住宅投資、公共投資、中小企業の設備投資が顕著に停滞した。内外での物価動向からする個人消費支出のある程度の増大は、第三次産業での雇用の増加や製造業での生活関連業種での雇用の安定化に重要な意義をもったのであり、このことは、内需の動向と実質家計所得の動向との密接な関連をあらためて印象づけた。

一、八二年の技術変動のための設備投資は、経済成長を大きく刺激する新製品の登場を促したというよりは、省力化促進型に傾斜した。八二年には、製造業を中心として雇用調整実施企業の割合が顕

著に増大した。雇用調整は常用労働者については主として配転・出向によるものとなった。

一、八二年には非農林業雇用者中短時間就業者の比重と長時間就業者の比重とがともに相当に増加した。また短時間就業者の追加就業希望率と長時間就業者の転職希望率とがともに相当に上昇した。

一、八二年には、労働力需給の各種調整システムによる需給調整が前年よりもさらに一段と難航した。新規学卒者の場合、中卒と高卒では、従前から就職先として製造業の比重が大きかったこともあって、求人倍率は、それぞれ二・八倍から二・六倍へ、二・〇倍から一・八倍へと、〇・二ポイント低下し多くの学校で就職あっせんが前年よりもさらに一段と難航した。公共職安での一般求職者の場合、有効求人倍率は前年より〇・七ポイントも低下して〇・六一倍となった。これは、雇用不安が社会問題となった第一次石油ショック直後の七五年の水準に相当する。

一、一般労働市場での求職が困難となった。公共職安での有効求職者数は年平均月当たり前年より九・三万人増加して一七三万人で推移した。この水準は、七五年の水準を一九・四万人も上回った。求職者中には多様な業種からの離職者が増加したが、製造業からの離職者の増加が顕著であり、また、そのなかでは素材関連業種からの離職者とともに、機械関連業種からの離職者も目立った。他方求人数は前年の月当たり一一一万人から一〇六万人へと五万人も減少した。

一、結局、雇用保険の受給者実人員は前年よりも年平均月当たり八万人増加した。従前の失業手当受給率に相当する「基本手当」受給率は、前年をさらに〇・三ポイント上回って三・一%の水準に上昇した。すなわち、一九六五年以降の最高の水準となった。

1　労働力需給と雇用構造

労働力人口

総理府「労働力調査」によれば、一九八二年の労働力人口は五七七四万人で、前年より六七万人増加した。対前年増加率は一・二%であった。同じ八二年の生産年齢の人口数は九一一六万で、前年を九九万人上回った。前年比増加率は一・一%であった。労働力率は六三・三%で前年と変わらなかった(第1表)。労働力人口の増勢は第一次石油ショック後の七六年以降八〇年まで年平均約六五万人で推移してきた。第二次石油ショック後では、八一年五八万人、八二年六七万人のごとくであり、この二カ年平均では六二万人であって、なお六〇万人台の増勢をつづけており、現状では増勢が鈍化しつつあるとはいいきれない。

八二年の労働力人口を男女別にみると、男子労働力人口は三五二二万人で、前年よりも二四万人ほど増加した。前年比増加率は〇・七%であった。女子労働力人口は二二五二万人で前年よりも四三万人ほど増加した。前年比増加率は一・九%であった。すなわち、八二年の労働力人口全体の増加数六七万人の三分の二強は女子労働力人口の増加によるものであった。

八二年の労働力人口を男女別、年齢別に分けると、男子の場合、五五歳以上の高年齢層 六〇〇万人(全体の一七・〇%、以下同)、

第1表 労　働　力　状　態

年　月	総人口	満15歳以上人口	労働力人口	従業上の地位別就業者数 全産業 総数	自営業主	家族従業者	雇用者	完全失業者	失業率[2]	非労働力人口	労働力率[3]	雇用者比率[4]
	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	%	万人	%	%
1976年平均	11,283	8,543	5,378	5,271	934	617	3,712	108	2.0	3 139	63.0	70.4
1977年平均	11,392	8,632	5,452	5,342	942	621	3,769	110	2.0	3,157	63.2	70.6
1978年平均	11,495	8,726	5,532	5,408	964	636	3,789	124	2.2	3,169	63.4	70.1
1979年平均	11,592	8,824	5,596	5,479	967	627	3,876	117	2.1	3,200	63 4	70.7
1980年平均	11,683	9,932	5,650	5,536	951	603	3,971	114	2.0	3,249	63 3	71.7
1981年平均	11,768	9,017	5,707	5,581	943	592	4,037	126	2.2	3,279	63.3	71.9
1982年平均	11,849	9,116	5,774	5,638	943	587	4,098	136	2.4	3,309	63.3	72.7
1～6月平均	11,827	9,087	5,733	5,595	939	571	4,074	138	2.4	3,321	63.1	72.8
1982年7月	11,847	9,118	5,821	5,689	957	622	4,099	132	2 3	3,262	63.8	72.1
8月	11,861	9,133	5,809	5,679	955	623	4,090	130	2.2	3,295	63.6	72.0
9月	11,869	9,144	5,823	5,689	962	629	4,085	134	2.3	3,291	63 7	71.8
10月	11,877	9,152	5,849	5,710	960	619	4,016	139	2.4	3,275	63 9	72.1
11月	11,884	9,161	5,812	5,678	928	577	4,061	134	2.3	3,315	63.4	73.3
12月	11,886	9,168	5,777	5,642	915	544	4,074	135	2.3	3,349	63.0	74.0
1983年1月	11,897	9 182	5,725	5,563	896	511	4,148	162	2.8	3,423	62.4	74.6
2月	11,898	9,187	5,725	5,560	899	515	4,138	165	2.9	3,433	62.3	74.4
3月	11,904	9,197	5,805	5,633	914	536	4,170	172	3.0	3,351	63.1	74.0
4月	11,908	9,205	5,922	5,752	964	592	4,186	170	2.9	3,245	64.3	72.8
5月	11,919	9,219	5,987	5,829	983	633	4,201	158	2 6	3,188	64.9	72.1
6月	11,926	9,227	5,989	5,841	984	635	4,209	148	2 5	3,203	64.9	72.1

〔備考〕 1) 総理府「労働力調査」による。

2) 失業率＝完全失業者／労働力人口

3) 労働力率＝労働力人口／満15歳以上人口

4) 雇用者比率＝雇用者数／就業者数

四〇～五四歳の中高年齢層二一八一万人（三三・五％）、三〇～三九歳の中堅年齢層一三八四万人（三九・三％）、一五～二四歳の若年層三五三万人（一〇・〇％）となった。女子の場合、年齢別労働力人口は、五五歳以上の高年齢層三七四万人（全体の一六・六％）、四〇～五四歳の中高年齢層七八五万人（三四・九％）、二五～三九歳の中堅年齢層七五〇万人（三三・三％）、一五～二四歳の若年齢層三四五万人（一五・三％）となった。男女を通じて、八二年には、労働力人口の全体中の四〇歳以上の中高年・高年者の比重が五〇％のラインを超えた。また、二四歳以下の若年層の比重が、男子労働力人口では一〇％のラインに、また、女子労働力人口では一五％のラインに下降した。

労働力人口の男女別、年齢別の増減をみると、男子の場合、前年より、五五歳以上は一四万人の増（対前年増二・四％、以下同）、四〇～五四歳は二二万人の増（一・九％）、二五～三九歳は一五万人の減（マイナス一・一％）、一五～二四歳は一万人の減（マイナス〇・三％）となった。この変動は多分に年齢別の人口動態を反映した。人口数は、男子の場合、前年よりも、五五歳以上三・八％増、四〇～五四歳一・八％増、二五～三九歳一・一％減、一五～二四歳〇・七％増となった。これにたいし、年齢別労働力率は、五五歳以上六三・一％から六二・三％への一・二％の減、四〇～五四歳九六・七％から九六・九％への〇・二％の増、二五～三九歳九七・二％から九七・三％への〇・一％の減、一五～二四歳四三・二％から四二・八％への〇・九％の減となった。

女子の年齢別労働力人口を前年とくらべると、五五歳以上は一六万人の増（四・五％）、四〇～五四歳は二六万人の増（三・四％）、二五～三九歳は三万人の増（〇・四％）、一五～二四歳の若年層は一万人の増（〇・三％）となった。この変動も相当に人口動態を反映しているのであるが、同時に、労働力率の変化が大きく影響している。女子の年齢別人口数は、前年にくらべて、五五歳以上三・六％増、四〇～五四歳一・九％増、二五～三九歳一・三％減、一五～二四歳〇・九％増であり、五五歳以上の高年層の場合を除けば、労働力人口の変動との落差が大きく整合的でない。他方、労働力率は、五五歳以上二九・六％から二九・八％へと〇・二％の増、四〇～五四歳六二・九％から六三・八％へと〇・九％の増、二五～三九歳五二・三％から五三・二％へと〇・九％の増、一五～二四歳四三・七％から四三・五％へと〇・二％の減、のごとくとなった。

八二年の労働力人口を地域別にみると、北海道・東北は七三九万人（全国の一二・八％、以下同）、南関東一四一四万人（二四・五％）、北関東・中部一四四七万人（二五・〇％）、近畿九一五万人（一五・八％）、中国・四国・九州一二五六万人（二一・八％）となった。前年からの増加数と前年比増加率をみると、北海道・東北は六万人の増（〇・八％）、南関東は五一万人の増（三・七％）、北関東・中部は九万人の増（〇・六％）、近畿は一二万人の増（一・三％）、中国・四国・九州は一三万人の減（マイナス一・〇％）であった。

南関東での増加と中国・四国・九州での減少とが顕著となった。それら二つの地域について一五歳以上人口と労働力率の前年比増減の状況をみると、一五歳以上人口は、南関東では前年比三・五％の増加、中国・四国・九州では前年比〇・四％の減少となっており、労働力率は、南関東では六二・二％から六二・四％へと〇・二ポイント増加し、中国・四国・九州では六二・九％から六二・四％へと

〇・五ポイント減少している。不況を背景とし、労働力人口の相当な規模の地域移動が展開し、また、地域別には労働力率が大きく変動した。

完全失業者

総理府「労働力調査」によると一九八二年の完全失業者数は一三六万人で前年よりも一〇万人増加した。完全失業率は前年よりさらに〇・二ポイント上昇して二・四％となった。

八二年の完全失業者数を男女別にみると、男子は八四万人で前年を五万人上回った。女子は五二万人で同じく前年を五万人上回った。男子の完全失業率は前年を〇・一ポイント上回り二・四％となった。女子の完全失業率は前年を〇・二ポイント上回り二・三％となった。

八二年の完全失業率を年齢別にみると、五五歳以上の高年齢層では前年より〇・一ポイント上昇して二・九％となり、四〇～五四歳の中高年齢層でも前年より〇・一ポイント上昇して一・六％となり、二五～三九歳の中堅年齢層でも〇・一ポイント上昇して二・二％となり、一五～二四歳の若年齢層では前年より〇・三ポイント上昇して四・三％となった。完全失業率は各年齢層で前年より増大したが、若年齢層でとりわけ顕著に増大した。

八二年の完全失業率を男女別・年齢別にみると、男子の場合、五五歳以上三・八％、四〇～五四歳一・六％、二五～三九歳二・〇％、一五～二四歳四・二％となった。前年とくらべると、二五～三九歳の中堅年齢層で〇・一ポイント増大し、他の年齢層では前年なみの水準がつづいた。

女子の年齢別完全失業率は、八二年には、五五歳以上一・三％、四〇～五四歳一・五％、二五～三九歳二・五％、一五～二四歳四・三％であった。前年とくらべると、五五歳以上〇・一ポイント減、四〇～五四歳〇・二ポイント増、二五～三九歳〇・二ポイント減、一五～二四歳〇・五ポイント増となった。女子の場合、前年との比較では、二五～三九歳の中堅年齢層で完全失業率が顕著に低下したこと、他方、一五～二四歳の若年層で大幅に増大したことが注目される。

八二年の完全失業率を世帯主との続柄別にみると、世帯主の場合（すなわち、ここでは、一般世帯と単身者世帯の合計の場合）、前年より〇・一ポイント上昇して二・二％となり、世帯主の配偶者の場合も〇・一ポイント上昇して一・五％となり、その他の世帯員の場合〇・四ポイント上昇として三・四％となった。完全失業率は各世帯員を通じて上昇したが、とくに、世帯主や配偶者以外の「その他」の世帯員の場合での上昇が顕著であった。

八二年の完全失業率を男女別・世帯主との続柄別にみると、男子の場合、世帯主（一般世帯と単身世帯の合計）二・〇％、「その他世帯員」三・二％で、世帯主では前年と同じ水準であったが、「その他世帯員」では前年より〇・三ポイント増大した。女子の場合、八二年の完全失業率は、世帯主で三・七％、配偶者で一・五％、「その他世帯員」で三・一％であった。前年とくらべると、世帯主で〇・一ポイントの増、配偶者で同じく〇・一ポイントの増、「その他世帯員」で〇・二ポイントの増となった。

八二年の完全失業率を地域別にみると、北海道・東北では二・八％、南関東では二・三％、北関東・中部では一・六％、近畿では二・七％、中国・四国・九州では二・七％であった。前年とくらべ

ると、北海道・東北では〇・三ポイント増、南関東では増減なし、北関東・中部では〇・一ポイント増、近畿では〇・四ポイント増、中国・四国・九州では増減なしであった。完全失業率は従前から失業多発地域となりがちであった北海道・東北・中国・四国・九州で高水準に推移したが、近畿・北関東・中部でも上昇した。

就業人口　八二年の就業人口は五六三八万人で、前年より五七万人増加した。前年比増加率は一・〇%であった。女子就業人口は二二〇〇万人で、前年より三八万人増加した。前年比増加率は一・八%であった。男子就業人口の増加は、七六～八〇年の五年間の二五万人（〇・七%強）にたいし、八一年は二五万人（〇・七%）であったものの、八二年には一九万人（〇・六%）にとどまった。女子就業人口の増加は、その五年間の三八万人（一・九%）にたいし、八一年二〇万人（〇・九%）と減少したが、八二年三八万人（一・八%）の増勢となった。男女とも八一～八二年の二カ年の平均でみると、七六～八〇年の五カ年に比して、就業人口の増勢が鈍化した。

就業構造　八二年の就業人口を、第一次産業、第二次産業、第三次産業の産業部門別にみると、第一次は五四八万人（全体の九・七%、以下同）、第二次は一九三一万人（三四・二%）、第三次は三一五九万人（五六・〇%）であった。前年とくらべると、第一次産業九万人の減（対前年マイナス二・〇%）、第二次産業八万人の減（マイナス〇・四%）、第三次産業七四万人の増（二・四%）であった（第2表）。

七六～八〇年の五カ年と八一～八二年の最近の二カ年の産業部門別増減状況を比較すると、次のことがいえる。第一は第一次産業の部門では、最近年においても減勢があまり衰えていないことである。第二は、第二次産業の部門では、最近年、増勢が極度に減退したことである。八二年にはマイナスとなった。第三に、第三次産業部門では、就業人口の増勢が、いくぶん鈍化の気配こそあれ、加速しているとはいえないことである。

就業者の産業別構成　八二年の就業人口を産業別にみると、第一次産業部門五四八万人（全体中の比九・七%）の内訳は、農業四八四万人（八・六%）、林業・狩猟業一八万人（〇・三%）、漁業・水産養殖業四六万人（〇・八%）である。分野別就業人口の対前年増減数および増減率をみると、農業七万人の減（マイナス一・四%）、林業・狩猟業一万人の減（マイナス五・三%）、漁業・水産養殖業一万人の減（マイナス二・一%）のごとくであり、八二年には第一次産業の各分野で減少したこと、および林業・狩猟業で前年比減少率がとくに大きかったことが注目される。

つぎに八二年の第二次産業部門の就業者数一九三一万人（三四・二%）の内訳は、鉱業一〇万人（〇・二%）、建設業五四一万人（九・六%）、製造業一三八〇万人（二四・五%）である。分野別就業者数の対前年増減数および増減率をみると、鉱業では増減ゼロ（〇・〇%）、建設業三万人の減（マイナス〇・六%）、製造業五万人の減（マイナス〇・四%）のごとくであり、八二年には建設業で就業者数が二年つづきで減少したこと、製造業で前年の一八万人の増加から一挙に五万人の減へと激動したことが注目される（第3表）。

つぎに八二年の第三次産業部門の就業者数三一五九万人（五六・〇%）の内訳は、卸売・小売業一二九六万人（二三・〇%）、金融・

第2表　第1次，第2次，第3次産業者別就業者数　　（年平均）（単位：万人）

		第1次産業[2]			第2次産業[3]			第3次産業[4]			構成比（%）			
		実数	対前年		実数	対前年		実数	対前年		総数	第1次産業[2]	第2次産業[3]	第3次産業[4]
			増減	増減率		増減	増減率		増減	増減率				
男女計	1975年	656	− 15	− 2.2	1,823	− 67	− 3.5	2,688	+ 60	+ 2.3	100.0	12.7	35.2	51.9
	1976	643	− 15	− 2.3	1,855	+ 32	+ 1.7	2,763	+ 75	+ 2.8	100.0	12.2	35.2	52.4
	1977	634	− 9	− 1.4	1,858	+ 3	+ 0.2	2,839	+ 76	+ 2.8	100.0	11.9	34.8	53.1
	1978	633	− 1	− 1.6	1,861	+ 3	+ 0.2	2,904	+ 65	+ 2.3	100.0	11.7	34.4	53.7
	1979	613	− 20	− 3.2	1,881	+ 20	+ 1.1	2,976	+ 72	+ 2.5	100.0	11.2	34.4	54.4
	1980	577	− 36	− 5.9	1,926	+ 45	+ 2.4	3,033	+ 57	+ 1.9	100.0	10.4	34.8	54.8
	1981	557	− 20	− 3.5	1,939	+ 13	+ 0.7	3,085	+ 52	+ 1.7	100.0	10.0	34.7	55.3
	1982	548	− 9	− 2.0	1,931	− 8	− 0.4	3,159	+ 74	+ 2.4	100.0	9.7	34.2	56.1
男	1975年	328	− 10	− 3.0	1,348	+ 37	+ 2.8	1,606	+ 30	+ 1.9	100.0	10.2	41.1	49.7
	1976	327	− 1	− 0.3	1,299	− 49	− 3.6	1,663	+ 57	+ 3.6	100.0	9.9	39.5	50.6
	1977	324	− 3	− 0.9	1,290	− 9	− 0.7	1,686	+ 33	+ 2.0	100.0	9.8	39.0	50.9
	1978	323	− 1	− 0.3	1,283	− 7	− 0.5	1,712	+ 26	+ 1.5	100.0	9.7	38.6	51.5
	1979	311	− 12	− 3.7	1,297	+ 14	+ 1.1	1,748	+ 36	+ 2.1	100.0	9.3	38.7	52.1
	1980	294	− 17	− 5.5	1,322	+ 25	+ 1.9	1,778	+ 30	+ 1.7	100.0	8.7	39.0	52.4
	1981	288	− 6	− 2.0	1,323	+ 1	+ 0.1	1,808	+ 30	+ 1.7	100.0	8.4	38.7	52.9
	1982	282	− 6	− 2.1	1,315	− 8	− 0.6	1,841	+ 33	+ 1.8	100.0	8.2	38.2	53.6
女	1975年	330	− 6	− 1.8	534	− 44	− 7.6	1,083	+ 22	+ 3.0	100.0	16.9	27.4	55.6
	1976	316	− 14	− 4.2	558	+ 24	+ 5.0	1,100	+ 17	+ 1.6	100.0	16.0	28.3	55.7
	1977	309	− 7	− 2.2	567	+ 9	+ 1.6	1,151	+ 51	+ 4.6	100.0	15.2	27.9	56.6
	1978	310	+ 1	+ 0.3	578	+ 11	+ 1.9	1,191	+ 40	+ 3.5	100.0	14.9	27.7	57.2
	1979	302	− 8	− 2.6	584	+ 6	+ 1.0	1,227	+ 36	+ 3.0	100.0	14.3	27.6	57.9
	1980	283	− 19	− 6.3	605	+ 21	+ 3.6	1,254	+ 27	+ 2.2	100.0	13.3	28.2	58.5
	1981	269	− 14	− 4.9	615	+ 10	+ 1.7	1,278	+ 24	+ 1.9	100.0	12.4	28.4	59.1
	1982	267	− 2	− 0.7	616	+ 1	+ 0.2	1,317	+ 39	+ 3.1	100.0	12.1	28.0	59.9

〔備考〕 1）総理府統計局『労働力調査年報』各年による。
2）第1次産業：農業，林業，狩猟業，漁業水産養殖業　3）第2次産業：鉱業，建設業，製造業　4）第3次産業：左記以外の産業

第3表 非農林業産業別就業者数

		漁業水産養殖業			鉱業			建設業			製造業			卸小売・金融保険・不動産業			運輸・通信・電気・ガス・水道業			サービス業			公務		
		実数	対前年		実数	対前年		実数	対前年		実数	対前年		実数	対前年		実数	対前年		実数	対前年		実数	対前年	
		(万人)	増減	増減率(%)	(万人)	増減	増減率(%)	(万人)	増減	増減率(%)	(万人)	増減	増減率(%)	(万人)	増減	増減率(%)	(万人)	増減	増減率(%)	(万人)	増減	増減率(%)	(万人)	増減	増減率(%)
	1976年	42	−1	−2.3	18	2	12.5	492	13	2.7	1,345	−1	−0.1	1,323	27	2.1	374	11	3.0	876	21	2.5	190	−6	−3.1
男	1977	45	3	7.1	19	1	5.6	499	7	1.4	1,340	−5	−0.4	1,372	49	3.7	371	−3	−0.8	903	27	3.1	192	2	1.1
	1978	44	−1	−2.2	15	−4	−21.4	520	21	4.2	1,326	−14	−1.0	1,390	18	1.3	374	8	0.8	943	40	4.4	197	5	2.6
女	1979	45	1	2.3	12	−3	−20.0	536	16	3.1	1,333	7	0.5	1,413	23	1.7	382	8	2.1	980	37	3.9	201	4	2.0
	1980	45	0	0.0	11	−1	−8.3	548	12	2.2	1,367	34	2.6	1,439	21	1.8	381	−1	−0.3	1,001	21	2.1	199	−2	−1.0
計	1981	47	2	4.4	10	−1	−9.1	544	−4	0.7	1,385	18	1.3	1,475	35	2.4	376	−5	−1.3	1,030	29	2.9	194	−5	−2.5
	1982	46	−1	−2.1	10	0	0.0	541	−3	−0.6	1,380	−5	−0.4	1,501	27	1.8	382	6	1.6	1,065	35	3.4	195	1	0.5

〔備考〕 総理府統計局『労働力調査年報』各年による。

保険・不動産業二〇六万人（三・七%）、運輸・通信業三四九万人（六・二%）、電気・ガス・水道・熱供給業三四万人（〇・六%）、サービス業一〇六五万人（一八・六%）であった。分野別就業者数の増減数と増減率を前年とくらべると、卸売・小売業二二万人の増（一・七%）、金融・保険・不動産業六万人の増（三・〇%）、運輸・通信業五万人の増（一・五%）、電気・ガス・水道・熱供給業三万人の増（九・七%）、サービス業三五万人の増（三・四%）のごとくであり、各分野を通じて増加したこと、および、増加率が金融・保険・不動産業と電気・ガス・水道・熱供給業、サービス業でとくに大きかったことが注目される。

八二年の製造業の就業者数一三八〇万人（二四・五%）の内訳は、繊維工業二〇八万人（三・七%）、化学諸工業一六六万人（二・九%）、鉄鋼・非鉄六七万人（一・二%）、金属製品一二七万人（二・三%）、機械諸工業一四三万人（二・五%）、電気機械一七五万人（三・一%）、輸送用機械（一・八%）、「その他」諸工業三九二万人（七・〇%）であった。分野別の就業者数の対前年増減数および増減率をみると、繊維工業増減ゼロ（〇・〇%）、化学諸工業三万人の増（一・九%）、鉄鋼・非鉄一万人の増（一・五%）、金属製品四万人の減（マイナス三・一%）、機械諸工業一万人の減（マイナス〇・七%）、電気機械二万人の減（マイナス一・一%）、輸送用機械一万人の増（一・〇%）、「その他」諸工業四万人の減（マイナス一・〇%）のごとくであり、前年とはまったく異なり、素材関連業種でい

くぶん増加し、機械関連業種の多くで相当大幅に減少したことが注目される。八二年の製造業就業者数の業種別のこうした変動は、実はこの年の製造業の業種別生産指数の動向とまったく逆相関的であった。素材関連業種での生産は前年水準を下回り、機械関連業種では、輸送用機械で前年水準を下回ったが、他の業種の場合、前年よりは伸び率が鈍化したとはいえ生産は前年水準を上回った。素材関連産業では、従前からの減量経営化による欠員の増加や、販売強化や多角化のための要員補充の必要が生じたと思われる。機械関連業種では、メカトロ化などの技術変動が、要員の減少の重要な理由となったと思われる。

金融・保険・不動産業の就業者数の増加についてであるが、後にみるように、金融・保険では常用雇用者数が前年よりほとんど増加しなかったのであり、就業者数の増加は、それらの分野での非常用雇用の増加および不動産業での就業者数の顕著な増加によるとみてよい。

八二年の卸売・小売業の就業者数一二九六万人（二三・〇％）の内訳は、卸売三七六万人（六・七％）、小売九一九万人（一六・三％）となった。なお小売業中の飲食店業は二三七万人（四・二％）である。分野別就業者数の前年よりの増減数および増減率は、卸売一〇万人の増（二・七％）、小売業一一万人の増（一・二％）のごとくであった。なお、飲食店業では前年より五万人（二・二％）増加した。

八二年のサービス業の就業人口一〇六五万人（一八・六％）の内訳は、専門サービス業五一〇万人（九・〇％）、「その他のサービス」業五五四万人（九・八％）となった。分野別就業者数の対前年増加数および増加率は、専門サービス業一五万人の増（三・〇％）、「その他のサービス」業一九万人の増（三・六％）となった。専門サービスの増勢とともに、「その他サービス」の増勢が、それをさらに上回っていることが注目される。

就業者の従業上の地位別構成

八二年の就業人口を従業上の地位別にみると、自営業主九四三万人（全体の一六・六％）、家族従業者五八七万人（一〇・四％）、雇用者四〇九八万人（七二・八％）であった。前年とくらべると自営業主は増減なし、家族従業者は五万人の減（マイナス〇・八％）、雇用者は六一万人の増（一・五％）となった。

八二年の就業人口を農林部門と非農林部門とに大別して従業者の地位別構成をみると、農林部門では、自営業主二四〇万人（四七・八％）、家族従業者一三二万人（四六・二％）、雇用者三〇万人（六・〇％）であった。前年とくらべると、自営業主四万人の減（マイナス一・六％）、家族従業者同じく四万人の減（マイナス一・七％）、雇用者増減なし、となった（第4表）。

非農林部門では、自営業主七〇二万人（一三・七％）、家族従業者三五五万人（六・九％）、雇用者四〇六八万人（七九・二％）であった。前年とくらべると、自営業主四万人の増（〇・六％）、家族従業者一万人の減（マイナス〇・三％）、雇用者六〇万人の増（一・五％）となった。

つぎに、それら八二年の農林・非農林の従業上の地位別に女子比率をみると、農林部門の場合、自営業主で二二・一％、家族従業者で八三・二％、雇用者で三三・三％であった。前年とくらべると、自営業主で変化なし、家族従業者で〇・七ポイントの増、雇用者で

第4表　就業者の従業上の地位別構成　（単位：万人）

従業上の地位別		従業者総数	農林業 総数	農林業 自営業主	農林業 家族従業者	農林業 雇用者	非農林業 総数	非農林業 自営業主	非農林業 家族従業者	非農林業 雇用者 総数	非農林業 雇用者 常雇	非農林業 雇用者 臨時	非農林業 雇用者 日雇
総数	1976年	5,271	601	309	282	31	4,670	645	335	3,682	3,382	183	117
	1977	5,342	589	282	276	31	4,752	659	345	3,738	3,406	208	124
	1978	5,408	589	283	277	30	4,819	682	359	3,770	3,417	222	130
	1979	5,479	568	270	268	30	4,912	697	359	3,846	3,485	233	128
	1980	5,536	532	253	249	30	5,004	698	354	3,941	3,567	252	123
	1981	5,581	510	244	236	30	5,071	698	356	4,008	3,626	261	120
	1982	5,638	502	240	232	30	5,136	702	355	4,068	3,672	275	121
うち	1982年男子	3,438	247	188	39	20	3,191	459	64	2,660	2,526	74	60
	女子	2,200	256	53	193	10	1,945	243	290	1,408	1,147	201	61

〔備考〕 1）従業上の地位の区分は，つぎのようになっている。
「自営業主」一個人経営の事業を営んでいる者。
「家族従業者」一自営業主の家族で，その自営業主の営む事業に従事している者。
「雇用者」一会社，団体，官公庁あるいは自営業主や個人の家庭などに雇われて給料，賃金を得ている者，および会社団体の役員。
「常雇」一雇用期間について別段の定めがないか，あるいは1年をこえる期間を定めているもの，および会社団体の役員。
「臨時」一1カ月以上1年以内の雇用期間を定めて雇われている者。
「日雇」一日々あるいは1カ月未満の契約で雇われている者。
2）総理府統計局『労働力調査年報』各年による。

二・二ポイントの増となった。この事実はこの部門で例年のごとく男子就業人口の減少が女子のそれを上回った事実と符合する。八二年の農林業部門の男子就業人口は二四七万人で前年より五万人の減（マイナス二・〇%）であった。女子就業人口は二五六万人で，前年より二万人の減（マイナス〇・八%）であった。農林業部門就業者の女子比率は五〇・九%となった。

非農業部門の従業上の地位別構成

女子比率は，自営業主で三四・六%，家族従業者で八一・七名，雇用者で三四・六%であった。前年とくらべると，自営業主で一・四ポイントの増，家族従業者で一・一ポイントの増，雇用者では〇・一ポイントの減となった。この事実は，この部門で，八二年の男子就業人口の増加数が女子のそれを下回ったものの，他方では，男子雇用者人口の増加数が女子のそれを上回った事実と符合する。八二

年の非農林部門の男子就業人口は三一九一万人で前年より二四万人の増であった。女子就業人口は一九四五万人で前年より四一万人の増であった。非農林業就業者の女子比率は三七・九％となった。また、同年の男子雇用者人口は四〇六八万人で、前年より六〇万人増加した。女子雇用者人口は一四〇八万人で、前年より二六万人増加した。非農林業雇用者の女子比率は二五・七％となった。

雇用者の産業別構成

非農林業の雇用者数は、八二年には四〇六八万人となり、前年よりも六〇万人増加した。対前年増加率は一・五％であった（第5表）。主要産業ごとに雇用者数とその前年よりの増減についてみると、まず第二次産業では、建設業の場合四二三万人で一万人の減（マイナス〇・二％）、製造業の場合一一五一万人で同じく一万人の減（マイナス〇・一％）となった。建設業の場合前年にひきつづき減少し、製造業の場合前年の一七万人増から一万人減へと激変した。もっとも、八二年には、建設業と製造業のいずれでも自営業セクター就業人口の減少がより大幅であった。自営業セクターの就業人口は、この年、前年よりも建設業で二万人、製造業で四万人減少した。

第三次産業では、八二年の雇用者数は、卸売・小売業の場合八七〇万人で二二万人の増（二・六％）、金融・保険・不動産業の場合一八九万人で五万人の増（二・七％）、運輸・通信業の場合三三一

第5表　おもな産業の雇用者数

（単位：万人）

	非農林業			建設業			製造業			卸売・小売・金融保険・不動産業			運輸通信・電気ガス水道熱供給業			サービス業		
	実数	対前年増減	増減率％	実数	対前年増減	増減率％	実数	対前年増減	増減率％	実数	対前年増減	増減率％	実数	対前年増減	増減率％	実数	対前年増減	増減率％
年			この産業に就業者の割合％			この産業に就業者の割合％			この産業に就業者の割合％			この産業に就業者の割合％			この産業に就業者の割合％			この産業に就業者の割合％
男 1975	3,617	+10	0.3	377	+15	4.1	78.7	1,318	−63	−5.2	84.6	868	+26	+3.1	67.0	346	+1	+0.3	95.3	659	+26	+4.1	77.1
1976	3,682	+65	1.8	385	+8	2.1	78.8	1,133	−5	−0.4	84.2	903	+35	+4.0	68.3	357	+11	+3.2	95.5	692	+18	+2.7	77.7
1977	3,738	+56	1.5	390	+5	+0.01	78.7	1,126	−7	−0.6	84.0	940	+37	+4.1	68.5	354	−3	−0.1	95.4	711	+20	+3.0	77.5
1978	3,770	+32	8.6	403	+13	3.3	78.2	1,109	−17	−1.5	83.6	942	+2	+0.2	67.8	356	+2	+0.6	95.2	729	+37	+4.6	77.3
女 1979	3,846	76	2.0	417	+14	3.5	78.3	1,107	−2	−0.2	83.1	966	+24	+2.5	68.4	364	+8	+2.2	95.3	763	+34	+4.7	77.9
1980	3,941	95	2.5	427	+10	2.4	78.8	1,135	+28	+2.5	83.0	1,003	+37	+3.8	69.7	362	−2	−0.6	95.0	788	+25	+3.3	78.7
計 1981	4,008	67	1.7	424	−3	−0.7	79.0	1,152	+17	+1.5	83.2	1,032	+29	+2.9	70.0	357	−5	−1.4	94.9	821	+33	+4.2	79.7
1982	4,068	60	1.5	423	−1	−0.2	78.2	1,151	−1	−0.1	83.4	1,059	+27	+2.6	70.6	364	+7	+2.0	95.3	847	+26	+3.2	79.5

〔備考〕　総理府統計局『労働力調査年報』各年による。1974年以降は沖縄県をふくむ。

万人で五万人の増（一・五％）、電気・ガス・水道・熱供給業の場合三四万人で三万人の増（九・七％）、サービス業の場合八四七万人で二六万人の増（三・二％）となった。電気・ガス・水道・熱供給業で例年になく伸び率が大きかったことが注目される。

第三次産業では、就業人口の増加数中に占める雇用者数の増加数が一般的にいって大きかった。卸売・小売業の場合二二万人中の二二万人、金融・保険・不動産業の場合六万人中の五万人、運輸・通信業の場合五万人中の五万人が、電気・ガス・水道・熱供給業の場合三万人中の三万人が、サービス業の場合三五万人中の二六万人が雇用者の増加によるものであった。

以上の結果、八二年の雇用者人口の構成は、非農林業部門九九・三％（前年と変わらず）、建設業一〇・三％（〇・二ポイント減）、製造業二八・一％（〇・四ポイント減）、卸小売・金融保険不動産業二五・八％（〇・二ポイント増）、運輸通信・電気ガス水道熱供給業八・九％（〇・一ポイント増）、サービス業二〇・七％（〇・四ポイント増）となった（第6表）。

八二年の製造業の雇用者数は一一五一万人で前年よりも一万人の減（マイナス〇・二％）であったが、その内容を主要業種についてみると、繊維工業は一二五万人で前年より増減ゼロ、化学諸工業は一四七万人で前年より二万人の増（一・四％）、鉄鋼・非鉄は六六万人で前年より二万人の増（三・一％）、金属製品は一〇三万人で前年より一万人の減（マイナス一・〇％）、機械諸工業は一三一万人で前年より一万人の減（マイナス〇・八％）、電気機械は一五八万人で前年より二万人の減（マイナス一・三％）、輸送用機械は前年より一万人の増（一・〇％）、「その他」諸工業は三二二万人で前年より二万人の減（マイナス〇・六％）となった。自営業セクターの就業者数は繊維工業で増減ゼロ、化学諸工業で一万人の増、鉄鋼・非鉄で一万人の減、金属製品で三万人の減、機械諸工業、電気機械、輸送用機械で増減ゼロ、「その他」諸工業で二万人の減となった。

雇用者の企業規模別構成

八二年の非農林業雇用者のうち官公部門の雇用者は四九二万人で、それをのぞく民間部門の雇用者は三五七六万人であった。前年より五九万人（一・七％）の増となった。その企業規模別雇用者数をおよびその増減状況をみると、二九人以下の規模の企業は一三九〇万人で前年より一五万人の増（一・一％）、三〇～九九人規模の企業では六二八万人の増（一・三％）、一〇〇～四九九人規模の企業では五八九万人で六万人の増（一・〇％）、五〇〇人～九九九人規模の企業では一八三万人で六万人の増（三・四％）、一〇〇〇人以上規模の企業では七七七万人で二二万人の増（二・九％）であった。雇用者数の伸び率が非農林部門民営企業の全体の伸び（一・七％）を上回ったのは五〇〇人～九九九人規模の企業と一〇〇〇人以上規模の企業とにおいてであった。その結果、八二年の雇用者人口の企業規模別構成は、二九人以下の企業三八・九％（前年より〇・二ポイント減）、三〇～九九人規模一七・六％（前年と変わらず）、一〇〇～四九九人規模一六・五％（〇・一ポイント減）、五〇〇人以上規模二六・九％（〇・五ポイント増）となった（第7表）。八二年には、第二次産業の各分野を通じて、そして第三次産業のほとんどの分野で五〇〇人以上規模での増加率が他の規模での増加率を大幅に上回った。ただし、卸売・小売業では二九人以下での増加率が他の規模での増加率を相当に上回った。

第6表　雇用者の産業別構成比　(%)

		全産業	非農林業	建設業	製造業	卸小売金融保険不動産業	運輸通信・電気ガス水道熱供給業	サービス業
	1976年	100.0	99.2	10.4	30.5	24.3	9.6	18.6
男	1977	100.0	99.2	10.4	29.9	24.9	9.4	18.9
	1978	100.0	99.2	10.6	29.2	24.8	9.4	19.2
女	1979	100.0	99.2	10.8	28.6	24.9	9.4	19.7
	1980	100.0	99.2	10.8	28.6	25.3	9.1	19.8
計	1981	100.0	99.3	10.5	28.5	25.6	8.8	20.3
	1982	100.0	99.3	10.3	28.1	25.8	8.9	20.7

〔備考〕　総理府統計局『労働力調査年報』各年による。

第7表　非農林業雇用者の企業規模別構成比（官公をのぞく）　(%)

企業規模別		計	500人以上	100～499人	30～99人	29人以下
総	1976年	100.0	27.9	16.1	17.7	38.3
	1977	100.0	27.2	15.8	17.5	39.3
	1978	100.0	26.4	15.8	17.6	40.0
	1979	100.0	26.4	16.2	17.7	39.5
	1980	100.0	26.5	16.4	17.8	39.1
数	1981	100.0	26.4	16.6	17.6	39.1
	1982	100.0	26.9	16.5	17.6	38.9

〔備考〕　総理府統計局『労働力調査年報』各年による。

第8表　雇用者の職業別構成　(%)

職業別	1976年		1978年		1979年		1980年		1981年		1982年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的・技術的職業	7.1	11.5	6.9	12.2	7.1	13.1	7.2	13.0	7.4	13.1	7.7	13.2
管理的職業	8.1	1.0	7.6	0.7	8.0	0.8	7.9	0.8	8.1	0.9	7.6	0.8
事務	15.8	32.2	16.3	32.0	16.3	32.4	16.2	32.7	16.2	32.9	16.4	33.2
販売	12.8	11.1	12.8	11.6	12.8	11.4	13.0	11.6	13.0	11.6	13.7	11.9
農林・漁業	1.3	0.7	1.2	0.7	1.1	0.7	1.1	0.7	1.3	0.6	1.2	0.7
採掘作業者[1]	0.4	0.0	0.3	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.1	0.0
運輸・通信	8.3	1.4	8.4	1.1	8.2	1.2	8.2	1.0	7.8	0.9	7.7	0.9
技能工・生産工程作業者	36.9	24.9	36.5	24.5	36.4	23.3	36.1	23.2	35.8	23.3	35.6	22.4
労務作業者[1]	3.5	4.0	3.6	3.9	3.6	4.0	3.6	4.0	4.2[1]	5.3[1]	4.0	5.6
保安職業・サービス職業	6.2	13.7	6.4	13.4	6.4	13.1	6.4	12.9	6.0	11.4	5.8	11.2

〔備考〕　1)「労働力調査」では，1981年1月以降，これまでの「採鉱・採石作業者」が「採掘作業者」に，また「単純作業者」が「労務作業者」に，それぞれ改称された。また，これまで「保安職業・サービス職業」の「その他」に属していた「清掃員」は，新たに「労務作業者」にふくまれている。

2)　総理府統計局『労働力調査年報』各年による。

雇用者の職業別構成

八二年の職業別雇用者数の推移をみると、まず「ホワイトカラー」職業では、専門的・技術的職業従業者が三九四万人で前年より一七万人（四・五%）の増、管理的職業従事者が二一七万人で前半より九万人（四・〇%）の減、事務従事者が九〇九万人で二三万人（二・六%）の増となった。ホワイトカラー職業計では、一五二〇万人で三一万人（二・一%）の増となった。

つぎに「グレーカラー」職業では、販売従事者が五三七万人で三一万人（六・一%）の増、運輸・通信従事者が二二〇万人で増減ゼロ、保安職業・サービス職業が三一五万人で二万人（〇・六%）の減となった。グレーカラー職業計では一〇七二万人で二九万人（二・八%）の増となった。

つぎに「ブルーカラー」職業では、農林・漁業作業者が四一万人で二万人（四・七%）の減、採掘作業者が四万人で増減ゼロ、技能工・生産工程作業者が一二六九万人で三万人（〇・二%）の減、労務作業者が一八七万人で三万人（一・六%）の増となった。ブルーカラー職業計では一五〇一万人で二万人（〇・一%）の減となった。八二年の雇用者人口の増加は、すべてホワイトカラー職業とグレーカラー職業での雇用者の増加によるものであった。ブルーカラー職業の雇用者はいくぶん減少した。

このことは男女に共通していえるが、男子の場合、雇用者数が前年より減少した職業は、ホワイトカラー職業中の管理的職業、農林・漁業作業者、労務作業者、保安職業・サービス職従業者であり、技能工・生産工程作業者の職業では、五万人（〇・五%）ほど増加した。他方、女子の場合、雇用者数が前年より減少したのは技能工・生産工程作業者の職業のみであったが、その減少の程度は七万人（マイナス二・二%）という大台の減少であった。以上の結果、八二年の雇用者人口の職業別構成は男子の場合、ホワイトカラー職業三一・七%、グレーカラー職業二七・二%、ブルーカラー職業四〇・九%となった。女子の場合、ホワイトカラー職業四七・二%、グレーカラー職業二四・〇%、ブルーカラー職業二八・七%となった。八一年以降、男女をとおしてブルーカラー比率の低下傾向が加速化している（第8表）。

雇用者の雇用形態

総理府「労働力調査」では、雇用者の雇用形態を常雇、臨時雇、日雇の三種に分け、「常雇」を「臨時雇、日雇以外の雇用者」と定義し、「臨時雇」を「一カ月以上一年以内の期間を定めて雇われている者」と定義し、「日雇」を「日々又は一カ月未満の契約で雇われている者」と定義している。

その「労働力調査」によって八二年の非農林業雇用者人口の推移すなわち四〇六八万人、対前年増六〇万人（前年比増一・五%）の雇用形態別内訳をみると、常雇で三六九二万人、四六万人増（一・三%）のごとくに推移し、臨時雇で二七八万人、一四万人増（五・三%）、日雇で一二七万人、増減ゼロのごとくに推移した。すなわち、非農林業雇用者人口の増加数六〇万人中の一四万人（二三・三%）は臨時雇の増加によるものとなった。その結果、八二年の非農林業雇用者人口の雇用形態別の構成は、常雇九〇・三%、臨時雇六・八%、日雇三・〇%となった。雇用形態別の相対的な比重を前年とくらべると、常雇の比重は〇・二ポイント低下し、臨時雇の比重は〇・三ポイント増大した。なお常雇比率は第一次石油ショック

後の七六年の九一・八％から漸次低下しつづけている。

常用雇用指数

労働省「毎月勤労統計調査」は、「常用労働者」の雇用等についての調査であるが、この調査では「常用労働者」の定義を「(イ)期間を定めず、又は一カ月を超える期間を定めて雇われている者、および、そのほかに、(ロ)日々又は一カ月を超える期間を定めて雇われている者のうち、前二カ月にそれぞれ一八日以上雇い入れられた者を含む」としている。また、この調査は、常時三〇人以上の「常用労働者」を雇用する事業所の「常用労働者」の人数で常用雇用水準を算出している。

そのいわゆる毎勤調査によって非農林業合計の常用雇用の水準をみると、八一年を一〇〇とすれば、八二年は一〇一・二となり、前年よりは一・二ポイントほど上昇している（第9表）、総理府「労働力調査」による非農林業部門での雇用者人口の八二年の対前年増加率は一・五％であったが、雇用者人口のなかの常用労働者の増加率は一・二％の増加にとどまった。

産業別に、八二年の雇用者数の前年比増加率と常用雇用指数の上昇率を対比すると、まず、第二次産業部門については、建設業の場合、雇用者数前年比増マイナス〇・二％にたいし、常用雇用指数前年比プラス二・六ポイントとなり、常用労働者の比重が顕著に増大した。建設業での雇用者数減、常用労働者数増は昨年から目立ってきており、不況下での機械化の進行によるかと思われる。製造業ではマイナス〇・一％対プラス〇・七ポイントとなり、この産業でも雇用者数減、常用労働者増で推移した。製造業のいくつかの業種で雇用者数の増加率と常用雇用指数の増加率とを対比すると、繊維〇・〇対マイナス二・一（以下ポイントを略す）、鉄鋼・非鉄プラス一・五％対マイナス一・一、金属製品マイナス三・一％対プラス一・五、電気機械マイナス一・三％対プラス四・一、輸送用機器プラス一・〇％対プラス一・〇のごとくであり、組みあわせが多様であるが、生産指数と関連づけてみると、ほとんどの場合、合理化の進行が示唆される。繊維では生産が前年比マイナス一・〇で推移するなかで、雇用者数は変わらなかったが、常用労働者が減少した。鉄鋼・非鉄では生産が前年比三・三％ダウンするなかで、雇用者数は増加したが常用労働者は減少した。金属製品、電気機械では、生産がそれぞれ前年比三・〇％、九・八％増と増加するなかで雇用者数は減少し、常用労働者がいくぶん増加した。化学の諸工業では、雇用者数は増加したが常用労働者数が相当に減少した。機械諸工業では、雇用者数は減少したが、常用労働者数はいくぶん増加した。八二年には製造業の多くの業種で、雇用者数の増減と常用労働者の増減とが逆相関した、といってよい。

第三次産業についてみると、雇用者数の増加と常用雇用指数の増加率は、卸売・小売業プラス二・六％対プラス一・八、運輸・通信業プラス一・五％対〇・〇、電気・ガス・水道・熱供給業プラス九・七％対プラス〇・六、サービス業プラス三・二％対プラス二・七、のごとくであり、どの分野でも、雇用者数の増加が、常用労働者の伸びを大幅に上回った。

雇用者の就業時間別構成

八二年の非農林業雇用者人口は、先述のごとく、四〇六八万で、前年より六〇万人（一・五％）の増となったが、そのうち五五万人は休業者であり、非農林業雇用者中の従業者は四〇一三万人で推移した。休業者は前年より二万人（三・三％）の減となり、従業者は六二万人

第9表 産業別常用雇用指数[1)2)]

(1980年=100)

年月	調査産業計	鉱業	建設業	製造業	卸売・小売業	金融・保険業	運輸・通信業	電気・ガス・水道・熱供給業	サービス業
1976年平均	95.4	113.5	95.6	102.7	92.6	93.7	99.2	91.9	82.3
1977年平均	96.7	110.9	98.0	101.7	94.9	96.6	99.8	92.5	86.4
1978年平均	97.2	104.9	100.2	99.5	96.8	99.7	99.9	94.3	90.7
1979年平均	98.5	102.0	102.3	99.0	97.9	100.6	99.9	97.5	95.3
1980年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1981年平均	101.9	98.2	100.5	101.1	102.7	100.2	100.7	101.6	104.1
1982年平均	103.1	95.7	103.1	101.8	104.5	100.6	100.7	102.2	106.9
1～6月平均	102.7	95.8	101.0	101.6	104.1	100.7	100.9	102.0	106.0
1982年7月	104.1	96.3	105.0	102.7	105.9	101.6	100.9	102.4	107.9
8月	103.7	96.3	105.3	102.1	105.3	101.1	100.5	102.3	107.8
9月	103.6	95.6	105.6	101.9	104.7	100.5	100.5	102.4	107.8
10月	103.5	95.0	105.6	101.7	104.4	100.3	100.4	102.4	108.0
11月	103.5	95.5	106.4	101.7	104.6	100.2	100.6	102.4	107.9
12月	103.1	94.2	103.6	101.3	104.8	99.6	100.8	102.3	107.4
1983年1月	102.3	92.8	100.5	100.7	104.0	98.9	100.6	102.1	106.9
2月	102.1	92.6	100.4	100.4	103.4	98.6	100.4	101.8	106.8
3月	101.9	92.2	100.6	100.4	103.4	98.0	100.1	101.7	106.4
4月	104.5	93.5	102.4	103.0	107.5	102.1	99.3	103.3	109.4
5月	104.3	93.0	102.9	102.7	107.1	101.8	99.4	102.4	109.4
6月	104.2	93.1	103.7	102.6	107.0	101.2	99.2	102.5	109.5

〔備考〕 1) 常用雇用指数は6カ月ごとに中間補正がなされる。本表は補正ずみの指数である。

2) 79年4月に標本事業所の抽出替えがおこなわれ，指数については，新旧両調査の結果により75年6月まで遡ってギャップ修正がおこなわれた。このため，毎勤統計の従来の数字と合わない。

3) 72年7月以降は沖縄県をふくむ。指数については，沖縄県をふくめたことによるギャップが修正されている。

4) 労働省「毎月勤労統計調査」による。

（一・六％）の増となった。八二年の非農林業雇用者中の従業者（以下単に従業者という）の一人当たり週間就業時間は四七・四時間となった。前年よりは〇・一時間（〇・二％）の増であった。男子従業者二六二七万人の一人平均週間就業時間は五〇・三時間となり、前年より〇・一時間（〇・二％）の増となった。女子従業者一三八六万人の平均週間就業時間は四二・一時間で前年より〇・二時間（〇・四％）の減となった。

非農林業従業者中の週当たり三四時間以下の短時間就業者は四一六万人で、前年より二一万人（五・三％）の増となった。週三五～五九時間の就業者は二九九五万人で前年より一二万人（〇・四％）の増となり、週六〇時間以上の長時間就業者は五八四万人で前年より二六万人（四・七％）の増となった。八二年には週三四時間以下の短時間就業者（以下単に短時間就業者という）と、週六〇時間以上の長時間就業者（以下単に長時間就業者という）が、ともに顕著に増加した。その結果、八二年非農林業従業者の就業時間別構成は短時間就業者一〇・四％、長時間就業者一四・六％、その他七五・〇％となった。前年とくらべると短時間就業者の比重は〇・四ポイント増加し、長時間就業者の比重は〇・五ポイント増加した。

男子従業者中の短時間就業者は一三二万人で前年より四万人（三・一％）の増となった。長時間就業者は五一二万人で前年より二三万人（四・七％）の増となった。男子従業者中には長時間就業者が顕著に増加した。その結果、男子従業者の就業時間別構成は、短時間就業者五・〇％、長時間就業者一九・五％、その他七五・五％となった。前年とくらべると短時間就業者の比重は〇・一ポイント増加し、長時間就業者の比重は〇・七ポイント増加した。

女子従業者中の短時間就業者は二八四万人で前年より一八万人（六・八％）増加した。長時間就業者は七一万人で前年より二万人（二・九％）増加した。女子従業者中には短時間就業者が顕著に増加した。その結果、女子従業者の就業時間別構成は、短時間就業者二〇・五％、長時間就業者五・一％、その他七四・四％となった。前年とくらべると短時間就業者の比重は一・〇ポイント増加し、長時間就業者の比重は変わらなかった。

従業者の就業時間別構成の推移を第二次産業と第三次産業とについてみると、まず第二次産業の場合、短時間就業者は一三〇万人で前年より一万人（〇・八％）の増となった。長時間就業者は一九六万人で前年より五万人（二・六％）の増となった。その結果、第二次産業従業者の就業時間別構成は、短時間就業者八・三％、長時間就業者一二・六％、その他七八・八％となった。前年とくらべると、短時間就業者の比重は変わらなかった。長時間就業者の比重は〇・四ポイント増加した。

第三次産業の場合、短時間就業者は二七二万人で前年より一九万人（七・五％）増加した。長時間就業者は三六四万人で前年より同じく一九万人（五・五％）増加した。短時間就業者と長時間就業者とがともに顕著に増加した。その結果、第三次産業従業者の就業時間別構成は、短時間就業者一二・一％、長時間就業者一六・二％、その他七一・一％となった。前年とくらべると、短時間就業者の比重は〇・五ポイント増加し、長時間就業者の比重は〇・四ポイント増加した。

短時間就業者は先にみたように非農林業部門の従業者中年平均四二〇万人、前年より二一万人（五・三％）の増で推移したが、主要な産業での増減状況をみると、まず第二次産業部門では、建設業は五六万人で前年より一万人（一・九％）の増となり、製造業は一八六万人で二万人（一・一％）の増となった。製造業のなかで短時間就業者が前年より増加した業種は、化学諸工業（一万人、一〇・〇％）、鉄鋼・非鉄（一万人、三三・三％）、その他諸工業（三万人、一〇・〇％）のごとくであり、反対に前年より減少した業種は金属製品（一万人の減、マイナス一二・五％）、機械諸工業（一万人の減、マイナス一〇・〇％）であった。繊維工業、電気機械、輸送用機械では前年より増減ゼロで推移した。素材関連業種では八二年に就業人口がいくぶん増加する一方、常用労働者が減少したが、就業人口の増加はもっぱら臨時・日雇で、短時間就業者によるものであった。これにたいし、機械関連業種では、就業人口の減少は相当程度に臨時・日雇や短時間就業者の減少によるものとなった。

短時間就業者の産業別増減状況

第三次産業部門の場合、短時間就業者数は卸・小売業で一二〇万人（一一万人増、前年比一〇・一％増）、金融・保険・不動産業で一八万人（二万人増、一二・五％）、電気・ガス・水道・熱供給業で三万人（一万人増、三三・三％）、サービス業で一〇八万人（四万人増、三・七％）のごとくとなった。運輸・通信業（増減ゼロ）をのぞく他の全部の分野では軒並みに顕著に増加した。

長時間就業者の産業別増減状況

長時間就業者は先にみたように非農林業部門従業者中年平均五八四万人、前年より二六万人（四・七％）の増のごとくであり、前年より減少した業種は輸送用機械（一万人、マイナス一〇・〇％）のみであった。化学諸工業、鉄鋼・非鉄では前年より増減ゼロで推移した。機械関連業種では、概して就業人口と雇用者人口が前年より減少する一方、常用労働者が微増し、従業者中の長時間就業者が顕著に増加した。

第三次産業の場合、長時間就業者は、卸・小売業で一八〇万人（六万人増、三・四％）、金融・保険・不動産業で二七万人（三万人増、一二・五％）、運輸・通信で六一万人（一万人増、一・七％）、サービス業で九四万人（九万人増、一〇・六％）のごとくに推移し、電気・ガス・水道・熱供給業をのぞくすべての分野で前年よりも顕著に増大した。第三次産業では、短時間就業者と長時間就業者のいずれもが前年よりも目立って増加した。

追加就業希望率と転職希望率

八二年の全産業就業人口五六三八万人中の追加就業希望者は二一二万人で、追加就業希望率は三・八％となった。それぞれ前年よりも八八万人、〇・一ポイント増加した。週三四時間以下の全産業短時間就業者八七五万人中の追加就業希望者は五二万人で、追加就業希望率は五・二％となった。それぞれ前年よりも七万人、〇・六ポイント増加した。

八二年の全産業就業人口中の転職希望者は三二〇万人で、転職希望率は五・七％となった。それぞれ前年よりも二三七万人、〇・四ポイント増加した。週三四時間以下の短時間就業者八七五万人中の転職希望者は五四万人で、転職希望率は五・四％となった。それぞれ前年よりも三万人、〇・二ポイント増加した。週六〇時間以上の長時間就業者全産業計九二六万人中の転職希望者は二六五万人で、

転職希望率は五・七％となった。それぞれ前年よりも一九万人、〇・四ポイント増加した。八二年には短時間就業者の追加就業希望率と長時間就業者の転職希望率がともに相当に上昇した。

2　景気動向と労働市場

景気動向　一九八二年の実質経済成長率は、七五年価格で、前年の三・八％をさらに下回って三・〇％の低率となった。国内需要中個人消費は前年とは様変わりしてかなりに伸びたが、物財の輸出が減少したことが、その直接の原因となった。また、住宅建設が前年にひきつづいて顕著に低迷した。民間設備投資も前年にひきつづいて、中小企業を中心として低迷した。財政は前年にひきつづいて引き締め基調を維持した。八二年の成長パターンは前年とは一変して低成長のもとでの個人消費主導型となった。物財の輸出量は前年を下回ったが、輸入量もかなり下回り、貿易収支は前年を若干下回る程度で黒字となり、これに、海外投資からの所得の増加が加わって、経常収支の黒字は前年よりもさらに上回った。しかし、長期資本が相当大量に海外に流出した。

鉱工業生産は、生産指数の前年比で昨年は一・〇％ほど上昇したが八二年には〇・三％の伸びで推移した。生活関連業種では、個人消費のいくぶんかの伸びを反映して生産がいくぶんか前年を上回った。食料品たばこ、パルプ紙、化学、金属製品がそうであった。機械関連業種の場合、総合では前年を上回ったが、それはもっぱら電気機械での伸びによるものであり、他の諸分野では前年を下回り、とくに輸送用機械では相当に低下した。素材関連業種では、不況がつづいた。鉄鋼非鉄、窯業土石、石油石炭、木材、その他諸工業で生産が前年をさらに下回った。

第三次産業の活動指数は前年をいくぶん上回ったが、これは一方においては不況を背景とした販売促進の諸圧力が増大したこと、他方において、個人消費のいくぶんかの増加が、内外の物価の低下傾向による実質家計所得の相対的な安定化を背景として進行したことによるといってよい。

八一年の景気は、企業収益の動向からみると、業種別に多様であったが、総括的にいえば、大企業では比較的堅調に推移し、他方、中小企業では不況がさらに深刻化した。企業倒産件数は一万七一二二件で、前年よりは四八八件の減（マイナス一・五％）となったが、一件当たりの負債額は増加した。また、八二年には、自営業世帯の家計所得が顕著に停滞した。

新規学卒者の需給状況　日本の労働市場では、景気の低迷年でも、新規学卒者の需給は比較的ひっぱく気味であるが、「職業安定業務統計」によれば八二年三月卒の新規学卒者にたいする求人倍率は、中学卒の場合二・六倍、高校卒の場合一・八倍であった。前年とくらべて中学卒の場合〇・二ポイント、また高卒の場合も〇・二ポイントほど下回った。中学卒の求人倍率は七六～八〇年平均で三・四倍、高校卒の場合一・九倍であったから、すう勢的にみて新規学卒者の求人倍率は顕著に低下してお

り、パートタイム就業者への新規求人倍率のすう勢的な上昇とともに注目を要する。なお、大卒への求人倍率は不明であるが、卒業生にたいする就職者の比率は、短大・大学の合計で八二年三月卒の場合七七・〇%であり、前年より〇・五ポイント増加しており、就職機会は比較的堅調に推移した思われる。

文部省「学校基本調査」によれば、八一年三月卒の就職者は、中学卒が六六・一万人、高校卒が六二・一万人、大学・短大卒が四三・六万人で合計一一一・九万人であった。新規学卒者の就職先としては、建設業と製造業の合計でみた第二次産業の比重が、中卒で五九・五%、高卒で三八・八%、大卒で三一・〇%であった。前年とくらべると中卒で一・二ポイント減、高卒で一・七ポイント増、大卒で〇・一ポイント増となった。この比率は七六～八〇年の平均では、中卒で六一・〇%、高卒で三三・一%、大卒で二八・八%であったのであり、すう勢でいえば、中卒の場合は減少、高卒、大卒の場合は増加、の傾向で推移してきている。

なお、就職先の産業別内訳が統計上より細分化されている高卒と大卒について、第三次産業の就職先をみると、高卒の場合、卸売・小売が二五・三%（対前年〇・五ポイント減、以下同）、金融・保険・不動産が七・三%（一・〇%減）、運輸通信・電気・ガス・水・熱が五・七%（増減なし）、サービス業が一五・一%（〇・四ポイント増）、公務五・三%（〇・二ポイント減）となった。大卒の場合、卸売・小売一五・三%（〇・七ポイント減）、金融・保険・不動産一一・〇%（増減なし）、運輸通信・電気・ガス・水・熱三・〇%（〇・一ポイント減）、サービス業二九・四%（〇・四ポイント増）となった。第三次産業での就職先の比重のすう勢については、七六年以降高卒、大卒を通じてサービス業がいくぶん増大の傾向にあり、他方、卸売・小売業の比重が減少の傾向にある。また、高卒の場合、金融・保険・不動産の比重が低下してきている。

中卒、高卒について企業規模別の構成をみると、中卒の場合、二九人以下三四・二%（対前年二・一ポイント増）、三〇～九九人二二・六%（一・五ポイント増）、一〇〇～四九九人二五・三%（二・三ポイント減）、五〇〇人以上一七・九%（一・二ポイント減）となり、二九人以下、三〇～九九人規模の比重が増大した。なお、この傾向は七六年以降すう勢的となっているが八二年に加速した。

高卒の場合、八二年三月の比重は、二九人以下一二・二%（〇・五ポイント増）、三〇～九九人一六・三%（〇・二ポイント増）、一〇〇～四九九人（一・四ポイント減）、五〇〇人以上四三・三%（〇・七ポイント増）となり、二九人以下と五〇〇人以上での増加が目立った。五〇〇人以上での増加は最近二カ年にとくに目立った。

一般職業紹介状況

新規学卒者らの求人倍率への景気動向の反映はより間接的であるが、公共職安の一般職業紹介状況への影響は遙かに直接的である。八二年の年平均月当たりの有効求人倍率は前年の〇・六八から〇・六一へと〇・七ポイント低下した。月当たりの就職件数も前年の一二・〇万人から一一・五万人へと五〇〇〇人の減（マイナス四・二%）となった。有効求職者数にたいする就職件数の比率、すなわち就職率も、前年の七・三%から六・七%へと、〇・六ポイント低下した（第10表）。

「職業安定業務統計」によって業種別に新規求人数をみると、鉱業、建設業の求人数は、年初から全四半期をとおして前年同期を下

第10表　一般職業紹介状況[1)2)3)]

年　月	新規求人数 (A)	新規求職件数 (B)	新規求人倍率 (A)／(B)	有効求人数 (C)	有効求職者数 (D)	有効求人倍率 (C)／(D)	就職件数 (E)	充足率 (E)／(C)	季調済 新規求人倍率	季調済 有効求人倍率
	千人	千件	倍	千人	千人	倍	千人	%	倍	倍
1975年平均	339	350	0.97	943	1,536	0.61	122	13.0	0.98	0.59
1976年平的	348	343	1.02	948	1,487	0.64	119	12.6	0.97	0.64
1977年平均	311	366	0.85	845	1,517	0.56	118	14.0	0.83	0.54
1978年平均	331	362	0.91	885	1,574	0.56	115	13.0	0.96	0.59
1979年平均	386	347	1.11	1,071	1,507	0.71	117	10.9	1.13	0.73
1980年平均	390	364	1.07	1,128	1,507	0.75	119	10.5	1.09	0.75
1981年平均	372	289	0.96	1,108	1,637	0.68	120	10.8	0.96	0.68
1982年平均	351	404	—	1,055	1,730	—	115	10.9	0.87	0.61
1～6月平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1982年7月	326	326	—	926	1,645	—	87	9.4	0.86	0.58
8月	441	331	—	1,016	1,619	—	83	8.2	0.86	0.58
9月	382	361	—	1,084	1,615	—	100	9.2	0.86	0.59
10月	335	344	—	1,087	1,600	—	102	9.4	0.86	0.59
11月	275	325	—	1,024	1,575	—	99	9.7	0.86	0.60
12月	225	414	—	922	1,639	—	65	7.0	0.87	0.60
1983年1月	358	604	—	980	1,926	—	78	7.8	0.83	0.60
2月	365	361	—	1,050	1,884	—	88	8.4	0.87	0.59
3月	471	411	—	1,241	1,931	—	189	15.2	0.94	0.61
4月	390	526	—	1,184	1,976	—	226	19.1	0.91	0.60
5月	331	465	—	1,007	1,902	—	146	14.5	0.83	0.57
6月	324	372	—	947	1,803	—	106	11.2	0.87	0.58

〔備考〕 1)　学卒をのぞきパートをふくむ一般労働者。
2)　実数は72年から沖縄県をふくむ。
3)　労働省「職業安定業務統計」による。

回った。製造業の求人数は年初から前年同期を下回ったが、第三四半期（七～九月）にいったん前年同期を上回り、ついで第四四半期にほぼ前年なみで推移した。年後半に主として電気機器の業種からの求人が増加したためである。運輸・通信、電気・ガス・水・熱供給業では、八二年の四半期の全体をとおして新規求人数が前年同期を下回って推移した。他方、卸売・小売、サービス業では八二年の四半期の全体をとおして新規求人数が前年を上回った。

技能労働者需給状況

労働省「技能労働者需給状況調査」によると、建設業、製造業、卸売・小売業、運輸・通信業、電気・ガス・水道・熱供給業、サービス業での、事務従業者をふくむ特掲職種の技能労働者（例タイピスト、電気作業者、調理人）の不足数は、八二年六月現在四七・九万人で、前年を一三万人（二・一％）下回った。在職技能労働者総数にたいする不足率は五・〇％で前年の六・三％を一・三ポイント下回った（第11表）。景気の停滞と減量経営で技能労働力の需給は前年から顕著に緩和されてきたが、なお五〇万人に近い不足数と、五・〇％前後の不足率で推移していることは、需給のマッチを制約するような構造的諸要因の存在を示唆する。例年のごとく、不足率は小零細企業が高く、五～二九人九・三％、三～九九人四・二％、一～二九九人二・八％、三～四九九人一・二％、五～九九九人〇・八％、一〇～〇人以上〇・三％のごとくに推移した。産業大分類別には、建設業（七・五％）、卸売・小売業（五・九％）、サービス業（五・〇％）で相対的に高く、製造業（四・九％）でも五・〇％に近い水準で推移した。製造業の中分類別には、金属製品（九・三％）、繊維関係工業（八・二％）、一般機械（六・五％）のごとくに、小零細企業

第11表 技能労働者の不足数 (単位：千人)

規模・産業		1975年	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年	1982年
合計		779 (8.0)	794 (8.4)	779 (8.3)	629 (6.7)	816 (8.8)	837 (9.0)	609 (6.3)	479 (5.0)
規模	従業員500人以上	17 (0.8)	21 (1.1)	13 (0.6)	10 (0.5)	15 (0.8)	24 (1.3)	15 (0.8)	9 (0.5)
	100人～499人	78 (3.6)	69 (3.5)	70 (3.4)	50 (2.6)	70 (3.4)	77 (4.0)	64 (3.2)	47 (2.4)
	30人～ 99人	177 (8.3)	168 (8.2)	175 (8.4)	128 (6.4)	186 (9.0)	177 (8.1)	129 (6.2)	85 (4.2)
	5人～ 29人	507 (15.3)	535 (15.6)	520 (16.7)	441 (12.3)	545 (16.6)	558 (16.8)	401 (12.9)	338 (9.3)
産業	建設業	171 (11.3)	200 (12.9)	199 (13.3)	225 (13.9)	258 (17.7)	222 (15.5)	160 (10.2)	108 (7.5)
	製造業	506 (7.6)	510 (8.0)	484 (7.7)	332 (5.5)	447 (7.3)	506 (8.2)	359 (6.0)	296 (4.9)
	運輸通信業	64 (5.7)	49 (4.6)	66 (5.9)	49 (3.8)	73 (5.9)	61 (4.6)	47 (3.4)	43 (3.0)
	電気・ガス・水道・熱供給業	1 (1.7)	1 (1.2)	1 (0.9)	0 (0.5)	1 (0.8)	0 (0.6)	0 (0.5)	0 (0.4)
	サービス業	32 (11.8)	34 (13.3)	25 (9.0)	18 (5.8)	32 (11.4)	40 (16.2)	20 (6.9)	16 (5.0)

〔備考〕 1) ( ) は不足率を示す。

2) 不足率(%)＝$\frac{\text{不足技能工数}}{\text{調査時点の技能工数}}\times 100$

3) 電気・ガス・水道業には73年分以降に熱供給業をふくむ。

4) 労働省「技能労働力需給状況調査」(各年6月)。

の多い業種で、不足率が前年よりは低下したものの、なお相当な高水準で推移した。

入・離職率の推移

「雇用動向調査」によれば、八二年上半期の入職者中、パートタイムでない一般労働者は、全体の八七・九%を占め、パートタイムの割合は一二・一%となり、前年よりも〇・一ポイントほど減少した。一般労働者の場合、新規学卒者からの入職者は三四・五%を占め、転職による入職者の割合は四三・一%を占めた。パートタイム労働者の場合、新規学卒者である入職者は六・六%を占め、転職による入職者は三五・八%を占めた。

「毎月勤労統計」によって常用労働者の年間の入職と離職の状況をみると、非農林業計の常用労働者の年間の入職率は一八・九%で前年を〇・二ポイント下回り、離職率は一八・八%で前年を〇・一ポイント上回った。入職超過率は〇・一ポイントで前年を〇・三ポイント下回った。一般的にいえば、常用労働者については、入職率も離職率も前年とあまり変わらず、それらのいずれも前年にひきつづいて低水準で推移した。第一次石油危機後の七五年に入職率が

一九・八%、離職率が二二・一%で、入職超過率がマイナス二・三%であった状況と対比すれば、八二年の雇用調整は、一般的にいえば常用労働者の入職の規制を強化したと思われる。製造業では、入職率は前年を一・四%ほども下回って一五・九%となった。他方、離職率は前年より〇・六ポイント低下して一六・〇%となった。同様な事情は卸売・小売業でもそうであり、常用労働者の入職率は、前年より〇・七ポイント低下して二二・四%となり、離職率も〇・六ポイント低下して二二・三%となった。第三次産業の多くでは、常用労働者の入職率がいくぶん増加したが、離職率はあまり変わらない状況で推移した。金融・保険業では入職率は二三・一%で前年より〇・二ポイントの増にとどまり、また、離職率は二三・二%で同じく〇・二ポイントの増にとどまった。運輸・通信業では、入職率は一四・六%で前年より〇・六ポイント増加したが、離職率は〇・二ポイントの上昇にとどまった。サービス業では、入職率は二〇・六%で前年より〇・六ポイント上昇したが、離職率は〇・二ポイントほど減少し、一八・九ポイントとなった。八二年に入職率と離職率とがともに前年より増加し、労働移動が活発化したのは建設関連の業種においてであった。建設業の入職率は二九・四%で前年より三・八ポイントも増加し、また離職率は二七・九%で三・二ポイント増加した。電気・ガス・水道業では、入職率は一五・一%で前年より一・六ポイント増加し、離職率は一四・七%で一・〇ポイント増加した。これら二つの産業では就業者数、雇用者数が減少または停滞したが、機械化による合理化の進行を背景として常用労働者の需要がある程度まで増加したとみられる。

雇用保険の諸指標

雇用保険制度による離職票提出件数は、八二年に年平均月当たり一五・七万件となり、前年より一・二万件（八・三%）の増となった（第12表）。前年にひきつづいて大幅に増加した。離職票提出件数は、七五年の一九万人をかなりに下回るとはいえ、八二年を通してじわじわと増加し、年平均では一六万人に近い水準に上昇し、前年を相当に上回った。離職者の動向を雇用保険受給資格決定件数の動きでみると、製造業での

第12表　雇用保険業務取扱状況

年　月	雇用保険		
	離職票提出件数	受給者実人員	基本受給率[3]
	千件	千人	%
1975年平均	194	870	—
1976年 〃	135	754	2.7
1977年 〃	134	632	2.6
1978年 〃	134	708	2.9
1979年 〃	126	658	2.7
1980年 〃	130	648	2.6
1981年 〃	145	731	2.8
1982年平均	157	811	3.1
1～6月 〃	182	776	3.0
1982年7月	137	894	3.3
8月	141	878	3.3
9月	151	846	3.2
10月	145	815	3.1
11月	120	824	3.1
12月	108	819	3.1
1983年1月	196	793	3.1
2月	155	774	3.0
3月	170	807	3.1
4月	257	833	3.2
5月	191	884	3.3
6月	192	840	3.4

〔備考〕 1）労働省『雇用保険事業月報』による。
2）雇用保険法施行にともない，制度上の変更があったため1975年4月以降はそれ以前と接続しない。したがって75年平均の数値は，3月まで失業保険制度の数値をふくむ。
3）基本受給率＝$\frac{\text{基本手当受給者実人員}}{\text{被保険者数＋基本手当受給者実人員}}$

増加が顕著であった。素材関連業種でのみならず機械関連業種でも離職者の増加が目立った。しかるに職安での八二年の求人件数は、サービス業関連職種では増加したが、住宅建設不振、中小企業の不振、輸出の伸びの鈍化、技術変動の進行を背景とし、素材関連業種からの求人が低迷し、さらに従前それを補っていた機械関連業種からの求人も顕著に減少した。

雇用保険の受給者実人員は、一般受給者の場合、八二年に年平均月当たり八一・一万人となった。前年よりもさらに八万人（一〇・〇%）ほど増加した。また、従前の失業手当受給率に相当する「基本手当受給率」は、前年の二・八%から、さらに〇・三ポイント上昇して三・一%となった。

結　語

八二年には労働力需給バランスと雇用構造とが前年にひきつづいて悪化した。八一年と八二年の最近二カ年の労働市場と雇用構造の推移は、最近年の日本において実質成長率三%台の経済成長のもとでは、雇用政策などの政策的与件をおおむね一定とすれば、労働力需給と雇用構造とが相当に悪化する可能性が大きいことを示唆したと思われる。労働力供給は、女子労働力率の上昇等により今後も相当な規模で増加すると思われるが、他方において労働力需要は省力化促進型の技術変動によって相当に制約されると思われるのであり、また、労働力需給のいわゆるミスマッチは労働力人口の高齢化によってさらに深刻化すると思われるのである。今後の数カ年にある程度の景気回復が進行するとしても、相対的低成長はまぬかれがたいのであって、他の諸条件が現在のすうせいで推移すれば、労働力需給バランスと雇用構造はさらに悪化する可能性がある。

【参考資料】 (1)総理府統計局『労働力調査年報』昭和五六年版、五七年版、(2)労働省労働大臣官房統計情報部『毎月勤労統計調査年報』昭和五七年版、(3)同上『労働統計調査月報』昭和五七年および五八年一月～六月、(4)労働省職業安定局『職業安定業務統計』、(5)同上『雇用保険事業月報』、(6)労働省『労働経済動向調査』、(7)同上『昭和五七年労働経済の分析』、(8)同上『昭和五六年三月新規学卒者の職業紹介状況調査』、(9)同上『昭和五七年度技能労働者需給状況調査』、(10)日本銀行調査統計局『経済統計年報』昭和五七年版、(11)日本銀行調査統計局『経済統計月報』昭和五八年六月、(12)日本銀行調査統計局『企業短期経済観測調査』昭和五八年五月、(13)経済企画庁『月例経済報告』昭和五七年各月、(14)文部省『学校基本調査』

II 賃金と労働時間

概要□賃金――賃金水準と労働分配率：名目賃金／春季賃上げ額と率／実質賃金／労働生産性と労働分配率／企業間賃金構造：産業別賃金格差／規模別賃金格差／地域別賃金格差／企業内賃金構造：労働者種類別賃金格差／男女別賃金格差／年齢別賃金格差／賃金支払形態：賃金構成比率／役職者の賃金／手当／定期給与と臨時給与：定期給与と臨時給与の比率／労働時間――労働時間の動向／労働日数／週休二日制／夏季休暇と年次休暇

概要

一、一九八二年の名目賃金の上昇率は、現金給与総額によってみると調査産業計で四・五％、製造業で四・八％となっており、両者とも前年の上昇率を下回っている。このように名目賃金の上昇が前年にひきつづいて停滞しているのは、八二年の有効求人倍率が前年より若干低下し、また消費者物価の上昇率が二・八％の上昇にとどまったためである。

一、八三年の春季賃金闘争における賃上げ率は四・四％で、額・率ともに前年を下回った。八三年春闘時の有効求人倍率は〇・六倍程度で八二年春闘時とほぼ同じ状態であったが、完全失業者数は、八二年四月の一四三万人にたいして、八三年四月は一七〇万人であるから、雇用情勢は若干悪化したとみてよい。また四月における消費者物価の対前年同月の上昇率は、八二年四月の二・八％から、八三年四月の二・〇％に低下している。さらに企業業績は、八二年九月期決算が減収減益になったので、以上三つの条件から賃上げ率は前年の七・〇一％を大幅に下回ることになった。

一、八二年平均の実質賃金は、調査産業計で一・七％、製造業で二・一％の上昇となっている。欧米諸国においては、実質賃金が低下しているところが多いのにくらべると、わが国の経済のパーフォ

ーマンスは比較的良好であることを示している。日本生産性本部の統計によって八二年の労働生産性の動向をみると、八二年平均では一・五%の上昇にとどまっている。また労働分配率の動向をみると八一年度から八二年度にかけて一・一七%の増加となっているが、このことは賃金の増加によるよりも売上高の伸びの鈍化にもとづくものである。

一、産業別賃金格差をみると、前年にくらべて、金融・保険業、運輸・通信業、電気・ガス・水道業をのぞいていずれも指数が低下しており、製造業の賃金が相対的に改善されたことを示している。産業大分類別にみてもっとも賃金が高いのは電気・ガス・水道業であり、ついで金融・保険業、運輸・通信業の順となっている。産業中分類別にみてもっとも賃金が高いのは鉄鋼業である。規模別賃金格差は、前年につづいて拡大の傾向をとっており、経済の二重構造が再編されつつあることをうかがわせる。また地域別賃金格差も、東京とその他の地域の格差は拡大している。賃金がもっとも低い地域は、青森で、ついで秋田、山形の順となっている。

一、企業内賃金構造をみると、ホワイトカラーとブルーカラーの賃金格差は、製造業において若干拡大をみている。年齢別賃金格差をみると、大企業、中小企業ともに年功賃金のカーブを立てる傾向がみられる。中高年齢層の生活を配慮した結果とみてよい。

一、中労委の「賃金事情調査」によって賃金構成比率をみると、基本給九二・五、奨励給〇・四、生活補助給七・二となっている。生活補助給の内訳は、家族手当、世帯手当、通勤手当、住宅手当、その他となっている。

一、八二年の臨時給与は、調査産業計で年計の支給率が四・一七カ月であり、前年の四・三カ月を下回っている。金額における対前年上昇率は三・四%で、前年の六・〇%を下回っている。長期的な不況の影響が、臨時給与に反映しているといってよい。

一、八二年の調査産業計の平均実労働時間は一七四・九時間で前年にくらべて〇・二時間（マイナス〇・二ポイント）の微減である。総実労働時間のうち所定内労働時間は、調査産業計、製造業ともに前年よりもやや減少し、所定外労働時間もそれぞれ一・八ポイント、四・一ポイントの減少となっている。規模別の労働時間を製造業についてみると、総実労働時間では五〇〇人以上を一〇〇とすると、一〇〇～四九九人の規模は一〇一・一、三〇～九九人の規模は一〇四・三、五～二九人の規模は一〇四・六である。ところが所定外労働時間は、五〇〇人以上を一〇〇とすると、一〇〇～四九九人は八二・四、三〇～九九人は七〇・九となっており、規模間の格差が大きい。

一、なんらかのかたちの週休二日制を採用する企業は、規模計で七四・七%で、前年より〇・六ポイント増加している。形態別にみると、もっとも多いのが月一回一六・三%、ついで月二回一四・八%であり、完全は五・七%にすぎない。企業規模別にみると一〇〇〇人以上の規模では、なんらかのかたちの週休二日制の採用が九二・三%に達し、とくに完全週休二日制は三二%となっている。これにたいして三〇～九九人の規模では、なんらかのかたちの週休二日制の採用比率は四〇%であり、完全はわずか二・九%にすぎない。週休以外の休日日数は一六・九日であり、また有給休暇の日数は、労働者一人平均で一五日であり、消化率は五五%にとどまっている。

1　賃　金

1　賃金水準と労働分配率

名目賃金

一九八二年の名目賃金の水準は、労働省「毎月勤労統計調査報告」の現金給与総額によってみれば、調査産業計で二八万八七三八円、製造業で二六万九五八三円であり、対前年上昇率は、前者で四・五%、後者で四・八%となっている（第15表）。この上昇率は、前年において調査産業計が六・〇%、製造業が六・二%であったのにくらべると、いずれも低下している。

このように名目賃金の上昇が前年にひきつづいて停滞しているのは、第一に八二年の有効求人倍率が〇・六一倍と前年の〇・六三倍を下回ったことに示されているように雇用情勢が若干悪化したこと、第二に賃金水準の上昇に影響を与える消費者物価指数が、八二年は二・七%の上昇にとどまり、前年の四・九%の上昇からみると沈静の傾向がいちじるしいことにもとづくものである。また調査産業計の名目賃金の上昇率は四・五%であり、八二年春の賃上げ率七・〇一%をかなり下回っているのは、長期不況の影響でボーナスや残業手当が低下し、現金給与総額の伸びが停滞したためである。

賃金水準の基礎的要因ともいえる八二年の初任給を労働省の「賃

第13表　学歴別初任給および学歴間・男女間格差

（産業計，企業規模10人以上）

性・学歴		初任給（千円）			対前年上昇率（%）			学歴間格差（高卒＝100）			男女間格差（男子＝100）		
		1980年	1981年	1982年	80年	81年	82年	80年	81年	82年	80年	81年	82年
男子	中卒	81.1	85.0	91.0	7.6	4.8	7.1	87	86	88	100	100	100
	高卒	92.8	98.4	103.4	4.7	6.0	5.1	100	100	100	100	100	100
	短大卒	100.7	106.5	111.2	5.1	5.8	4.4	109	108	108	100	100	100
	大卒	114.5	120.8	127.2	4.6	5.5	5.3	123	123	123	—	—	—
	事務系	114.4	120.4	127.2	4.7	5.2	5.6	123	122	123	100	100	100
	技術系	114.8	121.5	127.3	4.6	5.8	4.8	124	123	123	—	—	—
女子	中卒	73.2	77.5	81.3	4.9	5.9	4.9	83	83	83	90	91	89
	高卒	88.3	93.1	97.5	4.3	5.4	4.7	100	100	100	95	95	94
	短大卒	97.4	102.6	106.9	4.7	5.3	4.2	110	110	110	97	96	96
	大卒（事務系）	108.7	115.0	119.1	4.8	5.8	3.6	123	124	122	95	96	94

〔備考〕 1）初任給は，確定のみの数値である。
2）短大卒は，高専卒を含む。

金構造基本統計調査」によってみると（第13表）、初任給（平均）は、男子の場合、中卒が九万一〇〇〇円（八一年八万五〇〇〇円）、高卒が一〇万三四〇〇円（同九万八四〇〇円）、短大卒が一一万一二〇〇円（同一〇万六五〇〇円）、大卒が一二万七二〇〇円（同一二万八〇〇円）であり、女子の場合、中卒が八万一三〇〇円（同七万七五〇〇円）、高卒が九万七五〇〇円（同九万三一〇〇円）、短大卒が一〇万六九〇〇円（同一〇万二六〇〇円）、大卒が一一万九一〇〇円（同一一万五〇〇〇円）となっている。

初任給の対前年上昇率をみると（第13表）、男子では、中卒が七・一％（八一年四・八％）、高卒が五・一％（同六・〇％）、短大卒が四・四％（同五・八％）、大卒が五・三％（同五・五％）、女子では、中卒が四・九％（同五・九％）、高卒が四・七％（同五・四％）、短大卒が四・二％（同五・三％）、大卒が三・六％（同五・八％）となっており、各学歴とも男子にくらべて女子の上昇率が低い。また、八一年にくらべて、初任給の上昇率は、男子の中卒をのぞいて鈍化した。

春季賃上げ額と率

名目賃金水準上昇の一つの要因である労働組合の春季賃金闘争の妥結結果を、賃上げ額および賃上げ率についてみると（労働省労政局調べ、加重平均、第92表参照）、八二年賃上げ額は、民間平均で一万三九三六円、賃上げ率で七・〇一％であり、前年より額・率とも若干低下した。産業別の賃上げ状況をみると、比較的高い賃上げを獲得したのは、卸小売業（八・〇九％）、証券（七・八三％）、印刷（七・六〇％）、新聞放送（七・五一％）、電気機器（七・四七％）などであり、低かったのは電力（六・二八％）、鉄鋼（六・三八％）、水産・食料品（六・五七％）、ガス（六・六〇％）、ゴム（六・六六％）、パルプ・紙（六・六六％）などであった。分散係数は、前年と同様〇・〇六であり、賃上げ格差の縮小傾向がつづいている。

八三年の春季賃上げ額は、労働省労政局調べによると、八九六四円、賃上げ率で四・四％となり、前年にくらべて額・率ともに顕著に減少した。まず労働力の需給状況をみると、八三年春闘時の有効求人倍率は〇・六倍程度で八二年春闘時とほぼ同じ状態であったが、完全失業者数は、八二年四月の一四三万人にたいして八三年四月は一七〇万人であるから、雇用情勢は若干悪化したとみてよい。また消費者物価の四月における対前年同月の上昇率は、八二年四月の二・八％から、八三年四月の二・〇％に低下しており、賃金水準を押し上げる圧力は八三年のほうが低下している。また企業業績は、八二年九月期決算が減収減益になり、悪化の傾向を示しており、以上三つの条件からみて、賃上げ率は、前年より大幅に低下せざるをえなかったといってよい。

実質賃金

実質賃金指数を労働省算出の資料によってみると（第14表）、八二年平均では、調査産業計で一・七％、製造業で二・一％の上昇となっている。前年は、それぞれ〇・四％、〇・七％の増加であったから、実質賃金の上昇はいくらか大きかったといってよい。欧米諸国においては、実質賃金が低下しているところが多いのにくらべると、わが国の経済のパーフォーマンスが比較的良好であることを示すものである。

実質賃金指数の月別の対前年同期増減率の動向をみると、調査産業計では四月（四・〇％）、八月（四・七％）、一一月（三・二％）などの増加率が高く、また製造業でも六月（四・三％）、八月（六・

第14表　調査産業計および製造業における実質・名目賃金指数の推移

（現金給与総額，1980年＝100）

年　月	調査産業計				製造業			
	名目賃金		実質賃金		名目賃金		実質賃金	
	指数	対前年同期増減率	指数	対前年同期増減率	指数	対前年同期増減率	指数	対前年同期増減率
1970年平均	29.0	—	68.6	—	29.4	—	69.5	9.1
1975年平均	68.3	14.8	93.7	2.7	67.2	11.5	92.2	△ 0.3
1980年平均	100.0	6.3	100.0	△ 1.6	100.0	7.5	100.0	△ 0.4
1981年平均	105.3	5.3	100.4	0.4	105.6	5.6	100.7	0.7
1982年平均	110.0	4.5	102.1	1.7	110.7	4.8	102.8	2.1
1982年1月	83.3	4.8	78.2	1.4	83.6	5.2	78.5	1.8
2月	80.1	5.1	75.4	1.9	81.0	5.5	76.3	2.3
3月	89.4	3.0	84.0	0.1	81.8	5.7	76.9	2.8
4月	84.3	7.0	78.6	4.0	83.0	5.1	77.4	2.2
5月	83.5	4.5	77.6	2.1	86.1	5.3	80.0	2.8
6月	148.8	3.5	138.3	1.2	131.4	6.6	122.1	4.3
7月	148.5	4.7	139.0	2.9	174.3	1.0	163.2	△ 0.7
8月	97.5	8.0	90.6	4.7	101.4	9.3	94.2	6.0
9月	83.8	5.0	76.5	1.7	85.0	5.2	77.6	1.8
10月	85.0	4.8	77.4	1.6	85.1	4.7	77.5	1.6
11月	87.7	5.4	80.8	3.2	88.5	3.9	81.5	1.6
12月	248.0	2.3	228.8	0.5	246.9	4.4	227.8	2.5

〔備考〕 1)　労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2)　1982年4月に調査対象事業所の抽出替えをおこない，指数を過去にさかのぼって改訂した。

○%）の増加率が高いのが目立っている。

労働生産性と労働分配率　日本生産性本部の統計によって八二年の労働生産性指数（製造業）の動向をみると、八二年一～三月三・四%、四～六月一・八%、七～九月一・七%の増であり、一〇～一二月はマイナス〇・六%となっており、八二年平均では一・五%の上昇にとどまっている。大蔵省の「法人企業統計年報」によって労働分配率の動向をみると、七五年度から八〇年度にかけて五・三ポイント低下したが、八〇年度から八一年度の間に二・〇四ポイント、八一年度から八二年度の間に一・一七%の増加となっている。このような労働分配率の上昇は、賃金の増加にもとづくよりもむしろ売上高の伸びの鈍化にもとづくものであり、したがって労働分配率は比較的安定的に推移しているといってよい。

2　企業間賃金構造

産業別賃金格差　賃金の産業別格差を産業大分類別にみると（第15）表、製造業を一〇〇として鉱業一一三・九（前年一一五・六）、建設業一〇三・七（一〇四・六）、卸売・小売業九三・五（九六・八）、金融・保険業一三六・二（一三三・四）、不動産業一一

第15表　産業別平均月間現金給与支給額

（規模30人以上）

産業別＼年別	1970年	1975年	1980年	1981年	1982年
調査産業計	75,670	177,213	263,386	279,096	288,738 (107.1)
鉱業	79,209	197,301	281,478	300,255	306,967 (113.9)
建設業	71,727	158,045	251,579	271,705	279,601 (103.7)
製造業	71,447	163,729	244,571	259,729	269,583 (100.0)
食料品・たばこ	62,801	146,592	208,168	217,741	220,395 (81.8)
繊維	52,657	113,878	177,510	189,962	192,130 (71.3)
衣服	40,041	96,001	137,207	145,872	147,459 (54.7)
木材・木製品	54,777	128,661	190,351	195,445	220,760 (75.2)
家具	55,250	131,385	193,301	205,838	217,497 (80.7)
パルプ・紙・紙加工品	73,159	165,698	241,593	251,783	269,092 (99.8)
出版・印刷	87,257	207,045	316,093	335,446	350,935 (130.2)
化学	86,785	198,811	303,673	317,496	341,046 (126.5)
ゴム	64,740	161,240	236,173	250,959	258,721 (96.0)
窯業・土石製品	70,543	167,476	232,848	247,880	261,244 (96.9)
鉄鋼	100,710	217,512	318,489	340,032	354,972 (131.7)
非鉄金属	85,419	181,078	275,256	291,287	296,617 (110.0)
金属製品	71,353	165,626	238,025	257,148	261,382 (97.0)
一般機械器具	81,222	176,417	275,042	292,598	309,314 (114.7)
電気機械器具	63,830	151,089	231,191	245,521	254,356 (94.4)
輸送用機械器具	82,769	181,768	279,241	297,555	307,087 (113.9)
精密機械器具	69,153	152,940	232,068	244,916	252,126 (93.5)
卸売業・小売業	68,647	164,958	239,478	251,291	251,989 (93.5)
金融・保険業	85,260	206,979	324,108	346,494	367,042 (136.2)
不動産業	98,173	190,701	291,315	301,296	311,077 (115.4)
運輸・通信業	84,825	198,669	281,573	300,993	313,527 (116.3)
電気・ガス・水道業	106,648	241,039	337,047	362,918	384,010 (142.4)
サービス業	82,856	202,465	287,153	300,704	310,880 (115.3)

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2) 1975年より沖縄県をふくむ。

五・四（一一六・〇）、運輸・通信業一一六・三（一一五・九）、電気・ガス・水道業一四二・四（一三九・七）、サービス業一一五・三（一一五・八）となっている。前年にくらべると、金融・保険業、運輸・通信業、電気・ガス・水道業をのぞいていずれも指数が低下しており、製造業の賃金が相対的に改善されたことを示している。

産業大分類別にみてもっとも賃金が高いのは電気・ガス・水道業（一四二・四）であり、ついで金融・保険業（一三六・二）、運輸・通信業（一一六・三）、不動産業（一一五・四）、サービス業（一一五・三）の順となっており、前年にくらべると運輸・通信業と不動産業の順位がいれかわっている。もっとも賃金が低いのは、卸売・小売業（九三・五）で、ついで製造業（一〇〇）となっている。

つぎに製造業を一〇〇とした賃金の産業別格差を中分類別にみると（第15表）、指数の増加した産業は、パルプ・紙・紙加工品（九六・九から九九・八）、出版・印刷（一二九・二から一三〇・二）、化学（一二二・二から一二六・五）、窯業・土石製品（九五・四から九六・九）、鉄鋼（一三〇・九から一三一・七）、一般機械器具（一一二・七から一一四・七）などであり、これらの産業においては賃金が相対的に上昇した。

低下した産業は食料品・たばこ（八三・八から八一・八）、繊維（七三・一から七一・三）、衣服（五六・二から五四・七）、ゴム（九六・六から九六・〇）、非鉄金属（一一二・二から一一〇・〇）、金属製品（九九・〇から九七・〇）、電気機械器具（九四・五から九四・四）、輸送用機械器具（一一四・六から一一三・九）、精密機械器具（九四・三から九三・五）などとなっており、これらの産業には不況業種がふくまれている。

中分類別にみてもっとも賃金の高い産業は鉄鋼（一三一・七）であり、ついで出版・印刷（一三〇・二）、化学（一二六・五）、一般機械器具（一一四・七）、輸送用機械器具（一一三・九）、非鉄金属（一一〇・〇）の順となっている。前年にくらべると一般機械器具と輸送用機械器具の順位がいれかわった。もっとも賃金の低い産業は衣服（五四・七）で、ついで繊維（七一・三）、木材・木製品（七五・二）、家具（八〇・七）の順となっている。

規模別賃金格差

八二年における賃金の規模別格差をみると（第16表）、五〇〇人以上の規模の賃金を一〇〇として、一〇〇～四九九人の規模は七八・九（前年八〇・〇）、三〇～九九人の規模は六四・一（六五・三）、五～二九人の規模は五六・七（五七・〇）となっており、前年にくらべて規模別賃金格差はいっそう拡大している。七〇年以降の長期的な推移をみると、規模別賃金格差の拡大は、一貫した傾向になっており、このことは第一次石油ショック後における労働力の需給緩和によってもたらされたものといってよい。

八二年の製造業における規模別現金給与額の月別推移を第17表によってみると、一〇〇〇人以上規模の賃金を一〇〇として、五〇〇～九九九人の規模の賃金はほぼ九〇％弱（最低で八七・六、最高で九二・一）であり、七月、一二月の一時金の支給月の格差が大きい。一〇〇～四九九人の規模は、八〇％弱（最低で六八・二、最高で八九・一）、三〇～九九人の規模は七〇％弱（最低で四七・七、最高で八一・〇）となっており、一時金の支給される月の格差は、規模が小さくなるほど大きい。

第16表　製造業規模別賃金格差

年	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
1970年	100.0	81.4	69.6	61.8
1975年	100.0	82.9	68.7	60.2
1980年	100.0	80.5	65.4	58.0
1981年	100.0	80.0	65.3	57.0
1982年	100.0	78.9	64.1	56.7

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」より算出。

第17表　製造業における規模別1人平均月間現金給与額

年　月	1,000人以上	500～999人	100～499人	30～99人
1982年1月	249,719 (100.0)	229,645 (92.0)	202,173 (81.0)	167,277 (67.0)
2月	241,903 (100.0)	216,975 (89.7)	193,147 (79.8)	168,132 (69.5)
3月	244,293 (100.0)	221,907 (90.8)	195,236 (79.9)	168,761 (69.1)
4月	248,660 (100.0)	218,244 (87.8)	191,996 (77.2)	169,011 (68.0)
5月	259,625 (100.0)	231,517 (89.2)	201,223 (77.5)	169,479 (65.3)
6月	443,020 (100.0)	394,817 (89.1)	302,294 (68.2)	211,348 (47.7)
7月	573,290 (100.0)	485,409 (84.7)	401,474 (70.0)	307,601 (53.7)
8月	274,715 (100.0)	253,136 (92.1)	244,856 (89.1)	222,446 (81.0)
9月	252,285 (100.0)	226,869 (89.9)	198,886 (78.8)	171,213 (67.9)
10月	254,551 (100.0)	226,257 (88.9)	198,607 (78.0)	170,721 (67.1)
11月	267,440 (100.0)	238,363 (89.1)	204,265 (76.4)	176,545 (66.0)
12月	802,721 (100.0)	703,138 (87.6)	575,734 (71.7)	427,735 (53.3)

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

賃金の地域別格差

地域別賃金格差（第18表）は調査産業計の場合、東京を一〇〇としてもっとも高いのは大阪九二・三（前年九二・三）、ついで神奈川八九・九（九〇・三）、京都八五・八（八八・一）、兵庫八三・六（八五・四）、愛知八四・三（八三・八）、和歌山八一・九（八三・八）、千葉八〇・六（八三・七）、福岡七九・四（八一・一）、広島七八・〇（八一・一）、奈良七七・四（八〇・一）、埼玉七七・一（七九・二）、北海道七七・〇（七九・八）の順となっており、前年にひきつづいて東京と、大阪・愛知をのぞくその他の地域の格差はさらに拡大をみている。

もっとも低いのは秋田六一・五（前年六四・七）、ついで鹿児島六一・八（六五・九）、山形六二・五（六三・六）、福島六三・一（六五・五）、鳥取六二・九（六四・一）、青森六三・

第18表　調査産業計，製造業における都道府県別平均賃金指数（1982年，東京＝100）

府県別	調査産業計	製造業
全国	82.5	79.0
北海道	77.0	68.7
青森	63.2	44.8
岩手	65.8	51.4
宮城	76.9	59.5
秋田	61.5	47.3
山形	62.5	49.9
福島	63.1	56.0
茨城	76.9	75.7
栃木	72.9	72.4
群馬	71.8	71.7
埼玉	77.1	75.5
千葉	80.6	79.7
東京	100.0	100.0
神奈川	89.9	90.9
新潟	67.2	57.4
富山	73.0	68.0
石川	75.3	67.9
福井	70.3	61.1
山梨	71.8	63.9
長野	69.0	65.4
岐阜	70.5	63.9
静岡	76.3	74.9
愛知	84.3	83.1
三重	72.9	70.9
滋賀	76.7	77.3
京都	85.8	82.6
大阪	92.3	89.9
兵庫	83.6	85.4
奈良	77.4	73.6
和歌山	81.9	86.0
鳥取	62.9	51.8
島根	66.0	56.1
岡山	73.9	72.5
広島	78.0	79.2
山口	74.4	79.7
徳島	68.9	61.9
香川	72.5	63.7
愛媛	67.1	63.4
高知	66.6	55.0
福岡	79.4	78.8
佐賀	64.2	56.7
長崎	70.5	63.6
熊本	64.1	55.5
大分	69.7	64.6
宮崎	64.5	56.4
鹿児島	61.8	50.1
沖縄	71.7	72.7

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

二（七一・〇）、熊本六四・一（六九・九）、佐賀六四・二（六九・四）、宮崎六四・五（六六・〇）、岩手六五・八（六八・九）、島根六六・〇（六七・一）、の順となっている。前年と同様に東北、九州、山陰地方の各県の賃金が低く、地域別賃金格差は拡大しており前年にくらべて順位のいれかわっている県もみられる。

製造業で賃金がもっとも高いのは、神奈川九〇・九（前年九二・三）、ついで大阪八九・九（九〇・五）、和歌山八六・〇（八六・一）、愛知八三・一（八二・〇）、千葉七九・七（八三・二）、山口七九・七（八一・九）、広島七九・二（八一・七）の順となっている。もっとも低いのは青森四四・八（四七・八）、ついで秋田四七・三（四七・一）、山形四九・九（五一・〇）、鹿児島五〇・一（五二・二）、岩手五一・四（五三・三）、鳥取五一・八（五一・二）、高知五五・〇（五六・二）、熊本五五・五（五七・六）、福島五六・〇（五九・二）、島根五六・一（五五・四）の順である。前年にくらべて順位はかなりいれかわっている。

3　企業内賃金構造

労働者種類別賃金格差

労働者の種類別に賃金格差をみると（第19表）、まず現金給与総額では、管理・事務・技術労働者を一〇〇として、生産労働者は鉱業八二・九（前年八二・〇）、製造業六九・二（七〇・一）であり、ホワイトカラーとブルーカラーの賃金格差は製造業において若干拡大をみている。きまって支給する給与は、鉱業九〇・三（前年九〇・八）、製造業七三・五（七四・五）、また特別に支払われた給与は鉱業六一・六、製造業五五・一で、格差が大きい。

男女別賃金格差

賃金の男女別格差をみると（第20表）、まず現金給与総額では、男子を一〇〇とすると女子の調

第19表　常用労働者の種類別・給与内訳別1人平均1カ月現金給与額

（規模30人以上，1982年）

産業別	合計			生産労働者			管理・事務・技術労働者		
	現金給与総額	きまって支給する給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまって支給する給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまって支給する給与	特別に支払われた給与
調査産業計	288,738	213,781	74,957	*	*	*	*	*	*
鉱業	306,967	238,583	68,384	287,092	230,371	56,721	347,281	255,232	92,049
製造業	269,583	201,644	67,939	233,632	179,269	54,363	337,415	243,860	93,555

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2) * 印は労働者の種類別の調査をおこなっていない。

第20表　常用労働者の性別1カ月平均現金給与額

（規模30人以上，1982年）

産業別	現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
調査産業計	341,246	180,080	251,659	135,399	89,587	44,681
鉱業	323,093	165,846	250,956	130,301	72,137	35,545
製造業	327,977	141,352	243,809	109,051	84,168	32,301

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」より算出。

査産業計は五二・八（前年五三・三）、鉱業五一・三（五〇・七）、製造業四三・一（四三・四）であり、製造業における格差が若干拡大している。きまって支給する給与は、調査産業計五三・八（五四・三）、鉱業五一・九（四九・七）、製造業四四・七（四三・四）、特別に支払われた給与は、調査産業計四九・九（五〇・四）、鉱業四九・三（五四・一）、製造業三五・四（三八・六）であり、特別に支払われた給与の格差拡大が目立っている。

以上に比較した男女の賃金は、平均賃金であるから、男女の労働力構成はそれぞれ異なっており、したがって厳密な意味における男女の賃金格差をあらわしていない。男女の賃金格差がうみだされる一つの要因は、男女の年齢別賃金のカーブが異なっていることをあげることができる。すなわち男子の年齢別賃金は、後で述べるように年齢が高くなるにつれて上昇しているが、女子の賃金は八二年の「賃金構造基本統計調査」によると、産業計、企業規模計では、一二〇～二四歳を一〇〇としてもっとも高いのは五〇～五四歳の一一九であり、三〇～三四歳が一一七であるから、年齢が高くなっても賃金の格差はほとんどないといってよい。いいかえれば年齢が多くなるにつれて男女の賃金格差は拡大することになるのである。

年齢別賃金格差

八二年における男子労働者の年齢別賃金格差を第21表によってみると、

第21表　企業規模別にみた年齢別賃金格差（産業計，男子労働者）

（20～24歳＝100）

年齢階級	計		1,000人以上		100～999人		10～99人	
	1981年	1982年	1981年	1982年	1981年	1982年	1981年	1982年
18～19歳	82	83	83	84	83	83	81	81
20～24	100	100	100	100	100	100	100	100
25～29	127	127	129	129	125	125	126	125
30～34	157	157	164	165	156	156	150	148
35～39	183	182	196	196	182	182	167	165
40～44	196	198	218	220	195	197	171	172
45～49	201	203	232	236	201	204	170	170
50～54	196	198	231	237	197	199	161	160
55～59	171	171	206	211	175	176	150	148

〔備考〕 労働省「賃金構造基本統計調査報告」による。

第22表　基準内賃金の構成比

（%）

区分	合計	基本給	奨励給	小計	生活補加給					
					家族手当	世帯手当	通勤手当	住宅手当	地域手当	その他
平均	100.0	92.5	0.4	7.2	3.8	0.8	0.4	1.2	0.6	0.5
最高	—	98.5	3.1	15.6	8.6	9.7	1.2	5.5	10.2	1.6
最低	—	82.2	0.1	1.1	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

〔備考〕 1）最高，最低の数値は，産業のなかで賃金構成比率のもっとも高い数値のものと，もっとも低い数値のものである。なお，最低欄の数値は制度のないものをのぞいた数値である。
2）現物支給はふくまれていない。とくに通勤手当は，現金支給，現物支給，一部現金・一部現物支給など，支給形態が複雑であり，本調査では，これらのうち支給額が明らかな現金支給のみを対象として集計算出した。
3）中労委「賃金事情調査」

まず一〇〇〇人以上の規模の企業の賃金は、二〇～二四歳の賃金を一〇〇として最高は五〇～五四歳の二三七（前年二三一）である。また四五～四九歳の賃金も前年の二三二から二三六に増加しているから、大企業における年功賃金のカーブは前年にひきつづいていっそう立ち上がってきたといってよい。

一〇〇～九九人の規模の企業の賃金は、二〇～二四歳を一〇〇として、最高は四五～四九歳の二〇四である。前年は二〇一であったから、この規模の企業においても年功賃金のカーブはやや立てられている。

一〇～九九人の規模の企業の賃金は、最高が四〇～四四歳の一七二（前年一七一）であり、規模のより大きな企業にくらべると賃金の最高の年齢が低下している。さらにこの規模の企業においては、それよりも規模の大きな企業にくらべて年功賃金のカーブを立てる傾向は顕著にはみられない。

以上の統計は、各年齢層ごとの平均賃金を指数化したものであるから、中

小企業の場合は賃金の低い中途採用者や熟練職種の中高年齢労働者の賃金もふくまれている。したがって中小企業は大企業にくらべて年功賃金のカーブがねているが、しかし中小企業の場合もほとんどの企業が年功賃金を採用しており、この点は中小企業のモデル賃金によって明らかにすることができる。

「賃金構造基本統計調査」（八二年）によって、企業規模間の年齢別格差をみると、一〇～九九人の規模の賃金は、一〇〇〇人以上の大企業と三〇歳未満ではさほどの格差はみられないが、三〇～三四歳で八八、四〇～四四歳で七七と格差が拡大し、四五歳以上では約七割となっている。一〇〇～九九九人の規模の賃金は、大企業にくらべて三〇代までは九割～九割五分、四〇歳以上では八割～八割五分となっている。

4　賃金支払形態

毎年とりあげている労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」（一九八二年九月）は、本年鑑の執筆時に発表されないので、本年鑑では、中労委の「賃金事情調査」によって、賃金支払形態に関連のある問題を明らかにしておきたい。

賃金構成比率　基準内賃金を一〇〇として賃金項目の構成比率を第22表によってみると、基本給九二・五（八一年九二・二）、奨励給〇・四（〇・四）、生活補助給七・二（七・四）となっており、前年にくらべて奨励給の構成比は変わらないが、基本給の構成比はやや増加しており、生活補助給の比率はやや減少している。また生活補助給の内訳をみると、家族手当三・八（前年三・九）、世帯手当〇・八（〇・八）、通勤手当〇・四（〇・五）、住宅手当一・二（一・二）、地域手当〇・六（〇・六）、その他〇・五（〇・四）となっている。

役職者の賃金　まず役付手当制度を有する会社の割合は七一・九％（前年七三・一％）で、その支給態様をみると、「同一役職について手当額が同額であるもの」四六％（四二・九％）、「同一役職について手当額に幅を設けているもの」三三・七％（三一・八％）、「一部の役職について手当額が同額で、他の役職について手当額に幅を設けているもの」一八・八％となっている。役付手当の役付間格差をみると、部長の手当額一〇〇にたいして、次長八七・三、課長六七・三、課長代理または補佐五二・一となっている。

手当　第一に家族手当制度を有する会社の割合は八五・三％（八一年八六・七％）で、このうち打ち切り制度のある会社は五四・〇％となっている。その内訳をみると、支給人員数で打ち切るもの六二・六％（前年六一・〇％）、支給額に限度額を設けているもの六・一％（八・七％）、支給人員数と支給額の限度額双方を決めているもの三一・三％（三〇％）となっている。家族手当の支給額は、妻一万三九〇〇円（前年一万三二〇〇円）、第一子四二〇〇円（四一〇〇円）、第二子三七〇〇円（三六〇〇円）、第三子二四〇〇円（二三〇〇円）であり、前年にくらべると、妻五・三％、第一子二・四％、第二子二・八％、第三子四・三％の増となっている。

第二に通勤手当制度は、公共交通機関利用の場合はすべての会社が制度を有しており、自動車、自転車等利用の場合は七〇・二%の会社が制度を有している。公共交通機関利用の場合は、実費全額支給六七・四%、一定金額・距離まで全額支給二二・六%、実費の定率支給二・六%、一定金額自己負担六・〇%である。自動車・自転車等利用の場合は、運賃相当額支給一五・八%、一律定額支給九・一%、距離段階別定額支給四一・四%となっている。

第三に住宅手当制度を有している会社は六八・四%（六八・六%）であり、支給対象者は、妻子を扶養している世帯主については全社が支給対象としているが、本人単身で両親を扶養している場合は、支給対象者としている会社は九四・二%、単身世帯主の場合は八三%、非世帯主（親元通勤者）の場合は四〇・八%である。支給額の決め方をみると、扶養家族の有無別に決めているもの八四・四%、同一住居の形態で手当額に幅を設けているもの四八・六%、住居の形態別に決めているもの二八・九%となっている。

5　定期給与と臨時給与

定期給与と臨時給与の比率

一九八二年における定期給与の推移をみると（第23表）、対前年同期増減率は、六月まではほぼ五%、七月以降は一二月をのぞいてほぼ五・五%となっている。

また第24表によって調査産業計、製造業別に現金給与総額のなか

第23表　常用労働者1人1カ月当たり「きまって支給する給与」の推移
（調査産業計，規模30人以上）

年　月	きまって支給する給与	指数 1980年＝100	対前年同期増減率
1982年1月	209,509	106.9	5.1
2月	210,674	107.6	5.1
3月	210,870	107.6	5.0
4月	210,177	109.2	4.8
5月	211,034	109.7	5.1
6月	214,697	111.6	5.0
7月	215,451	112.0	5.5
8月	214,256	111.3	5.5
9月	215,472	112.0	5.4
10月	216,896	112.7	5.2
11月	217,577	113.1	5.5
12月	218,361	113.5	4.9

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第24表　調査産業計，製造業における特別に支払われた給与の現金給与総額のなかに占める割合(%)

年　月	調査産業計	製造業
1982年1月	5.4	5.6
2月	1.0	0.5
3月	11.4	1.7
4月	4.5	1.5
5月	3.2	4.0
6月	44.7	35.8
7月	44.4	51.7
8月	15.8	18.2
9月	1.5	1.2
10月	2.2	0.9
11月	4.9	4.3
12月	66.3	65.8
1982年平均	25.8	25.1

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計調査報告」より算出。

に占める特別に支払われた給与の割合をみると、調査産業計では、一二月六六・三%、六月四四・七%、七月四四・四%で、八二年平均では二五・八%となっており、また製造業では一二月六五・八%、六月三五・八%、七月五一・七%で、八二年平均では二五・一%である。特別給与が現金給与総額のほぼ四分の一を占めているといってよい。

労働省「毎月勤労統計調査」によって八二年の特別給与（臨時給与）をみると、調査産業計では、年計の支給率が四・一七カ月となり、前年の四・三カ月を下回った。対前年上昇率は三・四%で、前年の六・〇%を下回っている。特別給与の長期的推移をみると、対前年上昇率では一九六〇年以降一貫してプラスがつづいており、マイナスになった年は一度もない。年計の支給率は、七四年における四・八三カ月がピークで、その後は若干低下している。

夏季の特別給与の支給率は一・八〇カ月で前年より〇・〇八カ月増加しており、また年末手当の支給率は二・〇五カ月で、前年より〇・〇六カ月減少している。製造業は、年計の支給率が四・〇三カ月で、前年より〇・〇七カ月減少しているが、全額では四・二%増加している。

特別給与の支給状況を規模別にみると、規模五〇〇人以上の年計の支給率は四・五二カ月（前年四・五五カ月）、一〇〇〜四九九人は四・〇六カ月（四・一九カ月）、三〇〜九九人は三・一五カ月（三・二四カ月）となっている。全額では、対前年上昇率が五〇〇人以上四・三%、一〇〇〜四九九人三・四%、三〇〜九九人一・九%であり、規模が小さいほど上昇率が低い。

2 労働時間

労働時間の動向

労働省「毎月勤労統計調査報告——全国調査」によると（第25表）、調査産業計の一九八二年の平均総実労働時間は一七四・七時間で、前年の一七五・一時間にくらべて〇・四時間（マイナス〇・二ポイント）の微減、製造業では一七七時間で前年の一七七・四時間にくらべて〇・四時間（マイナス〇・四ポイント）の減少となっている。

総実労働時間のうち所定内労働時間は、調査産業計で一六一・六時間（前年一六一・七時間）、製造業で一六一・五時間（一六一・四時間）でそれぞれほとんど変わりがない。所定外労働時間は、調査産業計で一三・一時間（一三・四時間）、製造業で一五・五時間（一六時間）で、それぞれ一・八ポイント、四・一ポイントの減少となっている。

規模別の労働時間を製造業についてみると（第26表）、まず総実労働時間では五〇〇人以上が一七四・一時間（一〇〇）にたいして、一〇〇〜四九九人の規模は一七六時間（一〇一・一）、三〇〜九九人の規模は一八一・六時間（一〇四・三）、五〜二九人の規模は一八二・一時間（一〇四・六）であり、規模が小さくなるほど労働時間が若干長くなっている。

所定外労働時間をみると、五〇〇人以上の規模の企業が一八・二

第25表　労働時間の推移

（規模30人以上）

		調査産業計			製造業		
		総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
実数（時間）	1970年	186.6	169.9	16.7	186.4	168.4	19.0
	1975年	172.0	161.4	10.6	167.8	158.7	9.1
	1980年	175.7	162.2	13.5	178.2	161.8	16.4
	1981年	175.1	161.7	13.4	177.4	161.4	16.0
	1982年	174.7	161.6	13.1	177.0	161.5	15.5
対前年同期増減率（%）	1970年	—	—	—	△ 1.2	△ 0.7	△ 4.4
	1975年	△ 1.9	△ 0.8	△ 16.7	△ 3.0	△ 1.3	△ 24.2
	1980年	△ 0.3	△ 0.5	1.8	0.3	△ 0.4	6.8
	1981年	△ 0.4	△ 0.3	△ 1.2	△ 0.3	△ 0.1	△ 1.6
	1982年	△ 0.2	△ 0.1	△ 1.8	△ 0.4	△ 0.1	△ 4.1

〔備考〕 1）労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2）対前年同期増減率は指数から算出し，調査事業所の抽出替えによるギャップは修正済。

第26表　製造業規模別労働時間数と格差

（単位：時間）

		500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
総実労働時間	1970年	185.0 (100.0)	187.0 (101.1)	191.5 (103.5)	195.1 (105.5)
	1975年	163.3 (100.0)	166.8 (102.1)	175.6 (107.5)	180.6 (110.6)
	1980年	176.0 (100.0)	176.3 (100.2)	182.9 (103.9)	184.4 (104.8)
	1981年	175.6 (100.0)	175.4 (99.9)	182.0 (103.6)	182.2 (103.8)
	1982年	174.1 (100.0)	176.0 (101.1)	181.6 (104.3)	182.1 (104.6)
所定外労働時間	1970年	22.4 (100.0)	17.7 (79.0)	15.8 (70.5)	—
	1975年	9.7 (100.0)	8.6 (88.7)	9.0 (92.8)	—
	1980年	20.0 (100.0)	15.5 (77.5)	13.3 (66.5)	—
	1981年	19.5 (100.0)	15.1 (77.4)	13.1 (67.2)	—
	1982年	18.2 (100.0)	15.0 (82.0)	12.9 (70.9)	—

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第27表　規模別労働時間の対前年同期増減率（製造業）

(%)

		500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
総実労働時間	1978年	0.3	1.0	0.7	0.2
	1979年	1.4	1.1	0.7	0.6
	1980年	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.5
	1981年	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.5	△ 1.2
	1982年	△ 0.9	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1
所定外労働時間	1978年	1.8	9.3	5.9	—
	1979年	17.9	13.5	9.4	—
	1980年	13.4	4.1	1.1	—
	1981年	△ 2.3	△ 2.1	△ 0.2	—
	1982年	△ 6.7	△ 1.2	△ 4.7	—

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2) 3年ごとに標本抽出替えがおこなわれる際（最近は82年4月），ギャップを生じるため，ギャップ修正済指数により算出している。

時間（一〇〇）にたいして、一〇〇～四九九人は一五時間（八二・四）、三〇～九九人は一二・九時間（七〇・九）となっており、規模の小さい企業ほど所定外労働時間が短く、総実労働時間とは逆の格差となっている。したがって所定内労働時間は、企業の規模が小さいほど長いことになる。

つぎに製造業の規模別労働時間の対前年同期増減率を第27表によってみると、まず総実労働時間については、五〇〇人以上の規模が〇・九ポイント減、一〇〇～四九九人が〇・一ポイント減、三〇～九九人が〇・三ポイント減となっている。所定外労働時間をみると、五〇〇人以上が六・七ポイント減、一〇〇～四九九人が一・二ポイント減、三〇～九九人が四・七ポイント減となっており、不況の影響によって残業が減少していることを示している。

労働日数

八二年における中労委の従業員一〇〇〇人以上の大企業についての「労働時間・休日・休暇」の調査によると、年間労働日数は、本社事務の場合二六〇・四日（八〇年二六一・三日）で、八〇年調査にくらべ〇・九日の減となっており、逆に休日日数が同日数増となっている。また、主たる事業所の場合は、交替なき勤務二六一・六日（同二六二・二日）、二交替制二五九・七日（二六〇・四日）、三交替制二六五・八日（同二六七・〇日）で、八〇年調査にくらべ、それぞれ〇・六、〇・七、一・二日の減となっている。労働日の内訳をみると、本社事務および主たる事業所（交替なき勤務）の場合、八〇年調査にくらべ通常日の労働日数はやや増加しているが、半休日の労働日数の減少がこれを上回っている結果、年間労働日数はやや減となっている。通常日の年間労働日数の分布をみると、二四五～二四九日とする企業がもっとも

第28表　主な週休制の形態（企業数の割合）　(%)

企業規模	合計	週休1日制	週休1日半制	週休2日制 計	完全	月3回	隔週	月2回	月1回	その他
企業規模計										
1975年	100.0	54.5	2.1	43.4	4.6	2.2	9.8	12.6	14.1	0.1
1980年	100.0	49.6	2.8	47.6	5.4	3.3	8.8	13.0	17.3	—
1981年	100.0	49.6	2.6	47.8	5.7	3.2	7.9	14.8	16.3	—
1,000人以上										
1975年	100.0	14.1	2.5	83.4	28.5	9.0	15.9	17.1	13.0	—
1980年	100.0	8.0	1.8	90.2	30.6	10.8	15.1	18.6	15.1	—
1981年	100.0	7.1	0.6	92.3	32.0	11.2	15.1	19.6	14.4	—
100～999人										
1975年	100.0	36.4	3.1	60.2	7.2	4.2	14.8	16.4	17.6	0.3
1980年	100.0	34.6	2.3	63.1	10.7	5.2	11.1	16.9	19.3	—
1981年	100.0	33.5	2.6	63.8	10.7	5.2	11.6	18.6	17.7	—
30～99人										
1975年	100.0	63.2	1.7	35.2	2.8	1.1	7.6	10.9	12.7	—
1980年	100.0	56.9	3.0	40.1	2.5	2.3	7.6	11.2	16.5	—
1981年	100.0	57.4	2.6	40.0	2.9	2.2	6.1	13.1	15.7	—

〔備考〕 1)　「週休1日半制」とは，週6労働日のうち1日が半日のものをいう。
2)　「その他」とは，週休日の定めが季節や事業の繁閑によって異なるものなどをいう。

多く三九・五%を占め、ついで二四〇～二四四日二一・三%となっている。

週休二日制　労働省の八一年「賃金労働時間制度調査」によると（第28表）、なんらかのかたちで週休二日制を採用する企業は、規模計で四七・八%で、前年より〇・二ポイント増加している。これを形態別にみると、月一回一六・三%、月二回一四・八%、隔週七・九%、月三回三・二%、完全五・七%となっている。完全は前年より〇・三ポイント増加し、月二回の増加率が一・八ポイントでもっとも多い。

企業規模別にみると、一〇〇〇人以上の規模企業では、なんらかのかたちの週休二日制の採用が九二・三%に達し、前年より二・一ポイントの増加である。このうち完全週休二日制は三二%で、前年

より一・四ポイントの増加、月三回も一一・二%で、前年より〇・四ポイントの増加である。

一〇〇～九九人規模企業では、なんらかのかたちの週休二日制の採用率は六三・八%で、前年より〇・七ポイント増加している。このうち完全は一〇・七%で、前年と変わらず、月三回は五・二%（前年五・二%）、隔週一一・六（一一・一）、月二回一八・六%（一六・九%）となっており、この規模では月二回がもっとも多い。三〇～九九人規模企業では、なんらかのかたちの週休二日制の採用比率は四〇%で、前年より〇・一ポイント減少した。このうち完全は二・九%（二・五%）で、他の規模の企業にくらべるともっとも比率が低い。月三回二・二%（二・三%）、隔週六・一%（七・六%）といずれも前年にくらべて減少しており、月二回が一三・一%（一一・二%）で一・九ポイント増加している。この規模では月一回が一五・七%でもっとも比率が高い。

週休二日制の適用を受ける労働者数の割合は七四・七%（前年七四・一%）となっており、前年にくらべてやや増加している。企業規模別にみると一〇〇〇人以上では九五・四%（九四・〇%）、一〇〇～九九人では七一・三%（七〇・六%）、三〇～九九人では四二・五%（四二・五%）となっており、企業規模が大きいほど適用される労働者数の割合が高くなっている。（金融機関の週休二日制導入については、本年鑑Ⅲ―Ⅰ「政府の労働政策」の6「労働環境・労働条件等の改善」参照）。

週休以外の休日および年次有給休暇

週休以外の休日のある企業数の割合は九六・九%（前年九六・九%）で、これらの企業の休日日数（一企業平均）は、一六・九日（一六・八日）となっている。休日日数を企業規模別にみると、一〇〇〇人以上では一七・三日（一六・九日）、一〇〇～九九人では一六・六日（一六・五七・四日（一七・三日）、三〇～九九人では一七・三日）である。週休以外の休日のある企業について、休日日数階級別の企業分布をみると、「一五日～一九日」が四三・七%（四二・三%）、ついで「二〇日～二四日」が二八・二%（二七・九%）となっている。休日の種類としては、「年末・年始の休日」が九四%（九三・三%）、「国民の祝日」九三・四%（九二・八%）、「夏季休暇用特別休日」七六%（七二・一%）、「その他の休日」三七・三%（三五・一%）となっている。休日の種類別に平均休日日数（一企業平均）をみると、「国民の祝日」九・七日（九・七日）、「年末・年始の休日」四・二日（四・三日）、「夏季休暇用特別休日」四・二日（四・三日）となっている。八一年の一年間に、労働者に付与された年次有給休暇の日数は、労働者一人平均で一五日（一四・四日）であり、そのうち労働者の取得した日数は八・三日（八・八日）で、消化率は五五%（六一%）である。前年にくらべて付与日数は増加したが、消化率は低くなっている。

【参考資料】(1)労働省「昭和五十七年労働経済の分析」、(2)労働大臣官房労働統計調査部「労働統計月報」、(3)春闘共闘委編「一九八三年春闘白書」、(4)総合労働研究所「団体交渉のための賃金資料」（一九八二年一二月）、(5)産業労働調査所「八三年春季賃金交渉資料」、(6)労働旬報社『賃金と社会保障』、(7)産業労働調査所『賃金実務』

III 合理化の現状と労働災害・職業病

概要□「合理化」の現状と形態――経済基調／高水準の失業率／メカトロニクス化による雇用減などの悪影響／主要産業における「合理化」の実態――鉄鋼業／自動車産業／電機産業／造船業／化学産業／紙・パルプ産業／繊維産業／公務員／国鉄／労働災害・職業病――労働災害：産業別災害度数率・強度率／規模別災害度数率・強度率／重大災害発生状況／産業用ロボットによる労働災害／職業病：業務上疾病発生状況／産業別種類別

概要

一、一九八二年度の景気は内需が停滞し、輸出が減少したので前年度以上に後退した。このため、いくつかの産業で一時帰休や希望退職者募集をふくむ雇用削減が実施された。他方、ひきつづき産業用ロボットやOA機器の導入、FMSの普及によって生産と事務の合理化が進展し、この面からも雇用が削減された。失業率は漸増傾向をたどった。

一、鉄鋼業では粗鋼生産高が一〇年前の低水準に陥り、高炉稼働率は六〇%に低下した。このため大手企業では配転、出向、さらには一時帰休が広がった。また、不況とFA、OAの導入とが重なり、新規高卒の採用が削減された。また、中小の鋳物用銑専業で希望退職者募集がおこなわれ、普通電炉業界や合金鉄業界でも雇用削減がなされようとしている。

一、自動車産業は輸出が減少したため景気が低迷した。このなかで産業用ロボットの導入が進展した。とくに窓ガラスの取り付けロボット、バッテリーや座席の積み込みロボットなどの組み立てロボットが普及しはじめたことが特徴的である。これによって会社内の応援・配転を中心に雇用調整がなされ、急激な作業の変化によって「腰痛、筋肉痛」を訴える労働者が多くなった。

一、電機産業ではコンピュータ、半導体を中心とした産業用エレクトロニクス部門が好調であったが、他の部門が不振のため伸び悩み基調であった。このなかで自動車産業よりも急速にME化が進展している。不況下におけるME化の急進展は女子や中高年を中心に雇用の減少をもたらしており、この傾向は強まる可能性が高まっている。また、ME化にともなって職場では監視労働が多くなり単調労働が高まり、女子労働の排除により新しく男子の交替制勤務が増加し、システム化のなかで時間外労働も増えている。

一、造船業は新造船受注減により操業調整がなされている。大手企業では民需造船部門で操業低下にともない出向や一時帰休が実施されている。それとはうらはらに兵器部門で人員増（応援派遣）、長時間残業がなされている。中小企業ではグループ化や経営危機突破方策にともなって労働諸条件の低下、組合弱体化などの合理化がすすめられている。

一、化学産業は国際競争力の低下によって「構造不況」に陥っている。大手企業では希望退職者募集をふくむ雇用削減が進展し、中小企業では企業合併などの業界再編成により工場閉鎖による人員削減が実施された。また、産構審化学部会の設備廃棄答申に沿って産業構造改善法にもとづく設備廃棄と構造改善がおこなわれ、再度大がかりな雇用削減が実施されようとしている。

一、紙・パルプ産業も長期の「構造不況」に陥っているが、産構審紙パ部会による設備廃棄と設備集約化の答申に沿って八二年後半から八三年にかけて大規模な業界再編成が推進された。大手企業、中小企業を問わず、希望退職者募集をふくむ雇用削減がおこなわれた。

一、公務員では、人事院が公務員制度の抜本的な見直しを内容とする改革案をまとめた。

一、国鉄では、大量の人員削減計画が打ち出されるとともに、国鉄再建監理委員会が発足し、重大な局面をむかえている。

一、労働災害は、度数率は減少しているが、強度率は、減少が停滞的である。なお、産業用ロボットによる労働災害の状況が初めて明らかにされた。

一、業務上疾病は、六六年以降、目立って増加していたが、七九年以後、大幅に減少している。八一年は前年にくらべて減少の割合は小さかった。

1 「合理化」の現状と形態

経済基調

一九八二年度の日本経済は三年連続の停滞状態がつづき、前年度以上に不況感は深まった。これはアメリカのレーガン政権による高金利政策が世界的な高金利をもたらして世界経済の不況を長期化させたので、日本経済も輸出貿易の一九五二年以来という大幅な減少を余儀なくさせられたからである。また、欧米諸国における保護貿易主義の台頭も輸出競争力の強い日本産業に需要減退をもたらした。さらに、個人消費支出は回復に向かったとはいえ、その動きは緩慢であり景気回復をもたらすほどには

ならなかった。それは、卸売物価・消費者物価が前年度以上に沈静したが、春闘の賃上げ率が七％程度に抑制され、租税・社会保険負担の増大もつづいたので、可処分所得が微増にとどまったからである。民間住宅投資も民間設備投資も国内不況感の深まりによって伸びが鈍化し、財政支出も「行革」・臨調路線の影響をうけて伸びを抑えられた。こうして産業動向はコンピューター・IC関連など一部をのぞいておしなべて不振であった。

高水準の失業率　不況の深化によって、失業率は八二年から八三年にかけて増加しつづけた。八三年一～三月には完全失業者が前年同期より二八万人増加し、完全失業率二・六八％の高水準を記録し、その後も高原状態がつづいている。建設業、鉄鋼業、石油化学産業、紙・パルプ産業、繊維産業などで失業者の増加が目立っている。年齢別では失業率がとくに高いのは一五～二四歳層と五五歳以上層である（本年鑑I—I「労働市場と雇用構造」参照）。前者には「気に入った職場がない」といった自発的理由が多いが、後者には「仕事に就きたくても職がない」という非自発的失業者が多い。

メカトロニクス化による雇用減などの悪影響　近年の不況のなかで企業は生産と事務の合理化に向けて、産業用ロボット、FMS、OAといったメカトロニクスの導入テンポを早めている。メカトロニクスの雇用にたいする影響については、従来、マイナス影響が少ないか、またはプラスでさえあるといった論調が多かった。しかし、近年の動きをみるとこうした楽観的な見方は妥当しないことが明らかになりつつある。従来の楽観的な見方は、メカトロニクスの導入テンポの問題や経済情勢の評価の問題をきちんと視野に入れていなかった。しかし、八二～八三年度にかけて、それの導入テンポが早まり、しかも不況が深刻化したので、雇用への悪影響がはっきりと現れた。産業用ロボット、FMSの導入現場からの中高年齢層（熟練労働者）の排除、配転・出向の増加、OA導入などによる新規高卒男女の就職難などが目立っている。また、マイクロエレクトロニクス導入現場における単調労働、少人数労働による労働強化、新たな職場がかかえる新たな労災・職業病などの問題も発生している。

2　主要産業における「合理化」の実態

鉄鋼業　鉄鋼業は八二年度も内需不振と輸出低迷さらにはホットコイルなど若干の分野における中進国の追い上げによって不況がつづいた。八二年の粗鋼生産は一億トンを割り、一〇年前の水準に低下した。このため稼働高炉基数は四基減り四〇基（六六基中の約六〇％）となった。労働生産性（産出量／労働投入量）は横ばいであった。また、連鋳比率は七八・八％となった。

大幅な操短で前年以上にきびしい雇用調整がなされ、配転・出向とならんで雇用保険法にもとづく雇用調整助成金を活用した教育訓練、八三年度新規採用の削減などが実施された。たとえば、新日鉄では「緊急不況対策」として八二年一〇月から新たに堺、広畑、室

蘭の各製鉄所で高炉を休止した。とくに四基のうち三基を休止した室蘭では会社内の配転、関連会社への派遣、一時帰休などによって三百数十人を削減した。住友金属では当面、最新鋭の鹿島に生産を集中して、設備の一部を休止した和歌山と小倉で、それぞれ九四〇〇人から七四〇〇人へ、三一五〇人から一五〇〇人へ、削減し、配転・応援、出向、一時帰休を実施した。

また、不況期にもかかわらず、FA、OAの導入やIE活動によるレイアウト、物流システムの改善といった合理化が進展した。この結果、八三年四月の新規高卒の採用が削減された。たとえば日本鋼管では鉄鋼部門の高卒男子の採用がゼロとなり、川崎製鉄、住友金属では前年の三分の一以下、神戸製鋼でも半分以下に削減された。

こうして、六割操業でも収益が確保できる体制へ向けて合理化が追求された。なお、新日鉄は発足以来の管理組織の大改正を八二年一一月に実施した。これまでのライン組織の基本型は部長―副部長―課長―掛長の四階層であったが、今後はそれを部長―室長―掛長の三階層にかえる。これにより現在のラインの課長は、室長になり名称が変わるだけである。他方、副部長の多くは次長か部長代理となり、いずれもラインからはずれる。この改正は一九六〇～六三年入社の「団塊の世代」の処遇問題を部長代理（室長と同格）ポストの活用によって解決し、同時にラインの風通しをよくしようとするものである。

鉄鋼大手以上に中小鉄鋼業種ではきびしい合理化がすすめられた。

国内鋳物用銑専業メーカーは需要減退と安値輸入品の攻勢によって経営危機に直面し、雇用削減がなされた。たとえば、矢作製鉄、岩手製鉄では八二年二月～三月に休日数の削減、労働時間の延長、余剰人員の出向・派遣などがなされたが、これによっても経営危機を脱することができなかった。このため、矢作製鉄では八三年一月に希望退職一二五人（従業員の約三〇％）、労働時間一日当たり三〇分の延長、賃金・一時金の圧縮といった合理化案が出された。組合の要求によって希望退職者数は若干減少し、労働時間延長が繰り延べられたが、ほぼ会社案の方向で合理化がなされた。また、岩手製鉄でも三月に希望退職五六人、労働時間一日当たり三〇分の延長などが提案され、実施された。

普通鋼電炉業界と合金鉄業界（この業界には七五年に四四社一万二五〇〇人いたが八二年には三一社六七〇〇人に半減した）はかねてから「構造不況業種」とされていた。これらの業界は八三年四月に成立した構造改善臨時措置法にもとづいて過剰設備の廃棄と高いエネルギーに依存しないような新技術、新商品の開発をおこなおうとしている。しかし、過剰設備の廃棄は人員削減を促進することになる。たとえば、電炉業界には一社・一炉の小企業が五八社中二七社もあるので設備廃棄は企業の集約化や合併をもたらし、それは結局人員削減に結びつかざるをえないからである。

自動車産業

八二年度の自動車生産台数は完成車で一〇七九万台（前年度比二・九％減）と、二年連続減少した。国内新車販売台数は五三三万台（同三・二％増）で七九年度の過去最高記録五一九万台を更新した。これはトラック・バスが景気低迷のために七・五％減と大きく落ち込んだにもかかわらず、乗用車、とくに軽自動車が好調だったからである。他方、輸出台数は四・五

第29表　機械器具部門従業者1,000人当たり機械保有台数　（単位：台）

	NC工作機	NC加工機	産業用ロボット
計	9.5	0.6	5.9
機械工業計	9.5	0.5	6.0
電気機械器具	3.7	0.7	4.1
輸送用機械器具	8.5	0.4	12.1
自動車・同付属品	8.5	0.3	15.1
精密機械器具	10.7	0.1	4.1
鋳鍛製品製造業計	6.3	1.4	3.0

〔備考〕 1) 機械器具部門とは，機械器具の生産活動にかかわる部門。
2) NC工作機にはNC旋盤，マシニングセンター，NCフライス盤などが含まれる。
NC加工機にはNC機械プレス，NC液圧プレス，NCベンディングマシンなどが含まれる。
3) 通産省「工作機械設備等統計調査報告書(第6回)」昭和56年。

％減の五五九万台と、二年連続減少した。これは欧米諸国の景気停滞と対日輸入規制に加えて、前年度好調であった中近東、アフリカ向け輸出が、これら諸国の外貨事情悪化により、減少したからである。

このように輸出の停滞を主要因として自動車生産台数は減少したが、自動車メーカー一〇社の業績は売上高で前年度比九・五％増、経常利益で同九・七％増と、増収増益となった。それは八二年前半に大幅な円安となり、膨大な為替差益が発生したからである。

八二年度の「合理化」の特徴は減産下にあって産業用ロボットの導入が促進され、雇用調整がすすめられた点にある。とくに、車体溶接工程にマルチスポット・ウェルダー（多極点自動溶接機）に代わってロボットが導入された。前者は車の形に合わせて十数点から二十数点のスポット溶接を瞬時におこなうという利点をもっているが、モデルチェンジに対応しにくいという欠点をもっていた。そこで、車のモデルチェンジが二～三年でおこなわれるという最近の特徴に合わせて、数値制御などによりかなり複雑な動きができ、しかもモデルチェンジに容易に対応できるロボットの導入が活発化しているのである。

また、八二年後半から組み立てロボットが普及しはじめた。たとえば、日産村山工場の「マーチ」の生産ラインにはすでに導入されたものと合わせて一八八台の車体溶接ロボットが導入されている。またリヤウィンドウやインスツルメント・パネルの取り付けロボット、バッテリー積み込みロボット、座席積み込みロボットなどの組み立てロボットが新たに導入され、さらに、テスト段階としてタイヤ取り付けロボットの導入も検討されている。また塗装ラインの工程にも新たに一九台のロボットが導入された。このほか、「スカイライン」などの生産ラインをふくめて、日産村山工場では四二〇台のロボットと八〇台の無人運搬車（部品供給用）が昼夜の別なく動きつづけている。そして、日産全体のロボット保有台数は八一年の七三〇台から八二年の九五〇台へと増加した。

ロボット導入で日産に遅れをとったトヨタはわずか一年間で四二〇台から八四〇台へと倍増させた。とくに本社工場、上郷工場（エンジン）、元町、堤両工場（乗用車組立）にFMSを導入した。最新鋭の田原工場ではプレスから溶接、組立にいたるまで自動化が推しすすめられてロボットが大量に導入されている。さらに、トヨタでは八三年三月より二カ年でオフィス業務の生産性向上三〇％を目標に定めた。OA導入促進をふくめて管理・間接部門の既存業務の

見直しにより工数を削減し、これによってうみだされる工数を新規・重要業務にふりあてようとしている。工数削減に向けて人事、経理、購買の各部で二〇分ごとに作業をチェックするというオフィス分析をおこなっている。

なお、完成車メーカーだけでなく、部品メーカーにもしだいにロボット等の自動化機械が導入されつつある。ロボット導入は重筋労働や劣悪な労働環境から労働者を解放するという面をもっている。しかし、その反面、それは労働者に応援・配転を強いる。日産村山工場では会社の多能工化政策とも重なり、この二年間に、約三五〇〇人の現場労働者のうち八〇％以上が応援・配転を経験した。また、熟練機械工（先輩からバイトの研ぎ方、ドリルの研ぎ方から教わり、しだいに機械を使いこなしていけるようになる）は職場の片隅で昔ながらの工作機を使うか、まったく異職種に配転されるか、いずれかの道の選択をせまられている。さらに、ロボット導入によって量産同期化ラインがいっそう整備され、ロボットの能力をより有効に活用するため工場全体のラインスピードがアップされて労働強化がすすむ。とくにロボット化されない手打ちスポット、グラインダー仕上げ、鉄板投入などの手作業労働者はロボットラインのスピードに合わせた労働が要求されるのである。この結果、応援・配転による急激な作業の変化とも重なって「腰・筋肉痛」を訴える労働者が五〇％近くを占めるほどである。

ロボットの大量導入にともなって労働諸条件の急激な変化に直面した日産労組は八一年の創立二八周年総会以来、新技術導入にかんする労使協定の締結を会社に要求してきたが、ようやく八三年三月一日、労使は「新技術導入に関する覚書」（ME協定）を締結した（本年鑑Ⅱ―Ⅴ「合理化反対闘争」3「ME・FAの問題」参照）。

電機産業

電機産業は八二年度には前年度と異なって伸び悩み基調であった。国内需要は、情報化の進展でコンピューター、半導体を中心とした産業用エレクトロニクス部門が好調であるが、個人消費の不振と冷夏、暖冬によってVTRやカラーテレビをのぞき家電・音響部門は低迷し、電力の投資抑制で重電部門が不振であり、総じて緩やかな伸びにとどまった。他方、輸出はコンピューター、IC、OA機器が好調であったが、主力の家電、VTRが世界不況と貿易摩擦とによって不振であり、総じてマイナス成長となった。

このなかで、大手企業による好調な半導体部門の設備投資の増額修正が目立っている。また、減量経営の徹底、高付加価値製品の開発、製造工程の合理化・自動化などによるコストダウンが推進された。

電機産業ではME化が急テンポで進展している。産業用ロボットの導入台数は累積でまだ自動車産業に及ばないとはいえ、八二～八三年度にかけては自動車産業を上回っている。電機労連の八二年一〇月調査（「マイクロエレクトロニクスが雇用と労働に与える影響調査」）によって、この点を概観しておく。二七七事業所（うち八四％は従業員一〇〇〇人以上の大企業）のうち九二・一％に当たる二五五事業所でME機器を導入しており、一事業所当たり六七台、従業員二〇人にたいして一台の割合である。ME化は部品加工、組立、検査・測定など生産ラインのメーン工程で集中的にすすめられており、ME工程をもつ事業所のほぼ三分の一は五〇％前後の自動化率（ME機器で処理される工数の割合）を達成している。システム化

はまだはじまったばかりであるが今後急速にすすむ見通しであり、FMSやCAD／CAMも急進展するであろう。下請中小企業への影響としては、情報処理・半導体分野では外製比率が高まることが多いが、家電・音響の分野では外製比率が低くなることが多い（七八年以降導入事業所で）。ME化した工程そのものでは女子や中高年を中心に雇用が減少し、事業所全体では増加三五・七％、変わらない四〇・九％、減少した二一・三％である。また、ME化工程への配置転換は二〇歳台～三〇歳台の比較的若い男子が中心で、女子は自然減（自然退職）を待ち、中高年男子は出向＝スピンアウト、そして五〇歳台後半の高齢者は定年まで放置する、というのが企業の基本戦略である。さらに、労働内容は、ME化工程の従事者は、①プログラム作成・システム設計、②保守・修理（メンテナンス作業）、③操作・監視（オペレーターおよびマニュアル）作業に分業化しており、職場では監視労働が多くなり、単調作業が高まり、女子労働の排除により新しく男子の交替制勤務を導入した事業所が三分の一強もあり、システム化がすすむほど時間外労働が増大している。

各企業におけるME化の実態はつぎのようである。日立では八三年度完成をメドに全社二八工場のうち一〇工場をFAモデル工場として改造し、八六年度までに一〇システムのFAを導入して五〇〇〇人を削減する計画である。東芝でも八五年頃までに三五の生産ラインにFMSを導入し、技能労働者二万七五〇〇人のうち九二〇〇人を削減する計画である。八二年六月に名古屋工場の扇風機工場の組み立てライン一本がFMS化された。かつて六四人の労働者がいたラインに、ワイヤ成形、配線もふくめて一七台のロボットが導入され、作業者はわずか五人となり、生産能力は日産一〇万台から三〇万台に三倍化した。また、事務の生産性向上をめざして八一年度からパワー運動を実施している。すなわち、システムルーチンの合理化、簡素化、業務のOA化、経営管理資料の合理化、資料のマニュアル化、標準化、ファイリングシステムの確立、経費の削減などに努めており、八五年までにオフィス能力を二倍化し、節約経費を二〇〇〇億円とし、省力投資を一人当たり一〇〇〇万円とする、という計画に沿って事務合理化をはかっている。富士通でも沼津工場（大型コンピューターの量産工場）にFMSが導入され、CAD／CAM、産業用ロボット、NC工作機械、無人搬送車のシステムによって従来型では要員一〇〇〇～一五〇〇人であったが、それが二〇〇人へ削減された。

以上のように、ME化はすでに雇用と労働にさまざまな悪影響を及ぼしており、今後、低成長下でME化が急進展すれば、この傾向がいっそう助長される懸念が強まっている。

造船業

新造船受注量は、八二年度には世界不況を反映して海運市況が低迷したので、貨物船、油槽船ともいちじるしく低下し、対前年度比四八％減（総トン単位）となった。ようやく八三年三月から受注が回復しはじめた。八二年度の日本のシェアは五〇％（前年四九％）、西欧造船工業国一九％（同二五％）、その他諸国三一％（同二五％）であり、西欧造船工業国にたいする発展途上国とくに韓国の追い上げが目立った。他方、日本の新造船工事量（進水ベース）は八二年度にくらべ八％減であった。受注量にくらべて工事量の減り方が少ないのは、船舶が受注から納期までに二～三年かかり受注減の影響は一～二年後に現れるからである。八

三年三月、海造審は船舶建造量が八二年の四五〇万CGRTから漸減し、八五年には三二〇万CGRTで底をつくという予測を発表した。これを受けて運輸省は八三年度平均七四%、八四年度平均六八%という操業度を示して業界の操業調整を勧告した。

造船業の先行きがきびしい状況のもとで、大手企業では出向や教育訓練（一時帰休）などの合理化が実施される一方で、CAD、OA機器、産業用ロボットの導入が加速され、中小企業では経営危機下で労働諸条件の低下、組合弱体化などの合理化が進行した。

大手企業では比較的に好景気である産業機械、工作機械、航空宇宙、鉄骨橋梁、車両・エネルギー関連への配転・出向や一部では一時帰休がすすめられている。また、八一～八三年、軍事費の突出のなかで兵器の増産体制がとられている。三菱重工では相模原の戦車、名航の軍用機が増産されており、長崎の特殊機械工作部第二課では核装備が可能といわれる「アスロックランチャー」や魚雷を生産し、造船部門の人員削減、定時操業とはうらはらに、人員増＝他部門や他課からの応援、長時間残業がおこなわれている。住友重機でも八二年一〇月に機関銃製造会社である日特金属と合併して、兵器生産部門の強化を表明し、日立造船でも八二年九月に本社に艦艇兵器本部が設置された。

中小企業の四国ドックでは八二年春闘後、三井造船が派遣した社長のもとで、①組合活動の否定、団体交渉拒否、慣行の廃止、スト権の否認などを中心とした「平和義務」の協約締結、②賃上げ分の退職金算定基準からの除外、③給食費の値上げ、という合理化案を受け入れるよう組合に迫った。結局、一〇月に組合の闘争を背景として「平和義務」協定の締結は否定され、今年度賃上げ分は退職金にリンクされ、給食費は五カ年で段階的に折半とするということになった。

長期の経営危機に直面した金指造船は、八二年一〇月末、来島どっく（社長坪内寿夫）に株式を買収され、その傘下に入った。八三年二月末、佐世保重工の再建で有名となった坪内方式がつぎのように金指造船にも提案された。すなわち、労働時間の延長（現行午前七時五〇分～午後四時四〇分を午前八時～午後五時へ）、しかも始終業管理を厳格にし、ミーティングや体操などは時間外とする。週休二日制の三年間停止により年間就労日を二九七日に（現行二五三日）、年間総労働時間を二三七六時間に（現行二〇二四時間）、それぞれ延長する。総務関係など事務部門をなくし、部課も三分の二減らす。こうしたきびしい合理化提案に耐えきれず、総務、経理、電算、勤労、設計などの職場では管理職をはじめ多数の従業員が退職し、豊橋工場でも二〇代の若年労働者がつぎつぎにやめ、あわせて一〇〇人の退職者が出た。結局、組合が労働時間の延長にたいして強力に反対したので、八三年六月に時間延長問題にかんしては従来の労使慣行どおりとし、週休二日制問題に関しては一年目は年間二六一日二〇八八時間（一四日増）、二、三年目は二六〇日二〇八〇時間（一三日増）とすることで労使の合意に達した。このように金指造船では組合のたたかいによって会社は一定の譲歩をしたが、坪内方式による人員削減、労働時間延長、間接部門削減といった合理化は、ここでも実施されたのである。

函館ドックでも、二月末に会社は造船不況の再来にたいする「危機突破対策」としてつぎのような合理化案を示した。第一に、時間管理の徹底により労働時間内目いっぱい労働密度を高めること、第

二に、職種別管理の廃止、ステージ別管理の導入、とくに職種別管理をつづけている工作部各工場の管理をあらゆる職種を揃えてステージ化し、自立化をすること。これにより、クレー、運輸、船具などの大量配転を可能にし、多能工化をはかること。第三に、教育訓練（一時帰休）を導入すること。このうち、教育訓練については六〇人、一人二週間～三週間をメドに四月中旬実施に入った。他の項目については労使の攻防が継続している。

なお、造船産業では以前から各社で全造船機械分会の弱体化がはかられているが、八三年四月には笠戸ドックで会社派の執行部が全造船脱退をおこない、笠戸分会は少数組合になった。

化学産業

第二次オイル・ショック以降、化学産業は深刻な構造不況に直面している。とくに、原油価格の大幅値上げにより日本の化学産業は割高なナフサを原料にしており、アメリカ、カナダ等の天然ガス、エタン利用国との原料価格差は五〇～一〇〇％にも及び、このため、国際競争力はいちじるしく低下した。また、八一年以降のアメリカ高金利を主因とする世界的な景気後退のなかでアメリカ、カナダの輸出ドライブが日本の汎用石化製品の不況を深化させている。このようななかで、八二年一〇月には一〇年ぶりにエチレンの不況カルテルが結成され、過剰設備問題が表面化した。さらに、サウジやカナダという原料産出国で大型石化プロジェクトが建設中であり、三～四年後には稼働する予定であり、将来、メタノール、ＥＤＣ、エチレン等の安値な製品が日本に輸入される可能性がある。

こうした事態をふまえて、産構審化学工業部会は八二年一二月一日に「石油化学工業の産業体制整備のあり方について」という答申を出して、石油化学産業の再編の政策を打ち出した。この答申では八五年度を目標とする過剰設備の廃棄、設備廃棄の円滑化と効率的な設備への生産集中を促進するための企業のグループ化、技術力をいかした高付加価値分野へのシフトなどがもり込まれた。とくに、設備廃棄にかんしてはエチレンは八二年八月末現在の年産六三四万七〇〇〇トンの生産能力のうち三六％（二二九万三〇〇〇トン）を廃棄し、誘導品のポリエチレンやスチレンモノマー、塩ビなどもそれぞれ四分の一から三分の一強を廃棄するという計画であった。

ところで、化学産業では七五年から八一年までの六年間に常用労働者が一七％も削減された。また、その後も、六割操業という低操業を前提として収益をあげる体制の確立が目標とされ、徹底した固定費の削減＝雇用削減がすすめられている。

大手企業では三井東圧で八一年から八二年に七五〇〇人から六〇〇〇人になり、昭和電工で約三五〇人の希望退職者を出し、住友化学では新居浜の大江工場エチレンプラントを全面廃棄して千葉工場に集約し、全社的に五〇歳以上の労働者（一〇〇〇人余）を対象に「早期退職優遇制度」の実施によって「転進転職」を強要した。石油化学産業はコンビナートとして特定地域に集中立地しているため、こうした雇用削減は下請中小企業、地域住民、地域経済に悪影響を及ぼしている。とくに新居浜地区では、すでに住友アルミの撤退で大きな打撃をうけており、住友化学の撤退により追いうちをかけられたのである。また、日本硝子では八二年九月一六日、会社更生法の適用申請が出され、一二月二〇日に更生手続開始決定がなされた。八三年夏過ぎに出される更生計画にむけて雇用削減がなされようとしている。

石油化学二次加工分野の中小企業でも合理化がすすめられている。志村化工伊達工場（フェロニッケル製造）では会社は八二年七月二〇日に、フェロアロイが輸入品にたいして競争力を失い、他業種への転換も不可能であるとして、同年一二月一八日に工場閉鎖、全員（一三九人）解雇を提案した。労働組合は強力に抵抗したが、結局、会社提案は八三年一月に実施された（本年鑑Ⅱ―Ⅴ「合理化反対闘争」参照）。また、八二年五月に、八三年四月をもって東北肥料とサン化学が合併してコーポケミカルを発足させ、これに日東化学、ラサ工業の肥料部門の営業譲渡がおこなわれ、結局肥料四社の統合がなされることが決まった。このなかで四社の一六〇〇人を九四〇人に削減するという要員計画が出された。このうちサン化学にたいしては一三〇人（全従業員の二八％）の雇用削減と山の下工場の閉鎖（合併六カ月後）が提案された。このほか、八二年一〇月一九日に神戸精糖で三二九人全員解雇が出され、日本化学、協和カーボン、日合熊本等で希望退職募集がなされた。

さきの産構審化学部会の答申に沿って、八三年五月に施行された産業構造改善法にもとづき、六月二一日に化学関連の構造改善基本計画が告示された。この計画における設備廃棄は、エチレン一四社で三六％、ポリオレフィン一九社で二二％、塩ビ一七社で二四％、アンモニア一四社で二〇％、尿素八社で三六％などである。こうした大幅な設備廃棄にともなって再度大がかりな雇用削減が実施されようとしている。

紙・パルプ産業　紙・パルプ産業は長期不況下にあってもっとも深刻な「構造不況」業種の一つに数えられている。石油危機により海外に依存するエネルギーや原材料が高騰し、急速に国際競争力が低下した。また、石油危機以前の過剰設備投資により業界の過当競争が強まり、加えて北アメリカを中心に外国紙製品の輸入が急増したので景気低迷が長期化したのである。すでに四年前に特安法にもとづく設備廃棄がなされ、中小企業の閉鎖、多くの配転・出向、希望退職者募集、労働条件の切り下げがなされた。しかし、これによっても紙パ産業は不況を脱することができず、産業再編に向けて八二年三月に産構審紙パ部会の「紙パルプ産業の八〇年代ビジョン」が出された。その内容は、①過剰生産設備の処理と生産設備の集約化、②低付加価値製品の海外生産と国内製品の高付加価値化、③原料確保のための海外造林、開発輸入、④産業の高度化、技術立国をめざす研究開発、などである。この答申に沿って八二年後半から八三年前半にかけて大規模な業界再編成が推進された。日本製紙と足利製紙の合併、大昭和製紙の三子会社吸収、王子製紙による十条、本州、神崎など王子系の再編統合、十条板紙と千住製紙の合併、本州製紙と福岡製紙、東信製紙の合併、本州段ボール工業と佐賀板紙の合併などがそれである。このなかで王子系の再編統合により八〇〇人（一五％）の雇用削減がなされ、十条、千住の合併（八三年四月）では千住工場の閉鎖とこれにともなう配転、出向、希望退職者の募集がなされた。この結果、千住の全従業員三五〇人のうち、二二五人が十条に移籍し、希望退職者七五人、高齢者勇退二〇人、残りは関連会社等への出向・移籍となった（本年鑑Ⅱ―Ⅴ「合理化反対闘争」参照）。

紙パ産業の再編成は中小企業にも大きな影響を与えている。親企業の操業低下にともなう下請仕事量の減少、設備廃棄をともなう集約化が中小企業の経営危機をもたらしているからである。中小家庭

紙メーカーは不況下における大手メーカーの参入によって経営危機に直面した。このため、大八製紙が倒産し、嘉栄製紙が和議申請をおこなった。八代紙工では洋紙部門の人員を三八人から二八人にするという会社提案がなされた。東洋製紙でも親企業の本州製紙の意向で、全従業員の三〇％強の四七人の希望退職者募集がなされた。伊野製紙でも伊野工場の閉鎖と高岡工場への人員吸収がなされ、転勤できない労働者の希望退職者募集がなされた。さらに段ボール業界では大王製紙（段原紙メーカー）によるハリマ製紙の吸収、飯塚段ボール、富士パッケージの買収やグループ化がなされた。段ボールメーカーどうしの日の出紙器と九州紙工、三興段ボールと斎藤段ボール、本州段ボール工業と新潟ユニパックの合併がなされ、それぞれ一定の雇用削減が実施された。

八二年から八三年にかけての合併による産業再編成をふまえて、八三年後半には「新特安法」にもとづく設備廃棄（一〇～二〇％）がなされようとしている。とくに業界集約により中堅企業、中小企業の設備廃棄がすすむので、そこにおける雇用削減の懸念が強まっている。

繊維産業　繊維産業では発展途上国の追い上げによって国際競争力を低下させ長期にわたる「構造不況」のなかで雇用削減が継続している。八一年九月～八二年八月の間に、一〇二件、二四〇〇人の雇用削減がなされ、一時帰休、工場・店舗閉鎖がめだっていた。その後も消費不況や輸入増が重なって合理化が後を断たない。その特徴点は、輸入増の製糸業で転廃業が相つぎ、輸入綿糸の増大により中小紡績業の転廃業が増加したことである。また、大企業でも設備廃棄と集中生産により工場閉鎖、縮小がつづき、アパレルや卸・小売部門でも消費不況と天候不順が重なって倒産する企業が増加した。こうした分野で雇用削減がすすめられている。さらに、北陸の合繊長繊維織物産地でも輸出不振によって一時帰休が広がっている。

公務員　公務員にかんしては、人事院が八三年四月一八日にまとめた「人事行政に関する改定施策案」が大がかりな「合理化」案として登場してきている。改革案は、採用試験から昇進管理、俸給制度、研修制度まで全面的なものである。以下、改革案の概要をかかげておこう。

【人事行政に関する改定施策案(概要)】

人事行政施策について総合的に検討してきたが、現段階で考えている主要施策は次の通りである。

1　採用試験

大学進学率の上昇に伴う新規入職者層の学歴構成の変化を考慮しつつ、行政の複雑・多様化、少数精鋭による行政運営の要請等に対応し、今後必要とされる人材の導入を図るため、採用試験体系を再編する。

新たな採用試験の体系は上級職採用試験、基幹職採用試験、初級職採用試験と、これに相当する試験とする。（以下略）

〈注〉現行の上級職甲種試験に相当する試験、現行の乙種試験、または中級試験に相当する試験および現行の初級試験に相当する試験は、それぞれ上級職採用試験、基幹職採用試験および初級職採用試験に相当する試験として存置する。

2　昇進管理

同等の学歴・資格を有する職員の増加、定年制度の導入による在職期間の長期化、昇進機会の減少等の環境の中で、公務員の人事管理に関する社会の要請を踏まえつつ、昇進管理の適正を期し、職員の士気の高揚、組織の活性化および能率の維持・向上を図ることに資するため、昇任資格基準を策定するとともに、特定の官職段階について所要の選抜手続きを定める。

昇任は試験または選考により行うものとする。

（1）競争試験は官職の性質、欠員、競争者の多少等を考慮し、適当と認める場合に各省庁の長が実施する。

（2）選考は各職階ごとに、人事院が定める昇任資格基準を充足するものの中から任命権者が行う。この場合①昇任資格基準は下位等級に属する官職における必要在職年数に関する要件、昇任官職に関連ある職務経験に関する要件、昇任官職の職務遂行に必要な免許資格に関する要件、および勤務成績に関する要件をもって構成する。②本省庁課長級、同課長補佐級および係長級の官職への昇任については、原則として一定の手続きを経るものとする。

3　俸給制度

職務の複雑・専門化、職務段階の分化等に対応するとともに、職務に応ずる給与の原則へのより一層の適合を図り、また定年制度の実施に伴う在職期間の長期安定化等の事情に対応するため、俸給制度を整備する。

（1）現行の八種十六表の俸給表に加えて、技術的な専門職種を中心とする一定の職種を対象とした専門技術職俸給表（仮称）を新設する。

（2）行政職俸給表一表の等級構成を十等級（現行の一等級と二等級、および三等級と四等級との間にそれぞれ新二等級と新四等級を設ける）、または十一等級（十等級案に加えて現行の四等級と五等級の間に新五等級を設ける）構成に改める。

（3）各等級の号俸数については、標準的な職員についての定年退職時の到達等級を想定し、これと見合いで設定することを基本とし、枠外昇給制度については、これとの関係での見直しを図る。

（4）特別昇給について㋐勤務評定を主たる要件とするもの㋑異動等の特別な事由によるもの㋒その他特別のもの、という三種に区分して体系化するとともに、その実施枠を縮小する。

（5）（略）

4　手当制度

勤労条件の変化、給与の上下格差の縮小等に対応して俸給の調整額の調整割合、調整格付けの適正化を図るとともに、地域事情の変化等に対応して、調整手当の支給地域、支給割合の見直しを行い、また労働価値観の変化等に伴う交代制勤務者等の処遇のあり方の改善を図るなど、手当制度を整備する。

（1）（2）（3）（略）

5　研修制度

行政の複雑・多様化、行政運営の効率化、一体化の要請等に的確に対応し得るよう、職員の能力向上と士気の高揚を図るため、幹部養成研修、職員の登用に資するため研修等を中心として研修体系を整備する。

（1）行政上の政策の企画立案事務に従事する本省庁課長補佐級の職員のうち、勤務成績の特に優秀な者に対し、上級管理者（「本省庁課長級」職員をいう）としてふさわしい知識、能力等を習得させるための全省庁研修として行政官幹部養成研修（仮称）を実施する。

（2）現行初級、中級試験等で採用された本省庁係長級以上の職員のうち勤務成績の特に優秀な者に対し、上級管理者養成要員としてふさわしい知識、能力等を習得させるための全省庁研修として行政官研修（幹部要員養成＝仮称）を実施する。

（3）（略）

6　官職の分類関係

職階法を廃止し、これに代えて現実に即した構造の官職の分類を行い、任用、給与等の人事管理の共通の基礎とする。（以下略）

7　休暇制度

社会一般の情勢に適応した勤務条件を確保するため、年次休暇の付与日数の改定、特別休暇の新設等休暇制度を整備する。（以下略）

国　鉄　政府は、八二年九月二四日の閣議で、国鉄など三公社の改革をすすめる「今後における行政改革の具体化方策」（行政改革大綱）を決定した。大綱は第二次臨時行政調査会の基本答申を実行に移すために策定されたものである。国鉄改革については「五年以内に事業再建の全体構想を設定しその実現を図る」と期限を明示した。さらに、同日の閣議で国鉄再建についての非常事態宣言ともいうべき「緊急措置」を政府声明のかたちで出し

た。その内容は、①職場規律の確立、②新規採用の停止、③設備投資の抑制、④貨物営業の合理化、⑤地方交通線の整備、⑥乗車証制度の見直し、⑦運賃の適正化、⑧兼職議員の見直し、⑨資産処分の促進、⑩自動車、工場、病院の合理化、の一〇項目であった。

八三年六月六日、国鉄は、八三年度に二万八九〇〇人にのぼる雇用削減を実施する計画を決め、国労、動労など関係組合に提示した。これは当初計画に一万三四〇〇人を上積みしたものであり、単年度の削減としては、一九四九年の下山総裁時代の約一〇万人に次ぐ規模になる。計画によると、八四年二月のダイヤ改正に関連して貨物部門一万六〇〇〇人、旅客部門三〇〇〇人、荷物部門一〇〇〇人のほか、車両・線路・電気の検査、保守関連で約五八〇〇人、地方線区の無人駅化などその他で約三七〇〇人を削減するが、駅新設など一部で六〇〇人増員され、実減は二万八九〇〇人となる。

八三年六月一〇日には国鉄再建監理委員会（委員長亀山正夫）が発足した。委員会は、八二年九月の「緊急措置」の実施状況を調べ、その後、国鉄再建についての本格的な議論が開始されることになる。国鉄再建監理委員会設置法は、分割・民営化を打ち出した臨調答申の尊重を盛り込んでいるが、その方向での具体的な再建構想が示されることになろう（本年鑑Ⅱ—Ⅵ「権利闘争」参照）。

2　労働災害・職業病

1　労働災害

産業別災害度数率・強度率

産業別の災害の頻度を示す度数率（一〇〇万延べ労働時間当たり労働災害による一日以上休業の死傷者数）、および災害の強度を示す強度率（一〇〇〇延べ労働時間当たり労働災害の死傷による労働損失日数）の推移を第30表によってみておこう。労働災害は、七四年以来の生産活動の停滞を反映して、かなり減少を示している。度数率の産業計は、一九七〇年に九・二〇であったが、七五年には四・七七と激減し、その後も八〇年に三・五九、八二年に二・九八と一貫して減少している。他方、強度率の産業計は、七〇年に〇・八八であったが、七五年には〇・四三と半減した。しかし、八〇年には〇・三二、八二年も同じく〇・三二と、減少傾向は停滞している。

つぎに、産業別に度数率をみると、八二年にもっとも高いのは、林業一七・九九、ついで鉱業一六・四三、サービス業一一・三九となっている。産業別の強度率では、鉱業がもっとも高く二・五九、ついで林業の一・一五となっている。

第30表　産業大・中分類別労働災害度数率・強度率の推移（規模100人以上）

産業	度数率 1970年	度数率 1975年	度数率 1980年	度数率 1982年	強度率 1970年	強度率 1975年	強度率 1980年	強度率 1982年
計	9.20	4.77	3.59	2.98	0.88	0.43	0.32	0.32
林業	18.22	19.97	20.49	17.99	1.70	1.02	0.82	1.15
鉱業	89.09	29.93	23.40	16.43	7.22	5.43	2.58	2.59
建設業	10.02	4.27	3.31	2.05	2.13	1.15	0.64	0.74
製造業	6.07	3.79	2.68	2.12	0.66	0.34	0.27	0.26
食料品・たばこ	8.59	6.86	5.17	4.46	0.61	0.36	0.45	0.27
繊維	4.26	3.13	2.69	2.66	0.42	0.33	0.30	0.35
衣服	1.84	1.54	1.73	1.27	0.34	0.05	0.05	0.05
木材	18.42	10.63	8.75	7.36	1.60	0.77	1.08	0.98
家具	11.99	9.70	7.60	5.54	1.08	0.56	0.41	0.47
パルプ・紙	8.40	3.99	3.24	2.76	1.22	0.51	0.41	0.75
出版・印刷	5.59	3.83	2.67	2.70	0.40	0.27	0.13	0.26
化学	4.77	3.09	1.90	1.90	0.59	0.24	0.38	0.16
石油・石炭	3.99	2.38	0.84	0.94	0.66	0.45	0.19	0.84
ゴム	5.36	2.99	2.53	1.94	0.59	0.26	0.36	0.31
なめしかわ	7.85	4.27	4.00	3.91	0.70	0.10	0.49	0.33
窯業・土石	9.93	6.13	4.06	3.51	0.95	0.52	0.64	0.37
鉄鋼	6.35	3.10	2.04	1.58	1.40	0.56	0.38	0.44
非鉄金属	6.65	3.27	2.24	1.80	0.90	0.40	0.23	0.27
金属製品	9.81	5.98	4.48	2.99	1.13	0.80	0.42	0.35
一般機械	8.37	4.56	3.40	2.55	0.56	0.22	0.17	0.27
電気機器	2.27	1.65	1.18	0.84	0.24	0.14	0.07	0.06
輸送用機器	5.71	3.56	2.16	1.55	0.81	0.35	0.26	0.28
精密機器	3.18	1.66	1.37	1.08	0.25	0.10	0.12	0.08
その他	6.51	4.44	3.13	2.89	0.36	0.50	0.23	0.33
運輸・通信業	12.43	5.71	5.11	4.73	0.96	0.38	0.34	0.38
電気・ガス・水道・熱供給業	2.72	2.60	1.32	1.27	0.56	0.42	0.13	0.11
サービス業	18.26	22.25	12.02	11.39	0.75	0.31	0.29	0.39

〔備考〕 1) 労働省「労働災害動向調査」。
2) 度数率とは100万延べ労働時間当たり労働災害による1日以上休業の死傷者数。
3) 建設業は職別工事業，設備工事業である。サービス業は洗たく業，自動車整備業，機械修理業，建物サービス業，廃棄物処理業のみである。
4) 強度率とは1,000延べ労働時間当たりの労働災害の死傷による労働損失日数。

第31表　規模別労働災害度数率，強度率および平均労働損失日数の推移（規模100人以上）

規　　模	1970年	1975年	1979年	1980年	1981年	1982年
〔度　数　率〕						
規　　模　　計	9.20	4.77	3.65	3.59	3.23	2.98
1,000人　以　上	7.15	2.67	1.85	1.76	1.63	1.36
500 ～ 999人	7.64	3.38	2.35	2.14	1.82	1.68
300 ～ 499人	9.66	4.95	3.58	3.35	2.97	2.74
100 ～ 299人	12.02	7.38	5.66	5.49	4.98	4.74
〔強　度　率〕						
規　　模　　計	0.88	0.43	0.36	0.32	0.37	0.32
1,000人　以　上	0.80	0.42	0.30	0.21	0.49	0.23
500 ～ 999人	0.81	0.33	0.31	0.24	0.26	0.26
300 ～ 499人	0.97	0.44	0.32	0.28	0.35	0.29
100 ～ 299人	0.95	0.49	0.44	0.43	0.33	0.42
〔平均労働損失日数〕						
規　　模　　計	96.1	90.3	98.3	87.9	113.9	107.7
1,000人　以　上	114.0	155.7	164.5	121.5	300.6	168.7
500 ～ 999人	106.1	96.9	130.0	112.2	142.4	153.0
300 ～ 499人	99.7	88.3	88.9	82.7	118.9	107.3
100 ～ 299人	79.2	66.9	78.0	78.0	66.8	88.9

〔備考〕 1）労働省「労働災害動向調査」。
2）度数率，強度率は第30表の〔備考〕参照。

規模別災害度数率・強度率

つぎに、第31表から、企業規模別の災害度数率、強度率および平均労働損失日数をみてみよう。まず度数率を八二年についてみると、規模一〇〇〇人以上の一・三六から一〇〇～二九九人の四・七四まで、規模が小さくなるにつれて度数率が高まる傾向にある。また、強度率については、前年において一〇〇〇人以上規模がもっとも高い比率をみせたが、八二年は、同規模での低下がいちじるしく、度数率と同じく、規模が小さくなるにともなって強度率も高くなっている。平均労働損失日数では、一〇〇〇人規模がもっとも多く、一六八・七日である。

重大災害発生状況

災害の「重篤度」、重大災害発生状況はどうであろうか。第32表は、労働災害による死傷者一人当たり労働損失日数を示している。八二年の産業計をみると、前年にくらべれば減少しているものの、七〇年代における減少傾向とは異なり、一〇七・七日と高い数字になっている。前年における鉱業の極端に高い日数は減少したが、八二年では石油・石炭、建設業、パルプ・紙、繊維などで前年にくらべて日数が増加している。

産業用ロボットによる労働災害

産業用ロボットについては八一年に発生した死亡事故が社会的に注目されたが、その後、労働省労働基準局で八二年七月に「産業用ロボットの労働災害等に関する実態調査」をおこない、八三年二月に発表した。ロボット労災は、発生しても機械による事故として処理され、その具体的な内容は明らかにされずにきたが、今回の調査は、公的機関による初のロボット労災の調査として注目された。

第32表　産業大・中分類別労働災害による死傷者1人当たり平均労働損失日数の推移
（規模100人以上）　（単位：日）

林業	1970年	1975年	1978年	1979年	1980年	1981年	1982年
計	96.1	90.3	90.5	98.3	87.9	113.9	107.7
林業	93.4	51.2	56.5	66.4	39.9	64.4	64.0
鉱業	81.0	181.3	122.4	181.4	110.2	455.7	157.7
建設業	211.3	269.4	152.2	117.2	193.5	236.6	359.6
製造業	109.6	90.2	101.4	106.1	102.5	112.2	124.1
食料品・たばこ	70.9	52.3	55.3	54.0	88.1	76.4	61.3
繊維	99.8	104.7	90.7	66.7	113.3	91.6	130.8
衣服	181.9	31.8	37.3	28.2	28.9	24.3	42.1
木材	87.4	72.0	136.2	126.0	123.9	165.1	133.3
家具	90.8	57.8	72.3	50.4	53.5	69.2	84.6
パルプ・紙	146.1	128.5	172.1	151.9	126.1	159.9	272.9
出版・印刷	71.9	71.4	120.2	67.3	50.5	80.0	98.0
化学	124.7	77.6	88.9	105.6	197.8	115.4	86.7
石油・石炭	168.0	190.9	135.8	132.5	226.1	240.9	891.3
ゴム	111.8	88.2	114.6	121.0	141.5	134.8	161.6
なめしかわ	89.4	24.5	32.8	165.3	122.9	54.1	84.9
窯業・土石	96.1	85.3	65.7	98.6	157.5	110.1	105.5
鉄鋼	221.3	180.7	217.0	229.0	186.4	223.9	280.6
非鉄金属	136.0	121.7	127.2	100.6	104.5	235.0	148.5
金属製品	114.9	133.4	98.6	71.0	94.3	58.3	116.9
一般機械	66.6	47.8	91.1	98.3	50.7	81.4	104.5
電気機器	107.2	84.5	92.3	140.9	63.0	130.1	74.9
輸送用機器	140.6	97.6	123.5	140.1	118.5	155.9	178.4
精密機器	79.0	59.8	44.1	43.6	85.8	49.2	77.3
その他	57.5	113.0	75.3	114.3	74.5	64.7	113.8
運輸・通信業	76.7	66.9	65.0	70.6	67.1	51.5	80.5
電気・ガス・水道・熱供給業	204.7	160.4	191.9	132.8	95.5	26.9	86.6
サービス業	40.6	14.1	23.8	16.9	23.7	39.5	34.0

〔備考〕 労働省「労働災害動向調査」。

第33表　産業用ロボットによる労働災害等の発生年別件数

年	労働災害	マニプレータに接触しそうになった事例
1978	2	2
79	2	0
80	—	2
81	6	13
82	1	20
計	11	37

〔備考〕 労働省「産業用ロボットの労働災害等に関する実態調査」。

調査結果によると、一九七八年から八二年の五年間で、調査事業所一九〇カ所のなかで一一件の労働災害が発生している（第33表）。そのうち二件が死亡災害である。また、労働災害にはいたらなかったが、「マニプレータに接触しそうになった」事故が三七件把握されている。ロボットによる労災は、人間の手の機能を果たすマニプレータに労働者が接触することにより主として発生しているといえる。

2　職業病

業務上疾病発生状況の推移

業務上疾病の発生状況を年次別に通観すると、六六年以降、目立って増加していた疾病件数（休業一日以上）は、七九年から大幅に減少し

第34表　年次別業務上疾病発生状況の推移

年	疾病件数	疾病率
1970年	30,796	0.94
1975年	24,953	0.70
1979年	20,544	0.56
1980年	18,644	0.49
1981年	18,449	0.48

〔備考〕 1）疾病件数は休業1日以上のものである。

2）疾病件数年千人率＝$\frac{\text{疾病件数}}{\text{労働基準法適用労働者数}}\times 1,000$

3）79年の統計からは，1978年3月30日改正後の労働基準法施行規則第35条の疾病分類によって分類している。

4）労働省「業務上疾病調べ」。

第35表　1981年の産業および疾病の種類別業務上疾病発生状況

疾病		合計	製造業	鉱業	建設業	運輸・交通業	貨物取扱業	農林水産業	商業・金融・広告業	その他の事業
(1) 負傷に起因する疾病		(10,681) 13,269	(3,615) 4,675	(372) 421	(1,942) 2,657	(2,192) 2,319	(516) 563	(235) 514	(908) 1,047	(901) 1,073
物理的因子による疾病	(2) 有害光線による疾病	15	7	—	6	1	—	—	—	1
	(3) 電離放射線による疾病	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(4) 異常気圧下における疾病	25	1	—	6	2	—	16	—	—
	(5) 異常温度条件による疾病	1,577	1,045	12	161	54	15	11	75	204
	(6) 騒音による耳の疾患	19	7	1	6	3	—	1	1	—
	(7) (2)～(6)以外の原因による疾病	10	—	—	5	1	—	1	1	2
作業態様に起因する疾病	(8) 重激業務による運動器疾患と内臓脱	53	27	1	10	3	4	1	4	3
	(9) 負傷によらない業務上の腰痛	327	71	5	61	66	74	4	22	24
	(10) 振動障害	179	21	33	38	1	—	86	—	—
	(11) 手指前腕の障害および頸肩腕症候群	123	77	—	10	2	—	2	22	10
	(12) (8)～(11)以外の原因による疾病	29	14	1	2	1	—	—	4	7
(13) 酸素欠乏症		42	29	—	5	—	2	4	2	—
(14) 化学物質による疾病(がんを除く)		433	222	2	96	19	9	33	14	38
(15) じん肺症およびじん肺合併症		2,249	606	1,020	596	—	—	—	—	27
(16) 病原体による疾病		48	3	—	5	—	—	2	2	36
がん	(17) 電離放射線によるがん	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(18) 化学物質によるがん	6	4	—	1	—	—	—	1	—
	(19) (17), (18)以外の原因によるがん	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(20) その他業務によることの明らかな疾病		45	16	1	6	2	—	12	5	3
合計		18,449	6,825	1,497	3,671	2,474	667	687	1,200	1,428

〔備考〕 1) 疾病分類は労働基準法施行規則第35条によるものを整理したものである。
2) (1)負傷に起因する疾病欄内（　）は腰痛で内数である。
3) (18)の化学物質は労働基準法施行規則別表1の2第7号に掲げる名称の化学物質である。
4) 本統計の数字は1981年中に発生した疾病で1982年3月末日までに把握したものである。
5) 「化学的因子による疾病は」(13),(14),(18)をさす。
6) 出所第34表に同じ。

た。八一年も率は小さいが、前年よりも減少している（第34表）。

産業別種類別発生状況　つぎに、八一年の産業別、疾病種類別の発生状況をみてみよう（第35表）。産業別では、製造業がもっとも多く、六八二五件である。ついで、建設業、運輸交通業となっている。

疾病の種類別では、負傷に起因する疾病一万三二六九件、ついでじん肺病関係二二四九件、異常温度条件による疾病一五七七件となっており、これら三種類の疾病が全体の大きな割合を占めている。

【参考資料】(1)日本鉄鋼連盟『鉄鋼界』八三年五月号、日本造船工業会『造船界』八三年七月号、(2)日本興業銀行『興銀調査』二一五号、二一六号、(3)『経済評論』別冊「労働問題特集号4（ME革命と労働組合）」、(4)『労働運動』八三年二月号、(5)電機労連『調査時報』一八二号、(6)労働省『昭和五七年労働経済の分析』、(7)『月刊いのち』、(8)組合機関紙（鉄鋼労連、電機労連、自動車労連、自動車総連、造船重機労連、全造船機械、合化労連、化学総連、紙パ労連）、(9)坂ノ下征稔「先端技術の導入と労働者の状態——自動車産業の場合——」（総評全国金属『金属労働資料』八三年六月号）、(10)『日本経済新聞』、『日経産業新聞』、『朝日新聞』

Ⅳ 労働者の生活

概要□消費者物価の動向と物価感――消費者物価の動向／費目別物価動向とその影響度／国民春闘共闘会議の生計費指数／生活実感からみた物価動向／労働者家計の収入と支出――収入／支出／税・社会保障費等の非消費支出の負担増大／首都圏労働者の家計――収入／支出／標準生計費――人事院の標準生計費／厚生省の生活保護基準／生活の「質」の測定とその動向――昭和五七年度『国民生活白書』

概要

一、総理府統計局の一九八二年平均全国消費者物価指数は、前年にくらべ二・七％の上昇となった。対前年物価上昇率二・七％は、近年もっとも低率であった七九年の水準三・六％を下回り、五九年の一・〇％以来もっとも低い水準にある。消費者物価は、八〇年、八一年、八二年と年々沈静化してきたといえる。

一、総理府統計局の消費者物価指数については、労働組合や消費者団体などから生活実感を反映するものでないとの批判が出されている。たとえば、消費者物価指数では、土地・家屋の購入費は財産の購入であること、また、税・社会保障費など非消費支出には反対給付がおこなわれていることを理由に、それらを物価指数の調査対象にふくめていない。これらをふくめた国民春闘共闘会議の生計費指数の対前年上昇率は、東京都区部でみて、消費者物価指数を一・五ポイント上回っており、一・五倍の上昇率となっている。

一、生活実感からみた物価動向を、総理府広報室「物価上昇感に関する世論調査」でみると、総理府統計局の消費者物価指数の動きにくらべ、生活実感に根ざした物価上昇感のほうが高めの結果となっている。

一、総理府統計局の「家計調査報告」によると、全国勤労者世帯

の八二年平均一カ月当たり実収入は、三九万三〇一四円で、八一年にくらべ名目で七・一％、実質で四・三％の伸びとなった。実収入から税や社会保障費など非消費支出五万七四八八円を差し引いた可処分所得は、三三万五五二六円で、前年にくらべ名目五・八％、実質三・〇％増と、三年ぶりの実質増加となった。実収入に占める非消費支出の割合は、七九年一二・〇％、八〇年一二・六％、八一年一三・六％、八二年一四・六％と年々拡大するとともに、非消費支出の増加率は実収入の伸び率を上回っている。非消費支出と可処分所得の関係について全日本民間労働組合協議会「昭和五八年度の名目収入と実質可処分所得の動向」をみると、八三年春の賃上げによって名目収入が四・五％増加しても、実質増税の進行によって、八三年度の可処分所得の伸びは、名目収入の伸びより〇・四ポイント程度低下すると試算している。

一、経済企画庁の「社会指標」によると、八〇年ごろより第二次石油危機の影響が顕在化し、国民福祉や国民生活の「質」の向上テンポが低下するとともに、福祉領域各分野の改善に跛行性が生じている。たとえば、八一年について「所得・消費」分野の福祉動向をみると、八〇年にくらべ、当該分野全体としては改善が認められるものの、所得格差や資産格差の拡大といった生活の「質」の低下が生じている。八一年になって悪化した福祉分野として、「雇用と勤労生活の質」、「階層と社会移動」、「コミュニティ生活の質」があり、さらに、少年犯罪発生率増加、離婚率の高まり、母子家庭の増加などにより「家族」分野は六五年以降一貫して生活の「質」が低下しており、深刻な事態といえる。

一、昭和五七年度『国民生活白書』は、一九五〇年代後半から七〇年代前半に実施された地域振興政策等によって、地方の生活基盤が充実したため、残された問題はあるが、総合的な暮らしよさの点では、大都市と地方との間に地域格差がもはやなくなったと主張している。さらに、残された問題を解決する方策として、公的部門による財政資金を投入するだけでは効率的でないとし、民間の活力を活用しながら、その地域の実情に合った対策を立案すべきだ、と提言している。

1　消費者物価の動向と物価感

消費者物価の動向

一九八〇年を一〇〇とした総理府統計局の全国消費者物価指数でみると（第36表）、八二年平均は一〇七・七となり、八一年にくらべ二・七％の上昇となった。消費者物価の対前年上昇率が、八〇年八・〇％、八一年四・九％であったことを考えれば、消費者物価は、八一年から八二年にかけて沈静化の道をたどったといえる。ちなみに、対前年物価上昇率二・七％は、近年もっとも低率であった七九年の水準三・六％を下回り、五九年の一・〇％以来もっとも低い水準にある。消費者物価の動きを月別に対前年同月上昇率でみると、一月、二月は三％台の上昇で推移し、三月から六月は二％台に低下し、七月には一・七％と、一％台の上昇率と落ちつきをみせた。その後、八月、九月は台

第36表 物価指数

(1980年=100)

年・月	総合卸売物価指数[1]	全国消費者物価指数[2] 総合	食料	住居	光熱水道	家具家事用品	被服履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	諸雑費
1977年平均	81.2	86.1	89.2	82.0	72.0	90.0	87.3	87.7	87.6	74.7	86.3	84.3
1978年 〃	79.1	89.4	92.3	87.3	71.6	91.7	90.4	96.2	88.7	83.9	90.3	86.7
1979年 〃	84.9	92.6	94.3	92.4	74.9	93.3	94.8	98.3	94.0	91.5	93.2	89.2
1980年 〃	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1981年 〃	101.4	104.9	105.3	104.0	107.7	104.5	104.0	102.8	103.4	107.5	105.0	104.5
1982年 〃	103.2	107.7	107.2	107.1	111.5	105.3	107.0	105.8	108.7	114.1	107.0	106.4
1983年1月	101.8	108.6	107.8	108.8	112.4	105.8	107.8	106.2	110.1	115.7	108.3	107.1
2月	101.9	108.2	108.2	109.0	112.0	105.8	103.2	106.4	109.6	115.7	108.3	107.2
3月	101.5	108.9	109.6	109.1	111.6	105.7	104.1	106.5	109.1	115.8	108.8	107.4
4月	100.8	109.3	109.6	109.6	111.2	105.9	105.3	106.7	108.1	120.8	110.0	107.9

〔備考〕 1) 日本銀行の総合卸売物価指数。
2) 総理府統計局の消費者物価指数。

第37表 消費者物価の費目別対前年上昇率および寄与度・寄与率

区分	対前年度上昇率(%) 1982年	1981年	寄与度 1982年	1981年	寄与率(%) 1982年	1981年
総合	2.7	4.9	2.7	4.9	100.0	100.0
食料	1.8	5.3	0.7	2.0	26.3	41.3
住居	3.0	4.0	0.2	0.2	5.8	4.2
光熱・水道	3.5	7.7	0.2	0.5	8.8	9.9
家具・家事用品	0.8	4.5	0	0.2	1.6	4.8
被服および履物	2.9	4.0	0.3	0.4	10.6	7.7
保健医療	2.9	2.8	0.1	0.1	3.5	1.7
交通通信	5.1	3.4	0.6	0.4	21.1	7.7
教育	6.1	7.5	0.3	0.3	9.9	6.2
教養娯楽	1.9	5.0	0.2	0 6	8.6	11.7
諸雑費	1.8	4.5	0.1	0.2	3.8	4.8
(生鮮食品[1]	− 1.5	6.2	− 0.1	0.5	− 4.4	9.4)

〔備考〕 1) 生鮮食品は食料のなかから抜き出し特掲したもので，食料のなかに生鮮食品がふくまれている。
2) 総理府統計局「昭和57年消費者物価指数年報」1983年3月。

風など気象要因の影響によって生鮮野菜等が高騰したため、ふたたび三%台の上昇率となり、これが一〇月までつづいた。一一月、一二月は、高騰していた生鮮野菜などの価格が下がったため、ふたたび二%前後の上昇率に落ちついた。

このように消費者物価が沈静化した背景として、①卸売物価の消費財価格が落ちつき、これを反映し工業製品を中心とした一般商品の価格が安定していたこと、②台風などの影響によって生鮮食品の価格が八月に入ると高騰したものの、年間を通じてみれば前年にくらべて一・五%下落（八一年は前年にくらべ六・一%高）となったこと、③国鉄運賃、水道料、バス代、タクシー代などの料金改定がおこなわれたが、全体としてみれば八一年にくらべ公共料金の大きな値上げが少なく、その上昇率が鈍化したこと、などを指摘できる。

費目別の物価動向とその影響度

一〇大費目別にみた消費者物価の動向（第37表）を調べると、八二年の対前年上昇率が八一年のそれを上回ったものは、交通通信五・一%（八一年三・四%）、保健医療二・九%（同二・八%）の二費目のみであり、その他の費目の上昇率は前年を下回っている。さらに、総合物価指数の対前年上昇率に及ぼした各費目の影響度を寄与度と寄与率でみると、第37表のようになった。八一年の物価上昇の大きな原因となった食料は、生鮮食品の価格低下によって八二年は物価上昇への影響度が小さくなっている。他方、交通通信の影響度は、八二年になると国鉄運賃等の料金改定によって前年にくらべ大きくなった。このほか、光熱・水道、家具・家事用品、被服および履物、教養娯楽、諸雑費の影響度は、八一年にくらべ小さくなっている。

国民春闘共闘会議の生計費指数

国民春闘共闘会議は、八二年九月、首都圏の一般世帯三〇七世帯、共働き世帯三一世帯について家計調査を実施するとともに、そのデータにもとづき生計費指数を算定している（第38表）。こうした生計費指数が作成されている背景には、「総理府統計局の消費者物価指数は、生活実感とかけ離れている」という批判が労働組合や消費者団体の間にあるからである。たとえば、総理府統計局の消費者物価指数では、土地・家屋の購入費は財産の購入であること、また税・社会保障費などの非消費支出には反対給付がおこなわれていることを理由に、それらが指数の調査対象としてとり上げられていない。これにたいし生計費指数では、より生活実感と合致するよう、土地・家屋購入費や非消費支出も指数算定に組み入れている。この国民春闘共闘会議の生計費指数(1)によれば、同指数の八二年平均対前年上昇率は四・六%となる。これは、総理府統計局の東京都区部消費者物価指数の同期対前年上昇率三・一%を上回っている。総理府の消費者物価指数と異なり生計費指数は、土地・家屋購入のローン返済や税金・社会保障費などの非消費支出も調査対象に含めるとともに（この結果、生計費指数と消費者物価指数はそのウェイトが異なる。つまり、非消費支出の占める割合が大きいため、その上昇率が大きいと、それだけ生計費指数の上昇率も大きくなる）、四七五の指数品目のうち一五品目（税金、社会保険料、土地・家屋購入費、労働組合関係費用やこづかい、交際費など）については独自価格を用いている（他の品目の価格は、総理府の東京都区部品目別価格指数を利用）。つまり、消費者物価指数と生計費指数との乖離は、

第38表　生計費指数上昇率の推移（12大費目別）

項目別	ウェイト			上昇率（対前年比）		
	国民春闘共闘会議		総理府	国民春闘共闘会議(1)	国民春闘共闘会議(2)	総理府東京都区部（参考）
	(1)	(2)		82年年平均	82年年平均	82年年平均
総合	10,000	10,000	10,000	4.6	3.1	3.1
食料	2,809	3,939	3,761	2.1	2.3	2.2
住居	596	545	711	2.6	2.2	2.5
光熱水道	398	477	549	8.0	8.0	6.9
家具・家事用品	266	436	473	0.4	0.5	0.8
被服	562	631	938	2.9	3.2	3.6
医療・保健・衛生	266	309	344	4.1	4.0	2.2
交通・通信	769	1,192	923	4.5	5.3	5.6
教育	710	701	599	5.5	5.7	6.3
教育・娯楽	410	887	1,165	1.5	1.9	2.0
社会的活動費	242	—	—	3.7	—	—
その他の消費支出	1,524	883	537	2.9	2.2	2.0
小計	8,552	—	—	3.1	—	—
非消費支出	1,448	—	—	13.3	—	—

〔備考〕 1) 国民春闘共闘会議(1)は国民春闘共闘会議分類。
2) 国民春闘共闘会議(2)は総理府分類に対応させた「消費支出」分。
3) 国民春闘共闘会議「第9回家計調査・生計費指数報告――先ゆき暗い不安な生活――」1983年4月による。

両者のウェイトの差と独自価格の上昇率によるといえる。独自の価格調査をおこなっている一五品目の価格上昇が、生計費指数を押し上げているのである。住宅ローンや税金・社会保障費などがいかに大きな家計負担となっているかが理解されよう。ちなみに、総理府の分類に対応させた生計費指数の対前年上昇率は、八二年平均で三・一%となり、総理府の東京都区部の消費者物価指数の上昇率と一致する（第38表の表中国民春闘共闘会議(2)を参照）。

生活実感からみた物価動向

総理府広報室が、全国二〇歳以上の一万人（有効回収数七七〇四人）を対象にして、八二年一二月に実施した「物価上昇感に関する世論調査」によって物価上昇感と今後の物価の見通しをみるとつぎのようになる。この一年間に一番値上がりしたと感じる生活費目として指摘されたのは、「光熱水道」が二四%ともっとも多く、これに「交通費」一九%、「保健医療費」一〇%、「鮮魚」六%、「米」六%がつづいている。この物価上昇感は、消費者物価指数の費目別上昇率の順序と異なる（第39表）。さらに、「先月（八二年一一月）の物価は昨年の同じ時期（八一年一一月）に比べてどのくらい上がったと思うか」と聞き、実感による物価上昇率を調べると、実際の消費者物価指数より高めの回答が五五%と多く、ほぼ同じ回答が一三%、消費者物価指数より低めの回答が四%、その他わからないが二八%となった。消費者物価の動きにくらべ、生活実感に根ざした物価上昇感のほうが高めとなっている。今後の物価見通しについてみると、「ある程度の上昇はあると思う」が七八%でもっとも多く、「大幅な上昇があると思う」は一〇%、「落ちついていくと思う」は六%である。「大幅な上昇があると思う」という回答は、七九年一

第39表　実際の消費者物価指数と実感との比較

この1年間に一番値上がりしたと感じる生活費目（上位5費目）〔%は回答者の割合〕				消費者物価指数（対前年同月比）（上位5費目）〔%は物価の上昇率〕			
(1982年12月)		(1981年11月)		(1982年11月)		(1981年10月)	
	%		%		%		%
光熱水道	24	光熱水道	31	交通費	6	交通費	9
交通費	19	交通費	17	鮮魚	6	衣料	8
保健医療費	10	保健医療費	9	教育費	6	酒類	8
鮮魚	6	米	7	衣料	5	教育費	7
米	6	鮮魚	4	家賃	4	鮮魚	7
				(参考)		(参考)	
				光熱水道	2	光熱水道	3
				保健医療費	2	保健医療費	4
				米	3	米	5

〔備考〕 総理府広報室「物価の上昇感に関する世論調査」1982年12月実施による。

二月調査（三一%）以降減少し、八〇年一二月調査二一%、八一年一一月調査一二%、八二年一二月調査一〇%となっている。八一年、八二年と消費者物価が安定化してきた実態を反映した意識といえる。

2　労働者家計の収入と支出

――総理府統計局の「家計調査」結果――

総理府統計局の「昭和五七年平均の家計調査報告(速報)」によると、全国勤労者世帯の手取り収入にあたる可処分所得は、消費者物価の上昇分をのぞいた実質で前年にくらべ三・〇%の増加となった。可処分所得は、八〇年（実質一・四%減）、八一年（一・〇%減）と減少をつづけていたが、八二年に入ると、消費者物価が安定したことと、実収入の伸びが実質四・三%と比較的大きかったため、三年ぶりに実質増加に転じた。総理府統計局の「家計調査報告」によって勤労者世帯（世帯人員三・八〇人、有業人員一・五五人、世帯主年齢四二・五歳）の八二年平均の収入と支出の動向を調べるとつぎのようになる。

収　入

八二年の勤労者世帯の実収入は、月平均三九万三〇一四円で、八一年にくらべ名目で七・一%、実質で四・三%の伸びとなった（第40表）。八〇年に実収入が、第一次石油

第40表　勤労者世帯の家計所得動向（1世帯当たり年平均1カ月）

	79年	80年	81年	82年	対前年増加率(%) 名目 79年	名目 80年	名目 81年	名目 82年	実質 79年	実質 80年	実質 81年	実質 82年
	円	円	円	円								
実収入	326,013	349,686	367,111	393,014	7.0	7.3	5.0	7.1	3.3	− 0.6	0.1	4.3
経常収入	317,657	341,495	358,485	383,699	7.3	7.5	5.0	7.0	3.6	− 0.5	0.1	4.2
勤め先収入	306,932	330,587	346,871	371,754	7.2	7.7	4.9	7.2	3.5	− 0.3	0.0	4.4
世帯主収入	274,142	293,362	307,533	327,120	7.6	7.0	4.8	6.4	3.9	− 0.9	− 0.1	3.6
定期収入	211,825	226,117	238,393	253,845	7.6	6.7	5.4	6.5	3.9	− 1.2	0.5	3.7
臨時収入・賞与	62,317	67,245	69,140	73,276	7.7	7.9	2.8	6.0	4.0	− 0.1	− 2.0	3.2
妻の収入	21,531	24,397	26,207	29,747	0.4	13.3	7.4	13.5	− 3.1	4.9	2.4	10.5
他の世帯員収入	11,260	12,828	13,131	14,887	11.7	13.9	2.4	13.4	7.8	5.5	− 2.4	10.4
事業・内職収入	6,043	5,889	5,919	5,939	7.1	− 2.5	0.5	0.3	3.4	− 9.7	− 4.2	− 2.3
他の経常収入	4,682	5,018	5,695	6,006	10.5	7.2	13.5	5.5	6.7	− 0.7	8.2	2.7
特別収入	8,356	8,191	8,626	9,315	−1.5	− 2.0	5.3	8.0	− 4.9	− 9.3	0.4	5.2
実収入以外の収入	104,013	124,459	137,474	152,972	12.9	19.7	10.5	11.3	—	—	—	—
可処分得所	286,828	305,549	317,279	335,526	6.1	6.5	3.8	5.8	2.4	− 1.4	− 1.0	3.0
非消費支出	39,186	44,137	49,832	57,488	14.4	12.6	12.9	15.4	—	—	—	—

〔備考〕 総理府統計局「家計調査年報（昭和56年）」および「昭和57年家計調査報告（速報）」による。

危機以来六年ぶりに〇・六％減と実質減少となり、八一年も実質〇・一％増とほぼ横ばいであったが、八二年になってやっとかなりの増加となった。この内訳では、世帯主収入が三七万一七五四円、実質で四・四％増と、三年ぶりに増加に転じた。また、世帯主収入のなかでは、定期収入のみならず、臨時収入・賞与も実質増加となった。妻の収入が二万九七四七円、実質一〇・五％増、他の世帯員の収入が一万四八八七円、実質一〇・四％増と、それぞれ八一年の伸びを大きく上回った。このため、実収入にたいする世帯主収入の割合が八三・二％（八一年八三・八％）と低下したのにたいして、他方、妻の収入の割合は七・六％（八一年七・一％）、他の世帯員の収入は三・八％（八一年三・六％）と増加した。さらに、実収入の増加にたいする各収入の寄与率をみると、八一年にくらべ、妻の収入と他の世帯員収入によって、実収入が増加したことがわかる（第41表）。また、世帯主の定期収入五分位階級別にみると、世帯主の定期収入が低いほど、世帯の勤め先収入全体に占める妻の収入の割合が高くなる傾向が認められる。さらに、世帯主の所得が低くなるに従い、妻の有業率が高くなる（第42表）。主婦の社会参加意欲の高まりとともに、妻の就労による所得獲得の必要性が、これらの背景にあるものと考えられる。

勤労者世帯の実収入は、八一年に実質増加となったが、これから税、社会保障費等の非消費支出をのぞいた可処分所得は実質で一・〇％の減少であった。八二年になると実収入のみならず、可処分所得も実質三・〇％と増加に転じた。名目でみた実収入の伸び七・一％と名目でみた可処分所得の伸び五・八％との差は、非消費支出が一五・四％と実収入の伸びを大きく上回るテンポで増大したことによる。非消費支出の内訳をみると、八一年にくらべ勤労所得税一八・二％増、他の税一九・三％増、社会保障費一〇・七％増と実収入の増加をはるかに上回る伸びを示している。そして、実収入に占める非消費支出の割合は、年々高まってきており、七九年一二・〇％、八〇年一二・六％、八一年一三・六％、八二年一四・六％と漸増している。

第41表　勤労者世帯の実収入増加に対する寄与率

（％）

	1980年	1981年	1982年
実収入	100.0	100.0	100.0
世帯主収入	81.2	81.3	75.6
定期収入	60.4	70.5	59.6
臨時収入・賞与	20.8	10.9	16.0
妻の収入	12.1	10.4	13.7
他の世帯員収入	6.6	1.7	6.8

〔備考〕　総理府統計局「家計調査年報」および「昭和57年家計調査報告（速報）」より作成。

第42表　夫の所得階級別妻の有業率

	1982年	1979年
総数	49.6	45.8
150万円未満	61.1	57.1
150～199	61.1	54.0
200～249	57.2	49.6
250～299	54.4	45.9
300～399	50.5	43.4
400～499	49.0	42.2
500万円以上	42.1	38.8

〔備考〕　1）親族世帯のうち世帯主が男で世帯主の配偶者のいる世帯に限る。
2）総理府統計局「昭和57年就業構造基本調査報告（速報）」1983年による。

支出

消費支出は、月平均二六万六〇六三円で、対前年比名目で五・九%増、実質で三・一%増となった（第43表）。八一年の消費支出の実質増加が〇・六%であったのにくらべ、八二年は実質三・一%増とかなりの増加となった。消費支出の中身を一〇大費目別にみると、八一年は実質減少費目が、「食料」、「被服および履物」、「保健医療」、「教育」の四つであったが、八二年は二費目減少となり、七費目が増加となった。平均消費性向は、七九年以降年々増加していたが、八二年は、ほぼ八一年水準の七九・三%となった。平均消費性向と表裏をなす黒字率は二〇・七%と八一年と同水準にある。黒字額は六万九四六四円で、八一年にくらべ五・二%増加した。黒字の内訳を可処分所得にたいする割合でみると、貯金純増と財産純増が八一年の構成比にくらべ、それぞれ〇・六ポイント減少し、他方、土地家屋借金純減と保険純増がそれぞれ〇・九ポイント、〇・二ポイント増加している。土地家屋借金純減や保険純増といった支払額が固定している性格の強い支払いが上昇しているといえる（第44表）。

税・社会保障費等の非消費支出の負担増大

勤労者世帯の実収入に占める税や社会保障費など非消費支出の割合は年々増加し、八二年は一四・六%となっている。所得税は累進税率となっているため、名目賃金が上がり高い税率のランクに入ると、収入の伸び以上の重い税負担となること（課税最低限が、所得税については七七年以降、住民税については八〇年以降据え置かれている）、年金制度における給付と負担の均衡を保つため保険料（率）が高まってきていることなどが影響している。全日本民間労働組合協議会（全民労協）は、八三年春の賃上げ後の名目収入の増加と、それにともなう税と社会保障費負担の増加を差し引きしたあとの可処分所得を、現行税制の場合と減税実施後の場合について試算をおこない公表している（全民労協「昭和五八―五九年度政策・制度要求と提言」一九八三年七月）。試算は、①夫婦・子供二人の標準四人世帯、②八三年度の賃上げ率四・五%、③八三年度の消費者物価上昇率三・三%（政府見通し）の条件を設定し、八二年度の年収が三〇〇万円、四〇〇万円、五〇〇万円、六〇〇万円の四ケースについて、現行税制のもとでの可処分所得と減税実施後の可処分所得を計算している。減税は、①一兆円減税（所得税減税七〇〇〇億円、住民税減税三〇〇〇億円）と②一兆四〇〇〇億円減税（所得税減税一兆円、住民税減税四〇〇〇億円）の二通りの試算がなされている。このうち、八二年度の年収が四〇〇万円のケースが第45表である。同表によれば、年収の名目増加四・五%にたいし、天引きされる社会保険料〇・四%増、税金は所得税一四・八%増、住民税一九・八%増となり、天引き分の合計は七・四%増と年収の増加率を上回るものとなる。この結果、可処分所得は四・一%の伸びとなり、収入の増加四・五%よりも〇・四ポイント目減りとなり、実質可処分所得の伸びは〇・七%と微増にとどまる。しかし、減税が実施されると、①一兆円減税の場合、可処分所得五・一%増、実質可処分所得一・八%増、②一兆四〇〇〇億円減税の場合、可処分所得五・六%増、実質可処分所得二・二%増と、年収の名目伸び率四・五%を上回る可処分所得の増加が実現できることがわかる。この試算は、減税要求の基礎資料として作成されたものであるが、この結果によれば、非消費支出の増大が可処分所得の伸びを抑えていることが知られる。

第43表　勤労者世帯の家計消費動向（1世帯当たり年平均1カ月）

	1979年	1980年	1981年	1982年	対前年増加率（%） 名目 79年	80年	81年	82年	実質 79年	80年	81年	82年
	円	円	円	円								
消費支出	222,438	238,126	251,275	266,063	6.8	7.1	5.5	5.9	3.1	− 0.8	0.6	3.1
食料	62,064	66,245	69,032	71,046	3.1	6.7	4.2	2.9	0.9	0.7	− 1.0	1.1
住居	10,648	11,297	11,956	12,601	5.3	6.1	5.8	5.4	− 0.6	− 1.9	1.7	2.3
光熱・水道	9,850	12,693	14,757	15,229	5.2	28.9	16.3	3.2	0.7	− 3.5	8.0	− 0.3
家具・家事用品	10,176	10,092	10,618	11,061	8.3	− 0.8	5.2	4.2	6.5	− 7.5	0.7	3.4
被服および履物	17,587	17,914	18,417	18,915	4.8	1.9	2.8	2.7	0.0	− 3.4	− 1.2	− 0.2
保健医療	5,616	5,771	5,909	6,250	8.3	2.8	2.4	5.8	6.1	1.1	− 0.4	2.8
交通通信	18,297	20,236	22,368	23,988	8.7	10.6	10.5	7.2	2.5	3.9	6.9	2.0
教育	7,750	8,637	9,057	9,985	9.2	11.4	4.9	10.2	0.1	1.9	− 2.4	3.9
教養娯楽	18,741	20,135	21,363	22,758	9.8	7.4	6.1	6.5	6.4	0.1	1.0	4.5
その他の消費支出	61,709	65,105	67,799	74,230	9.8	5.5	4.1	9.5	—	—	—	—
平均消費性向	77.6	77.9	79.2	79.3	—	—	—	—	—	—	—	—

〔備考〕 総理府統計局「家計調査年報（昭和56年）」および「昭和57年家計調査報告（速報）」による。

第44表　労働者世帯の家計黒字の動向

	79年	80年	81年	82年	対前年増加率(%)				対可処分所得比率(%)			
					79年	80年	81年	82年	79年	80年	81年	82年
	円	円	円	円								
可処分所得	286,828	305,549	317,279	335,526	6.1	6.5	3.8	5.8	100.0	100.0	100.0	100.0
黒字	64,389	67,424	66,004	69,464	3.7	4.7	− 2.1	5.2	22.4	22.1	20.8	20.7
金融資産純増	39,450	40,780	39,242	40,159	1.8	3.4	− 3.8	2.3	13.8	13.3	12.4	12.0
貯蓄純増	38,199	39,714	38,003	38,401	1.8	4.0	− 4.3	1.0	13.3	13.0	12.0	11.4
貯金純増	23,817	23,889	21,098	20,077	− 4.1	0.3	−11.7	− 4.8	8.3	7.8	6.6	6.0
保険純増	14,383	15,825	16,905	18,325	13.4	10.0	6.8	8.4	5.0	5.2	5.3	5.5
有価証券純購入	1,250	1,066	1,239	1,758	2.1	−14.7	16.2	41.9	0.4	0.3	0.4	0.5
土地家屋借金純減	7,825	7,177	8,863	12,457	14.2	− 8.3	23.5	40.6	2.7	2.3	2.8	3.7
他の借金純減	1,707	1,745	1,917	1,996	− 1.0	2.2	9.9	4.1	0.6	0.6	0.6	0.6
月賦純減	3,179	3,078	2,638	3,109	18.6	− 3.2	−14.3	17.9	1.1	1.0	0.8	0.9
掛買純減	265	331	274	257	0.4	24.9	−17.2	− 6.2	0.1	0.1	0.1	0.1
財産純増	8,353	10,771	8,909	7,488	6.7	28.9	−17.3	−16.0	2.9	3.5	2.8	2.2
その他純増	14	33	335	13	—	135.7	615.2	−96.1	0.0	0.0	0.1	0.0
繰越純増	3,596	3,507	3,826	3,985	−10.9	− 2.5	9.1	4.2	1.3	1.1	1.2	1.2

〔備考〕 総理府統計局「家計調査年報（昭和56年）」および「昭和57年家計調査報告（速報）」による。

第45表　83年度の名目収入と実質可処分所得の動向

（単位：円，カッコ内指数）

	82年度 ①	83年度 ②賃上げ4.5％現行税制	83年度 ③賃上げ4.5％1兆円減税	減税額 ②－③	83年度 ④賃上げ4.5％，1兆4000億円減税	減税額 ②－④
年収	4,000,000 (100.0)	4,180,000 (104.5)	4,180,000 (104.5)		4,180,000 (104.5)	
所得税	136,900 (100.0)	157,200 (114.8)	134,100 (98.0)	23,100	123,600 (90.3)	33,600
住民税	86,590 (100.0)	103,740 (119.8)	90,190 (104.2)	13,550	85,060 (98.2)	18,680
税金計	223,490 (100.0)	260,940 (116.8)	224,290 (100.4)	36,650	208,660 (93.4)	52,280
社会保険料	300,569 (100.0)	301,718 (100.4)	301,718 (100.4)		301,718 (100.4)	
社保・税金計	524,059 (100.0)	562,658 (107.4)	526,008 (100.4)		510,378 (97.4)	
可処分所得	3,475,941 (100.0)	3,617,342 (104.1)	3,653,992 (105.1)		3,669,622 (105.6)	
実質可処分所得		3,501,783 (100.7)	3,537,262 (101.8)		3,552,393 (102.2)	

〔備考〕 全日本民間労働組合協議会「昭和58—59年度政策・制度要求と提言」1983年7月による。

3　首都圏労働者の家計

——国民春闘共闘会議の第九回家計調査結果——

一九八二年一〇月、首都圏の労働者を対象に国民春闘共闘会議が実施した家計調査結果（第46表）によると、①実収入は前年同月とくらべ五・二％の増加となっているが、総理府統計局の東京都区部消費者物価上昇率三・九％を差し引くと実質一・三％の増加であった。他方、②実支出は前年同月比名目六・一％増であるが、このうち約四分の一が税や社会保険料など非消費支出の増加分であり、また、③消費支出のみでは名目五・四％増、実質では一・四％増となっている（第47表）。

同調査は、首都圏に居住する民間、官公労両単産から選ばれた三三八世帯（世帯主の収入で生計を営んでいる一般世帯三〇七世帯と共働き世帯三一世帯）を対象に実施したものであって、そのうち一般世帯（平均世帯人員三・九人、同有業人員一・一人、同世帯主年齢三六・四歳）における家計収支の主要内容はつぎのとおりである。

収入　八二年一〇月の平均実収入は、三一万一八五五円と、前年同月にくらべ一万五三二二円増、名目五・二％、実質で一・三％の増加であった。実収入のうち世帯主収入は

第46表　首都圏労働者一般世帯の1世帯当たり1カ月の家計収支（1982年10月）　（単位：円）

区分 / 項目	総平均	民間単産平均	官公労単産平均
調査世帯数	307	167	140
世帯主年齢（歳）	36.4	35.9	37.0
平均勤続年数（年）	15.2	14.2	16.5
平均世帯人員（人）	3.9	3.9	3.9
有業人員（人）	1.1	1.1	1.1
収入総額	488,377	525,772	443,770
実収入	311,855	321,208	300,697
世帯主収入	292,172	301,394	281,171
勤め先収入	292,172	301,394	281,171
所定内賃金	255,483	257,421	253,172
所定外賃金	32,365	43,196	19,446
臨時	962	512	1,498
一時金	3,362	266	7,055
その他の収入	0	0	0
妻の収入	7,677	7,531	7,851
他の世帯員収入	423	0	929
他の実収入	11,582	12,282	10,746
財産収入	846	419	1,354
社会保障給付	2,878	3,462	2,182
受贈	4,771	4,403	5,211
仕送金	1,059	1,467	571
組合からの収入	1,279	1,702	775
その他実収入	749	829	653
実収入以外の収入	101,390	122,130	76,650
貯金引出	89,737	108,300	67,593
借入金	11,260	13,628	8,435
繰入金	75,132	82,433	66,423
支出総額	488,377	525,772	443,770
実支出	293,141	294,592	291,411
消費支出	246,745	244,379	249,567
食料	79,125	78,226	80,395
主食	10,078	9,688	10,542
副食品	40,596	39,910	41,414
嗜好品	15,062	15,274	14,808
外食	13,480	13,355	13,630
住居	12,095	11,816	12,427
光熱水道	13,059	13,119	12,987
家具・家事用品	10,618	10,271	11,032

区分 / 項目	総平均	民間単産平均	官公労単産平均
被服	14,615	14,245	15,056
医療・保健・衛生	6,702	6,673	6,738
交通・通信	23,217	23,134	23,316
教育	21,413	22,707	19,869
教養娯楽	13,072	13,498	12,564
社会的活動費	6,179	6,197	6,157
その他の消費支出	46,560	44,493	49,025
非消費支出	46,397	50,213	41,845
勤労所得税	8,728	9,213	8,149
他の税	12,194	12,732	11,553
社会保険料	25,453	28,242	22,127
公課金負担	22	26	16
実支出以外の支出	123,112	150,690	90,216
貯蓄	91,897	119,476	58,998
借入金返済	30,282	30,235	30,338
土地家屋借入返済	17,669	19,873	15,039
奨学金返済	182	0	399
他の借金返済	4,454	3,267	5,870
月賦その他のローン返済	5,253	4,364	6,313
掛買払い	2,725	2,731	2,718
財産購入	164	302	0
その他	769	677	879
繰越金	72,123	80,490	62,143
現物収入	12,105	11,815	12,451
可処分所得	265,458	270,995	258,852
平均消費性向(%)	93.0	99.2	96.4
貯蓄純増	2,160	11,176	△ 8,594
貯金純増	△11,336	△ 3,656	△20,497
繰越純増	△ 3,009	△ 1,943	△ 4,280
資産純増	540	777	258
負債純減	19,022	16,607	21,903
赤字・黒字	18,714	26,616	9,286
公課負担率(1)(%)	14.9	15.6	13.9
〃 (2)(%)	15.9	16.7	14.9
エンゲル係数(%)	32.1	32.0	32.2
勤蛋係数(%)	27.2	27.2	27.2
世帯主所定内賃金実支出充足率(%)	87.2	87.4	86.9
世帯主勤め先収入家計維持率(%)	99.7	102.3	96.5

〔備考〕 1) 主要項目のため内訳と計とは必ずしも一致しない。教育費には学校給食費をふくまず，外食費にそれを計上してある。

2) 国民春闘共闘会議「第9回家計調査・生計費指数報告――先ゆき暗い不安な生活」，1983年4月刊による。

二九万二一七二円で、その内訳は所定内賃金が二五万五四八三円、所定外賃金三万二三六五円、臨時・一時金四三二四円となる。また、妻の収入は七六七七円である。前年同月とくらべた特徴として、妻の収入が減少したことと、他の世帯員の収入と他の実収入（受贈や仕送金）の増加が指摘できる。

支　出　八二年一〇月の平均実支出は、二九万三一四一円で、前年同月にくらべ一万六八七九円増加、名目六・一％、実質〇・九％増である。実支出の対前年増加額一万六八七九円のうち二四・六％は、非消費支出の負担増に消え、消費支出増に回ったのは四一四八円であった。また、実支出に占める非消費支出の割合は、年々高まっており、八二年は九・五％となった。消費支出は二四万六七四五円、対前年同月の伸びは一万二七三一円、率にして名目五・四％、実質一・四％である。消費支出の費目別構成比をみると、その占める割合が低下しているのは、食料、被服、交通・通信、教育、社会的活動費であり、他方割合が高まっているのは、住居、光熱・水道、家具・家事用品、医療・保健・衛生、教養娯楽、その他の消費支出である。

第47表　首都圏労働者世帯支出の伸び率（1982年）

区分	前年との対比		
	増加額	名目上昇率	実質上昇率
実支出	16,879円	6.1%	0.9%
消費支出	12,731	5.4	1.4
食料	2,896	3.8	△1.1
住居	1,656	15.9	13.6
光熱水道	1,646	14.4	3.8
家具・家事用品	3,744	54.5	55.6
被服	523	3.7	0.5
医療・保健・衛生	587	9.6	8.9
交通・通信	△6,720	△22.4	△24.4
教育	899	4.4	0.1
教養娯楽	2,407	22.6	19.4
社会的活動費	△48	△0.8	△6.5
その他の消費支出	5,142	12.4	9.1
非消費支出	4,148	9.8	—
勤労所得税	1,542	20.0	—
他の税	1,385	12.8	—
社会保険料	1,315	5.4	—
公課諸負担	△2	△8.3	—
実支出以外の支出	12,532	11.3	—
貯蓄	9,373	11.4	—
貯金	9,113	13.4	—
保険掛金	260	1.8	—
借入金返済	2,695	9.8	—
土地家屋借入返済	2,508	16.5	—
奨学金返済	△203	△52.7	—
他の借金返済	△884	△16.6	—
月賦その他のローン返済	1,478	39.2	—
掛買払い	△204	△7.0	—
財産購入	103	168.9	—
その他	361	88.5	—

〔備考〕国民春闘共闘会議「第9回家計調査・生計費指数報告——先ゆき暗い不安な生活——」1983年4月刊による。

4　標準生計費

最低生活費もしくは標準生計費の算出方法は、ロウントリー方式（全物量方式またはマーケット・バスケット方式ともいわれる）と、エンゲル方式（半物量方式ともいわれる）二つがある。前者は、「生計費の各費目ごとに、最低生活の維持に必要とされる品目、物量を計算し、それぞれの市場価格によって貨幣換算してつみあげる」方式である。後者は、必要熱量、栄養量を基礎にした物量の確定を食料費についてだけおこない、そうして出されたいわば理論食料費と同額の食料費支出をもつ実態生計費から生活費の全体を算出する方式である。現在発表されているもののうち労働組合が算定する理論生計費は前者の、一方、人事院の標準生計費および厚生省の生活保護基準は後者の代表例である。

人事院の標準生計費　これは国家公務員の労働基本権制限の代償措置としての人事院の給与改訂勧告を作成するうえでの参考資料として算出されている。しかし、公共企業体等の労働組合に組織されている労働者をはじめ、多くの組織労働者および最低賃金法の適用をうける未組織労働者の賃金決定にも影響を与える性格をもっている。一九八二年四月の世帯人員別生計費は、東京の四人世帯で、二二万八六二〇円となっている（第48表）。

厚生省の生活保護基準　生活保護法の適用をうける場合、その基準となる生計費を生活保護基準といい、この最低生活水準を下回るものにたいして所得補充がおこなわれる建前となっている。東京など大都市（一級地）の生活保護標準世帯（三五歳男、三〇歳女、九歳男、四歳女の計四人）にたいする一九八二年度の生活扶助額は、月額一四万三三四五円、これに教育扶助一五九〇円、住宅扶助九〇〇〇円が加算され、さらに、学級給食費、通学交通費等の実費が支給され、社会保険料、通勤費等の実費が控除される（第49表）。

5　生活の「質」の測定とその動向

――経済企画庁「社会指標試算」結果――

経済企画庁は、国民生活の「質」を非貨幣的な指標を中心として、体系的かつ包括的に測定するため一九七四年から社会指標（Social Indicators）を作成している。社会指標は、「健康」、「教育・学習・文化」、「雇用と勤労生活の質」、「余暇」、「所得・消費」、「物的環境」、「個人の安全と法の執行」、「家族」、「コミュニティ生活の質」、「階層と社会移動」の一〇の社会目標分野からなり、それぞれが主構成要素、副構成要素、細構成要素へと細分化され、最終的に二六一の指標を対応させ、それを数値的に把握するものとなっ

第48表　人事院算出の費目別，世帯人員別標準生計費（1982年4月）

（全　国）

費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	26,080	45,700	62,600	75,540	84,500
住居関係費	15,730	26,070	31,030	32,610	33,000
被服・履物費	4,350	7,760	10,250	11,790	12,410
雑費Ⅰ	13,280	25,400	36,370	46,160	54,810
雑費Ⅱ	17,540	32,270	41,040	44,890	43,810
計	76,980	137,200	181,290	210,990	228,530

（東　京）

費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	29,640	52,120	71,280	85,830	95,780
住居関係費	15,960	27,270	33,920	36,120	36,240
被服・履物費	4,610	8,410	11,430	13,640	15,230
雑費Ⅰ	12,820	25,400	37,770	49,940	61,870
雑費Ⅱ	17,900	31,840	40,040	43,090	40,980
計	80,930	145,040	194,440	228,620	250,100

〔備考〕 1）世帯人員1人の食料費は，マーケット・バスケットにより，食料費以外は，家計調査(総理府統計局)における各年4月の費目別平均支出金額（日数，世帯人員調整後のもの）に，費目別，世帯人員数別換算乗数を乗じて算定したもの。なお，平均支出額でなくそれより低額の「並数階層」の支出金額であることに注意。
2）世帯人員，1人欄の額は，独身男子（18歳程度）の額である。
3）雑費Ⅰは保健医療，交通通信，教育，教養娯楽で，雑費Ⅱはその他の消費支出をさす。
4）東京とは東京都全体をさす。
5）『人事院月報』82年9月，No.380による。

ている。つまり、社会指標は、国民福祉の動向を包括的にとらえようとした試みといえる。社会目標一〇分野のうち、「雇用と勤労生活の質」は第50表のような指標から構成されている。一九六五年以降の社会指標を一〇分野・主構成要素別に試算した結果が第51表である。なお、一九八一年社会指標試算は、二〇六指標で試算されている。ここでは同上表によって、七五年以降の社会指標の動向を一〇分野別にみることにする。まず、七五～八〇年について一〇の社会目標分野の指数平均で国民生活全体の福祉水準の推移を測ると、それは七〇～七五年の改善テンポを上回っており、国民生活の「質」が安定的に向上してきたことがわかる。一〇分野別では、「家族」以外の分野はすべて七五年から八〇の間に改善している。「家族」は、七八年以降、少年犯罪発生率の増加、離婚率の上昇、母子家庭の増加などにより大きく悪化している。八二年の速報値は、推計値が多く信頼性が低いため、八一年の指標値をみるとつぎのようになる。八一年の指標をみると、それまでの五年間にくらべ増加率が低下するとともに、分野別の改善に跛行性が生じている。八〇年にひきつづいて八一年も向上した分野として、「健康」「教育・学習・文化」、「余暇」、「所得・消費」、「物

第49表　厚生省の生活保護基準（1，3級地，1981・82年度）　（単位：円）

区分	標準4人世帯				母子3人世帯			
	35歳男（日雇）30歳女　9歳男（小学生）4歳女				35歳女　8歳女（小学生）14歳男(中学生)			
	1981年度		1982年度		1981年度		1982年度	
	1級地	3級地	1級地	3級地	1級地	3級地	1級地	3級地
生活扶助	円 134,976	円 110,683	円 143,345	円 117,538	円 110,258	円 90,420	円 117,923	円 96,703
					(母子加算)	(母子加算)	(母子加算)	(母子加算)
加算(別掲)					19,010	19,010	20,090	20,090
教育扶助	1,520	1,520	1,590	1,590	4,520	4,520	4,750	4,750
住宅扶助	9,000	5,000	9,000	5,000	9,000	5,000	9,000	5,000
勤労控除	21,260	19,980	22,410	21,060	—	—	—	—
合計	166,756	137,183	176,345	145,188	142,788	118,950	151,763	126,543

〔備考〕 1) 上記基準のほか，学級給食費，通学交通費等の実費が支給され，社会保険料，通勤費等の実費が控除される。
2) 教育扶助基準および住宅扶助基準は一般基準である。
3) 母子3人世帯の教育扶助基準は中学校の合計額である。
4) 厚生省社会局調べ。

的環境」があげられる。しかし、これらの改善分野の下位構成要素をみると悪化要素が見いだされる。「所得・消費」分野全体としては改善したものの、その伸びは小さく、年間収入格差や金融資産格差の拡大など所得格差、資産格差の拡大がみられる。また、「物的環境」についても、分野全体としては向上しているが、住宅取得能力低下など悪化している指標がある。他方、「雇用と勤労生活の質」と「階層と社会移動」は、八一年に入り悪化した分野である。「雇用と勤労生活の質」の悪化は、失業率増加など雇用機会の減少、非自発的離職者割合の増加、一件当たり病失日数の増加などの影響が大きい。「階層と社会移動」の悪化には、性別・年齢別失業率格差の拡大、地域別求人倍率の急速な低下、企業規模別・都道府県別所得格差の拡大、市町村間人口移動率の低下などが作用している。さらに、「コミュニティ生活の質」も八一年になると悪化するとともに、七八年以降大きく悪化した「家族」分野は、八一年も悪化をつづけた。「家族」は、「家族機能の円滑化」と「家族の解体化の減少」の二つの主構成要因からなるが、どちらの要因も大きく悪化しつづけており、深刻な事態といえる。このように、八〇年ころより第二次石油危機の影響が顕在化し、国民福祉や国民生活の「質」の向上テンポが低下するとともに、各分野ないし分野内の構成要因の改善に跛行性が生じてきたといえる。

第50表　社会指標体系（雇用と勤労生活の質の構成要素）

C．雇用と勤労生活の質	C－1 有利な雇用機会の入手可能性の増大	C－1－a 能力適正に応じた就業機会の確保	C－1－a－(1)	就業機会の増加
			C－1－a－(2)	就業条件の向上
		C－1－b 就業能力の開発	C－1－b－(1)	環境水準の上昇
			C－1－b－(2)	開発への態度の拡大
			C－1－b－(3)	成果の向上
		C－1－c 職業情報の充実	C－1－c－(1)	情報提供機会の増加
	C－2 勤労生活の質の向上	C－2－a 賃金条件の向上	C－2－a－(1)	実質賃金水準の上昇
			C－2－a－(2)	賃金格差の縮小
			C－2－a－(3)	企業内福祉水準の向上
		C－2－b 労働時間の短縮と有給休暇の増大	C－2－b－(1)	制度の整備
			C－2－b－(2)	運用阻害要因の排除
		C－2－c 安全衛生水準の向上	C－2－c－(1)	災害疾病の減少
			C－2－c－(2)	災害疾病の程度の軽減
		C－2－d 雇用の安定	C－2－d－(1)	地位の不安定な雇用契約者の減少
			C－2－d－(2)	失業の不安の減少
			C－2－d－(3)	長期的な雇用の保障
		C－2－e 労使関係の安定	C－2－e－(1)	労使交渉の制度的保障
			C－2－e－(2)	労働争議の減少

〔備考〕 1)　国民生活審議会生活の質委員会作成（昭和54年9月）
2)　経済企画庁国民生活局「生活の質をはかる（昭和56年社会指標試算，昭和57年社会指標速報試算）」1983年6月による。

第51表　1981年社会指標試算値

分野・主構成要素		指標数	今回試算指数 65年	70年	75年	80年	81年	82年	年平均増加率 70／65	75／70	80／75	81／80	82／81
A	健康	29	98.7	97.7	100.0	103.5	103.7	104.2	− 0.2	0.5	0.7	0.2	0.5
A−1	健康度の向上	7	111.3	102.5	100.0	97.7	96.2	94.9	− 1.6	− 0.5	− 0.5	− 1.6	− 1.3
A−2	健康維持増進のための社会的条件の整備	22	86.1	92.9	100.0	109.2	111.2	113.5	1.5	1.5	1.8	1.8	2.1
B	教育・学習・文化	34	84.7	92.2	100.0	106.3	108.6	108.9	1.7	1.6	1.2	2.2	0.2
B−1	基礎教育水準	9	86.7	91.7	100.0	101.1	101.8	100.9	1.1	1.8	0.2	0.7	− 0.9
B−2	後期中等・高等教育水準	10	78.5	86.1	100.0	118.6	126.1	126.8	1.9	3.0	3.5	6.4	0.6
B−3	自己啓発活動水準	13	85.0	96.4	100.0	100.3	100.0	99.9	2.5	0.7	0.1	− 0.3	− 0.1
B−4	文化環境水準	2	88.5	94.5	100.0	105.3	106.6	107.9	1.3	1.1	1.0	1.2	1.2
C	雇用と勤労生活の質	20	90.0	106.4	100.0	104.8	102.3	100.6	3.4	− 1.2	0.9	− 2.4	− 1.6
C−1	雇用機会入手可能性	5	101.1	120.6	100.0	100.5	97.8	95.7	3.6	− 3.7	0.1	− 2.7	− 2.2
C−2	勤労生活の質の向上	15	78.8	92.1	100.0	109.1	106.8	105.6	3.2	1.7	1.8	− 2.1	− 1.1
D	余暇	15	87.2	90.5	100.0	101.6	102.6	103.8	0.8	2.0	1.3	1.0	1.2
D−1	生活時間における自由度の増大	2	87.7	88.9	100.0	100.5	100.9	101.2	0.3	2.4	0.1	0.3	0.3
D−2	自由時間における生活の向上	13	86.6	92.1	100.0	102.6	104.2	106.3	1.2	1.7	0.5	1.6	2.0
E	所得・消費	18	88.3	97.0	100.0	108.3	108.7	111.5	1.9	0.6	1.6	0.4	2.5
E−1	所得・資産の増加	8	59.7	83.2	100.0	120.2	123.8	129.4	6.9	3.8	3.7	3.0	4.5
E−2	所得資産格差の縮小	4	95.3	103.1	100.0	103.7	100.8	99.8	1.6	− 0.6	0.7	− 2.8	− 1.0
E−3	所得資産の安定	6	110.0	104.6	100.0	101.1	101.6	105.1	− 1.0	− 0.9	0.2	0.4	3.5
F	物的環境	27	159.7	132.6	100.0	118.7	121.4	125.2	− 3.6	− 5.5	3.5	2.3	3.1
F−1	居住状態の向上	17	69.5	71.1	100.0	127.8	120.8	116.1	0.4	7.1	5.0	− 5.5	− 3.9
F−2	有害不快物質（現象）による被害	7	382.5	295.5	100.0	155.6	164.9	175.4	− 5.0	−19.5	9.2	6.0	6.3
F−3	災害による被害の減少	2	100.2	67.6	100.0	90.7	97.8	105.5	− 7.6	8.1	− 1.9	7.8	7.9
F−4	良好な自然環境の保全	1	86.6	96.2	100.0	100.7	102.2	103.8	2.1	0.8	0.1	1.5	1.5
G	個人の安全と法の執行	13	105.9	79.9	100.0	104.0	109.4	118.2	− 5.5	4.6	0.8	5.2	8.0
G−1	犯罪による犠牲，苦しみの減少	10	78.5	88.0	100.0	107.8	107.0	106.2	2.3	2.6	1.5	− 0.8	− 0.7
G−2	事故による犠牲，苦しみの減少	3	133.2	71.8	100.0	100.2	111.9	130.1	−11.6	6.8	0.0	11.7	16.3
H	家族	11	102.4	101.4	100.0	91.6	88.0	89.2	− 0.2	− 0.3	− 1.7	− 3.9	1.3
H−1	家族機能の円滑化	8	92.1	97.3	100.0	87.5	82.5	84.3	1.1	− 0.5	− 2.6	− 5.7	2.1
H−2	家族の解体化の減少	3	112.7	105.5	100.0	95.7	93.5	94.2	− 1.3	− 1.1	− 0.9	− 2.2	0.6
I	コミュニティ生活の質	16	88.4	94.6	100.0	105.3	104.8	103.0	1.4	1.1	1.0	− 0.5	− 1.7
I−1	コミュニティ生活基盤の安定	2	94.7	97.8	100.0	101.6	101.3	101.0	0.7	0.4	0.3	− 0.3	− 0.3
I−2	住民団体・組織の存在	5	81.8	87.3	100.0	108.6	105.9	103.6	1.3	2.8	1.7	− 2.5	− 2.2
I−3	コミュニティ施設とサービス	9	88.6	98.7	100.0	105.7	107.2	104.4	2.2	0.3	1.1	1.4	− 2.6
J	階層と社会移動	23	82.9	89.9	100.0	103.7	101.9	100.5	1.6	2.2	0.7	− 1.8	− 1.3
J−1	階層における不平等	21	72.8	74.6	100.0	113.1	110.7	109.4	0.5	6.0	2.5	− 2.1	− 1.1
J−2	社会移動実現の容易性	2	92.9	105.2	100.0	94.4	93.0	91.7	2.5	− 1.0	− 1.1	− 1.5	− 1.5
10分野の指数の平均値		206	98.8	98.2	100.0	104.8	105.1	106.5	− 0.1	0.4	0.9	0.4	1.3

〔備考〕 1） 82年の指数は，速報値であり推計値が多く信頼度が低い。
2） 経済企画庁国民生活局「生活の質をはかる（昭和56年社会指標試算・昭和57年社会指標速報試算）」1983年6月より。

6　昭和五七年度「国民生活白書」

——安定成長下の家計と変貌する地域の生活——

「安定成長下の家計と変貌する地域の生活」という副題をもつ『国民生活白書』が、八二年一〇月に発表された。同白書は、「はじめに」と「所得伸び悩み下の家計消費」、「地域生活における豊かさの追求」の二つの章、および「むすび」から構成されている。前半の章では、八一年度から八二年度初めにかけての家計の動きを分析し、所得の伸び悩み、税負担増加などによって可処分所得が実質減少したにもかかわらず、実質消費が増加し、消費性向が大きく上昇したことから、「消費の基調的底固さ」に注目している。後半の章では、一九五〇年代後半から七〇年代前半にかけて実施された地域振興政策や地方分散政策をテコに、社会資本や各種公共サービスの整備など地方の生活基盤が改善されてきたため、総合的な暮らしむきのよさについて比較すると、残された問題はあるが、大都市にくらべ地方が立ち遅れていると一概にはいえない状況が出現しつつあると指摘している。そして、地域間格差のいまなお残る問題を解決するためには、公的部門による財政資金の投入のみによっては効率的でなく、民間の活力を活用しながら、その地域の実情に合った対策を立てるべきだ、と主張している。

【国民生活白書・むすび】

（前略）

本白書では、主として、家計の消費行動および地域別にみた社会的ストックやサービスの分布状態という二つの視点から最近の国民生活動向をながめてきたが、そこには、今後さらに生活の質の充実を目指すにあたって無視することのできない幾つかの動きが見られた。

その第一は、生活の質の充実にとって家計の消費が果たす役割は高まりこそすれ、決して低下してはいないということである。食料品、衣料品、家事用耐久財の多くを中心に生活必需品が量的にほぼ充足状態に達した現在も、これまでに達成された生活水準を維持していく上で、あるいは、余暇生活を筆頭に生活の質的充実を進めて行く上で、消費へのニーズはなお根強いものがある。

第二に、五五、五六年度の所得の低迷の下で、こうした消費へのニーズの一部は潜在化せざるを得なかったと考えられるが、それでも生活の質の維持・向上に直結した消費の多くが実質増加したことに照らせば、生活の質が大きく損われるには至らなかったと思われる。ただ、必需的消費支出や契約性貯蓄の割合の上昇という要因を背景に、心理的な家計の圧迫感は大きく高まり、主観的な生活向上感には低下がみられた。また、消費性向の高まりの反映として五六年度に家計が貯蓄に向けた金額は名目でも前年度を下回った。物価の安定化をはじめとして、貯蓄率を低下させる要因がある一方、将来生活への備えを促す要因も少なくない。こうした中で、消費・貯蓄両面でのニーズを満たしていくためには、所得が着実に増加していくことが不可欠であるといえよう。

第三は、大都市部と地方部という地域の視点から国民の暮らしを見るとき、その全般的な生活水準や生活条件には、かつてのような明確な大都市部優位の格差が見られなくなっているという点である。とりわけ地方部における各種生活関連公共施設の整備の進展に伴い、これへの住民ニーズが充足に向かいつつある分野も少なくない。無論、国際的にみればわが国の社会資本整備の水準は、大都市部、地方部を問わず立ち遅れている面が多いのみならず、地域的にも一般的平準化の中で、なお問題含みの分野が幾つか残されていることは否定できない。地方部にあっては、いぜん基礎的生活基盤の乏しい離島、山村、過疎地域等、人口増加と市街地の拡大を背

景に新たなニーズを発生させつつある中規模都市など、今後とも社会資本整備の促進を必要とする地域が存在するし、分野別にみても医療施設や高等教育施設等にはかなりの地域格差が残っている。また大都市部（特に東京圏、大阪圏）にあっては、住宅の規模をはじめとする居住水準の問題がその代表的なものと言えよう。

第四に、こうした地域格差の今なお残る問題の中には、公的部門による財政資金の投入のみによっては効率的な是正を図り難い面も少なくないことに注目する必要があろう。医療・高等教育という地方部での問題については、これら分野の多くが現状においても民間主体の活動によって左右される面が強いばかりでなく、今後は、全国的に進む都市化に伴った市場規模の拡大と、ニーズの多様化をうけて、ますます民間部門の果たし得る役割が広がっていくと考えられる。一方、大都市部の住宅問題に関しては、良質な公的住宅の供給等各種公的施設の強化と並んで、住宅需要者側にも住宅所有よりも利用に重きを置くような意識の転換が求められよう。

これらの動きを総合してみる時、今後の国民生活の質的向上を一層推進していく上で以下の二点が重要な課題となってこよう。

第一に、できるだけ早期に、景気の着実な回復と持続的な安定成長を実現すること、そして、それにより生活の質の維持・向上につながる消費ニーズが無理なく実現され得るような家計所得の実質増加基調を定着させることが必要である。

第二に、個別各分野における国民生活充実のための施策を遂行するに当たって、これまで以上に、民間部門の経済活力を活かしつつ、民間・公的両部門の適切な補完関係に立って、より効率的な資源配分を目指すことが重要となろう。かつて高度成長期末期において生活の質が語られた時、そこでは社会資本の充実を通ずる生活環境の改善、社会保障の拡充や各種安全対策の整備による将来ないし現在の生活不安の除去といった公的部門の活動が念頭に置かれることが多かった。しかし、地域の生活条件や個性に応じて多様な生活ニーズが現れつつある今日、生活の質の充実にとって私的な消費とそれに対応する民間企業活動の果たす役割にも一層の配慮を払うことが必要となりつつあると言えよう。こうした中にあって、公的部門は真に緊要なニーズの存在する地域や分野を見極め、きめ細かく重点的な施策を推進するとともに、民間活動の拡大を期待し得る分野についてはその活力を引き出すための条件整備に一層の意を払っていくことが重要となってくるものと考えられる。

【参考資料】 (1)総理府統計局『消費者物価指数』、同『昭和五七年就業構造基本調査報告(速報)』、同『家計調査報告』、(2)経済企画庁『物価レポート』および同『国民生活白書』、(3)国民春闘共闘会議『第九回家計調査・生計費指数報告――先ゆき暗い不安な生活――』一九八三年四月、(4)総理府広報室『物価の上昇感に関する世論調査』一九八二年一二月、(5)経済企画庁国民生活局『生活の質をはかる』一九八三年六月。

V 農家の状態と農民の生活

概要□農家と農家人口——農家人口と農家数：農家人口と農家数／経営耕地規模別農家／専業農家と兼業農家：専兼業別農家構成／農業従事者と兼業従事者：農業就業人口／基幹的農業従事者／兼業従事者／農家の人口異動：農家人口の異動／農家労働力の産業間異動状況／農家世帯員の出稼ぎ状況／農家子弟学卒者の動向／農家経済と農業労賃——農家経済：農家経済の動向／経営耕地規模別農家経済／農家の費目別家計費／農家総所得と農業労賃：農家と勤労者世帯の所得比較／農業労賃と農村内外諸賃金

概要

一、一九八二年一月一日現在の農家人口は、前年比一・二％減少し二一〇九万人となり、総人口にたいする割合は一七・九％になった。農家数は、同じ期間に一％減少し四五七万戸となった。

一、都府県農家の経営耕地規模別農家では一・五*ha*以上層の農家が微増し、それ以下層が減少した。北海道では二〇*ha*以上層の農家が増加している。

一、農家の兼業化傾向に歯止めがかかった。専業農家は前年比三・三％増加し六〇万戸となり、総農家に占める割合は一三％となった。他方、第一種兼業農家は前年比六・六％減じ七七万戸に、第二種兼業農家は〇・三％減じ三一九万戸となり、その割合は一七％および七〇％となった。

一、農業就業人口は、前年比一・三％減少し六六〇万人となった。このうち女子は六一％を占めている。また、基幹的農業従事者は前年比二・二％減じ四一五万人となった。八二年一月現在の女子と六〇歳層以上男子の基幹的農業従事者は全体の七〇％を占めている。

一、農家の兼業従事者は前年比二％減少し八一五万人となった。このうち雇用兼業は六七九万人で八三％を占めるが、その兼業種類

別構成をみると、恒常的勤務七二%、出稼ぎ二%、日雇・臨時雇二六%であった。

一、一九八一年の一年間の農家人口異動は、増加五八万人、減少八四万人で、差し引き農家人口は二六万人減少した。これは年初の農家人口にたいし一・二%の減少であった。

一、八一年の一年間に他産業に就職した農家世帯員は四五万人、他産業からの離職還流者は二五万人で、差し引き二〇万人の農家の労働力が流出した。また、農家の出稼ぎ者は前年比六%減じ一二万人となった。出稼ぎ労働者は年々減少している。

一、一九八二年三月に中学以上の学校を卒業した農家の子弟は、前年比七%減少し六〇万人であった。このうち進学した者は三六万人、就業した者二三万人であった。また、農業就業率は前年を若干上回り三・二%になった。

一、八一年度の全国一戸当たり農家所得は前年度比五・七%増加し四七七万円となった。このうち農業所得は九七万円で一・六%程度の増にすぎず、いぜん低迷状態にある。この結果、農業依存度は二〇・三%に低下した。また、農家の高齢化構造を反映し、被贈扶助等収入が年々相対的に増加している。

一、都府県農家の経営耕地規模別にみた農家経済の動向についてみれば、農業所得の停滞の結果、農業依存度は〇・五*ha*以上の全階層で低下した。

一、農家の費目別家計費の内訳をみると、被服費、住居費のウェイトは低下をつづけたが、エンゲル係数は前年度と同じ二二・九%であった。雑費はいぜん増加している。

一、八一年度の一戸当たり農家総所得は五九三万円、勤労者のそれは四四七万円で、その格差は三三%であった。他方、これを就業者一人当たりでみると、農家は勤労者収入の七九%にすぎず、その低水準がつづいている。

1　農家と農家人口

1　農家人口と農家数

農家人口と農家数　一九八二年一月一日現在の農家人口は、前年にくらべ一・二%減少し二一〇九万人となった（第52表、資料は農林水産省統計情報部「農業調査報告」による。この農業調査は標本調査による推計値であるため、五年ごとに全農家を対象として実施される「世界農林業センサス」の数値と一致しない点に留意する必要がある）。農家人口の年々の減少により総人口に占める割合を示す農家人口率は一七・九%に低下した。また、男女別農家人口の割合は男子四八・七%、女子五一・三%で前年とほぼ同率であった。

これを年齢別にみると、六〇歳以下層はいずれの年齢層も減少したが、増加したのは六〇歳以上の老年人口のみであった。すなわち六〇歳以上の農家人口は八一年対比〇・八%増加し四六一万人となり、総農家人口に占める割合は二二%となった。また、総人口に占

第52表　農家人口と農家数の推移（全国）

	農家人口（千人）	農家人口減少率（%）	農家人口率（%）	男女別農家人口割合 男（%）	男女別農家人口割合 女（%）	農家数（千戸）	農家減少率（%）	農家1戸当たり人数（人）
1972年2月1日	26,595	△ 12.6	25.9	48.3	51.7	5,402	△ 5.7	4.92
75・2・1	23,197	△ 12.8	21.1	48.5	51.5	4,953	△ 8.3	4.68
80・2・1	21,366	△ 7.9	18.3	48.7	51.3	4,661	△ 5.9	4.58
1981・1・1	21,339	△ 2.8	18.2	48.8	51.2	4,614	△ 2.7	4.62
		(△ 1.4)					(△ 1.3)	
1982・1・1	21,089	△ 1.2	17.9	48.7	51.3	4,567	△ 1.0	4.62

〔備考〕 1) 1970・1975・1980年は「農林業センサス」，1981・1982年は「農業調査」結果の数値である。以下同じ。
2) 「センサス」の農家人口減少率，農家減少率は5年間の，「農業調査」のそれは対前年との比較であるが，1981年の数値は1979年「農業調査」との比較のものであり，カッコ内の数は年率である。
3) 農家人口率は「センサス」が総理府統計局による国勢調査（10月1日現在），「農業調査」は自治省行政局の「住民基本台帳」にもとづく，全国人口にたいする割合である。
4) △印はマイナスを示す。以下同じ。
5) ラウンドの関係で総数と各数値が一致しないことがある。以下同じ。
6) 資料は農林水産省統計情報部『昭和57年農業調査報告書』（1983年3月刊），同編『1983年ポケット農林水産統計』（1983年3月刊）。

める各年齢別農家人口の割合（年齢別農家人口率）では若年齢層で低く、高年齢層で高いという農家の高齢化構造がさらに深化した。ちなみに一五歳以下の農家人口率は一四%にすぎないが、六〇歳以上のそれは三〇%であった。

八二年一月一日現在の農家総数は、四五七万戸で前年にくらべ一%減少した。この農家の減少を農業地域別にみると、もっとも減少率の高い地域は九州で一・五%の減、ついで北陸一・四%、北海道一・三%、関東一・二%減とつづき、反対にもっとも減少率の低い地域は沖縄の〇・三%減であった。なお、農家一戸当たり平均農家世帯員は四・六人で前年と同じであった。

経営耕地規模別農家

都府県農家の経営耕地規模別農家数の動向を示したのが第53表である。この表により一九八二年一月現在の農家の階層構成の変化の特徴をみるとつぎのとおりである。

(1)農家数の減少傾向がつづくなかで、従来、二・五*ha*以上層の農家のみが増加を示していたのが、八二年一月現在をみるかぎり、一・五～二・五*ha*層も増加した。すなわち、八一年にくらべ一・五～二*ha*層〇・五%、二～二・五*ha*層四・六%、二・五～三*ha*層一・八%、三*ha*以上層一・九%とそれぞれ増加した。

(2)一・五*ha*以下層はいずれの階層も減少した。このうち減少率のもっとも高い層は〇・五～一*ha*層で二%の減、ついで一～一・五*ha*層の一・九%であった。

(3)以上の結果、三*ha*以上層は一一万戸となり、全農家に占める割合は二・四%と前年なみの水準を維持し、他方、一・五*ha*以下層は三七六万戸となり、その割合は八四%を占めた。このように経営耕

第53表　経営耕地規模別農家数の推移（都府県）

（単位：千戸，%）

		総数	0.5 ha 未満	0.5～1 ha	1～1.5ha	1.5～2 ha	2～2.5ha	2.5～3 ha	3ha 以上
実数（構成比）	1970年2月1日	5,236 (100.0)	2,030 (38.8)	1,619 (30.9)	874 (16.7)	407 (7.8)	172 (3.3)	72 (1.4)	63 (1.2)
	1975・2・1	4,819 (100.0)	1,995 (41.4)	1,436 (29.8)	727 (15.1)	349 (7.2)	162 (3.4)	74 (1.5)	76 (1.6)
	1980・2・1	4,542 (100.0)	1,922 (42.3)	1,304 (28.7)	652 (14.4)	328 (7.2)	161 (3.5)	79 (1.7)	95 (2.1)
	1981年1月1日①	4,497 (100.0)	1,848 (41.1)	1,310 (29.1)	661 (14.7)	327 (7.3)	164 (3.6)	82 (1.8)	105 (2.3)
	1982・1・1 ②	4,451 (100.0)	1,828 (41.1)	1,284 (28.9)	648 (14.6)	329 (7.4)	171 (3.8)	83 (1.9)	108 (2.4)
増減率	1979年	△1.0	△0.7	△1.7	△1.6	△0.3	1.1	0.0	2.4
	1981年	△1.3	△0.8	△2.3	△2.1	△1.3	△0.9	0.7	4.8
	1982年	△1.0	△1.1	△2.0	△1.9	0.5	4.6	1.8	1.9

〔備考〕 1) カッコ内の数値は構成比である。
2) 増減率の1979年，1982年は前年対比，1981年は1979年対比の年率換算値である。以下第55表まで同じ。
3) 出所は52表に同じ。

地規模別の農家動向をみるかぎり、零細農家の脱農化傾向はつづいてはいるものの日本農業の零細経営構造に基本的な変化はみられない。

同じ農業調査結果により北海道の農家の動向をみると、総農家数は前年にくらべ一・三%減少し、一一万六〇〇〇戸となった。これは二〇ha以下層（三～五ha層のぞく）の減少によるもので、とくに一～二ha層は八・二%、二～三ha層六・二%、五～七・五ha層五・四%、一五～二〇ha層五・五%といちじるしい減少を示した。増加したのは二〇ha以上層のみで前年にくらべ七・二%増加して一万五〇〇〇戸となり、その構成比は前年より一ポイント増の一三%となった。他方、五ha以下の零細層はいぜんとして四八%を占め、都府県と同じく日本農業の零細経営構造の基礎となっている。

最近みられる農家の経営規模拡大は農業委員会の許可による借入、農用地利用増進法による借入、さらには経営受託や請負耕作によるものであるが、八二年一月一日現在、借入地等のある農家数は前年にくらべ一・五%増の一〇四万戸で、総農家の二三%を占めた。経営耕地規模階層の大きいほど借入地率が高く、しかも一戸当たり借入地面積が大きい点は前年と変わらない。すなわち階層別にみた都府県の借入地農家の割合は、一～二ha層三一%、二～三ha層三五%、三～五ha層四一%、五ha以上層五六%であった。ちなみに都府県平均は二三%であった。また、五ha以上層農家の平均借入地面積は二・九haで都府県平均借入地の〇・三haを大きく上回るだけでなく、北海道の平均借入地三haにほぼ同じであった。

2　専業農家と兼業農家

専兼業別農家構成

農家の兼業化傾向は七九年以来ようやく限界に達した。第54表によれば八二年一月一日現在の専業農家は前年にくらべ三・三％増加し六〇万戸となり、総農家数に占める割合は一三％となった。他方、兼業農家は一・七％減少し三九七万戸となった。このうち農業を主とする一兼農家は前年比六・六％減じ七七万戸になり、その構成比もさらに一ポイント低下し一七％となった。兼業を主とする二兼農家は〇・三％減じ三一九万戸となり、その構成比は七〇％となった。二兼農家は絶対的に減少しつつも、その割合では前年を〇・四ポイント上回ったのは一兼農家の大幅な減少があったためである。

つぎに、同じ「農業調査報告」により農家の兼業種類をみると、一兼農家の九二％が雇用兼業農家であるのにたいし二兼農家では八三％であり、この数年この割合に大きな変化はみられない。一兼農家の雇用兼業のうち「恒常的勤務」*は前年にくらべ三・四％減じ四〇万戸に、「出稼ぎ、日雇・臨時雇」は一〇％減じて三一万戸となった。他方、二兼農家の「恒常的勤務」は一％増加して二二一万戸に、「出稼ぎ、日雇・臨時雇」は二・七％減少し四四万戸となった。

一兼農家にあっては不安定兼業である「出稼ぎ、日雇・臨時雇」が比較的大きな割合（四一％）を占め、二兼農家にあっては「恒常的勤務」が大きな割合（六九％）を占めている点は変わらないとし

第54表　専兼業別農家数の推移　（単位：千戸，％）

		総農家数	専業農家	兼業農家 計	兼業農家 第一種兼業	兼業農家 第二種兼業
実数（構成比）	1970年2月1日	5,402 (100.0)	845 (15.6)	4,557 (84.4)	1,814 (33.7)	2,743 (50.7)
	1975・2・1	4,953 (100.0)	616 (12.4)	4,337 (87.5)	1,259 (25.4)	3,078 (62.1)
	1980・2・1	4,661 (100.0)	623 (13.4)	4,038 (86.6)	1,002 (21.5)	3,036 (65.1)
	1979年1月1日	4,742 (100.0)	595 (12.5)	4,147 (87.5)	844 (17.8)	3,303 (69.7)
	1981・1・1	4,614 (100.0)	580 (12.6)	4,035 (87.4)	829 (18.0)	3,205 (69.5)
	1982・1・1	4,567 (100.0)	599 (13.1)	3,968 (86.9)	774 (17.0)	3,194 (69.9)
増減率	1979年	△ 1.0	△ 4.0	△ 0.5	△ 4.5	0.6
	1981年	△ 1.3	△ 1.3	△ 1.4	△ 0.9	△ 1.5
	1982年	△ 1.0	3.3	△ 1.7	△ 6.6	△ 0.3

〔備考〕　出所は52表に同じ。

ても、一・二兼ともに「出稼ぎ、日雇・臨時雇」は減少傾向にある。

＊「恒常的勤務」は「一定の勤め先に恒常的に勤務した場合をいう。ただし、雇用契約上、あらかじめ短期の雇用期間が明示されていたり、継続して雇うという契約がない場合は日雇、臨時雇となる」。

3　農業従事者と兼業従事者

農業就業人口

「農業調査」による農業就業人口とは、一六歳以上の農家世帯員で「自家農業だけに従事した者と、農業とその他の仕事の両方に従事した者のうち農業が主である者」をいう。第55表によると、一九八二年一月一日現在の農業就業人口は、前年にくらべ一・三％減少し六六〇万人となった。これを男女別にみると、男子は〇・二％の減で二五七万人に、女子は一・九％減じ四〇三万人となった。この結果、農業就業人口に占める男子の割合は三九％、女子のそれは六一％となった。この数年女子の減少率が男子のそれを上回ってはいるが、いぜんとして女子のウェイトは高い。

これを年齢別にみると、前年にくらべ増加したのは六〇歳以上の高齢者のみで、他の年齢層はいずれも減少した。とくに大幅に減じたのは二〇～二九歳層の七・九％減、四〇～四九歳層の五・五％減であった。農業労働力の女性化傾向にくわえ老年化傾向はさらに進行した。ちなみに総農業就業人口に占める六〇歳以上の割合は三七

第55表　農業就業人口の推移　（単位：千人，％）

		総　数	男	女
実数（構成比）	1975年2月1日	7,907 (100.0)	2,975 (37.6)	4,932 (62.4)
	1980・2・1	6,973 (100.0)	2,674 (38.3)	4,299 (61.7)
	1978年1月1日	7,056 (100.0)	2,674 (37.9)	4,382 (62.1)
	1979・1・1	6,754 (100.0)	2,545 (37.7)	4,210 (62.3)
	1981・1・1	6,685 (100.0)	2,573 (38.5)	4,112 (61.5)
	1982・1・1	6,601 (100.0)	2,569 (38.9)	4,032 (61.1)
増減数	1979年	△ 302	△ 129	△ 172
	1981	△ 69	28	△ 98
	1982	△ 84	△ 4	△ 80
増減率	1979年	△ 4.3	△ 4.8	△ 3.9
	1981	△ 0.5	0.6	△ 1.2
	1982	△ 1.3	△ 0.2	△ 1.9

〔備考〕 1）1981年の増減率は1979年対比の年率換算値である。
2）出所は第52表に同じ。

第56表　年齢別・男女別基幹的農業従事者数　（単位：千人，%）

		総　数	16 ～ 29歳	30 ～ 59歳	60 歳 以上
総数（構成比）	1978年1月1日	4,536 (100.0)	354 (7.8)	3,129 (69.0)	1,052 (23.2)
	1979・1・1	4,294 (100.0)	312 (7.3)	2,959 (68.9)	1,022 (23.8)
	1981・1・1	4,240 (100.0)	261 (6.2)	2,868 (67.6)	1,111 (26.2)
	1982・1・1	4,145 (100.0)	235 (5.7)	2,771 (66.9)	1,139 (27.5)
男（構成比）	1978年1月1日	2,085 (100.0)	197 (9.4)	1,227 (58.8)	660 (31.7)
	1979・1・1	1,958 (100.0)	173 (8.8)	1,155 (59.0)	630 (32.2)
	1981・1・1	1,966 (100.0)	148 (7.5)	1,148 (58.4)	670 (34.1)
	1982・1・1	1,937 (100.0)	137 (7.1)	1,128 (58.2)	672 (34.7)
女（構成比）	1978年1月1日	2,451 (100.0)	157 (6.4)	1,902 (77.6)	392 (16.0)
	1979・1・1	2,336 (100.0)	139 (6.0)	1,804 (77.2)	392 (16.8)
	1981・1・1	2,274 (100.0)	113 (5.0)	1,720 (75.6)	441 (19.4)
	1982・1・1	2,208 (100.0)	98 (4 4)	1,643 (74.4)	467 (21.2)

〔備考〕 1）基幹的農業従事者は主として自家農業に従事した者。
2）出所は第52表に同じ。

%（二四五万人）となり、これに六〇歳以下の女子をふくめた割合は七八%（五一六万人）となった。

基幹的農業従事者

日常主として自家農業に従事した基幹的農業従事者を男女別・年齢別に示したのが第56表である。八二年一月一日現在の基幹的農業従事者は前年にくらべ二・二%減少し四一五万人となった。

これを年齢別にみると、六〇歳以下層は一貫して減少をつづけているが、六〇歳以上層は七九年以来増加に転じた。すなわち、一六～二九歳層は前年にくらべ一〇%減じ二四万人となり、総数に占める割合は六%に低下、三〇～五九歳層は三・四%減少し二七七万人となり、その割合は六七%に低下した。これに反し、六〇歳以上層は二・五%増加し一一四万人となり、その割合は前年を一・三ポイント上回り二八%となった。つぎに、この農業従事者を男女別年齢別にみると、前年男子は一万人弱の増加を示したのであるが本年再び減少した。しかし、女子の減少率二・九%にくらべその程度は低く一・五%減にとどまった。この結果、男子の占める割合は前年を一ポイント上回る四七%となった。基幹的農業従事者にしても農業就業人口と同じく、女性化の停滞傾向は明らかであるが、他方、その老齢化現象は急速に進行している。八二年一月現在の男子基幹農業労働力の三五%は六〇歳以上の老齢者であった。また、女子の六〇歳以上基幹労働力のウェイトは二一%にとどまっているが、その高まりは非常に速いことに留意すべきであろう。なお、女子と六〇歳以上男子の基幹的農業従事者は二八八万人で全体の七〇%であった。

第 57 表　兼業種類別男女別兼業従事者数（16歳以上）

（単位：千人，%）

	総数	雇用兼業			自営兼業		
		計	男	女	計	男	女
1977年1月1日	8,339	6,854 (100.0)	4,387 (64.0)	2,467 (36.0)	1,485 (100.0)	878 (59.1)	607 (40.9)
1978・1・1	8,375	6,887 (100.0)	4,395 (63.8)	2,491 (36.2)	1,488 (100.0)	879 (59.1)	609 (40.9)
1979・1・1	8,463	6,949 (100.0)	4,425 (63.7)	2,524 (36.3)	1,514 (100.0)	886 (58.5)	628 (41.5)
1981・1・1	8,314	6,893 (100.0)	4,367 (63.4)	2,526 (36.6)	1,420 (100.0)	834 (58.7)	585 (41.2)
1982・1・1	8,149	6,792 (100.0)	4,302 (63.3)	2,490 (36.7)	1,357 (100.0)	804 (59.2)	553 (40.8)

〔備考〕 1）1人で2種類以上の兼業に従事した場合，従事日数のもっとも多いものに分類されている。

2）出所は第52表に同じ。

第 58 表　雇用兼業種類別兼業従事者数（16歳以上）

（単位：千人，%）

		総数	主に恒常的勤務	主に出稼ぎ	主に日雇・臨時雇
総数（構成比）	1978年1月1日	6,887 (100.0)	4,827 (70.1)	175 (2.5)	1,886 (27.4)
	1979・1・1	6,949 (100.0)	4,869 (70.1)	156 (2.2)	1,924 (27.7)
	1981・1・1	6,893 (100.0)	4,904 (71.1)	130 (1.9)	1,859 (27.0)
	1982・1・1	6,792 (100.0)	4,903 (72.2)	124 (1.8)	1,766 (26.0)
男（構成比）	1978年1月1日	4,396 (100.0)	3,130 (71.2)	160 (3.6)	1,106 (25.2)
	1979・1・1	4,425 (100.0)	3,157 (71.3)	142 (3.2)	1,125 (25.4)
	1981・1・1	4,367 (100.0)	3,166 (72.5)	118 (2.7)	1,083 (24.8)
	1982・1・1	4,302 (100.0)	3,174 (73.8)	113 (2.6)	1,015 (23.6)
女（構成比）	1978年1月1日	2,491 (100.0)	1,697 (68.1)	15 (0.6)	780 (31.3)
	1979・1・1	2,524 (100.0)	1,712 (67.8)	14 (0.6)	799 (31.7)
	1981・1・1	2,526 (100.0)	1,738 (68.8)	12 (0.5)	776 (30.7)
	1982・1・1	2,490 (100.0)	1,729 (69.4)	11 (0.4)	750 (30.1)

〔備考〕 出所は第52表に同じ。

兼業従事者　一六歳以上の農家世帯員で「雇われ兼業に年間三〇日以上従事するか、または年間七万円以上の販売収入のある自営兼業に従事」した者の兼業動向をみたのが第57・58表である。この表によると、兼業従事者は七九年以降減少に転じ、八二年一月一日現在、前年比二％減じ八一五万人となった。このうち雇用兼業は八三％を占め六七九万人、自営兼業は一七％で一三六万人となり、前年にくらべそれぞれ一・五％および四・四％の減であった。また雇用兼業従事者は男女ともに減少、男女別割合は男子六三％、女子三七％で前年と同じ構成であった。自営兼業の男女別割合も前年と同じく男子五九％、女子四一％であった。

つぎに雇用兼業従事者の兼業種類をみると、これまで一貫して増加していた「恒常的勤務」がはじめて微減し四九〇万人となった。これは女子の勤務者が前年比〇・五％減じた結果であり、男子は〇・三％の増であった。この形態の兼業従事者は他の形態の停滞を反映して、年々そのウェイトを高め八二年一月現在、前年を一ポイント上回る七二％を占めた。この割合は男女ともに高く、前者は七四％、後者は六九％であった。他方、男子が九一％を占める「出稼ぎ」は年々減少し一二万人となり、その割合も二％に低下した。同じく「日雇・臨時雇」も男女ともに減少、一七七万人になった。その割合は前年を一ポイント下回る二六％であった。

4　農家の人口異動

農家人口の異動　第59表は各年一月～一二月の一年間における農家世帯員の社会的異動と自然的異動を示したものである。以下、一九八一年の一年間における農家人口の異動の特徴を列記する。

(1)農家人口は年々減少をつづけているが、その減少率は鈍化傾向にある。増加人口は前年にくらべ四％減の五八万人に、減少人口は七％減の八四万人となり、農家人口の差し引き減少数は二六万人となった。この純減人口は前年の二九万人を一二％下回るものであった。また、年初の農家人口二一〇五万人にたいする純減少率は一・二％となり前年より〇・二ポイント下回った。

(2)増加人口の要因をみると、社会的異動による要因はいずれも前年を下回り七％減の三七万人で、その割合は前年を二・三ポイント下回る六四％であった。他方「出生」による要因のみが前年を三％上回り二一万人となり三六％を占めた。社会的異動のうちもっとも前年を下回った要因は「離職転入」の一七％減、「勤務者の転入」一四％減であった。縁事や学卒後の転入、勤務者の転入にともなう家族の転入などの「その他の転入」は前年比四％減にとどまったため増加人口総数にたいする割合は四一％を維持した。「農家の増加」による増加人口は前年比一％減の二万人強で、その割合も四％であり、前年とほとんど変化はなかった。

(3)減少人口の要因をみると、社会的異動によるものが前年比八％

第59表 農家の形態別人口異動

（単位：千人，%）

		増加人口						
		総数	社会的異動					自然的異動
			小計	離職転入	勤務者の転入	その他の転入	農家の増加による	出生
実数（構成比）	1970年	703.1 (100.0)	469.4 (66.8)	66.6 (9.5)	97.9 (13.9)	245.5 (34.9)	59.4 (8.4)	233.7 (33.2)
	75	616.8 (100.0)	406.5 (65.9)	51.9 (8.4)	87.2 (14.1)	225.1 (36.5)	42.4 (6.9)	210.4 (34.1)
	79 ①	579.9 (100.0)	365.4 (63.0)	40.0 (6.9)	76.5 (13.2)	228.8 (39.5)	20.1 (3.5)	214.5 (37.0)
	80 ②	605.8 (100.0)	404.1 (66.7)	42.2 (7.0)	89.7 (14.8)	249.3 (41.2)	22.9 (3.8)	201.6 (33.3)
	81 ③	581.5 (100.0)	374.6 (64.4)	35.1 (6.0)	77.0 (13.2)	239.9 (41.3)	22.6 (3.9)	206.8 (35.6)
対前年増減率	①	△ 10.0	△ 14.1	△ 20.2	△ 21.6	△ 9.7	△ 16.9	△ 2.0
	②	4.5	10.6	5.5	17.3	9.0	13.9	△ 6.0
	③	△ 4.0	△ 7.3	△ 16.8	△ 14.2	△ 3.8	△ 1.3	2.6

		減少人口						
		総数	社会的異動					自然的異動
			小計	就職転出	勤務者の転出	その他の転出	農家の減少による	死亡
実数（構成比）	1970年	1,428.4 (100.0)	1,170.6 (82.5)	312.5 (21.9)	115.3 (8.1)	456.4 (32.0)	286.4 (20.1)	257.8 (18.0)
	75	1,034.2 (100.0)	819.3 (79.2)	167.8 (16.2)	80.9 (7.8)	381.1 (36.8)	189.6 (18.3)	215.1 (20.8)
	79 ①	837.6 (100.0)	642.8 (76.7)	114.2 (13.6)	61.0 (7.3)	323.7 (38.6)	143.9 (17.2)	194.9 (23.3)
	80 ②	899.5 (100.0)	688.9 (76.6)	109.4 (12.2)	83.0 (9.2)	355.2 (39.5)	141.3 (15.7)	210.6 (23.4)
	81 ③	839.6 (100.0)	637.2 (75.9)	98.3 (11.7)	67.2 (8.0)	329.5 (39.2)	142.2 (16.9)	202.4 (24.1)
対前年増減率	①	△ 14.9	△ 17.1	△ 10.3	△ 38.5	△ 14.7	△ 15.1	△ 6.6
	②	7.4	7.2	△ 4.2	36.1	9.7	△ 1.8	8.1
	③	△ 6.7	△ 7.5	△ 10.1	△ 19.0	△ 7.2	0.6	△ 3.9

〔備考〕 1) 「就職転出」は就職のため6カ月以上の予定で家を離れ農家世帯員でなくなった者。
2) 「その他の転出入」は縁事転出入，勤務および就離職による転出入にともなうその家族の転出入である。
3) 資料は農林水産省統計情報部『昭和56年農家就業動向調査報告書』(1983年3月刊)。

減の六四万人で七六％を占め、「死亡」によるもの前年比四％減の二〇万人で二四％を占めた。これらの要因のうち前年を上回ったのは「農家の減少」によるものだけで、前年比〇・六％増の一四万人で一七％を占めた。もっとも減少率の高い要因は「勤務者の転出」によるもので前年比一九％減の七万人、ついで「就職転出」の一〇％減の一〇万人であり、その割合は前者が八％、後者が一二％であった。「その他の転出」は七％減の三三万人で諸要因中もっとも高い割合で三九％を占めている。社会的異動による要因を中心に減少人口の低下傾向はつづいている。

(4)自然的異動を別とすれば総体として減少人口は増加人口を上回っているのが一般的であるが、勤務者の「転出入」にかぎり増加人口が減少人口を上回っているのが常態となっている。一九八一年の勤務者の「転入」は「転出」を約一万人上回った。他方「農業の増減」によるもの一二万人、「その他の転出入」九万人、「離職転入・就職転出」が六万人の純減少を示した。このうち「農家の増減」の純減少総数にたいする寄与率は前年を六ポイント上回り四六％を占めた。

農家労働力の産業間異動状況

第60表は一年間に六カ月以上の予定で他産業に就職した農家世帯員と、他産業を離職して農家に還流した者の動向を示したものである。

(1)八一年の一年間に他産業に就職した農家世帯員は前年比一四％減少し四五万人に、他産業からの離職還流者は四％減少し二五万人となり、差し引き二〇万人の労働力が農家から流出した。ただし、他産業就職者のうち新規学卒者は五七％、二六万人を占めているので、これをのぞく一般労働力の動向をみると、離職還流者は他産業就職者を五万人上回っている。

(2)他産業就職者のうち「就職転出」は年々低下、八一年も前年比一〇％減じ一〇万人に、「在宅就職」は一五％減じ三五万人となった。この結果、在宅就職率は前年を一ポイント下回り七八％となった。他方、離職還流者をみると「在宅離職」の微減（〇・八％）にくらべ「離職転入」は一七％の大幅減となった。このため在宅離職率は前年を二・四ポイント上回り八六％となった。在宅就職率の一般的増加傾向を反映し、在宅離職率も年々高くなっていることがわかる。

(3)年齢別に八一年の他産業就職者をみると、いずれの年齢層も前年にくらべ二桁台の減少を示した。このうち、もっとも高い減少率をみせたのは「三五歳以上」層で二三％減じ八万人程度に低下した。流出労働力の主流は「一九歳以下」層に変わりはないが、この圧倒的部分は新規学卒者である。また、「二〇～三四歳」層は前年比一一％減じたものの、その構成比は年々高まり八一年は一六万人で三五％となった。他方、離職還流者をみると、「三五歳以上」層のみが一貫して増加をつづけ、離職還流者の主流に転換していることがわかる。すなわち、前年比一・五％増の一四万人となり、その割合は五六％となった。これに反し「一九歳以下」層は一万人程度に低下、「二〇～三四歳」層は前年比八％減じ一〇万人となり、絶対数としてはなお七〇年当時の数と同じ離職者を示しているが、その割合は一〇ポイント程度下回り三九％に低下した。

(4)男の世帯上の地位別農外就職者をみると、「あとつぎ」は前年比一〇％減少し一〇万人に低下したが、そのウェイトは前年を二・

第60表 農家労働力の産業間異動状況

（単位：千人，%）

			総数	就職形態		年齢別			世帯上の地位（男）			
				就職転出	在宅就職	19歳以下	20～34歳	35歳以上	計	世帯主	あとつぎ	その他
他産業への就職者	実数（構成比）	1970年	792.9 (100.0)	312.5 (39.4)	480.4 (60.6)	490.1 (61.8)	170.0 (21.4)	132.8 (16.7)	395.6 (49.9)	67.1 (17.0)	158.6 (40.1)	169.8 (42.9)
		79 ①	474.6 (100.0)	114.2 (24.1)	360.4 (75.9)	239.3 (50.4)	156.6 (33.0)	78.7 (16.6)	228.7 (48.2)	32.9 (14.4)	109.7 (47.9)	86.1 (37.7)
		80 ②	524.4 (100.0)	109.4 (20.9)	414.9 (79.1)	239.4 (45.7)	177.4 (33.8)	107.5 (20.5)	248.5 (47.4)	44.0 (17.7)	115.1 (46.3)	89.4 (36.0)
		81 ③	451.2 (100.0)	98.3 (21.8)	352.9 (78.2)	210.8 (46.7)	158.1 (35.0)	82.3 (18.2)	214.6 (47.6)	34.4 (16.0)	104.0 (48.5)	76.2 (35.5)
	増減率 対前年	①	△ 20.2	△ 10.3	△ 22.9	△ 7.1	△ 19.1	△ 45.3	△ 19.6	△ 47.2	△ 10.2	△ 13.8
		②	10.5	△ 4.2	15.1	0.0	13.3	36.6	8.7	33.7	4.9	3.8
		③	△ 14.0	△ 10.1	△ 14.9	△ 11.9	△ 10.9	△ 23.4	△ 13.6	△ 21.8	△ 9.6	△ 14.8

			総数	離職形態		年齢別			世帯上の地位（男）			
				離職転入	在宅離職	19歳以下	20～34歳	35歳以上	計	世帯主	あとつぎ	その他
他産業からの離職者	実数（構成比）	1970年	195.2 (100.0)	66.6 (34.1)	128.7 (65.9)	34.4 (17.6)	97.0 (49.7)	63.9 (32.7)	95.9 (49.1)	40.1 (41.8)	34.4 (35.9)	21.4 (22.3)
		79 ①	211.9 (100.0)	40.0 (18.9)	171.9 (81.2)	12.1 (5.7)	93.2 (44.0)	106.6 (50.3)	104.5 (49.3)	55.9 (53.5)	30.1 (28.8)	18.5 (17.7)
		80 ②	256.1 (100.0)	42.2 (16.5)	213.9 (83.4)	12.8 (5.0)	105.9 (41.4)	137.4 (53.7)	126.6 (49.4)	70.4 (55.6)	34.1 (26.9)	22.1 (17.5)
		81 ③	247.2 (100.0)	35.1 (14.2)	212.1 (85.8)	10.3 (4.2)	97.4 (39.4)	139.5 (56.4)	125.7 (50.8)	72.1 (57.4)	34.7 (27.6)	18.9 (15.0)
	増減率 対前年	①	△ 32.6	△ 20.2	△ 35.0	△ 27.5	△ 30.4	△ 35.0	△ 33.2	△ 32.7	△ 31.0	△ 39.3
		②	20.9	5.5	24.4	5.8	13.6	28.9	21.1	25.9	13.3	19.5
		③	△ 3.5	△ 16.8	△ 0.8	△ 19.5	△ 8.0	1.5	△ 0.7	2.4	1.8	△ 14.5

〔備考〕 1）「世帯上の地位」の各項目の構成比は男の数値を基準としたものである。
2）資料は第52表に同じ。

第61表　農家世帯員の出稼ぎ状況　（単位：千人，%）

		実数（構成比）			対前年増減率		
		1979年	1980年	1981年	1979年	1980年	1981年
総数		133.3(100.0)	133.2(100.0)	124.9(100.0)	△ 10.1	△ 0.1	△ 6.2
性別	男	122.0 (91.5)	122.1 (91.7)	114.3 (91.5)	△ 9.8	0.1	△ 6.4
	女	11.3 (8.5)	11.2 (8.4)	10.6 (8.5)	△ 12.4	△ 0.9	△ 5.4
男の世帯上の地位別	世帯主	79.2 (59.4)	78.3 (58.8)	74.7 (59.8)	△ 10.2	△ 1.1	△ 4.6
	あとつぎ	34.0 (25.5)	35.8 (26.9)	32.8 (26.3)	△ 7.4	5.3	△ 8.4
年齢別	34歳以下	33.1 (24.8)	32.0 (24.0)	29.7 (23.8)	△ 8.8	△ 3.3	△ 7.2
	35～49歳	53.6 (40.2)	50.2 (37.7)	46.2 (37.0)	△ 14.1	△ 6.3	△ 8.0
	50～59歳	36.5 (27.4)	39.6 (29.7)	37.4 (29.9)	△ 6.6	8.5	△ 5.6
	60歳以上	10.2 (7.7)	11.5 (8.6)	11.6 (9.3)	△ 2.9	12.7	0.9
産業種類別	農林漁業	4.2 (3.2)	4.3 (3.2)	3.8 (3.0)	△ 20.8	2.4	△ 11.6
	建設業	90.9 (68.2)	91.8 (68.9)	86.1 (68.9)	△ 10.5	1.0	△ 6.2
	製造業	28.9 (21.7)	27.5 (20.6)	26.3 (21.1)	△ 4.9	4.8	△ 4.4
	その他	9.3 (7.0)	9.7 (7.3)	8.7 (7.0)	14.7	4.3	△ 10.3

〔備考〕 1）「出稼ぎ」は1カ月以上1年未満の予定で居住地を離れ，他に雇われて就労するもので，就労期間後，居住地に帰る農家世帯員。
2）産業種類別の「その他」には卸売・小売業，運輸・通信業，サービス業を含む。
3）資料は第52表に同じ。

二ポイント上回り四九%を占めた。「世帯主」は二二%減じ、その割合は一六%に低下した。他方、離職還流者についてみると、「世帯主」「あとつぎ」ともに前年を若干上回り、前者は七万人で五七%を占め、後者は三万人で二八%を占めた。「世帯主」の離職還流は絶対的にも相対的にも増加傾向にある。

農家世帯員の出稼ぎ状況　一カ月以上一年未満の予定で出稼ぎに出た農家世帯員の動向を第61表によってみるとつぎのとおりである。

農家の出稼ぎ労働者は一九七三年の三〇万人をピークに年々減少、八一年には前年比六%減少し一二万人となった。出稼ぎ労働者の九二%は男子であり、そのうち「世帯主」は六〇%を占め、「あとつぎ」は二六%を占めている。これを年齢別にみると、前年にくらべ「六〇歳以上」層のみが増加し、それ以下の年齢層はいずれも減少した。すなわち、六〇歳以上層は一%増の一万人であり、そのウェイトも年々高まり九%を占めた。ちなみに五〇歳以上層の高年齢者のウェイトは三九%であった。つぎに出稼ぎ先の産業種類をみると、その第一位は「建設業」の六九%（九万人）、ついで「製造業」の二一%（三万人）で前年とほとんど変化はみられず、両者で九割を占めてい

第62表　農家子弟の新規学卒者数の推移　（単位：千人，%）

		総　数	中　卒	高　卒	その他卒
実数（構成比）	1970年3月卒	1,162 (100.0)	619 (53.3)	473 (40.7)	70 (7.0)
	79・3	743 (100.0)	325 (43.7)	341 (45.9)	78 (10.5)
	80・3　①	729 (100.0)	319 (43.8)	334 (45.8)	77 (10.6)
	81・3　②	651 (100.0)	276 (42.4)	305 (46.9)	70 (10.8)
	82・3　③	603 (100.0)	244 (40.5)	293 (48.6)	67 (11.1)
対前年増減率	①	△ 1.9	△ 1.7	△ 2.3	△ 1.0
	②	△ 10.7	△ 13.4	△ 8.6	△ 8.5
	③	△ 7.4	△ 11.7	△ 4.0	△ 4.8

〔備考〕 1）卒業者は中学校以上の学校を卒業した農家世帯員で，卒業前の状態が通学が主であった者。
2）「その他卒」は，短大・大学，農業教育施設，及び各種学校の卒業者である。
3）1970年3月卒は4月30日現在調査であり，1979年3月卒以降は7月1日現在調査である。
4）出所は農林水産省統計情報部『昭和57年農家就業動向調査――農家子弟の新規学卒者の動向』（1983年3月刊）。

る。

以上のように、農家の出稼ぎ労働は農家世帯員の高齢化を反映し年々高齢化していることと重労働に集中していることが特徴である。なお、農家の出稼ぎ者の減少は事実としても一般に農水省統計による出稼ぎ者数は過少に評価されているとの問題点についてはこれまで再三本年鑑で指摘してきたところである。

農家子弟学卒者の動向

農水省統計情報部は農家就業動向調査の一環として毎年七月一日現在における農家子弟学卒者の動向に関する調査結果を公表している。第62表はこの調査結果によるが、これによると一九八二年三月に中学校以上の学校を卒業した農家子弟は六〇万人で、前年にくらべ七%減少した。このうちもっとも減少率のいちじるしいのは中卒で、前年比一二%減で二四万人となった。この結果、七〇年当時過半を占めていたその構成比は四一%に低下した。これに反し、高卒は前年にくらべ四%減じたものの、その構成比は四九%に上昇した。

同じ調査結果により新規学卒者の卒業後の動向をみると、八二年三月の学卒者のうち進学した者は三六万人、就業した者二三万人で前年にくらべそれぞれ一〇%および四%減少した。進学率は六〇%で若干例年を下回ったが、これは高卒の進学率が前年より一ポイント低下し三九%になったことによる。他方、就業者の割合は三七%でわずかながら上昇傾向にある。このうち自家農業と自営兼業以外の他産業就職者は前年比五%減じ二一万人となり就業者総数の九五%を占めた。また、就業者のうち自家農業就業者は前年にくらべ二五%増加し七〇〇〇人となった。この農業就業者の増加は七七年以来五年ぶりのことであった。この結果、農業就業率（就業者総数に

占める自家農業就業者の割合）は前年を〇・八ポイント上回り三・二％に回復した。男子のあとつぎの農業就業率は七・六％となった。また、都府県における経営耕地規模別の農業就業率をみると、規模の大きいほど農業就業率が高いのはこれまでと同じである。すなわち、〇・五*ha*未満層は〇・八％、一～一・五*ha*層三・四％、一・五～二*ha*層六％、二*ha*以上層九・八％であった。

2　農家経済と農業労賃

1　農家経済

農家経済の動向　農水省は一九二一年以来、基本的農業統計調査の一環として農家経済調査を実施している。第63表は全国一戸当たり平均の農家経済収支の推移を示したものであるが、これにより一九八一年度の農家経済の特徴をあげてみる。

(1)全国一戸当たり平均農家所得は前年度にくらべ五・七％増加し四七七万円となった。この農家所得の増加は、これまでと同じく主に農外所得の増加によるものであった。また、農家所得に出稼ぎ・被贈扶助等収入を加えた農家総所得は五九二万円で前年度比五・八％の増加であった。しかし、農家購入品価格総合指数でデフレート

第63表　農家経済の推移（全国1戸当たり平均）　（単位：千円，％）

	実数			対前年増減率			
	1975年度	1980年度	1981年度	1975年度	1979年度	1980年度	1981年度
農業所得	1,146.0	952.3	967.8	24.2	△ 5.8	△ 15.5	1.6
農外所得	2,268.4	3,562.9	3,804.7	12.1	8.8	8.3	6.8
農家所得	3,414.4	4,515.2	4,772.5	15.9	4.7	2.2	5.7
租税公課諸負担	389.7	778.6	861.0	11.4	15.4	12.7	10.6
出稼ぎ・被贈扶助等収入	546.3	1,078.6	1,147.7	20.2	13.0	19.5	6.4
可処分所得	3,571.0	4,815.2	5,059.2	17.1	4.7	4.0	5.1
家計費	2,650.0	3,942.0	4,113.5	15.2	7.4	7.3	4.4
農家経済余剰	921.0	873.2	945.7	22.7	△ 4.6	△ 8.5	8.3
農家総所得	3,960.7	5,593.8	5,920.2	16.5	6.0	5.1	5.8
農業依存度	33.6	21.1	20.3	(2.3)	(△ 2.8)	(△ 4.4)	(△ 0.8)
家計費充足率	43.2	24.2	23.5	(3.1)	(△ 4.3)	(△ 6.5)	(△ 0.7)

〔備考〕 1)「農業依存度」は農家所得にたいする農業所得の割合である。
2)「家計費充足率」は家計費にたいする農業所得の割合である。
3) 対前年増減率カッコ内の数値は対前年度差を示す。
4) 資料は農林水産省統計情報部『昭和56年度農家経済調査報告』(1983年1月刊)。

した実質農家総所得の伸び率は二・五%にとどまった。

(2)農業所得は前の二年間の赤字基調からようやく脱却したものの、いぜん低水準にあり前年度比一・六%増の九七万円にすぎず、七五年度の水準さえ回復できぬ状態にある。このことは農業粗収益の伸び率が低温や台風の影響による不作、農産物価格の低迷等により五%程度にとどまったにもかかわらず、農業経営費が農業生産資材価格等の値上がりにより八%上昇したことによる。

(3)農外所得は前年度比六・八%増加し三八〇万円となった。このうち労賃俸給手当等の収入は三三五万円で全体の八八%を占めた。

(4)出稼ぎ・被贈扶助等の収入は年々大幅な増加を示してきたが、八一年度のそれは一一五万円で前年度比六・四%と一桁台の増加にとどまった。これは農家世帯員の高齢化にともなう年金等の給付金にその多くを依存していることからも、今後高い伸び率が予想される。ちなみに八一年度の恩給年金・救護扶助等の給付金は六〇万円でその五三%を占めた。

(5)租税公課諸負担のみがひきつづき二桁台の高い伸びを示した。このため可処分所得は農家所得や出稼ぎ・被贈扶助等収入の一定の増加にもかかわらずそれらの伸び率を下回り五%増にとどまった。

(6)農業所得の低迷を反映し、農家所得にたいする農業依存度は前年度を〇・八ポイント下回り二〇・三%に低下した。また、家計費にたいする農業所得の割合を示す家計費充足率も〇・七ポイント下回り二三・五%に低下した。

経営耕地規模別農家経済

第64表は都府県一戸当たり平均の農家経済収支を経営耕地規模別に示したものである。以下、これにより一九八一年度の経営耕地規模別の農家

第64表　経営耕地規模別農家経済（都府県1戸当たり平均）

1981年度（単位：千円，%）

	農家所得			可処分所得	家計費	農家経済余剰	農業依存度	家計費充足率
	計	農業所得	農外所得					
都府県平均	4,805.4	937.8	3,867.6	5,082.0	4,103.1	978.9	19.5	22.9
0.5*ha* 未満	4,853.6	160.4	4,693.2	5,164.5	3,978.1	1,186.4	3.3	4.0
0.5～1*ha*	4,880.1	626.4	4,253.7	5,057.4	4,093.8	963.6	12.8	15.3
1～1.5*ha*	4,615.5	1,312.0	3,303.5	4,971.2	4,097.7	873.5	28.4	32.0
1.5～2*ha*	4,723.7	1,919.5	2,804.2	4,943.3	4,273.8	669.5	40.6	44.9
2～2.5*ha*	4,547.2	2,297.5	2,249.7	4,858.9	4,246.6	612.3	50.5	54.1
2.5～3*ha*	4,951.0	3,083.6	1,867.4	5,183.2	4,237.6	945.6	62.3	72.8
3*ha* 以上	5,064.1	3,507.7	1,556.4	5,540.4	4,743.8	796.6	69.3	73.9

〔備考〕 出所は第63表に同じ。

経済の特徴をみる。

(1)七九年度以来経営耕地規模の高さに応じて農家所得が高いという傾向は崩れているが、八一年度も同様であった。すなわち農家所得のもっとも高い階層は「三ha以上」層、ついで「二・五～三ha」層、「〇・五～一ha」層とつづき「〇・五ha未満」層の農家所得は「一～二・五ha」のいずれの階層よりも高く、もっとも低いのは「二～二・五ha」層であった。これを前年度にくらべてみると、都府県平均の六・二%より高い伸び率を示したのは「〇・五～一ha」層と「一・五～二ha」層の八%であり、もっとも低い伸び率であったのは「二～二・五ha」層の二%であった。

(2)農家所得の上昇に大きく寄与したのは農外所得であるが、対前年度比都府県平均農外所得の伸び率六・九%を下回ったのは「〇・五ha未満」層のみであった。「一～一・五ha」層は同水準の伸び率を示したが、他の上層階層にあってはいずれも都府県平均を上回る伸びを示した。とりわけ「一・五～二ha」層の農外所得はもっとも高い一〇・七%の増加であった。

(3)農業所得は前年度全階層で大幅な減少を示したが、八一年度は「二～二・五ha」層の対前年度比三・二%の減をのぞき、いずれの階層も増加した。階層別には「〇・五ha未満」層が最高の六・九%の増加をみせたが、「一～一・五ha」層は一・八%、「三ha以上」層は二・三%の微増にとどまった。

(4)農業所得の低迷により農業依存度は〇・五ha以上の全階層で低下した。「三ha以上」層のそれも前年度を一・二ポイント下回り六九・三%になった。また、家計費充足率も〇・五ha未満層をのぞく全階層で低下した。とりわけ「二～二・五ha」層は前年度より四・七ポイント低下し五四%に、「三ha以上」層は一・四ポイント低下して七四%になった。同じ農家経済調査結果により経営耕地規模別にみた八一年度の世帯員一人当たり可処分所得をみると、「〇・五ha未満」層が一三〇万円で最高であり、最低の「二ha以上」層は九四万円で〇・五ha未満層の七二%程度の水準であった。前年度と同じく一人当たり可処分所得は経営耕地規模の高いほど低いという結果となった。同じことは世帯員一人当たり家計費についてもみられる。

農家の費目別家計費

第65表は全国農家一戸当たりの平均家計費を費目別にみたものである。これによると八一年度の一戸当たり家計費は四一一万円で前年度比四・四%増となったが、農村消費者物価指数でデフレートした実質家計費の伸び率は〇・五%増にとどまった。

家計費を費目別にみると、八一年度は各費目とも前年度の伸びを下回った。とくに住居費は前年度にくらべ二・三%減少したが、これはその約三割を占める住宅維持修繕費が一二%の大幅減となったことによるものである。被服費もまた前年度比一・八%の微増にとどまった。反対にもっとも高い伸びを示したのは光熱・水道料の七・七%増であったが、これは灯油代の一五%増、水道料の二〇%増等によるものであった。飲食費は被服費、住居費とともに年々そのウェイトが低下している費目であるが、本年度は平均的な伸びを示したこともあり、エンゲル係数は前年度と同じ二二・九%であった。他方、年々ウェイトを高めてきた「雑費」は前年度にくらべ六%増加し二二五万円となり全家計費の五五%を占めた。このうち自動車費は八%増加し雑費の二一%を占め、小遣い諸会合雑費は一〇

第65表　農家の費目別家計費の推移（全国1戸当たり平均）

（単位：千円，%）

		総額	飲食費	被服費	光熱・水道料	住居費	雑費
実額（構成比）	1970年度	1,225.2 (100.0)	353.5 (28.9)	118.3 (9.7)	42.8 (3.5)	169.7 (13.9)	540.9 (44.1)
	1975年度	2,650.0 (100.0)	687.4 (25.9)	242.3 (9.1)	84.7 (3.2)	328.8 (12.4)	1,306.8 (49.3)
	1979年度	3,675.0 (100.0)	855.1 (23.3)	304.5 (8.3)	127.9 (3.5)	391.9 (10.7)	1,995.6 (54.3)
	1980年度	3,942.0 (100.0)	903.5 (22.9)	315.7 (8.0)	166.8 (4.2)	430.1 (10.9)	2,125.9 (53.9)
	1981年度	4,113.5 (100.0)	939.9 (22.9)	321.4 (7.8)	179.7 (4.4)	420.4 (10.2)	2,252.1 (54.8)
対前年増減率	1978年度	6.5	3.8	4.0	3.2	4.5	8.9
	1979年度	7.4	3.2	4.6	14.3	4.6	10.0
	1980年度	7.3	5.7	3.7	30.4	9.7	6.5
	1981年度	4.4	4.0	1.8	7.7	△2.3	5.9

〔備考〕　資料は農林水産省統計情報部『昭和56年度農家生計費統計』（1983年3月刊）。

%増加して一四%を占めた。また、臨時費は七%増加して一四%を占めたが、雑費のうちもっとも高いウェイトをもつ贈答送金は二%増にとどまったため、その構成比は一ポイント低下し二三%となった。

2　農家総所得と農業労賃

農家と勤労者世帯の所得比較

農水省の「農家経済調査」による農家総所得と総理府の「家計調査」による勤労者収入の比較を示したのが第66表である。以下、これにより八一年度の一戸当たりないし一人当たりの農家総所得水準の特徴をみることにする。

一戸当たり農家総所得は前年度比六%増の五九三万円、勤労者世帯一戸当たり収入は五%増の四四七万円であった。この結果、両者の格差は前年度より一ポイント拡大し三三%となった。また、世帯員一人当たり可処分所得は農家が一一五万円、勤労者一〇一万円で一三%農家収入が上回っている。しかし、この格差はそのまま農家に有利に作用していることを意味しない。この格差傾向は農業所得の低迷や農業依存度の低下に示されているように農外所得の増加によって支えられているものである。農業所得は農家総所得の一六%を占めるにすぎず、その圧倒的部分は兼業収入と出稼ぎ被贈扶助等の収入によるものであった。しかも、出稼ぎ被贈扶助等収入は年々増加し農家総所得の一九%余を占めるにいたった。八一年度の農家

第66表　農家と勤労者世帯の所得の比較（全国平均）　（単位：千円，%）

		1970年度	1975年度	1979年度	1980年度	1981年度
農家	1戸当たり農家総所得　A	1,596.4	3,966.5	5,328.8	5,603.1	5,929.6
	就業者1人当たり農家総所得B	600.2	1,549.4	2,114.6	2,223.5	2,334.5
	世帯員1人当たり農家総所得C	329.8	869.8	1,197.5	1,273.4	1,347.6
	世帯員1人当たり可処分所得D	300.3	784.4	1,042.2	1,096.5	1,152.0
勤労者世帯	1戸当たり実収入　a	1,390.5	2,897.2	3,961.5	4,254.0	4,468.2
	有業者1人当たり実収入　b	891.3	1,931.5	2,676.7	2,817.2	2,939.6
	世帯員1人当たり実収入　c	357.5	760.4	1,037.0	1,110.7	1,175.8
	世帯員1人当たり可処分所得d	327.8	693.5	911.2	968.5	1,013.8
対比	A／a	114.8	136.9	134.5	131.7	132.7
	B／b	67.3	80.2	79.0	78.9	79.4
	C／c	92.3	114.4	115.5	114.6	114.6
	D／d	91.6	113.1	114.4	113.2	113.6

〔備考〕1）勤労者収入は総理府「家計調査」によるもの。
2）農家の総所得及び可処分所得には勤労者世帯との比較のため通勤定期代を加えてある。
3）出所は前掲『農家経済調査報告』および農林水産大臣官房調査課監修『昭和57年度農業白書附属統計表』（1983年4月刊）。

一戸当たり恩給年金等給付金は六〇万円で、前年比一七%の増となり、総所得の一〇%を占めた。農家世帯の高齢化構造が一般世帯にくらべいちじるしいことはすでに指摘したが、このことが農家の恩給・年金収入のウェイトを高め総所得を相対的に高めてきたのである。

また、就業者一人当たりの所得をみると、農家世帯の不利性が明らかとなる。すなわち、八一年度の勤労者の就業者一人当たり農家総所得は二三三万円、収入は二九四万円で、農家は勤労者収入の七九%にすぎないのである。農家にとって勤労者なみの所得水準を維持するにはそれだけ多くの労働を投下しなければならなかったのである。この点、農業と製造業の就業者所得格差によっても明らかであるが、項をあらためて述べる。

農業労賃と農村内外諸賃金

農水省「農家経済調査」の一日当たり平均農業所得と労働省「毎月勤労統計調査」の製造業常用労働者五人以上規模平均賃金を比較すると、八一年度の一日当たり平均農業所得は四五七九円、製造業賃金一万一一三九円で、農業所得の労働者賃金にたいする格差は前年度をさらに二ポイント下回り四一%に低下した。また、都府県経営耕地規模「二～三*ha*」層は五五四〇円で五〇%、「三*ha*以上」層六六二七円で六〇%程度の水準にとどまった（農林統計協会編『農業白書附属統計表』一九八二年度）。

また、農水省の「農村物価賃金統計」（会計年度）による農林業労働賃金と労働省の「毎月勤労統計調査」（暦年）による常用労働者三〇人以上規模の平均賃金を比較すると、八一年度の全国平均一人一日当たり男子農業臨時雇い賃金は五三三〇

円で前年度を五%上回ったが、これを基準とした他産業賃金は、建設業二二三%、製造業二三〇%、卸売・小売業二一一%でいずれも二倍以上であった。さらに、これを同じ農村の各種賃料金と比較してもその格差は歴然としていた。ちなみに大工九五七三円で一八〇、左官九六四九円の一八一、伐木・造林八八六七円で一六六の格差がみられ、軽作業でも五八四七円で一〇%の差があった（農水省『ポケット農林水産統計』一九八三年版）。

つぎに全国農業会議所の「農業労賃等に関する調査結果」により一九八一年の一年間にわたる農村内外諸賃金の特徴をみる。八一年の一日当たり平均農業臨時雇い賃金のうち、もっとも高いのは男子の農作業（重作業）で五七六一円、ついで田植（手植え）の五七二五円であった。この田植作業賃金を基準に全国一日当たり男子の農村内外諸賃金をみると、トラクター等大型機械のオペレーター賃金は八一五一円で四二%高く、恒常的雇用他産業賃金六六六三円で一六%高、同じく大工・左官賃金約一万円で七五%高く、造林作業賃金六八三七円の一九%高、土工六九七八円の二一%高、伐出賃金八四四九円で四八%高であった。他産業賃金は臨時日雇賃金（五四二二円）をのぞきほとんどが農作業賃金を上回っているのである。

【参考資料】 (1)農水省統計情報部『昭和五七年農業調査報告書』（一九八三年三月刊）、(2)同編『ポケット農林水産統計―一九八三』（一九八三年三月刊）、(3)同編『昭和五六年 農家就業動向調査 報告書』（一九八三年三月刊）、(4)同編『昭和五六年農家子弟の新規学卒者の動向』（一九八三年三月刊）、(5)同編『昭和五六年度農家経済調査 報告』（一九八三年一月刊）、(6)同編『農家生計費統計』（一九八三年三月刊）、(7)農林統計協会編『農業白書附属統計表』（一九八三年四月刊）、(8)全国農業会議所『農業労賃等に関する調査結果（昭和五六年）』（一九八二年一〇月刊）。